

平成24年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

PCT国際出願制度における
手続の課題に関する
調査研究報告書

平成24年12月

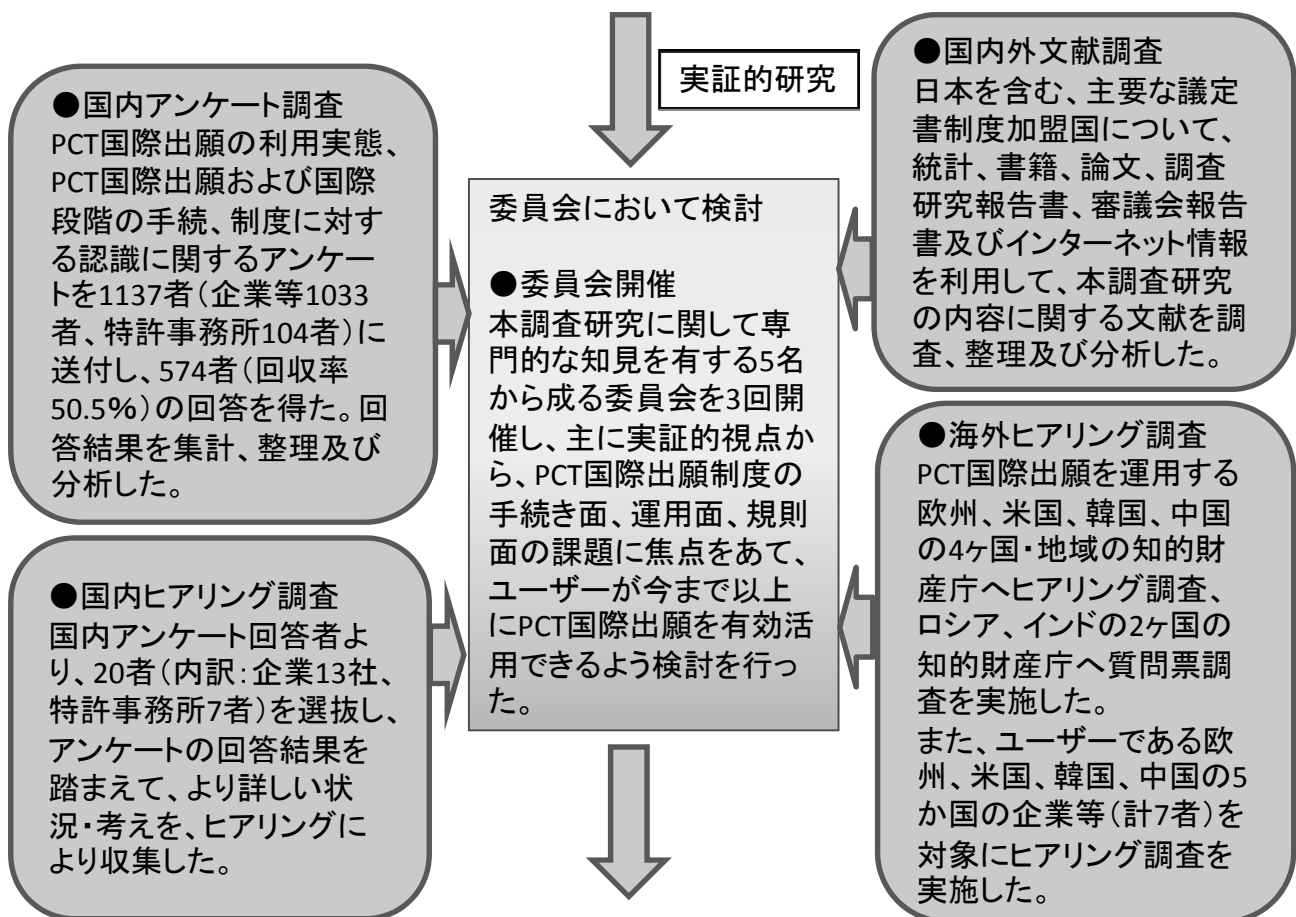
一般財団法人 知的財産研究所

●研究の趣旨・背景

経済活動のグローバル化に伴い、国際的に権利を取得する手段として、特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願 (PCT国際出願) の有用性が高まるとともに、日本が受理官庁として受理する PCT国際出願件数は増加を続けている。我が国ユーザーは出願件数が世界第2位であり、PCT国際出願利用に高いニーズがあるなかで、我が国ユーザーの声を集約し、WIPOを始めとする諸外国官庁・機関に対して利便性向上を働きかける意義は大きい。我が国ユーザーがより戦略的にPCT国際出願を活用できるようにするための規則改正及び、PCT国際出願を引き続き機能的に運営するための運用改善を検討する必要がある。

●現状・課題

ユーザー等からは、手数料納付手続の煩雑さ、オンライン出願ソフトの利用に当たっての不便さ、頻繁な手数料改定への対応の煩雑さ、国内移行情報の取得の難しさ、手続実務に関する情報の不足等について指摘を受けている。



●まとめ

我が国ユーザーの多くがPCT国際出願する際の固有の手続的課題として、簡便な手数料納付手続や、利用し易いオンライン出願ソフトを強く望んでいることが確認された。また、PCT制度全体における課題としては、国内移行情報の拡充を始め、その他各指定国における実務に関する更なる情報提供の仕組み作りの要望が寄せられた。今後も本調査研究で示されたPCT国際出願の手続的課題や問題点について改善策が検討されるとともに、国際的な議論や調整が必要な事項についても、WIPOを中心に制度利用者の手続的利便性の向上に向けた議論が行われることが期待される。

I. 序

1. 検討の背景

経済活動のグローバル化に伴い、国際的に権利を取得する手段として、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願（以下、「PCT国際出願」という。）の有用性が高まるとともに、日本が受理官庁として受理するPCT国際出願件数は増加を続けている。

しかし、我が国ユーザーのPCT国際出願利用に高いニーズがあるが、ユーザー等からは、手数料納付手続の煩雑さ、オンライン出願ソフト利用にあたっての不便さ、頻繁な手数料改定への対応の煩雑さ、国内移行情報取得の難しさ、手続実務に関する情報の不足等について指摘を受けている。

さらに、昨今、日本政府が策定した国際知財戦略及び知的財産推進計画において、PCT国際出願の利便性向上のため、管轄国際調査機関拡大の提案がなされているとおり、我が国ユーザーの国際的な知財保護活動を支援するためにもPCT国際出願の機能向上の推進力を維持していく必要がある。PCT国際出願件数が世界第2位でありかつ増加を続けている我が国ユーザーの声を集約し、世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局を始めとする諸外国官庁・機関に対して利便性向上を働きかける意義は大きい。

また、PCT国際出願における受理官庁、指定/選択官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関として、各国知的財産庁との業務比較を通じ、日本国特許庁の業務に関する課題を把握した上で、ユーザーフレンドリーなサービスを提供する観点から運用改善を進めていく必要がある。

そのような背景から、PCT国際出願の利用実態等を調査、整理及び分析し、ユーザーがより戦略的にPCT国際出願を活用できるようにするための規則改正、及び諸外国官庁・機関がPCT国際出願を引き続き機能的に運営するための運用改善を検討するための基礎資料並びに、WIPO等諸外国官庁・機関に働きかける内容の検討の基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を行った。

2. 本調査研究の実施方法

(1) 委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点から検討、分析、助言を得て、PCT国際出願制度における手続の課題に関して検討すべく、下道晶久弁護士を委員長とし、産業界有識者、及び実務従事者で構成される総勢5名の調査研究委員会を設置し、3回に亘って議論を行った。

(2) 国内外文献調査

書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究を実施する上で有益な文献を調査、整理及び分析した。

(3) 国内アンケート調査

我が国において PCT 国際出願を一定程度利用している企業等 1033 者及び特許事務所等 104 者、合計 1,137 者に対して、本調査研究に関するアンケート調査を実施し（6 月 29 日 発送、最終データ受付 8 月 1 日）、574 者（回収率 50.5%）から回答を得た。

(4) 国内ヒアリング調査

国内アンケート調査結果を参考に、企業 13 者及び特許事務所 7 者に対して、本調査研究に関する要望や改善点などについてヒアリング調査を実施した。（10 月～11 月）

(5) 海外ヒアリング調査

米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、韓国知的財産庁（KIPO）、中国特許庁（SIPO）を対象に、各国での業務状況・考え方についてヒアリング調査等を実施した（SIPO は書面回答）。また、参考情報として、ロシア特許庁（Rospatent）、インド特許庁（CGPDTM）へ質問票調査も実施した。更に、米国 2 者、欧州 2 者、韓国 2 者の各国企業の計 6 者に対して、国内ヒアリング調査におおよそ準じたヒアリング調査を実施した。なお、USPTO については、非公表が条件であるので、本報告書への掲載を差し控えた。

II. PCT 国際出願制度の利用状況

1. PCT 国際出願の利用実態

今回のアンケート結果で、PCT ルートの出願数を移行国ベースに換算すると、パリルートの出願件数よりも PCT ルートの方が多くなる。国内企業ヒアリング調査においては総論的に PCT ルートを利用する判断基準が近年変わったか否かを各社に聞いたところ、PCT ルートを利用する判断基準に大きな変化はなく、企業方針として進められている積極的な海外展開に伴う出願増加であることが窺えた。

2. 出願ルート選択の基準

出願ルートの選択基準として、出願予定国数、出願予定国（PCT 加盟国か否か）、時間的猶予を挙げる者が多数であった。出願国数が多い場合や、実験・試験結果がでるまで時間が必要な場合、権利化要否や移行国の決定のための時間が必要な場合に PCT ルートを選択している。この他にも、事業展開でよりグローバル化が進み、海外への出願を増やす傾向にあるとの回答や PCT 国際出願を積極的に実施しているとの回答が多くあった。

3. PCT のメリット

PCT ルートの選択基準がほぼ PCT のメリットであると考えられるが、アンケート調査においては、8 割の回答者が権利化要否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られることをメリットとして挙げている。日本語出願が可能であることも 4 割近くの回答者がメリットとして挙げており、ヒアリング調査でも同様であった。

4. PCT のデメリット

パリルートを選択する場合の基準がそのまま PCT のデメリットであると考えられ、移行国数が少ない場合は費用が割高になる、権利化を早期に実施したい場合は PCT ルートでは手間が掛かるということがあげられる。

Ⅲ. PCT 国際出願手続の実施状況

実施したアンケート調査の結果では、手続実務の全てを特許事務所に依存している利用者が多く、84%に上った。理由として、半数以上が実務負荷の大きいことを理由としており、次いで「専門家に任せる安心感」や「出願手続等が煩雑であること」があげられ、ユーザーへの負担のない制度や運用を検討する必要性が窺える。一方、出願者自身で手続を行う理由としては費用削減が 8 割以上と圧倒的に多く、手続実務の把握を理由とする者も 25%程度あった。国内企業へのヒアリングでは、自社で出願手続している場合でも特許事務所への依頼と併用しており、案件の性格により使い分けをする傾向が窺えた。

IV. 日本国特許庁への手続的側面に関する課題とニーズ

1. オンライン手続

現状、PCT 出願の 9 割以上がインターネット出願であり、インターネット出願における課題の解決は最も重要な手続的側面に関するニーズと言える。特許庁へのインターネット出願ソフトとして、国内のインターネット出願ソフトと PCT-SAFE が利用可能であるが、双方について、最新手数料の自動反映、ソフトウェアのバージョンアップの自動更新への要望が非常に高く、ともに要望事項の上位を占めている。また、国内インターネット出願ソフトに対する要望としては英語出願への対応を求める声が多く、これは PCT-SAFE の利用理由の 6 割が英語出願のためと回答していることから把握できる。この PCT-SAFE を利用した英語出願においては特殊文字等の変換に関して使用できる文字種に制限があることについての不満が極めて強い。

一方、中間書類のオンライン提出を可能とすることは、日本国特許庁においてはある程度のシステム対応が必要となると想定されるが、PCT 国際出願の手続的利便性の向上の観点からも重要な課題である。国内ヒアリング調査では、国内出願手続と同様なオンライン手続が可能となることを希望するとのコメントがあった。ユーザーからの要望の高い手続書類から優先的にオンライン化手続を可能とすることが望まれる。

2. 手数料納付

アンケート調査結果においては、手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑であるとの回答やその他の選択肢の記載欄においてそれに類似した回答を含めると、80%以上の回答者が手数料納付に関して改善を要望している。国内ヒアリング調査においても、多くが改善を希望している。改善要望としては、手数料の納付先の一本化や PCT 国際出願に関する全ての手数料について予納制度の活用、手数料納付時の添付書類等手続の簡素化を要請している。一つの納付方法でいずれも納付できるように検討することが望まれる。

3. 優先権書類の提出方法

アンケート結果では、優先権書類の WIPO 国際事務局への提出方法として、7 割以上の者が優先権書類を送付することを受理官庁に対して請求している。DAS を利用した優先権書類の提出はわずか 9%にとどまっており、国内ヒアリング結果からも、DAS の使用経験のない者が多いことが窺えた。DAS に関する不満な点や利用しない理由として、環境整備や利用開始までの煩雑さや時間の浪費等の導入段階で利用を敬遠している回答が多く得られ

た。今後もより簡便で簡素な手続となること、さらに一層の利用方法の周知が期待される。

4. PCT 規則の経過措置適用事項

優先権主張を伴う国際出願に欠落部分や要素があった場合でも先の出願から当該欠落部分や要素を引用して補充することで国際出願日を維持することができる制度の導入については、33%の者が利用する場合が想定される旨回答している。出願人等の救済手続の選択肢を増やすという意味では当該制度の導入は有意義であると考えられる。

優先権の回復を認める基準として「相当な注意を払ったもの」と「故意でないもの」の2種類が考えられるが、より緩やかな基準である後者を希望する回答を含めると、約60%の回答者が優先権回復の制度を利用する場合を想定している。合理的な基準については検討を要するが、救済措置の一環として当該制度の導入は有意義であると考えられる。

5. 英語による PCT 国際出願の場合における国際調査機関の選択基準

受理官庁である日本国特許庁へ英語出願した経験のある回答者が挙げる英語出願を行う理由としては、最初から英語で明細書を準備している場合と、欧州特許庁（EPO）に国際調査を依頼することが目的である場合に分けられる。受理官庁としての日本国特許庁へ英語で PCT 国際出願を行う場合に、EPO を国際調査機関として指定する理由としては、EPO 管轄内への移行を行う予定があることや、英語文献サーチの信頼性が高いことを挙げる回答者の割合が高い。出願人の国際的な権利取得の動きの加速から、汎用性の高い英語出願の増加も想定されるとともに、国際調査機関として英語文献調査の必要性だけでなく、英語での国際調査報告作成といった国際的な権利取得を支える取り組みが重視される方向にあると考えられる。

6. 国際調査機関としての日本国特許庁の管轄の拡大について

アジア各国を始めとした外国受理官庁における PCT 国際出願の出願人の国際調査機関の選択基準は、国際調査の質や迅速性、言語などが考えられるが、国際調査手数料の額も大きな割合を占めるものと考えられる。国内アンケート調査においては、アジア各国の受理官庁で受理された国際出願について、日本国特許庁が管轄国際調査機関になることへの要望が多い。また、米国における海外官庁や海外企業ヒアリング調査においては、日本国特許庁が国際調査を作成することに対するメリットについても言及されたこともあり、日本国特許庁の国際社会への貢献として、今後はアジアに限らず広くこのような要請に応じていくことも有益であると考えられる。

V. PCT 国際出願手続制度上の課題及びニーズ

1. 国際段階での成果物及び補正の機会の活用について

国際調査報告を各指定国での権利化要否の判断材料に使用すると回答は 61%に上り、加えて PCT 国際出願の評価として参考程度に利用している割合が 25%程度であることから、PCT 国際出願を利用する者は、国際調査報告を活用していることがわかる。

一方、19 条補正については、60%を超える者が基本的に 19 条補正は行わないと回答している。国際調査報告を各指定国での権利化要否の判断材料とすると回答した者の内 19 条補正は行わないとした者も 55%存在する。国内ヒアリング調査の結果も合わせると、19 条補正では請求項のみしか補正することができず、最終的には各国の判断に委ねられるので、国際段階では補正しない傾向が強いと考えられる。

アンケート調査の結果、制度を知らないと回答した 13%の回答者も含めて約 70%の者が非公式コメントを利用していないと回答しており、国内ヒアリング調査でも同様であった。非公式コメントを利用している理由としては、何らかの意見を付しておきたいといったものであったが、メリットをほとんど感じられないとの意見が多かった。海外企業ヒアリングにおいても同様の意見が得られた。非公式コメントを有効な制度とするためには、利用促進のための枠組みが必要であると思われる。

現行制度においては、日本国特許庁が受理する国際出願件数は約 38,000 件であるのに対して、国際予備審査の請求は約 2,200 件程度と多くなく、基本的に国際予備審査請求は行わない旨の回答が 58%に上った。国際予備審査請求をする場合は、34 条補正が必要な時に行う旨の回答が 31%と多い。大学による国際予備審査における請求の割合は企業・法人より高くなっており、これは JST の海外特許出願支援制度を利用するために、少なくとも主要な請求項に特許性が認められる必要性があることによるものであるとの意見があった。

以上の観点から、出願人は、国際調査報告や見解書の有用性は認識しているものの、権利取得を目指す指定国毎に国内段階での判断が異なることを前提として、総じて国際段階での一律の補正は行っていない。ただし、指定国によっては国内段階で国際段階での成果物、特に国際調査報告が考慮される可能性が高い国もあり、そのような面からの国際段階での補正等は意味があり、国際調査報告及び見解書等の国際段階での成果物の果たす役割は小さくない場合もある。

2. 補充国際調査・協働国際調査について

国内アンケート結果より、補充国際調査については利用したいとは思わない旨の回答が 75%を占めており、利用したいと思う回答者は 10%以下にとどまった。国内ヒアリング結果

においては、利用可能な補充調査機関が少ない、追加調査の必要性が少ないという意見もあり、国際段階における国際調査のセカンドオピニオンとなる補充国際調査についてはそれほどニーズはなく、今後、補充国際調査の制度自体の改善が望まれるところである。

一方、協働国際調査については、約 8 割が利用したいと回答しているが、料金や翻訳文不要とするなどの条件付きでの肯定回答が目立つ。実際に導入するには言語や費用的負担の問題が重要であると思われる。国内ヒアリング結果においては、言語や料金の問題はあるものの、数ヶ国の官庁が一度に調査することで質が向上し、それらの国への国内移行後にある程度影響を与えるのであれば関心がある旨の回答者が多かった。このことから、まずは PCT 国際出願制度における国際段階の最初の成果物である国際調査報告について、国内移行後の審査に一定程度尊重されていることが期待されるとともに、国際段階の早い段階で協働国際調査を利用した質の高い国際調査報告が得られることが期待されている。

3. カラー図面の導入のニーズ

現在 PCT 国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国特許庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていないが、アンケートによると約半数がカラー図面の導入を希望している。ただし、PCT 国際出願制度においてカラー図面を全面的に受容することは、WIPO 国際事務局は勿論のこと、少なくとも全ての受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関が受入可能とならない限り、カラー図面が受入可能な国の出願人と受入不可能な国の出願人との間で不公平感が生じる可能性もある。従って、PCT 国際出願制度への導入については、PCT 加盟国や国際機関の状況を精査した上で、ある程度の時間的余裕をみてタイミングを図る必要があるものと考えられる。

4. 第三者情報提供制度の活用予定

第三者情報提供制度は、国内アンケート調査によれば、約 50%の者が利用したいと考えており、日本国特許庁においても制度利用手続の周知を図る等の対策を講じ、今後当該制度が活性化されていくことが期待される。提供された情報の審査における取り扱いの調和を図り、また、WIPO 国際事務局において各国での活用方法を情報収集した上で周知することも有用ではないかと思われる。

VI. 情報提供・入手に関する課題及びニーズ

1. PCT 国際出願制度に関する情報収集方法について

手続実務等に関する情報については、日本国特許庁と WIPO を合わせたウェブサイトからの入手が全体で 8 割を超えているが、セミナーや講習会から情報を得る場合も 2 番目に多く、情報周知にあたっては、ウェブサイトへの掲載とともに、セミナーや講習会を適時のタイミングで開催することも重要であると窺える。国内ヒアリング調査では、日本国特許庁が提供するウェブサイトについては、目的の情報にたどり着くまでが困難であったり、更新情報においてどこが更新されたのかわかりづらいとの指摘があった。WIPO が提供するウェブサイトも多くの方が参照しており、特に出願人の手引きを活用している例もあったことから、他国制度の確認や調査のために当該手引きの充実が期待される。

2. 国内移行情報について

PCT 国際出願制度においてみなし全指定制度が導入された後、各国際出願の国内移行先の確認・調査は以前より困難となったが、この点について他者の国内移行情報を入手していないと回答したのは、大学、法人、特許事務所では 6 割に上る一方、企業では 25% 程度であった。企業における国内移行情報の入手方法としては、WIPO のパテントスコープを挙げる例が多く、海外企業ヒアリングでも同様の回答があったところ、WIPO による各指定官庁からの情報収集の充実が期待される。我が国への国内移行情報については迅速に WIPO へ提供されているものの、国内で同様な情報が得られるものとして公表・再公表の精度がある。このうち再公表について、その意義についてアンケート調査を行ったところ、他の公報と同様に再公表は公報形式で必要である旨の回答が 60% に上り、9 割近くが再公表特許の情報が必要であるとの回答があった。この理由としては、ヒアリング調査によれば、公報形式の情報を各種データベースの情報源として取り込んでおり、その中の検索システムに再公表も組み入れられているとの現状があり、公報形式で情報提供されない場合、当該検索から情報が落ちてしまうことを懸念する声も多かった。

VII. 更なる活用の為の PCT 国際出願制度に対するニーズ

WIPO の PCT 作業部会などで新たに提案されている制度や運用に対する調査も実施した。これらの項目については、未だ各加盟国からの提案の段階にとどまるものであり、具体性に乏しいものや実現性の高くないものも含まれるが、今後導入に向けた議論が行われる可能性もあるため、制度利用者の目線でこれらの項目に対する考え方を把握することは今後

の議論に有意義であると考えられる。

以下の7項目についてアンケート調査を実施した。

- ・サーチ履歴の公開
- ・特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合
- ・国際調査機関の見解書の国際公開時の公開
- ・国際公開後の国際調査報告及び見解書作成
- ・国際予備審査における追加サーチ
- ・追加料金により国際段階における手続を加速可能なオプション（早期審査）
- ・国際調査報告における文献カテゴリーの変更

これらの中で、「サーチ履歴の公開」、「特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合」については半数以上が希望する・望ましいを選択しており、要望が高い項目であった。他方、「国際調査機関の見解書の国際公開時の公開」を望ましい・検討に値するを選択した者が8割を超えていることに加えて、「国際公開後の国際調査報告及び見解書作成」を望ましい・検討に値するを選択した者も8割を超えており、ユーザーニーズを一義的に捉えることは難しいことが示されている項目もあった。

VIII. まとめ

本調査研究では、我が国のPCT国際出願の手続制度の利用状況の確認や手続面を中心としたPCT国際出願制度の課題を中心に検討を行った。

本調査研究を実施期間中においても、第5回PCT作業部会等でPCTの改善が国際的に議論され、WIPO国際事務局においてはウェブ上で各種手続や案件管理が可能となるePCTといった新しいオンラインシステムが提供され、利用が開始されるなど、手続的側面においては、手続者と各国特許庁やWIPO国際事務局との間だけでなく、各国特許庁間の連絡やデータ通信においても新たなツールの急速な発展やシステムの大きな変化も予想される。ePCTについては、他国官庁においてもWIPOへの協力を検討しているところ、日本国特許庁においても環境の変化に柔軟に対応すべく検討の必要性が高まっている。

また、我が国に視点を移してみても、本調査研究の実施と並行してPCT国際出願制度における手続の利便性向上に向けた取り組みは進められており、例えば、2012年10月からは優先権主張伴う国際出願に欠落部分や要素があった場合でも先の出願から当該欠落部分や要素を引用して補充することで国際出願日を維持できる制度が導入され、PCT規則における経措置規定適用の撤回が行われた。さらに、現在開かれている産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会においては、優先権の回復制度の導入が議論されるだけでなく、国際出願手数料など今まで特許印紙等で支払うことができなかった手数料についても特許印紙や予納制度を利用可能とすべきとする議題も上げられており、日本国特許庁にお

ける PCT 国際出願手続の飛躍的な利便性向上が期待される。

本調査研究の結果、我が国ユーザーの多くが PCT 国際出願する際の固有の手続的課題として、簡便な手数料納付手続や、利用し易いオンライン出願ソフトを強く望んでいることが確認された。また、PCT 制度全体における課題としては、国内移行情報の拡充を始め、各指定国における実務に関する更なる情報提供の仕組み作り等の要望が寄せられた。今後も、本調査研究で示された PCT 国際出願の手続的課題や問題点について改善策が検討されるとともに、国際的にさらなる議論や調整が必要な事項について、WIPO を中心とする国際的なフォーラムの中で、制度利用者の手続的利便性の向上に向けた議論が一層進展していくことを期待する。





はじめに

経済活動のグローバル化に伴い、国際的に特許権を取得する手段として、特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の有用性が高まるとともに、日本特許庁が受理官庁として受理するPCT国際出願件数も増加を続けている。

しかし、我が国ユーザーからのPCT国際出願利用に対する高いニーズがある一方、ユーザーからは手数料納付手続の煩雑さ、オンライン出願ソフト利用の不便さ、頻繁な手数料改定への対応の煩雑さ、国内移行情報取得の難しさ、さらには手続実務に関する情報の不足等といった手続面に関する課題についての指摘も受けている。

本調査研究は、このような背景を踏まえ、PCT国際出願の利用実態等を調査、整理及び分析し、PCT国際出願が引き続き機能的に運営され、ユーザーがより戦略的にPCT国際出願を活用できるようにするための規則改正や運用改善を検討し、あわせて諸外国官庁やWIPO等の機関にも改善を働きかけることを検討していくための基礎資料の作成を目的として行った。具体的には、国内においてはアンケート調査を実施し、アンケート回答者の一部に対してヒアリング調査も実施し、制度利用の現状や改善意見を調査した。海外においては、海外知的財産庁と海外企業に対するヒアリング調査を実施し、その運用や改善意見の調査を行い、これらの調査結果を基に委員会にて検討を行った。

本調査研究で得られたPCT国際出願制度における手続の課題についての報告が、特許庁における制度改正や運用改善の基礎資料になるとともに、我が国ユーザーがより戦略的に国際的な知財保護活動を展開するための参考資料となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、委員会にて貴重なご意見をいただき議論いただいた委員及びオブザーバーの各位、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた企業、特許事務所、大学、財団法人・行政法人及び海外知的財産庁の関係各位に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成24年12月

一般財団法人 知的財産研究所

「PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究」
委員会名簿

(敬称略)

委員長

下道 晶久 青和特許法律事務所 IP 情報室 室長 弁理士

委員

太田 宜衛 日本知的財産協会 国際第2委員会委員長
(積水化学工業(株) 知的財産部 担当課長)

佐藤 由薫 キヤノン(株) 知的財産法務本部
知的財産業務センター 出願業務課 課長

永岡 重幸 特許業務法人 藤村合同特許事務所 パートナー 弁理士

永野 大介 日本知的財産協会 国際第2委員会委員長代理
(パナソニックヘルスケア(株)
知的財産センター 所長 弁理士)

オブザーバー

田口 恵一	特許庁 審査業務部 国際出願課 課長
遠藤 三男	特許庁 審査業務部 国際出願課 国際出願企画室 室長
杉山 卓也	特許庁 審査業務部 国際出願課 国際出願企画室 室長補佐
榎本 史夫	特許庁 審査業務部 国際出願課 国際出願専門官
大野 さやか	特許庁 審査業務部 国際出願課 国際出願専門官
桂 正憲	特許庁 総務部 企画調査課 課長
伏本 正典	特許庁 総務部 企画調査課 特許戦略企画調整官
山中 隆幸	特許庁 総務部 企画調査課 課長補佐
星野 和男	特許庁 総務部 国際課 企画調査官
吉野 幸代	特許庁 総務部 国際課 課長補佐
多田 達也	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査基準室 室長補佐
齋藤 正貴	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査基準室 係長
夏目 健一郎	世界知的所有権機関 日本事務所 所長
橘 均憲	世界知的所有権機関 PCT コンサルタント

事務局

三平 圭祐	一般財団法人知的財産研究所 常務理事
天野 斉	一般財団法人知的財産研究所 研究第二部長
岩井 勇行	一般財団法人知的財産研究所 統括研究員
田村 修一	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
高橋 勝利	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
中島 栄彦	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
島倉 春人	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員





目 次

要約

はじめに

委員会名簿

I. 序	1
1. 検討の背景	1
2. PCT の成立の経緯と現状	2
(1) 手続条約としての PCT 成立	2
(2) PCT リフォームとその後	2
(3) 国内における PCT 手続きの発展	3
(i) PCT に基づく国際出願等に関する法律 (国際出願法) 等の改正	3
(ii) オンライン出願の導入	3
3. PCT の利用実態	4
(1) PCT 国際出願件数の増加	4
(i) 海外での権利取得意欲の向上	5
(ii) 国内出願予算の抑制等	6
(2) PCT ルートとパリルートの使い分け	7
4. PCT 手続ツールの現状	7
(1) オンライン手続の課題	7
(2) EASY モード出願	8
(3) デジタルアクセスサービス (DAS) の発展	9
(4) WIPO によるツールの提供	9
5. PCT をめぐる効果的な手続・運用等の在り方	10
(1) 手数料納付の在り方	10
(2) 我が国が適用留保している規定	10
(3) 国際調査機関としての管轄拡大	11
(4) 情報提供の在り方	11
6. 手続的観点における PCT をめぐる議論の現状	11
(1) 権利の回復基準	11
(2) カラー図面	12
(3) 補充国際調査	12
(4) その他各種 PCT 改善提案	12

7.	調査研究の内容、方法、報告書の構成	13
(1)	本調査研究で掲げた問題意識	13
(2)	調査研究の内容	14
(3)	委員会による検討	14
(4)	国内外文献調査	14
(5)	国内アンケート調査	14
(6)	国内ヒアリング調査	15
(7)	海外ヒアリング調査	15
(8)	報告書の構成	15
II.	PCT 国際出願制度の利用状況	16
1.	PCT 国際出願の利用実態	16
2.	出願ルート選択の基準	16
3.	PCT のメリット	17
4.	PCT のデメリット	18
III.	PCT 国際出願手続の実施状況	19
IV.	日本国特許庁への手続的側面に関する課題とニーズ	21
1.	オンライン手続	21
(1)	インターネット出願	21
(2)	中間書類のオンライン化	23
2.	手数料納付	23
3.	優先権書類の提出方法	24
4.	PCT 規則の経過措置適用事項	26
(1)	引用補充手続へのニーズ	26
(2)	優先権回復手続へのニーズ	26
5.	英語による PCT 国際出願の場合における 国際調査機関の選択基準	27
6.	国際調査機関としての日本国特許庁の管轄の拡大について	29
V.	PCT 国際出願手続制度上の課題及びニーズ	30
1.	国際段階での成果物及び補正の機会の活用について	30
(1)	国際調査報告及び 19 条補正について	30
(2)	非公式コメントの活用について	31

(3)	国際予備審査及び34条補正について	32
(4)	国際段階での成果物の意義について	33
2.	補充国際調査・協働国際調査について	33
3.	カラー図面の導入のニーズ	35
4.	第三者情報提供制度の活用予定	36
VI.	情報提供・入手に関する課題及びニーズ	37
1.	PCT国際出願制度に関する情報収集方法について	37
2.	国内移行情報について	38
VII.	更なる活用の為のPCT国際出願制度に対するニーズ	40
1.	サーチ履歴の公開	40
2.	特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合	40
3.	国際調査機関の見解書の国際公開時の公開	40
4.	国際公開後の国際調査報告及び見解書作成	41
5.	国際予備審査における追加サーチ	41
6.	追加料金により国際段階における手続を加速可能とするオプション (早期審査)	41
7.	国際調査報告における文献カテゴリーの変更	42
VIII.	まとめ	43

資料編

資料Ⅰ 国内アンケート調査

資料1	アンケート票（企業用）	49
資料2	アンケート票（大学用）	71
資料3	アンケート票（行政法人・財団法人用）	93
資料4	アンケート票（特許事務所用）	115
資料5	アンケート集計結果	131

資料Ⅱ 国内ヒアリング調査

資料1	国内ヒアリング結果抜粋版	177
資料2	国内ヒアリング結果詳細版	189

資料Ⅲ 海外ヒアリング調査

資料 1	海外企業ヒアリング質問票	237
資料 2	海外企業ヒアリング結果	243
資料 3	海外知的財産庁ヒアリング質問票	253
資料 4	海外知的財産庁ヒアリング結果	261





I. 序

1. 検討の背景

経済活動のグローバル化に伴い、国際的に権利を取得する手段として、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願(以下、「PCT国際出願」という。)の有用性が高まるとともに、日本が受理官庁として受理するPCT国際出願件数は増加を続けている。

しかし、我が国ユーザーのPCT国際出願利用に高いニーズがあるが、ユーザー等からは、手数料納付手続の煩雑さ、オンライン出願ソフト利用にあたっての不便さ、頻繁な手数料改定への対応の煩雑さ、国内移行情報取得の難しさ、手続実務に関する情報の不足等について指摘を受けている。

さらに、昨今、日本政府が策定した国際知財戦略及び知的財産推進計画において、PCT国際出願の利便性向上のため、管轄国際調査機関拡大の提案がなされているとおり¹、我が国ユーザーの国際的な知財保護活動を支援するためにもPCT国際出願の機能向上の推進力を維持していく必要がある。PCT国際出願件数が世界第2位でありかつ増加を続けている我が国ユーザーの声を集約し、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局を始めとする諸外国官庁・機関に対して利便性向上を働きかける意義は大きい。

また、PCT国際出願における受理官庁、指定/選択官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関として、各国知的財産庁との業務比較を通じ、日本国特許庁の業務に関する課題を把握した上で、ユーザーフレンドリーなサービスを提供する観点から運用改善を進めていく必要がある。

そのような背景から、PCT国際出願の利用実態等を調査、整理及び分析し、ユーザーがより戦略的にPCT国際出願を活用できるようにするための規則改正、及び諸外国官庁・機関がPCT国際出願制度を引き続き機能的に運営するための運用改善を検討するための基礎資料並びに、WIPO等諸外国官庁・機関に働きかける内容の検討の基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を行った。

¹ 「国際知財戦略(Global IP Initiative)～国際的な知的財産のインフラ整備に向けた具体的方策」19頁(特許庁、2011年7月) http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_16_paper/siryou_01.pdf [最終アクセス日:2012年12月20日]

「知的財産推進計画2012」10頁
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf> [最終アクセス日:2012年12月20日]

2. PCT の成立の経緯と現状

(1) 手続条約としての PCT 成立

1966年9月のパリ同盟執行委員会において米国が特許における国際協力に関する提案を行い、1970年3月の外交会議でPCTが採択された。その後、各国の批准書又は加入書の寄託によりPCTは1978年1月24日に発効し、第2章（国際予備審査）は同年3月に適用された。我が国は第19番目の加盟国として1978年7月1日に加入書を寄託し、同年10月1日にPCT国際出願の受付及び国際予備審査の請求の受付が開始されている。現在、加盟国は146ヶ国に上る²。PCTの重要な役割の一つとして、条約前文に記載があるとおりの、複数の国において発明の保護が求められている場合に発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的なものにする事が挙げられる。

このような目的のもと、PCTでは出願手続及び方式要件の統一、国際調査、国際公開並びに国際予備審査が定められており、出願人はPCTに定められた要件に従った一つの出願書類を作成し、当該書類をもって受理官庁に出願すれば、その出願の日に各締約国において正規の国内出願があったものとみなされ、出願人及び各国特許庁における時間、労力、費用などの節減を図ることが可能な手続条約となっている。

PCT制度は、国際的な出願手続であるため、発明が特許権として各国で認められるかどうかは各国特許庁の実体審査に委ねられている。

(2) PCT リフォームとその後

PCT 国際出願は、発効から 20 年を超える頃から出願件数が着実に伸び、世界規模の特許取得のための手段として活用されてきたが、産業財産権を巡る環境変化に対応しようとするユーザーニーズの高まりと PCT 国際出願件数増加に伴う官庁側の負担も顕著となっていた。また、PCT 制度は多くの規則改正を経たことによる複雑化した手続の簡素化や、国際出願と国内出願との親和性を高めるためにも、特許法条約 (PLT) が掲げるユーザーフレンドリーの思想を PCT 制度に取り組みようとする議論が盛んに行われた。

そのような背景のもと、米国が 2000 年の WIPO 加盟国総会において、PCT リフォームを検討するための特別な作業部会を設置することを提案し、2001 年から 2007 年まで議論された。PCT リフォームの下、達成された主な制度・手続の改正は以下のとおり。

- ① 国内移行期限一律 30 ヶ月（2002 年 4 月）
- ② 国内移行期限徒過に対する救済手続の導入（2003 年 1 月）
- ③ みなし全指定手続の導入（2004 年 1 月）

² WIPO のウェブサイトの情報。

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexa/ax_a.pdf [最終アクセス日：2012 年 12 月 20 日]

- ④ 品質管理の導入（2004年1月）
- ⑤ 国際調査見解書の導入（2004年1月）
- ⑥ 欠落補充手続の導入（2007年4月）
- ⑦ 優先権回復（2007年4月）
- ⑧ 補充国際調査の導入（2009年1月）

現在、PCT リフォームという制度全体の修正議論は終決し、実務的な運用調整、電子的手続の推進、手続条約の枠を更に拡大した実体審査にも利益をもたらす制度の模索などが検討されている。

（3） 国内における PCT 手続の発展

（i） PCT に基づく国際出願等に関する法律（国際出願法）等の改正

国際出願法は、制定以来、数回に分けて改正が行われている。

近年では、平成 14 年特許法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 24 号）において国際予備審査請求がない場合でも国内移行期間を 30 ヶ月とする制度の導入、平成 15 年特許法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 47 号）においては、みなし全指定制度の導入、国際調査機関による見解書、及び国際予備審査請求期間を導入する改正が行われている。その他、我が国の特許関係料金施策に基づき国際調査手数料の改正等、国際出願法施行規則等の改正が多数実施されている。特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）においては、我が国出願人の海外での競争力強化に向けた外国出願支援が重要との観点から、我が国が設定する国際調査手数料等の規定を改正し、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 23 年政令第 370 号）において、日本国特許庁が行う国際調査の手数料等の引き下げを行った。

（ii） オンライン出願の導入

2004 年 4 月より、受理官庁としての日本国特許庁への PCT 国際出願について、ISDN 回線を利用したオンラインによる日本語出願の受付を開始するとともに、2010 年 1 月からは PCT 国際出願（日本語のみ）についてもインターネット回線を利用したオンライン出願が可能となった。また、2007 年 1 月からは WIPO が提供するソフトウェアである「PCT-SAFE」を使用した PCT 国際出願のインターネット回線を利用したオンライン出願の受付が開始されており、これにより英語によるオンライン出願が可能となっている³。

³ http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/pectapplicationsoft.htm [最終アクセス日：2012 年 12 月 20 日]

3. PCT の利用実態

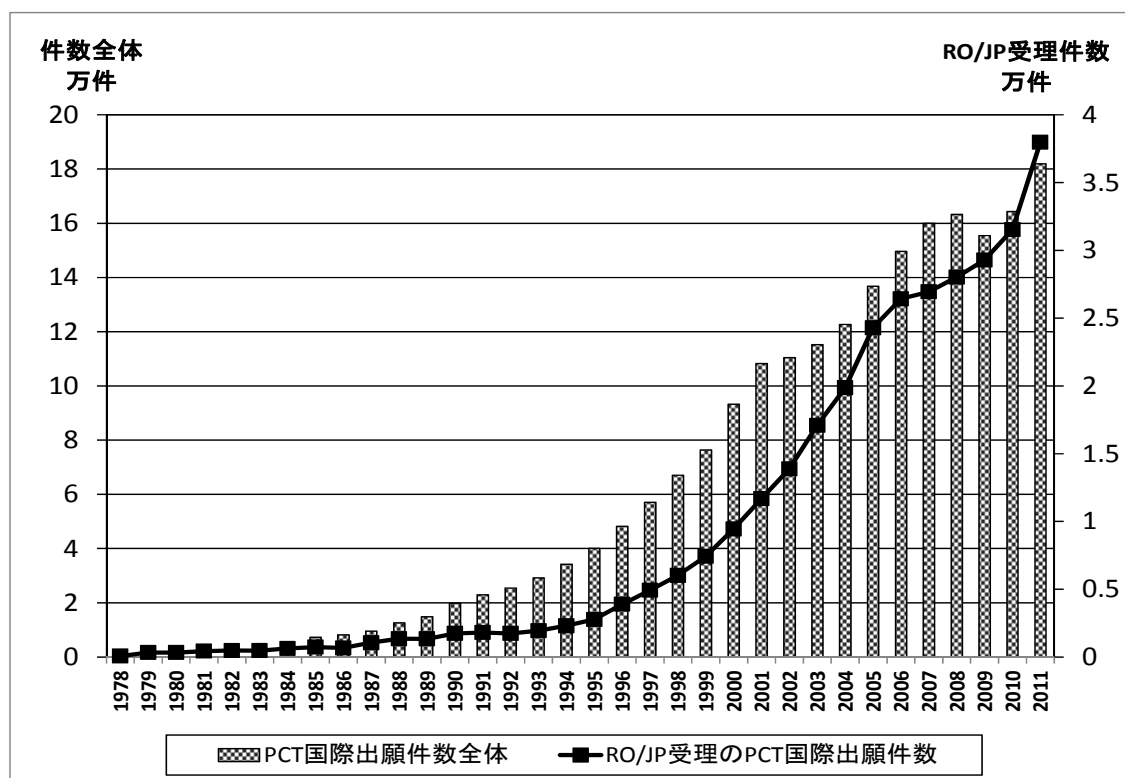
(1) PCT 国際出願件数の増加

我が国ユーザーに対する PCT 国際出願手続の利便性を検討するにあたっては、PCT 制度の活用方法の実態について把握する必要がある。

PCT 制度は、着実な加盟国の増加も伴い、外国に対する特許出願制度としての利用価値が年々高まりつつある。特に経済と技術のボーダーレス化が本格化した現在、外国での特許取得の必要性が拡大し、PCT 国際出願件数も急増している。

世界全体で出願された PCT 国際出願は、2004 年に累積 100 万件に達し、2011 年には 200 万件に到達した。最初の 50 万件に達するまでに条約発効から 22 年が必要だったことに対し、次の 50 万件はわずか 4 年で達成された。また、最初の 100 万件に達するまでに 26 年が経過したのに対し、次の 100 万件は 7 年で到達している。このような状況にも近年の PCT 制度の利用拡大が端的に表されている⁴。

図表 I -1. PCT 国際出願件数の年次別推移⁵



⁴ 『特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願制度の概要』 7 頁 (特許庁 国際出願課)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h24_jitsumusya_txt/12_toujitsu.pdf [最終アクセス日: 2012 年 12 月 25 日]

⁵ <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/> [最終アクセス日: 2012 年 12 月 25 日]

我が国ユーザーによる PCT の利用も順調に拡大しており、特に 2011 年については、国内特許出願件数が微減の中で PCT 国際出願件数は大幅に増加した（前年比 20%増）⁶。PCT 制度の活用方法の実態把握にあたって、当該増加傾向は注目すべき事項と考えられる。

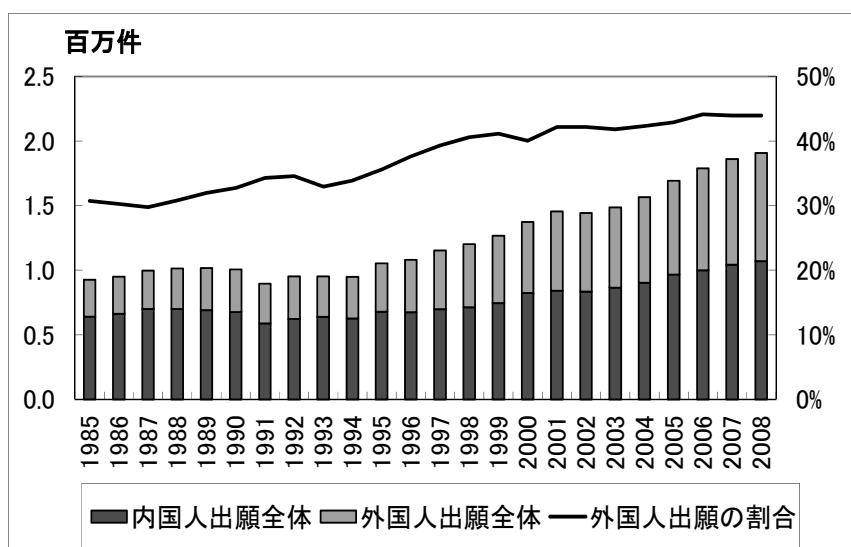
(i) 海外での権利取得意欲の向上

このような PCT 国際出願増加の背景には、ユーザーによる海外での権利取得意欲の向上が関連するものと考えられる。

WIPO 統計をもとに作成された下記グラフにおいては、海外への特許出願が国内の特許出願よりも高い増加率で推移しており、PCT 国際出願に限らず特許制度の利用者にとっての海外への特許出願の重要性を窺うことができる。

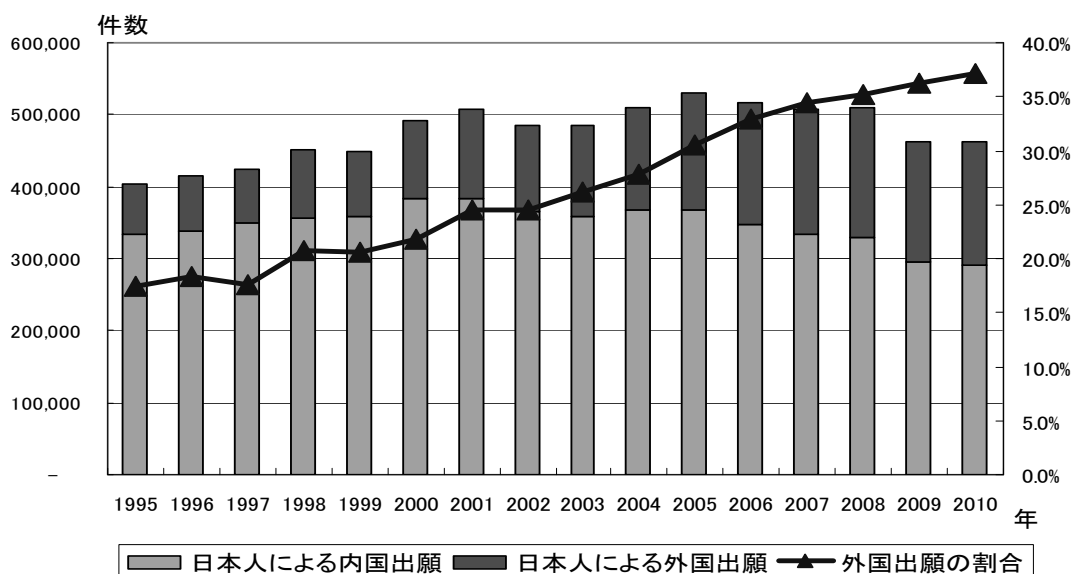
このような中で、海外での権利取得を見据えることにより、PCT 国際出願における英語出願の重要性も高まることが予想される。

図表 I-2. 内国人の出願件数、外国人の出願件数、全体に対する外国人の出願割合の年次別推移⁷



⁶ 『特許行政年次報告書 2012年版』2頁（特許庁、2012年版）
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012/honpen/1-1.pdf> [最終アクセス日：2012年12月20日]
⁷ <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/> [最終アクセス日：2012年12月25日]

図表 I-3. 日本人による内国出願、外国出願、外国出願の割合の年次別推移⁸



(ii) 国内出願予算の抑制等

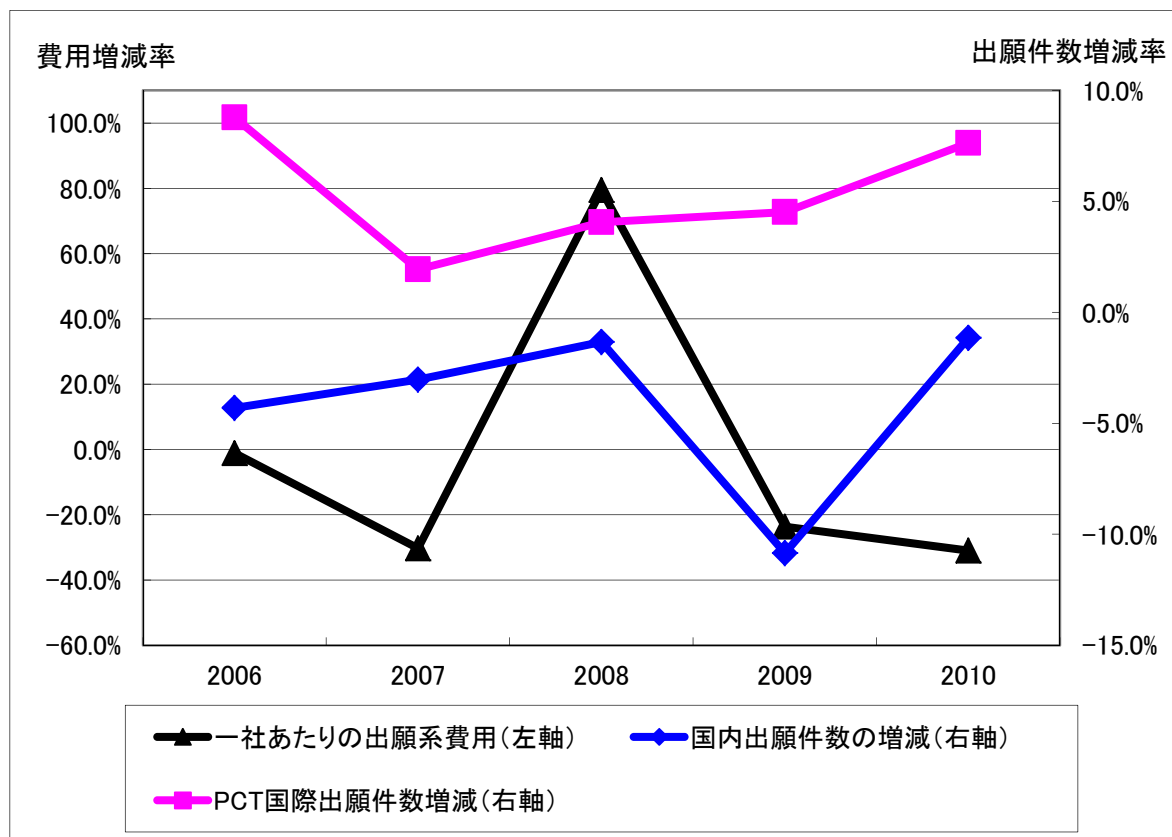
以下のグラフは、日本国特許庁が実施している知的財産活動調査から「一社あたりの出願系費用」の伸び率と国内出願件数の増減率、PCT 国際出願件数の増減率を比較している。

出願系費用がマイナスとなった 2009 年においては、国内出願の伸び率もマイナスとなっているところ、PCT 国際出願の件数については安定的に推移している。このことから、リーマンショック以降、各企業は国内出願に係る出願費用を削減した一方、PCT 国際出願の出願費用については安定的に確保していると考えられる。

その他、円高の進行なども海外での権利取得費用へ影響を与える一つの要因とも考えられる。

⁸ <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/> [最終アクセス日：2012年12月25日]

図表 I-4. 企業一社あたりの出願系費用、国内出願件数、PCT 国際出願件数の前年に対する増減率⁹



(2) PCTルートとパリルートの使い分け

海外での権利取得に際しては、PCT 国際出願を活用する方法 (PCT ルート) の他、パリ条約に基づく優先権を利用して外国へ出願する方法 (パリルート) も活用されている。

出願人によっては両ルートの使い分けを行っており、どのような場合にパリルートを活用し、どのような場合に PCT ルートを活用するかについて把握することで、PCT 制度のメリットを最大限に生かした検討が可能となる。

4. PCT 手続ツールの現状

(1) オンライン手続の課題

現在、受理官庁としての日本国特許庁が認めるオンライン手続は国際出願のみであり、

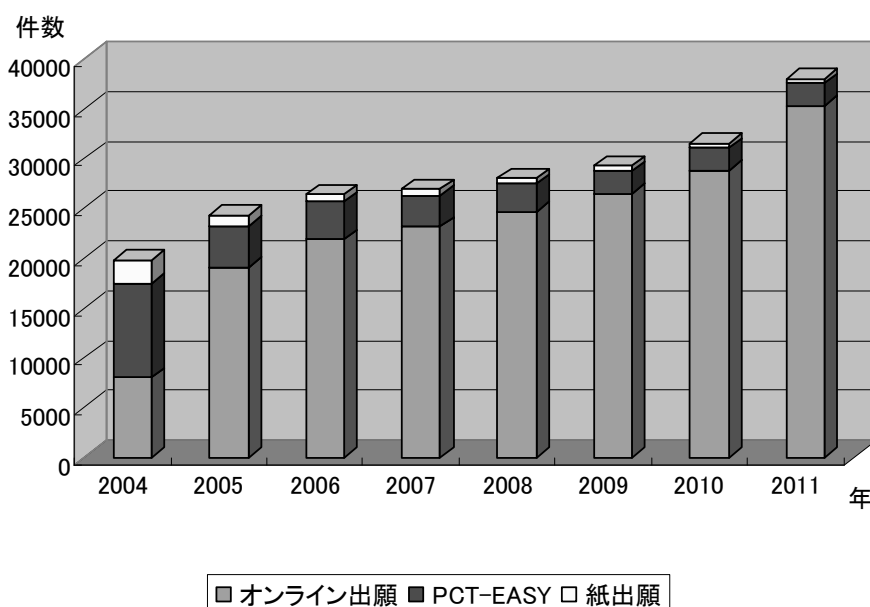
⁹ 平成 22 年度知的財産活動調査結果 統計表 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/h22_tizai_katudoutoukei.htm
[最終アクセス日：2012 年 12 月 25 日]

既に PCT 国際出願全体の 93%以上がオンラインで行われている。ただし、中間手続については全て紙媒体での提出が求められる。

オンライン出願の場合、国際出願手数料が 27,400 円の減額となる。また、オンライン出願のためのソフトウェアとして、日本国特許庁が提供するインターネット出願ソフトと WIPO が提供する PCT-SAFE の利用が可能となっている。

日本国特許庁が提供するインターネット出願ソフトは日本語出願のみに対応している。PCT-SAFE を利用して英語出願を行った場合には、イメージの貼り付けによるほかはギリシャ文字やラテン文字等は入力できないという問題点がある。

図表 I-5. PCT 国際出願の手続方法別出願件数の年次別推移 (JPO 受理分)¹⁰



(2) EASY モード出願

PCT-SAFE の EASY モード機能を使用して作成した願書と要約書のデータを格納した電子媒体を、紙媒体の願書及び明細書等とともに提出する EASY モード出願は、PCT 国際出願全体の 6%を占めており、9,100 円の減額となる¹¹。EASY モード出願においても、電子媒体の要約書がギリシャ文字等を含むために文字化けするなどの問題がある。

2012 年 4 月から EASY モード出願で提出する電子媒体は、フレキシブルディスクに加え CD-R も可能となった。

¹⁰ <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/> [最終アクセス日：2012 年 12 月 25 日]

¹¹ <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm> [最終アクセス日：2012 年 12 月 20 日]

(3) デジタルアクセスサービス (DAS) の発展

日本国特許庁は2009年4月よりWIPOが提供する優先権書類のデジタルアクセスサービス (DAS) の利用が可能となった¹²。ユーザーはDASを利用することにより、第一国に対する出願を優先権主張の基礎として、第二国へ出願する際に、第二国への書面による優先権書類の提出を省略することが可能である。

2010年1月より、PCT国際出願の手続においても、WIPO国際事務局に対してDASを利用して優先権書類を取得することを請求することが可能となった。

ただし、日本国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願（日本国に対して国内移行手続を行ったPCT国際出願を含む）に係る優先権書類は対象外である。

(4) WIPOによるツールの提供

WIPOが提供するパテントスコープは、出願人の提出書類及び官庁の通知等が原則全て閲覧対象となっているとともに、各種番号や氏名等の書誌情報による照会に加えて、技術用語による明細書や請求の範囲の検索、PCTに加えて一部の国の国内出願の同時検索、英語、独語、仏語、スペイン語、各々の特許分野における類似語による言語横断的な検索も可能となるなど年々利便性の向上が図られている。

昨今、WIPO国際事務局では、オンラインを利用したサービスを充実させている。特に、2010年より運用が開始されたPCTオンラインドキュメントアップロードサービスについては、WIPO国際事務局への手続がウェブ上で可能となり、WIPO国際事務局に対する手数料支払いもクレジットカードで利用可能となった。

近年、WIPO国際事務局が推進しているePCT構想も注目に値する。ePCTは出願人向けの共通電子的コミュニケーション手段として、異なる受理官庁や国際調査機関を選択する場合でも単一のインターフェイスを通じて各種手続を行うことが可能となることを目的としている。既に運用が開始されていたPCTオンラインドキュメントアップロードサービスも、当該ePCTにその機能が移管され、ePCT上においてPCT国際出願のeオーナーシップを取得すると、出願人・代理人は、自身で提出・管理しているPCT国際出願に関して、公開前書類を含む完全な書類内容をオンラインでアクセスできることとなる。これには、当該PCT国際出願に関する重要な期限を時系列にまとめた情報の表示機能も含まれる。

将来的に官庁とのコミュニケーションや出願自体を可能とする構想もあり、今後の発展が期待される。

¹² http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/wipo_via_ver3.htm [最終アクセス日：2012年12月20日]

5. PCT をめぐる効果的な手続・運用等の在り方

(1) 手数料納付の在り方

PCT 規則において、国際出願手数料及び国際調査手数料は受理官庁が徴収すべき旨が定められている。当該規則に基づき、受理官庁としての日本国特許庁は、送付手数料及び日本国特許庁が行う国際調査手数料については特許印紙、予納制度、口座振替、電子現金納付等の方法で徴収するとともに、WIPO 国際事務局への支払分となる国際出願手数料、欧州特許庁 (EPO) への支払分となる EPO が行う国際調査手数料については、WIPO 名義にて東京三菱銀行虎ノ門支店の口座を開設し、当該口座を利用して徴収を行っている。

また、国際予備審査請求については工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則において電子的手続が可能となる手続として定められていないため、予納制度の利用は認められていない。

(2) 我が国が適用留保している規定

我が国は、国内法令との不整合を理由として、幾つかの PCT 規則に関して経過措置の適用を宣言していた。

最近では、PCT 規則 49.6 に定められている国内移行期限徒過の救済規定について、特許法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 63 号) における翻訳文提出期間の徒過についての救済規定を導入し、2012 年 4 月 1 日からの経過措置適用の撤回を行った。また、優先権主張を伴う PCT 国際出願に明細書、請求の範囲又は図面の欠落があった場合に、先の出願の記載を引用して欠落部分 (要素) を補充する旨の確認書面等を提出することで、PCT 国際出願日を維持したまま欠落部分 (要素) を補充することができる引用補充の手続 (PCT 規則 4.18、20.6) についても、特許法施行規則及び PCT に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成 24 年 8 月経済産業省令第 65 号) により、2012 年 7 月から導入し、経過措置の撤回を行った。

従って、現在我が国が PCT 規則に関して経過措置の適用を宣言している主なものとしては、優先権の回復手続 (PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1、49 の 3.2) が挙げられる。

これによれば、PCT 国際出願日がパリ条約の規定する優先権主張期間 12 ヶ月の満了日の後であっても、その満了日から 2 ヶ月以内 (優先日から 14 ヶ月以内) であり、優先権主張期間を遵守できなかった理由が受理官庁又は指定官庁が採用する判断基準に該当する場合には、優先権の回復が認められることになっているが、我が国では認められていない。

なお、受理官庁又は指定官庁が認める基準として、各官庁は「故意でないもの (unintentional)」又は「相当な注意を払ったもの (due care)」のいずれか又は双方を選

択し、各官庁が各々の基準に照らして出願人が申請する事情に対する回復の可否の判断を行う。

(3) 国際調査機関としての管轄拡大

平成23年7月に策定された国際知財戦略¹³や知的財産推進計画¹⁴において、アジア新興国などとの連携強化として、英語による国際調査の拡充・我が国が国際調査を管轄する国の拡大が掲げられている。

このような考え方に即し、国際調査機関としての日本国特許庁は、従来、フィリピン及びタイの受理官庁で受けたPCT国際出願については、出願人の選択によりPCT国際調査を実施しており、平成24年7月からはベトナムと、12月からはシンガポールとも同様な運用を開始した。なお、韓国において受理された日本語PCT国際出願についても、日本国特許庁にて国際調査を実施している。

(4) 情報提供の在り方

みなし全指定制度の導入以来、PCT 国際出願時においては当該出願がどの国に移行されるかは明確にされていない。WIPO のパテントスコープ上においては各国の国内移行情報が一定程度提供されているが、各指定官庁から任意に提出される情報に依存しており、適時性にも欠けるものがある。

また、我が国ユーザーからは規則改正や料金改正の適時の情報提供が求められており、日本国特許庁ホームページや説明会等を通じて情報提供を実施していたが、加えて、2012年からPCT-SAFE利用者へのニュース配信を開始している。現在、ニュース配信登録者は約500名程度となっている。

6. 手続的観点におけるPCTをめぐる議論の現状

(1) 権利の回復基準

第5回PCT作業部会において、各加盟国における権利の回復に関する判断事例等が紹介されており¹⁵、各官庁がより統一のとれた実務に向かうため、国内法令と不適合である旨の通知をしている国に対しては国内法令の見直しを検討するよう要請されている。

¹³ http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_15_paper/siryou_05.pdf [最終アクセス日：2012年12月21日]

¹⁴ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2011.pdf> [最終アクセス日：2012年12月21日]

¹⁵ http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=201999 [最終アクセス日：2012年12月21日]

なお、平成 23 年特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）において導入された国内移行期限途過に対する救済の基準についても、PCT 規則上「due care」及び「unintentional」のいずれか又は双方を適用することが認められているが、日本国特許庁はより厳しい「due care」の基準を選択している。

（２） カラー図面

現在、PCT 規則において PCT 国際出願の図面については黒色で記載することが規定されている（PCT 規則 11.13(a)）。従って、出願人がカラーで図面を提出した場合においても、PCT 制度上は白黒のものが原本となるため、WIPO 国際事務局内や国際公開については白黒で取り扱われる。

昨今、PCT 国際出願においてカラー図面の導入が議論されており、第 5 回 PCT 作業部会において WIPO 国際事務局からカラー図面導入のための規則改正提案が提出されている¹⁶。

（３） 補充国際調査

2009 年 1 月 1 日から、これまで実施されてきた国際調査に加えて、出願人は補充的な国際調査（以下「補充国際調査」という。）の請求が可能となった。

補充国際調査は、補充国際調査機関が規定する限定及び条件に従って、出願時における PCT 国際出願に基づいて調査が行われるため、条約第 19 条又は第 34 条に基づく補正は考慮されない。

補充国際調査の請求は優先日から 19 ヶ月の期間内に補充国際調査機関へ行い、遅くとも優先日から 22 ヶ月の期間が満了する時までに補充国際調査が開始され、優先日から 28 ヶ月以内に補充国際調査報告書が作成されるか又は当該報告書を作成しない旨の宣言がなされる。これらは、出願人及び WIPO 国際事務局、該当する場合には英語翻訳文とともに国際予備審査機関、指定官庁に送付される。

これまで、ロシア特許庁、北欧特許庁、スウェーデン特許商標庁、フィンランド特許商標庁、EPO 及びオーストリア特許庁の 6 つの国際機関が補充国際調査を提供している。

（４） その他各種 PCT 改善提案

第 5 回 PCT 作業部会においては PCT 改善に関して、米国及び英国の共同提案並びに EPO からの提案が出されている¹⁷。

¹⁶ http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=202019 [最終アクセス日：2012 年 12 月 21 日]

¹⁷ http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=204380 [最終アクセス日：2012 年 12 月 21 日]

これらの提案においては、

- ・ 願書又は国際予備審査の請求書の表示の変更の記録（第 92 規則の 2）
- ・ 優先権主張に関して出願人自身によるオンライン変更
- ・ 故意でない誤りに限定した PCT 第 I 章における請求の範囲の補正
- ・ PCT 国際出願の取下げの簡素化
- ・ 国際調査機関又は国際予備審査機関が特許性有りと判断した請求項のみの国内移行における国内段階での手数料減額の標準化
- ・ 国際的な中小企業に対する手数料減額
- ・ 国際調査機関の選択を当該指定国への国内移行とする、国内段階と国際段階の統合
- ・ 優先権主張の基礎出願である国内出願のファーストアクションの国際調査への利用
- ・ 否定的見解への応答の国内移行時の義務付け
- ・ 特許審査ハイウェイの PCT への公式統合
- ・ 国際調査機関による見解書の国際公開

などが上げられている。

また、2009 年 5 月の PCT 作業部会において、WIPO 国際事務局より異なった複数庁が協働して国際調査報告や国際予備審査報告の作成を行う協働サーチに関するパイロットプロジェクトの提案がなされ、日・米・欧・中・韓の特許庁（五庁）の枠組みにおいて、米韓欧 3 庁の協働国際調査の試行が合意されている。

7. 調査研究の内容、方法、報告書の構成

(1) 本調査研究で掲げた問題意識

今後も利用の拡大が予想されるとともに、海外での特許権の取得手段として推進されるべき PCT 国際出願制度の各種手続的な課題について、当該課題が PCT 国際出願制度自体に起因する制度的問題であるのか、又は国内制度あるいは日本国特許庁における運用等に起因する我が国固有の問題であるのかという点を明確にすることは、解決策を検討する上で重要な前提となる。

前者の場合は、WIPO 等で開催される国際会議などで我が国ユーザーの声として広く発言されるべき課題であり、後者の場合は我が国であれば国内問題としてある程度解決可能な問題であると考えられ、また他国の運用であれば二国間で解決に向けた検討が可能な問題となる。

また、ユーザーによっては、最終的な国内移行先を見据えた国際調査機関の選択、出願

言語の選択、国際調査報告や国際予備審査報告の活用の仕方など、特許権取得を目指す指定国・指定官庁との関係を視野に入れた国際段階での手続要否や選択、制度の活用方法が考えられ、このような利用目的に応じた要望や課題を把握することも重要であると考えられる。

その他、実際に手続を行う上での情報入手を容易にすることで、我が国ユーザーによる PCT 国際出願手続の効率性の向上に寄与し、制度それ自体の活用の促進と大きくかかわってくると思われる。

(2) 調査研究の内容

このような問題意識において、本調査研究においては以下のような観点から検討を行った。

- ① 基本情報
- ② PCT 国際出願の利用状況・出願ルート of 判断基準
- ③ PCT 国際出願手続の実施状況
- ④ 日本国特許庁への PCT 国際出願手続実務上の課題及びニーズ
- ⑤ PCT 国際出願手続制度上の課題及びニーズ
- ⑥ PCT 国際出願に関する情報提供・入手に関する課題及びニーズ
- ⑦ 更なる活用の為の PCT 国際出願制度に対するニーズ

(3) 委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点から検討、分析、助言を得て、PCT 国際出願制度における手続の課題に関して検討すべく、下道晶久弁護士を委員長とし、産業界有識者(企業)、及び実務従事者(特許事務所)で構成される総勢 5 名の調査研究委員会を設置し、3 回にわたって議論を行った。

(4) 国内外文献調査

書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究を実施する上で有益な文献を調査、整理及び分析した。

(5) 国内アンケート調査

我が国において PCT 国際出願を一定程度利用している企業等 1033 者及び特許事務所等 104 者、合計 1,137 者に対して、本調査研究に関するアンケート調査を実施し(6月29日

発送、最終データ受付 8 月 1 日)、574 者(回収率 50.5%) から回答を得た。

(6) 国内ヒアリング調査

国内アンケート調査結果を参考に、企業 13 者及び特許事務所 7 者に対して、本調査研究に関する要望や改善点などについてヒアリング調査を実施した。(10 月～11 月)

(7) 海外ヒアリング調査

米国特許商標庁 (USPTO)、EPO、韓国知的財産庁 (KIPO)、中国特許庁 (SIPO) を対象に、各国での業務状況・考え方についてヒアリング調査等を実施した (SIPO は書面回答)。また、参考情報として、ロシア特許庁 (Rospatent)、インド特許庁 (CGPDTM) へ質問票調査も実施した。更に、米国 2 者、欧州 2 者、韓国 2 者の各国企業の計 6 者に対して、国内ヒアリング調査におおよそ準じたヒアリング調査を実施した。なお、USPTO については、非公表が条件であるので、本報告書への掲載を差し控えた。

(8) 報告書の構成

本報告書の各章は、以上の結果をまとめたものである。第 II 章では、PCT 国際出願に関する我が国の利用状況をユーザーに対するアンケート及びヒアリング結果よりまとめ、第 III 章では、PCT 国際出願手続の我が国での実施状況を同じくユーザーに対するアンケート及びヒアリング結果よりまとめた。第 IV 章から第 VI 章では、ユーザーに対するアンケート及びヒアリング結果、また、海外知的財産庁、海外企業の調査結果より、各課題及びニーズを抽出し、委員会での意見等も鑑みて検討した。第 IV 章では日本国特許庁への手続面に関して、第 V 章では PCT 国際出願手続制度に関して、第 VI 章では情報提供・入手に関してそれぞれ検討した。第 VII 章では、更なる活用の為の PCT 国際出願に対するニーズとして、WIPO の PCT 作業部会などで新たに提案されている制度や運用に対する我が国ユーザーの考えを、ユーザーに対するアンケート及び一部ヒアリング結果よりまとめた。第 VII 章では、本調査研究の総括を記載した。資料編では調査を通じて入手した各種資料を収録した。

II. PCT 国際出願制度の利用状況

1. PCT 国際出願の利用実態

今回のアンケート結果で、PCT ルートの出願数を移行国ベースに換算すると、パリルート出願件数よりも PCT ルートの方が多くなる。企業規模で両ルートの割合を比較すると、企業規模が小さくなるほど PCT ルートの割合がより高くなる傾向がある。業種別で比較すると、医薬品系では PCT ルートが圧倒的に高く、後に示すが移行国数も多いので、最も PCT 制度を有効活用している業界と言える。一方、電気機械器具・情報通信機械系は、他業種よりもパリルートの割合が高い。

昨今の PCT 国際出願件数の増加を受けて、国内企業ヒアリング調査においては総論的に PCT ルートを利用する判断基準が近年変わったか否かを各社に聞いたところ、PCT ルートを利用する判断基準に大きな変化はなく、純粹に企業方針として進められている積極的な海外展開を反映した出願増加であることが窺えた。

2. 出願ルート選択の基準

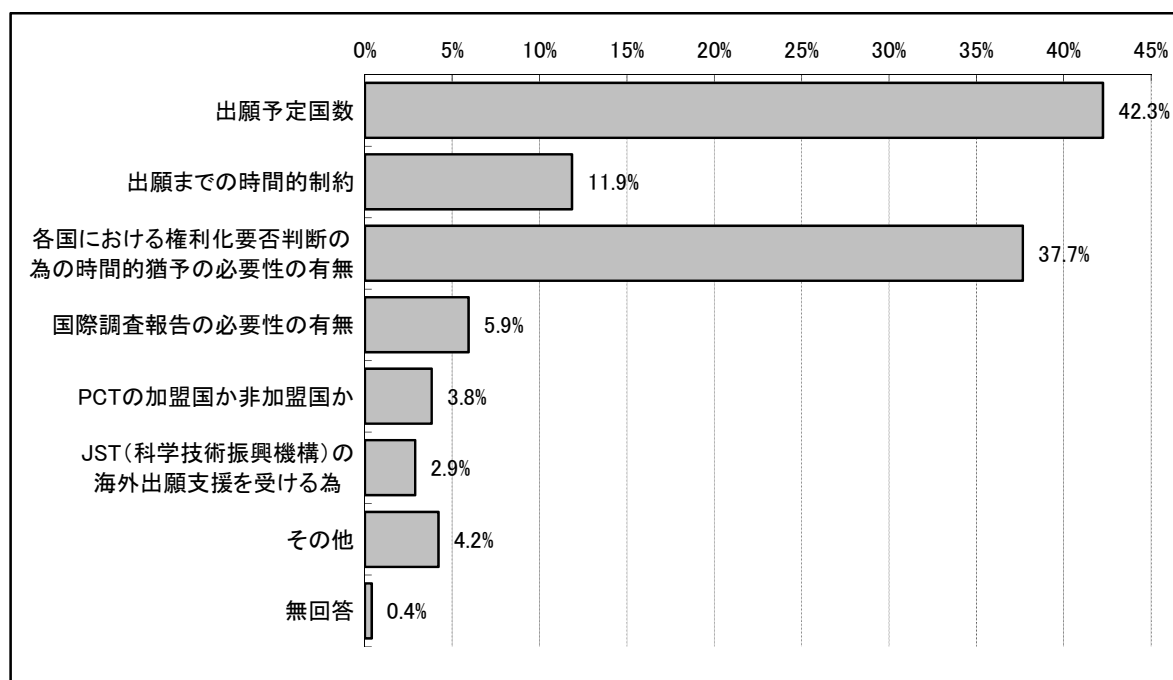
出願ルートの選択基準として、出願予定国数、出願予定国（PCT 加盟国か否か）、時間的猶予を挙げる者が多数であった。

事業的に既にターゲットの移行国がはっきりしている場合や、移行国数が 1 ヶ国か 2 ヶ国程度の場合に費用が抑えられることから、また、事業に関わる出願で早く審査をしてほしい場合には、直接海外へ出願するパリルートを選択するが多い。

これに対して、出願国数が多い場合や、実験・試験結果がでるまで時間が必要な場合、研究開発段階で事業展開が明確ではなく、権利化要否や移行国の決定のための時間が必要な場合、費用関係の先送りをしたい場合、科学技術振興機構（JST）による海外出願支援を受けたい場合に PCT ルートを選択している。

ヒアリングを実施した企業においては、優先権を主張せずに直接 PCT 国際出願を行っている企業もあった。優先権主張のない直接 PCT 国際出願は、最初からグローバル展開を視野に入れ、日本も移行国の一つと捉えた出願であり、費用面で基礎出願の出願費用を節約できるというメリットもある。この他にも、ヒアリングでは、事業展開でよりグローバル化が進み、今後は海外への出願を増やす傾向にあるとの回答や PCT 国際出願を積極的に利用していくとの回答が多くあった。このことは、日本の国内出願が減少している一方で PCT 出願が増加している要因の一つともなっている。

図表 II-1. パリルート又は PCT ルートの選択時の判断基準（国内アンケート Q7 より）



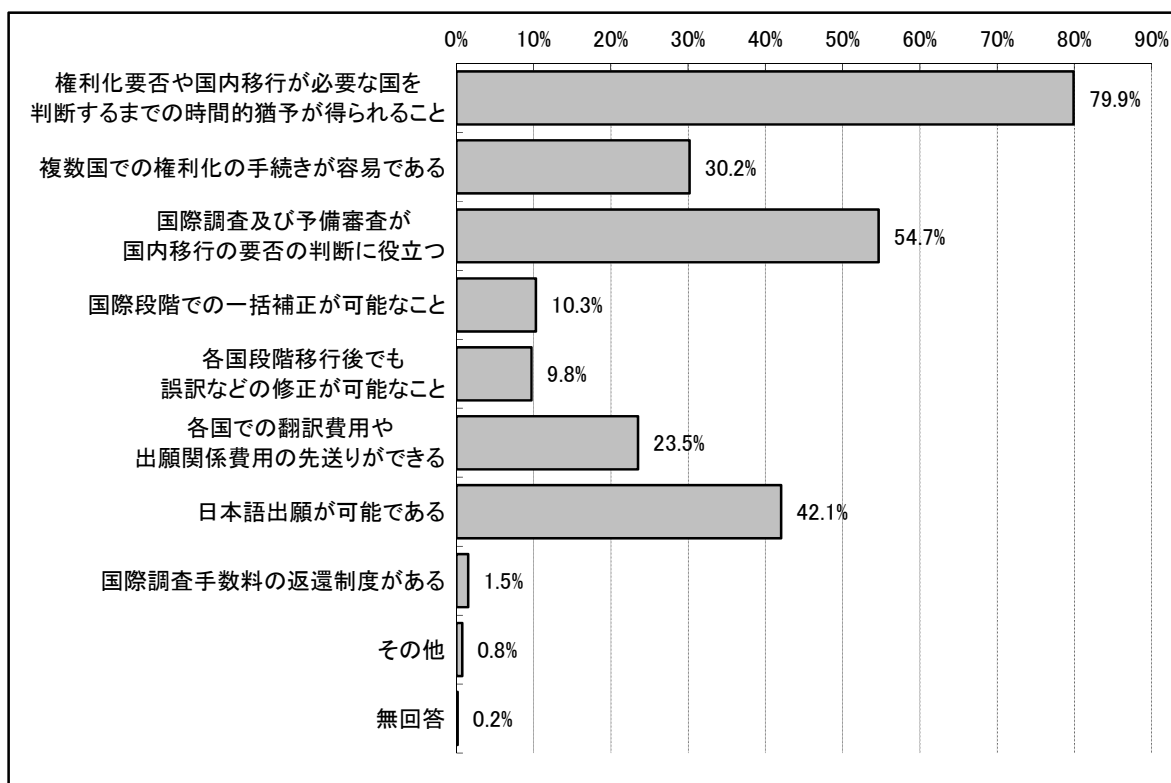
3. PCT のメリット

PCT ルートの選択基準がほぼ PCT のメリットであると考えられるが、アンケート調査においては、8 割の回答者が権利化要否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られることをメリットとして挙げている。日本語出願が可能であることも 4 割近くの回答者がメリットとして挙げており、ヒアリング調査でも同様であった。その他、質の高い国際調査報告が他国での国内審査に影響を与える可能性が高い点などをメリットとして回答する者もあった。

アンケート調査においては、PCT ルートにおいて最終的に国内移行を行う国数については、3~5 ヶ国が 72%以上を占めており、多数国での国際出願日が確保されるとしても、現実的には数ヶ国への国内移行にとどまっている。一方、医薬品業界などでは 10 ヶ国以上に移行する割合が非常に高い。また、国際段階で検討した結果、PCT 国際出願を行った当初に保護を求めることを予定した国数に対して、実際に国内移行した国数が 80%程度以下であったと回答した者が半数近くあり、国際段階における時間的猶予や成果物が出願人による国内移行国の選択に一定程度寄与しているものと推測される。

また、昨今の経済事情を反映し、幾つかの回答者からは、優先権の基礎となる出願の費用を節約するため、優先権を伴わずに直接 PCT 国際出願を行うとのコメントも見受けられた。

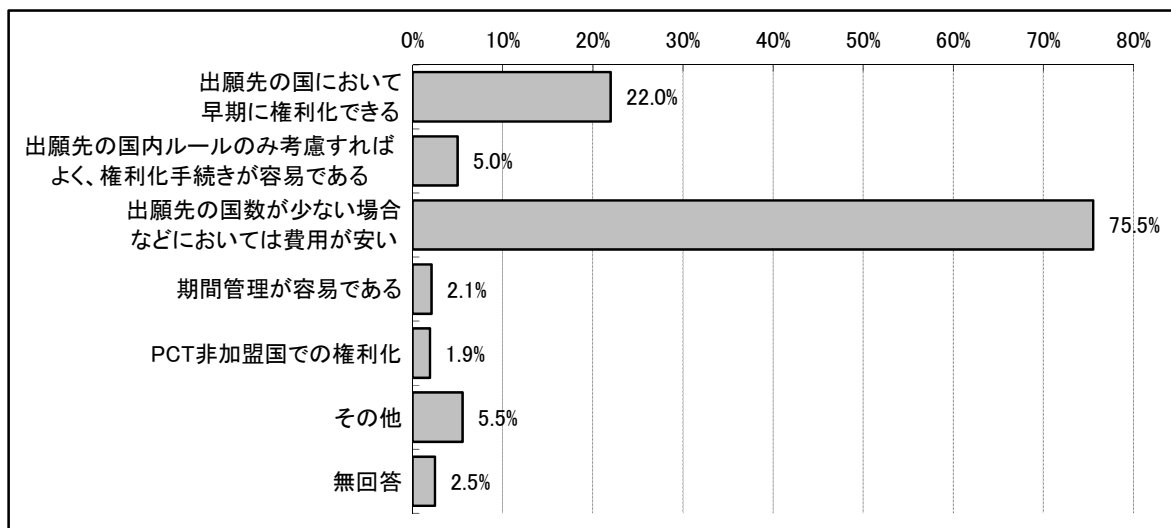
図表Ⅱ-2. PCT ルートのメリット（国内アンケート Q9 より）



4. PCT のデメリット

パリルートを選択する場合の基準がそのまま PCT のデメリットであると考えられ、移行国数が少ない場合は費用が割高になる、権利化を早期に実施したい場合は PCT ルートでは手間が掛かるということがあげられる。その他、PCT に加盟していない国や地域での権利化についてはパリルートを選択するしかない。

図表Ⅱ-3. パリルートのメリット（国内アンケート Q8 より）

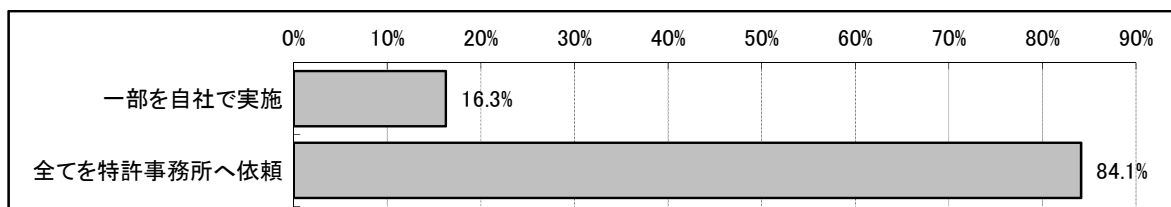


Ⅲ. PCT 国際出願手続の実施状況

PCT 国際出願の手続面に関する課題を検討するにあたっては、我が国の PCT 国際出願制度の利用者が自身でどのように手続を実施しているのか、どのような手続については特許事務所へ依頼しているかを把握することは有意義である。

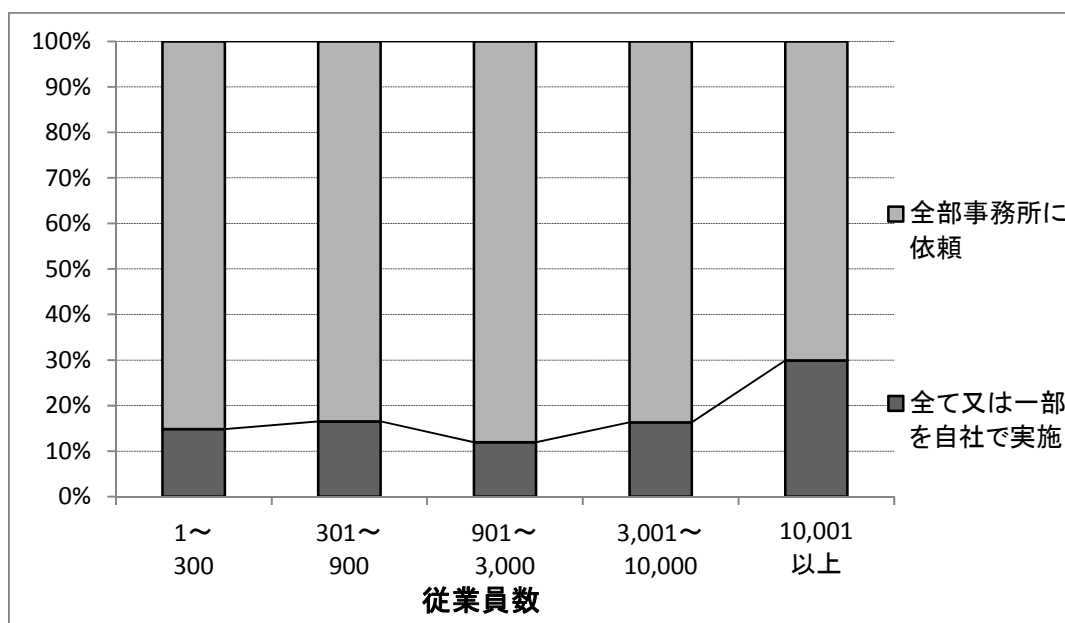
実施したアンケート調査の結果では、手続実務の全てを特許事務所に依存している利用者が多く、84%に上った。理由として、半数以上が実務負荷の大きいことを理由としており、次いで「専門家に任せる安心感」や「出願手続等が煩雑であること」があげられ、ユーザーへの負担のない制度や運用を検討する必要性が窺える。

図表Ⅲ-1. PCT 国際出願手続を、一部を自社で実施するか又は全てを特許事務所へ依頼しているか（国内アンケート Q5 より）

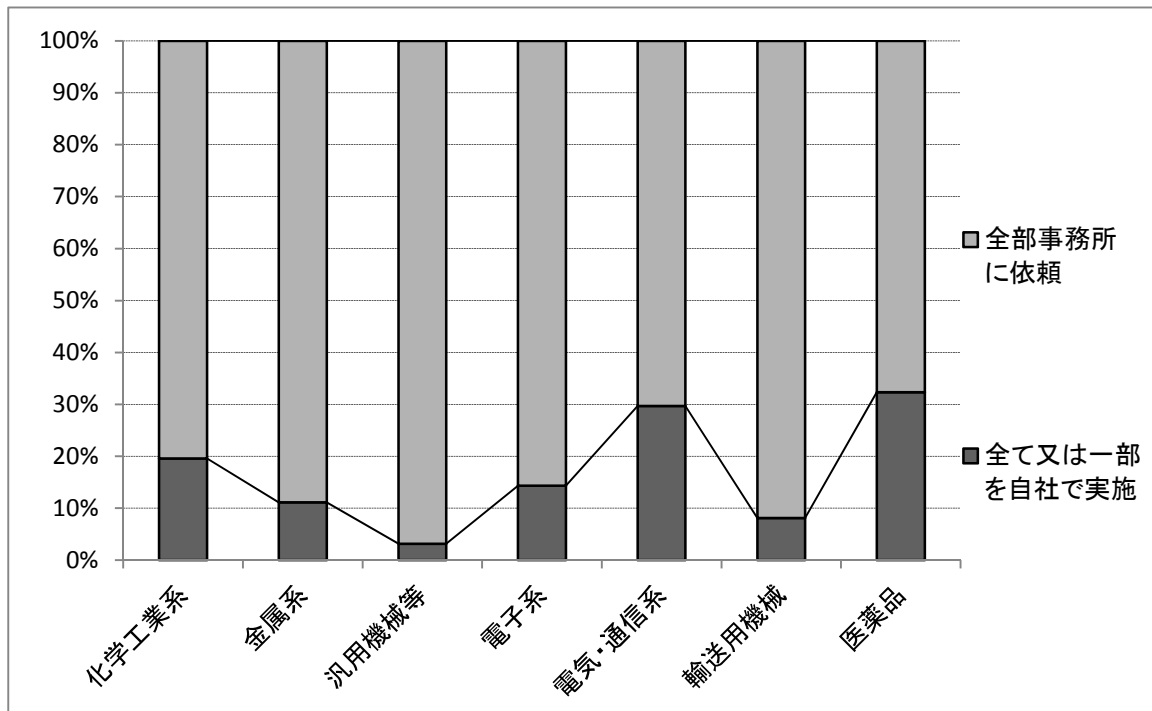


一方、出願人自身で手続を実施している企業は従業員規模が1万人以上の大企業で多く、30%近くに上る。業種別では、電気機械器具・情報通信機械系と医薬品系が30%近く、出願者自身で手続を行う割合が高い。出願人自身で手続を行う理由としては費用削減が8割以上と圧倒的に多く、手続実務の把握を理由とする者も25%程度あった。

図表Ⅲ-2. 企業の従業員数別、PCT 国際出願手続の自社実施割合



図表Ⅲ-3. 業界別 PCT 国際出願手続の自社実施割合



国内企業へのヒアリングでは、自社で出願手続している場合でも、優先権主張の基礎となる国内出願を特許事務所へ依頼している場合や、海外での国内移行後の手続を特許事務所へ依頼したい場合、他社との共同出願や重要な出願である場合など、案件の性格により特許事務所へ依頼するといった傾向が窺えた。また、自社で出願手続を行うメリットとしては、費用面や管理面、出願直前まで書類修正が可能であること、担当従業員のスキルアップ等が挙げられた。

IV. 日本国特許庁への手続的側面に関する課題とニーズ

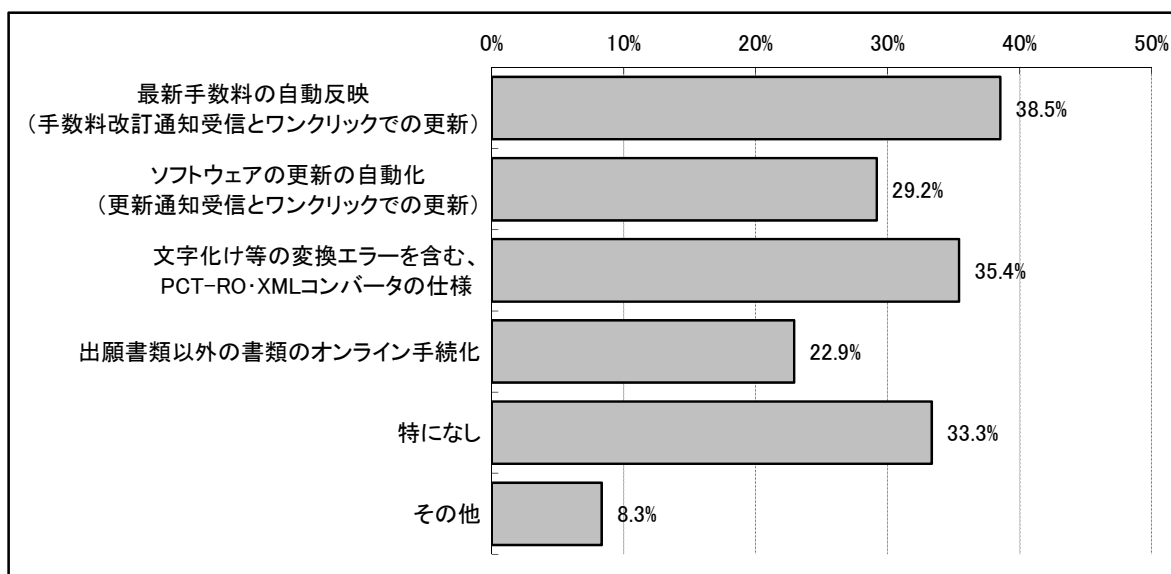
1. オンライン手続

(1) インターネット出願

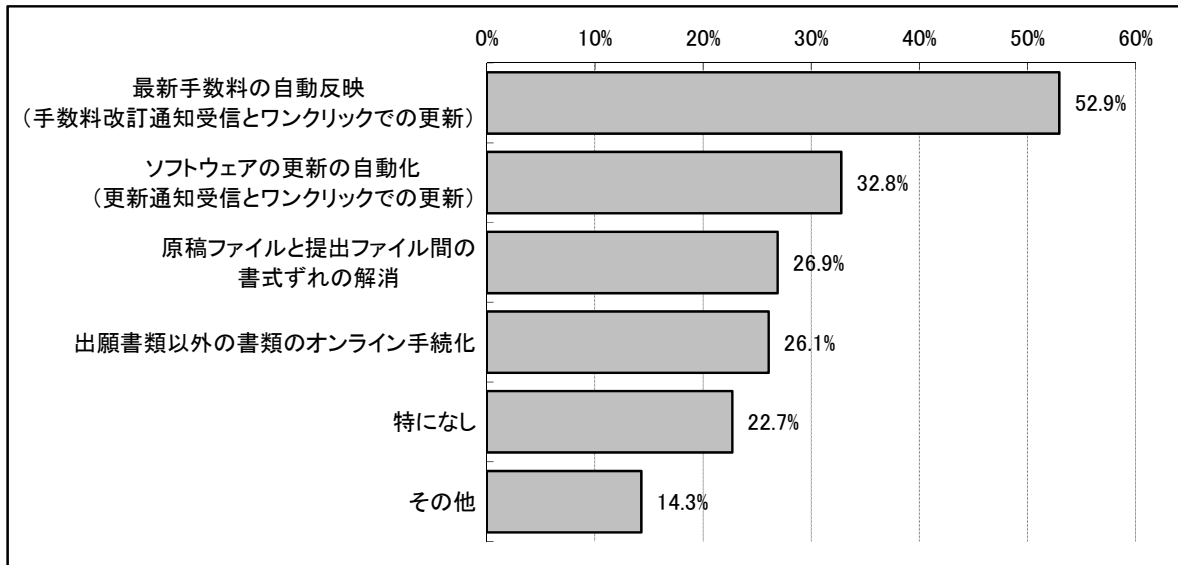
現状、PCT 出願の 9 割以上がインターネット出願であり、インターネット出願における課題の解決は最も重要な手続的側面に関するニーズと言える。特許庁へのインターネット出願ソフトとして、国内のインターネット出願ソフトと PCT-SAFE が利用可能であるが、双方について、最新手数料の自動反映、ソフトウェアのバージョンアップの自動更新への要望が非常に高く、ともに要望事項の上位を占めている。

この他、国内インターネット出願ソフトに対する要望としては英語出願への対応を求める声が多く、これは PCT-SAFE の利用理由の 6 割が英語出願のためと回答していることから把握できる。この PCT-SAFE を利用した英語出願においては特殊文字等の変換に関して使用できる文字種に制限があることについての不満が極めて強く、PCT-SAFE 利用者の内、約 35%の者が当該出願ソフトの改善要望として挙げている。特殊文字等の変換に関して使用できる文字種に制限があるために生じる文字化けは、PCT-SAFE を利用せずに PCT-EASY や紙媒体で手続を行う主な理由となっている。

図表IV-1. PCT-SAFE についての不具合、要望（国内アンケート Q19 の結果より）



図表IV-2. 国内インターネット出願ソフトについての不具合、要望
(国内アンケート Q20 より)



アンケート調査結果及び国内ヒアリング調査結果からは、総じて、日本語出願については国内インターネット出願ソフトを使用し、英語出願については PCT-SAFE 又は PCT-EASY を利用するといった傾向が窺える。

国内のインターネット出願ソフトを主に利用するユーザーからは、使い慣れた当該ソフトでの英語出願が可能となることへの要望が高い。

現在、WIPO が ePCT システムを推進し発展させていく計画のなかに電子出願機能も含まれていることを鑑みると、WIPO が提供するソフトである PCT-SAFE や PCT-EASY が今後どのように取り扱われていくのか、現状どおり使用し続けられるかどうか不透明であるところ、出願人のニーズに即し、今後国内インターネット出願ソフトの英語出願の対応が必要であるととも、更には前述の英語出願における文字コードに起因する文字化けへの対応が急務と考えられる。

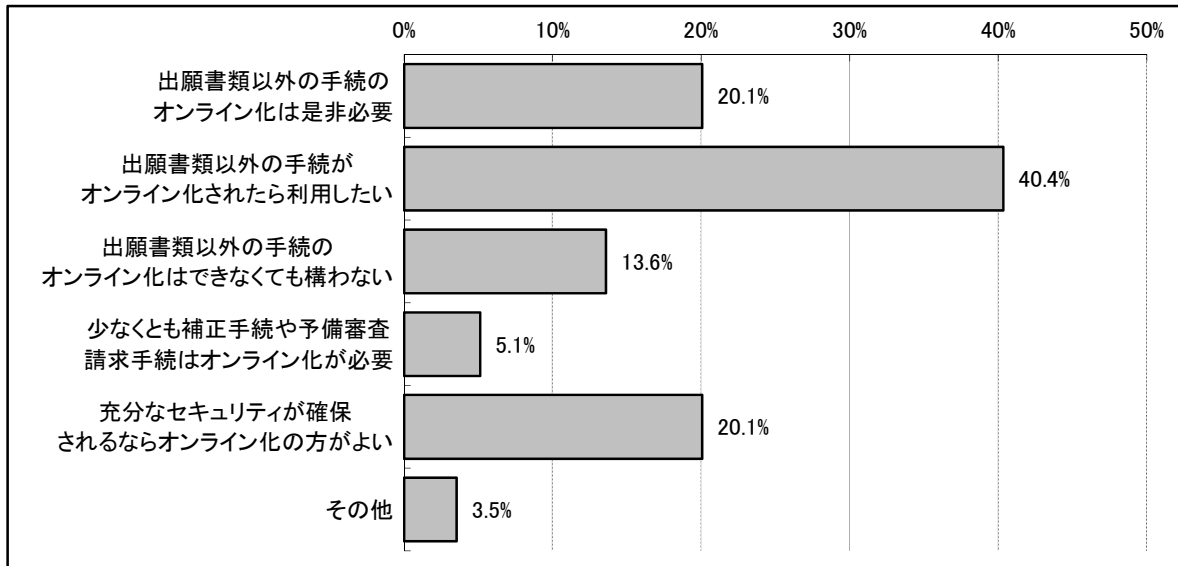
国際出願に占めるオンライン出願の割合を諸外国と比較すると、JPO は 93% と、USPTO 97%、KIPO 92%、SIPO 88% と同様に、その他の国 (EPO 78%・Rospatent、CGPDTM 未対応) よりもオンライン出願率が相当に高い。これは、我が国において国内特許出願におけるペーパーレス出願の長年の実績があることから、ユーザーにとってはパソコンを使用した出願への抵抗がないためであると考えられる。

ただし、前述のとおり、国内ユーザーは現状の PCT 出願に関するインターネット出願ソフトには十分に満足できておらず、更なる改善を望む声が多いことから、国際的なインターネット出願の動向を考慮しつつ一層の利便性の向上を図っていく必要がある。

(2) 中間書類のオンライン化

中間書類のオンライン提出を可能とすることは、日本国特許庁においてはある程度のシステム対応が必要となると想定されるが、PCT 国際出願の手続的利便性の向上の観点からも重要な課題である。

図表IV-3. 中間手続オンライン化のニーズ（国内アンケート Q22 より）



国内ヒアリング調査では、オンラインで出願が可能であってもその後の手続が電子化されていないならば、ユーザー側で案件の電子的な管理が困難であるとのコメントや、出願人と特許事務所との間の連絡・報告等の通信は概ね電子媒体で行われているので日本国特許庁からの紙媒体での通知等は電子化コストがかかる、また、業務フローが国内出願と異なると煩雑になるので国内出願手続と同様なオンライン手続が可能となることを希望するとのコメントがあった。

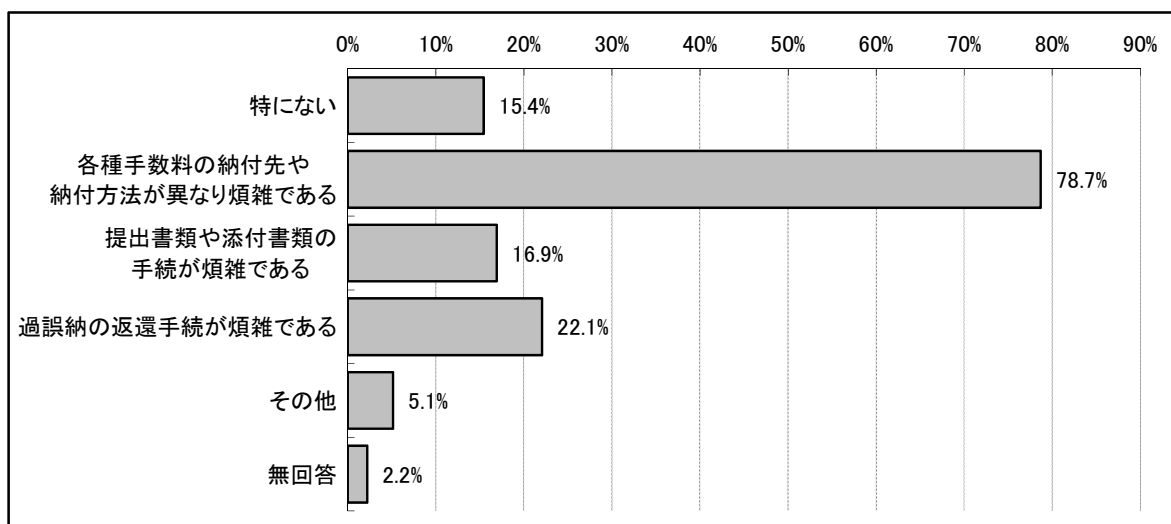
日本国特許庁の予算的制約から全ての手続を即座にオンライン化することは難しいが、ユーザーの危惧する十分なセキュリティの確保を前提としつつ、ユーザーからの要望の高い手続書類から優先的にオンライン化手続を可能とすることが望まれる。なお、国内ヒアリング調査では、補正手続や国際予備審査請求手続、件数の多いあて名変更手続をオンライン化して欲しい旨の要望が特許事務所を中心に幾つかあった。

2. 手数料納付

アンケート調査結果においては、手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑であるとの回答やその他の選択肢の記載欄においてそれに類似した回答を含めると、80%以上の回答者が

手数料納付に関して改善を要望している。改善要望としては、手数料の納付先の一本化や PCT 国際出願に関する全ての手数料についての予納制度の利用、手数料納付時の添付書類等手続の簡素化を要請している。

図表IV-4. 手数料の納付方法で改善すべき点（国内アンケート Q21 より）



国内ヒアリング調査においても、特許事務所・自社で出願を実施している企業の多くが納付先の一本化を希望しており、特に、国内出願と同様に PCT 国際出願に関する全ての手数料について予納制度を利用した納付を可能とするよう求める要望が高く、今回の調査で最も改善要求の高い項目の一つである。

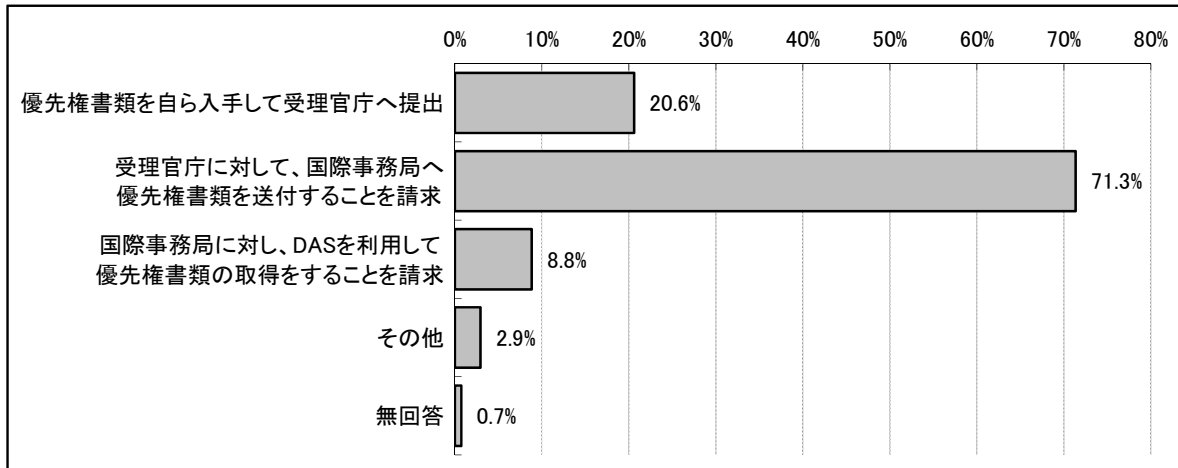
なお、日本では、国際調査機関としての日本国特許庁のための手数料の納付は印紙・予納口座等を使用した納付が可能である一方、WIPO 国際事務局、国際調査機関としての EPO のための手数料の納付は銀行振込しか認められていない。ヒアリングを実施した知的財産庁では、当該知的財産庁が受領可能な納付方法と同様な方法で、WIPO 国際事務局及び国際調査機関としての外国官庁のための手数料の納付も可能である。

アンケート及びヒアリングにおいて、手数料の納付方法について煩雑さを訴える意見が多く挙げられており、一つの納付方法でいずれも納付できるように検討することが望まれる。

3. 優先権書類の提出方法

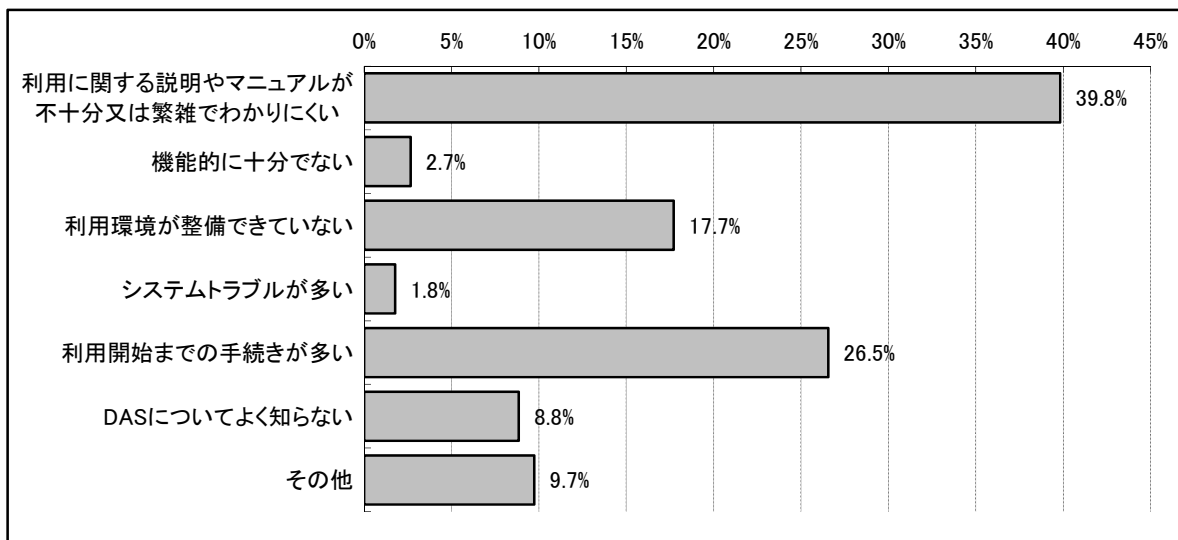
アンケート結果では、優先権書類の WIPO 国際事務局への提出方法として、7 割以上の者が優先権書類を送付することを受理官庁に対して請求している。DAS を利用した優先権書類の提出はわずか 9%にとどまっており、国内ヒアリング結果からも、DAS の使用経験のない者が多いことが窺えた。

図表IV-5. 優先権書類の提出方法（国内アンケート Q13 より）



DAS に関する不満な点や利用しない理由として、システム面・機能面の不便さよりも環境整備や利用開始までの煩雑さや時間の浪費等の導入段階で利用を敬遠している回答が多く得られた。また、DAS の利用可能な国が限られている点を理由として挙げる者も多かった。

図表IV-6. DAS を利用しない理由又は DAS に不便を感じたことについて（国内アンケート Q15 を利用）



国内ヒアリング結果では、DAS の利用は優先権書類の提出ができたことの確認が難しく、受理官庁である日本国特許庁へ WIPO 国際事務局への優先権書類送付を請求した方が、多少の費用がかかっても安心できるとの意見もあった。以上から、DAS については、今後もより簡便で簡素な手続となること、さらに日本国特許庁ホームページや説明会等における一層の利用方法の周知が期待される。

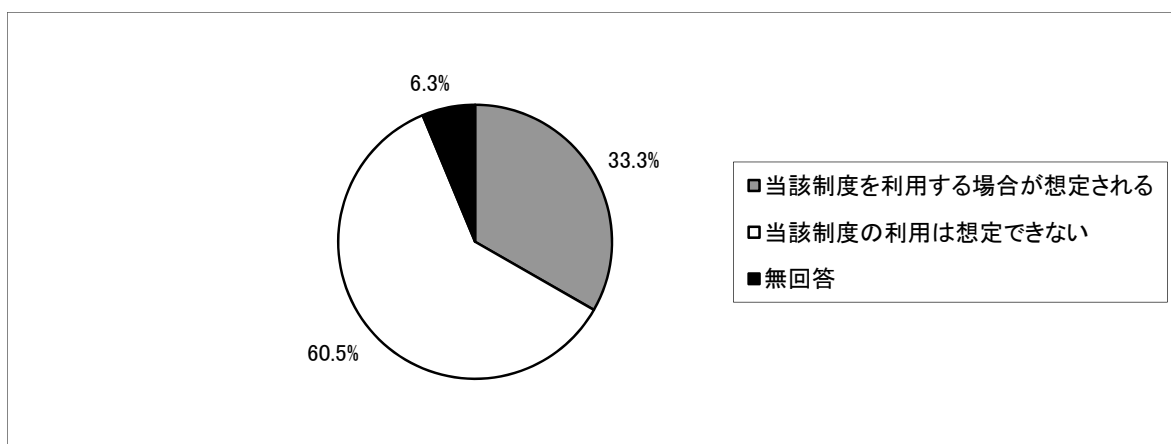
4. PCT 規則の経過措置適用事項

PCT 規則に関して、本調査研究開始時に国内法令との不整合を理由として我が国が経過措置の適用を宣言していた以下の2つの規定に関する導入ニーズについてアンケート調査を実施した。いずれの制度も手続上の救済措置として導入することにより、出願人等の選択肢を増やすことが可能であると考えられる。

(1) 引用補充手続へのニーズ

優先権主張を伴う国際出願に欠落部分や要素があった場合でも先の出願から当該欠落部分や要素を引用して補充することで国際出願日を維持することができる制度（引用による欠落補充手続）の導入については、33%の者が利用する場合が想定される旨回答している。具体的には、出願書類作成段階での瑕疵による記載の間違いや図の欠落等の補充が想定され、出願人等の救済手続の選択肢を増やすという意味では当該制度の導入は有意義であると考えられる。

図表IV-7. 引用による欠落補充について（国内アンケートQ34より）



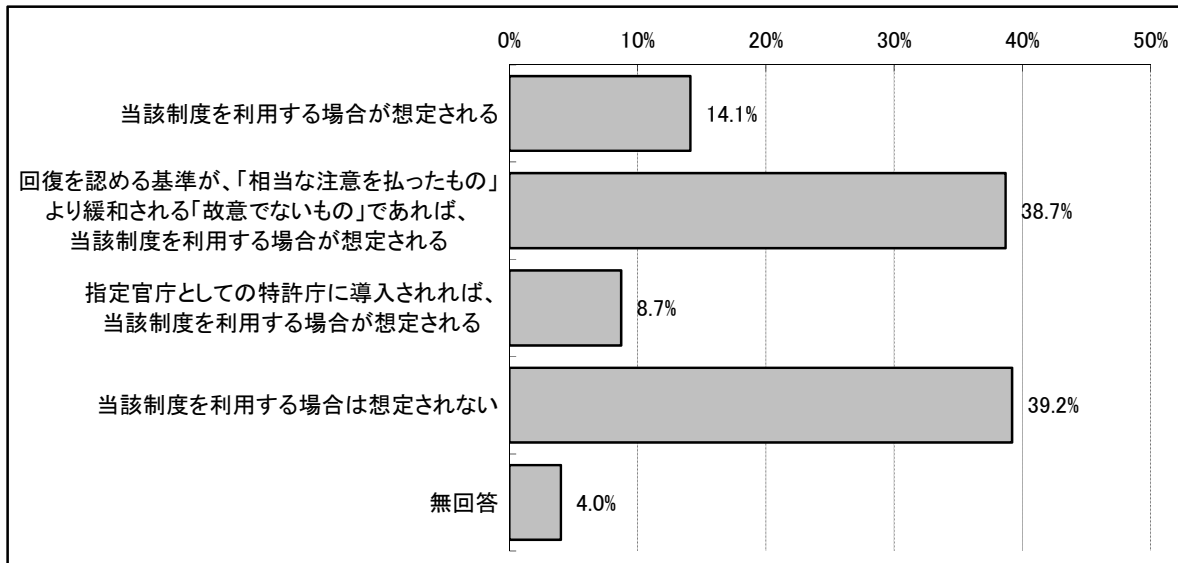
(2) 優先権回復手続へのニーズ

優先権の回復を認める基準として「相当な注意を払ったもの」と「故意でないもの」の2種類が考えられるが、より緩やかな基準である「故意でないもの」を希望する回答を含めると、約60%の回答者が優先権回復の制度を利用する場合を想定している。

優先権回復の手続が想定される具体例としては、多くは瑕疵により期限を過ぎてしまった場合が記載されているが、災害が発生した場合等を想定している回答者もあり、合理的な基準については検討を要するが、救済措置の一環として当該制度の導入は有意義である

と考えられる。

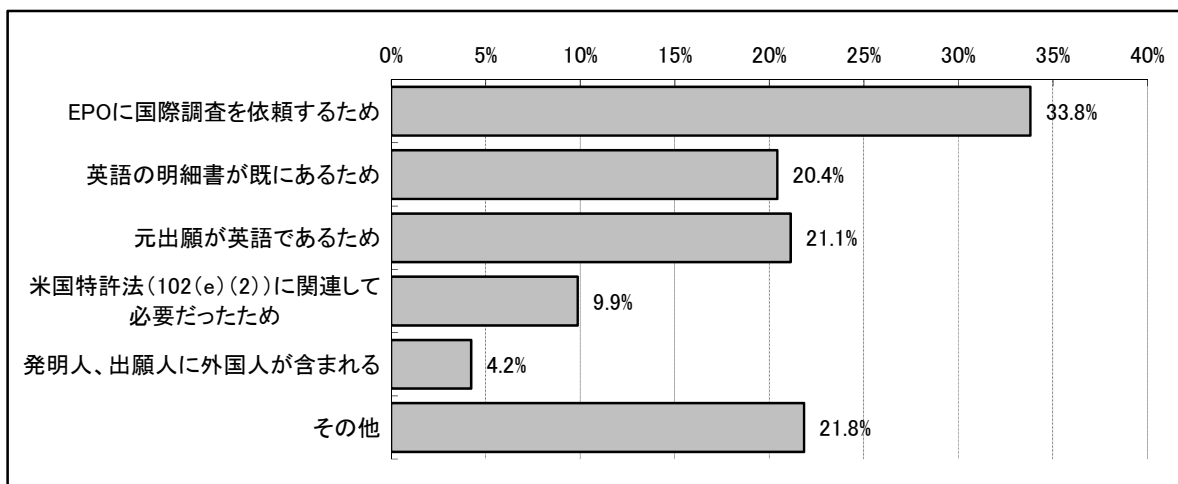
図表IV-8. 優先権の回復について（国内アンケート Q35 より）



5. 英語による PCT 国際出願の場合における国際調査機関の選択基準

受理官庁である日本国特許庁へ英語出願した経験のある回答者が挙げる英語出願を行う理由としては、優先権主張の基礎出願が英語でされていたり、外国企業との共同出願である場合等最初から英語で明細書を準備している場合と、EPO に国際調査を依頼することが目的である場合に分けられる。

図表IV-9. 日本国特許庁へ英語で PCT 国際出願した理由（国内アンケート Q12 を利用）

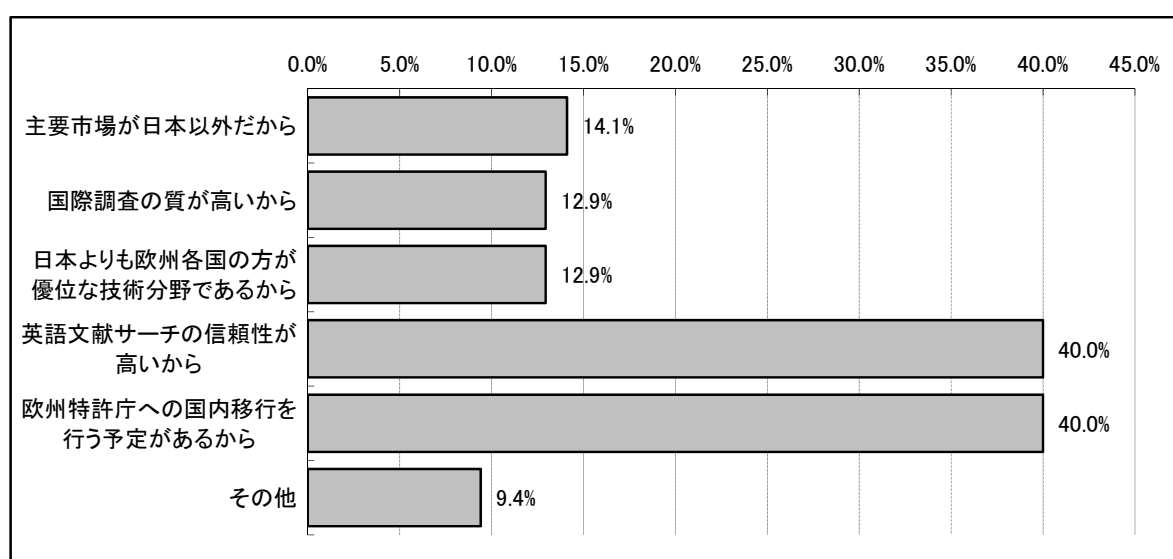


米国特許法（102(e)(2)）との関連では、日本語で国際公開されても先願の地位が得られ

なかったため英語出願するとの回答者も目立ったが、米国特許法改正により国際公開の言語による差別は廃止されたため、この点に関しては英語出願のメリットはなくなるものと考えられる。その他、英語の方が伝搬しやすく他者牽制の役に立つとの意見もあった。

受理官庁としての日本国特許庁へ英語で PCT 国際出願を行う場合、国際調査機関として日本国特許庁又は EPO の選択が可能であるが、EPO を国際調査機関として指定する理由としては、EPO 管轄内への移行を行う予定があることや、英語文献サーチの信頼性が高いことを挙げる回答者の割合が高いほか、英語による国際調査報告書が得られることを挙げている者もいた。

図表IV-10. 国際調査機関として EPO を選択した理由（国内アンケート Q25 を利用）



国内企業へのヒアリング調査においては、英語文献の引用文献数は日本国特許庁よりも EPO が多く、EPO の英語のサーチは信頼性が高いとの意見や、米国について国際調査報告の引用文献の開示を行う際に EPO の国際調査報告ならばそのまま使用可能との意見があった。また、英語出願でも日本国特許庁を選択する理由として、出願する技術分野によっては、日本の技術が進んでいるので、日本語文献サーチで十分であるとの意見もあった。

出願人の国際的な権利取得の動きの加速から、汎用性の高い英語出願の増加も想定されるとともに、国際調査機関として英語文献調査の必要性だけでなく、英語での国際調査報告作成といった国際的な権利取得を支える取り組みが重視される方向にあると考えられる。

海外企業ヒアリング結果によると、KIPO 等、国際調査手数料が廉価な国際調査機関を選択するとの回答も多く、他 ISA と比較して国際調査手数料の設定する必要があることが窺える。

6. 国際調査機関としての日本国特許庁の管轄の拡大について

アジア各国を始めとした外国受理官庁における PCT 国際出願の出願人の国際調査機関の選択基準は、国際調査の質や迅速性、言語などが考えられるが、国際調査手数料の額も大きな割合を占めるものと考えられる。この点、EPO により途上国向けに設定された国際調査手数料は通常の料金に比べ極めて低価格であるものの、日本国特許庁の国際調査手数料は他の国際調査機関と比して高いものではなく、アジア各国を始めとした外国受理官庁における PCT 国際出願の出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択する余地はありと想定される。

今回実施した国内アンケート調査によれば、中国・インド・インドネシア等アジア各国の受理官庁で受理された国際出願について、日本国特許庁が管轄国際調査機関になることへの要望が多い。

また、米国企業ヒアリング調査で日本国特許庁が国際調査を作成することに対するメリット（日本への国内移行を考えている者にとって、日本で国際調査が実施されることによる、国内文献を含む調査報告の早期取得及び審査結果の予見可能性の向上）についても言及されたこともあり、日本国特許庁の国際社会への貢献として、今後はアジアに限らず広くこのような国際的な要請に応えていくことも有益であると考えられる。

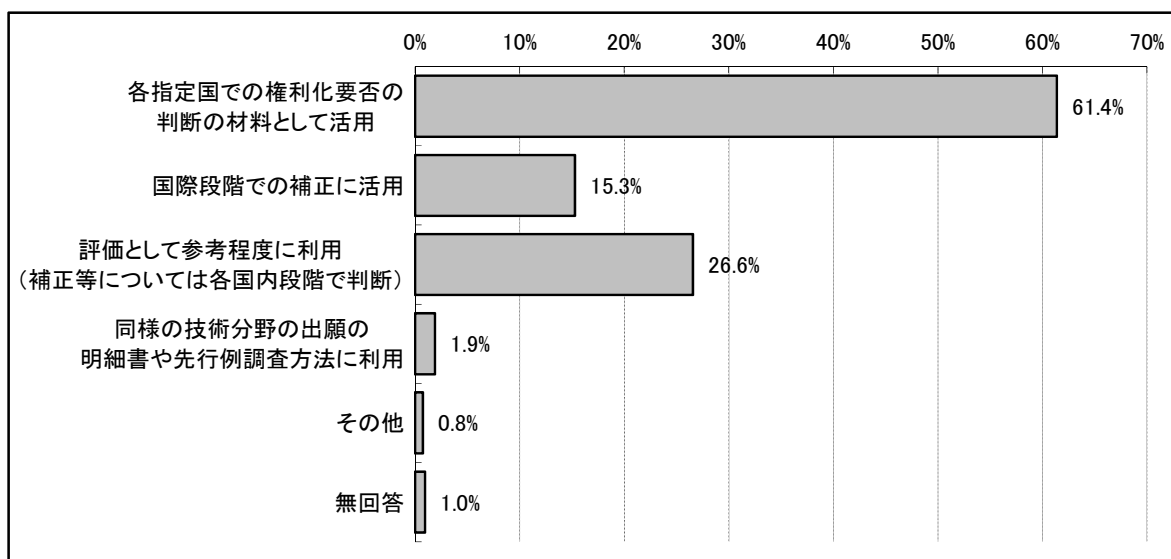
V. PCT 国際出願手続制度上の課題及びニーズ

1. 国際段階での成果物及び補正の機会の活用について

(1) 国際調査報告及び 19 条補正について

国際調査報告を各指定国での権利化要否の判断材料に利用するとの回答は 61%に上り、加えて PCT 国際出願の評価として参考程度に利用している割合が 25%程度であることからすると、PCT 国際出願を利用する者の大半が国際調査報告の結果を活用していることがわかる。

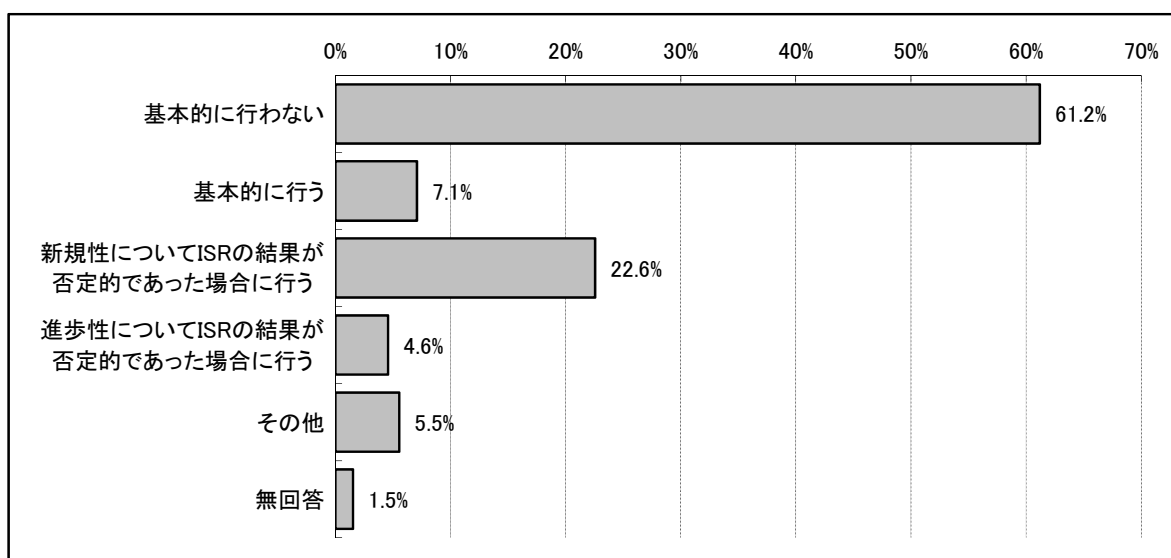
図表 V-1. 国際調査報告の活用目的 (国内アンケート Q28 より)



一方、19 条補正については、60%を超える者が基本的に 19 条補正は行わないと回答している。国際調査報告を各指定国での権利化要否の判断材料とすると回答した者の内 19 条補正は行わないとした者も 55%存在する。国内ヒアリング調査の結果も合わせると、19 条補正では請求項のみしか補正することができず、最終的な請求項の特許性の判断は各国に委ねられるので、国際段階ではあえて補正しない傾向が強いと考えられる。

他方、約 20%の者が発明の新規性について国際調査の結果が否定的であった場合に 19 条補正を行うと回答しており、発明の進歩性について国際調査の結果が否定的であった場合に 19 条補正を行うと回答した約 5%に比べ圧倒的に多く、この傾向は特に企業において顕著であった。国内企業ヒアリング調査においても、進歩性の判断は各国で異なる傾向にあるが、新規性については各国で相違が少ないため国際段階で補正しておくことは有用である旨のコメントがあった。

図表 V-2. 19 条補正の活用について（国内アンケート Q29 より）



（2） 非公式コメントの活用について

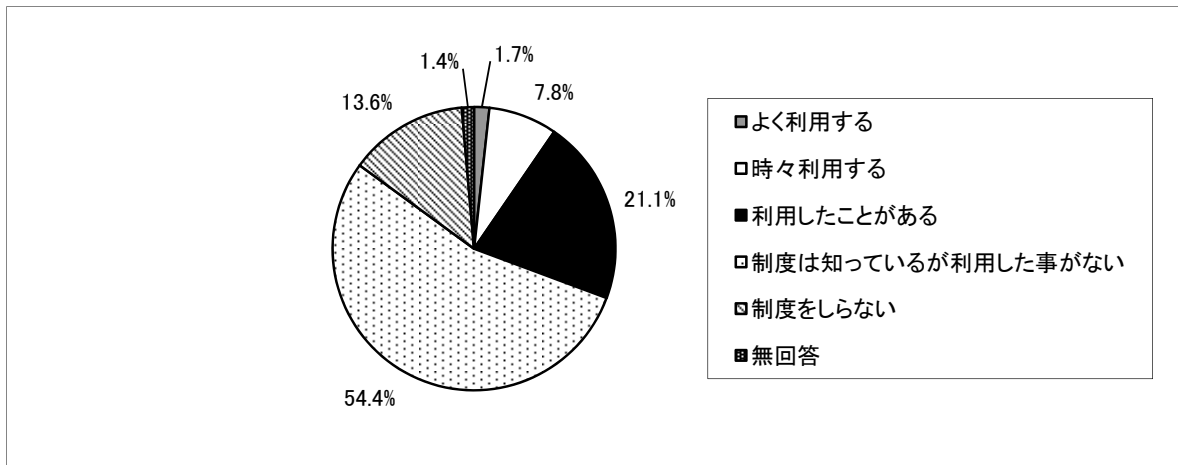
アンケート調査の結果、制度自体を知らないと回答した 13%の回答者も含めて、約 70%の者が利用していないと回答しており、国内ヒアリング調査でも同様であった。

非公式コメントを利用している理由としては、技術的理解がそもそも異なっている場合や出願人の見解と国際調査報告や見解書の内容に差が大きい場合等に何らかの意見を付しておきたい、国内移行後に多少は審査官に見てもらえたら有難いという程度の期待感といったものが多かったが、そもそも非公式であるので、どう扱われるのかが良くわからず、メリットをほとんど感じられないとの意見が多かった。海外企業ヒアリングにおいても同様の意見が得られた。実際に非公式コメントが移行後にどのような手続でどのように審査官に斟酌されるのかが指定国毎に明確にされれば、今後当該制度の利用が活性化される可能性もあると考えられる。

海外官庁ヒアリングの結果では、EPO では、EPC のルールに従い関連性があるかないかを判断して考慮されるのに対して、KIPO では、定められた手続は無いが、必要であれば審査官が参照する程度で、必ずしも参照されるとは限らないとのことであった。日本国特許庁では、上申書として提出された時に実体審査において考慮される。

非公式コメントを有効な制度とするためには、提出されたら各国の審査官へ送付するだけでなく、例えば、ユーザーへの制度内容の周知を一層はかるほか、各国審査での非公式コメントの利用状況等を一元的に調査して WIPO 国際事務局で取りまとめをすることや、必要に応じて各国から利用結果のフィードバックをする等、利用促進のための枠組みが必要であると思われる。

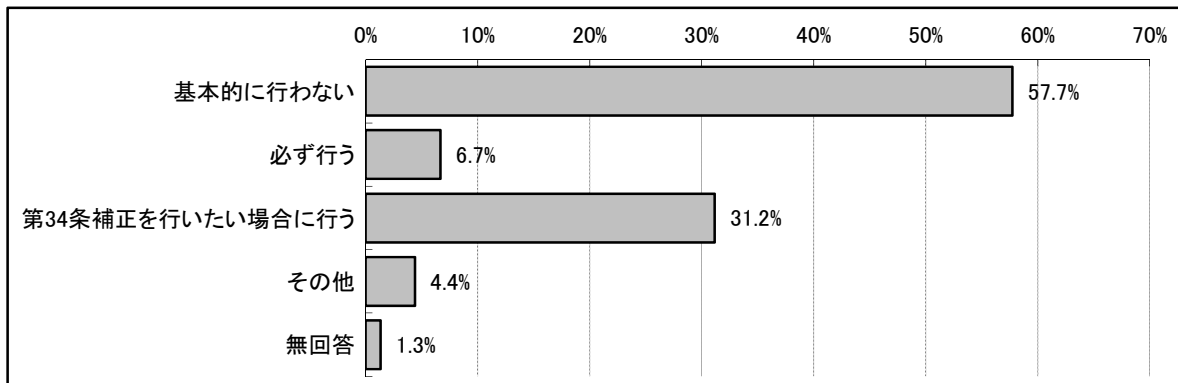
図表V-3. 非公式コメントの利用頻度（国内アンケート Q30 より）



(3) 国際予備審査及び 34 条補正について

現行制度においては、日本国特許庁が受理する国際出願件数は年間約 38,000 件であるのに対して、国際予備審査の請求は約 2,200 件程度と多くなく、基本的に国際予備審査請求は行わない旨の回答が 58%に上った。

図表V-4. 国際予備審査の請求について（国内アンケート Q32 より）



国内ヒアリング調査においても、権利化の可否は各国より状況が異なるので、国際段階では国際予備審査請求も含めてほとんど何もせず、国内移行後に補正等に注力するという傾向の回答が多かった。

また、アンケート結果によれば、国際予備審査請求は、34 条補正が必要な時に行う旨の回答が 31%と多い。大学による国際予備審査請求の割合は企業・法人より高くなっており、これは JST の海外特許出願支援制度を利用するために、少なくとも主要な請求項に特許性が認められる必要があることによるものであるとの意見があった。

(4) 国際段階での成果物の意義について

以上の観点から、出願人は、国際調査報告や見解書の有用性は認識しているものの、権利取得を目指す指定国毎に国内段階での判断が異なることを前提として、総じて国際段階での一律の補正や非公式コメント等の反論は行っていない。ただし、指定国によっては国内段階で国際段階での成果物、特に国際調査報告が考慮される可能性が高い国もあり、そのような面からの国際段階での補正等は意味があり、国際調査報告及び見解書等の国際段階での成果物の果たす役割は小さくない場合もある。

国際調査機関への要望として、特許性の判断については各国で異なることは想定され得るが、引用文献調査については精度を高めて欲しい旨のコメントも多い。国内ヒアリング調査結果によると、日本国特許庁の国際調査報告については、以前より満足度は高くなったものの、日本語以外の文献調査の拡充に向けて更に努めて欲しい旨の要望が多かった。

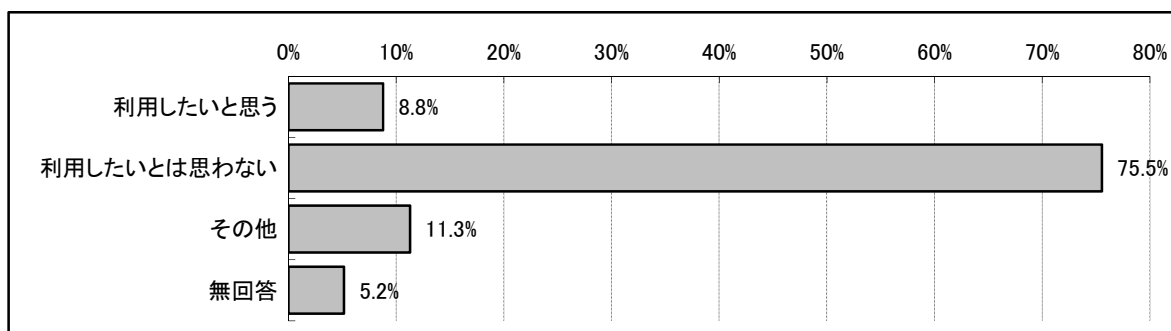
一方、国際予備審査請求については、以前は国際予備審査請求をすることで国内移行期限が延長されるという明確なメリットが存在したが、現在では、国内移行期限は請求如何に関わらないため、その他の更なる明確なメリットがなければ活用されない傾向にある。国際段階において任意に国際機関の見解を得ることのできる制度としてより活用されることも望まれるが、そのためには国際予備審査報告書や見解書等の国内段階での活用方法が明示的にユーザーへ提示されるような方策が必要であると考えられる。

なお海外官庁ヒアリングの結果、EPO では、自身が国際調査機関、国際予備審査機関、補充国際調査機関としてEPO 管轄内に移行した場合は、基本的に成果物は活用し、外国官庁が国際調査機関、国際予備審査機関の場合は追加調査を実施する。KIPO では、国際調査報告書の作成機関が自庁か他庁かに関わりなく、国際段階の成果物を活用するか否かの判断は審査官に委ねられている。日本国特許庁も、基本的な立場はKIPO と同様であると考えられるが、国際調査結果の一層の活用のためには、国際的に統一的なルールを検討することも有効であろう。

2. 補充国際調査・協働国際調査について

国内アンケート結果より、補充国際調査については利用したいとは思わない旨の回答が75%を占めており、利用したいと思う回答者は10%以下にとどまった。ただ、補充国際調査の制度自体の認識が低く、よく知らない制度であるため利用したいとは考えていない可能性も高い。

図表 V-5. 補充国際調査の利用について（国内アンケート Q31 より）



一方、協働国際調査については、約 8 割が利用したいと回答しているが、料金や翻訳文を不要とするなどの条件付きでの肯定回答が目立つ。実際に導入するには言語や費用的負担の問題が重要であると思われる。

その他の意見として、中国を含めた五庁全てが参加すれば利用価値があがる、審査の質の向上や統一を期待するといった意見や、日本国特許庁には様々な場で積極的にイニシアティブをとり、他国をリードする立場で強い発言権を持ち続けてほしいとの意見があった。

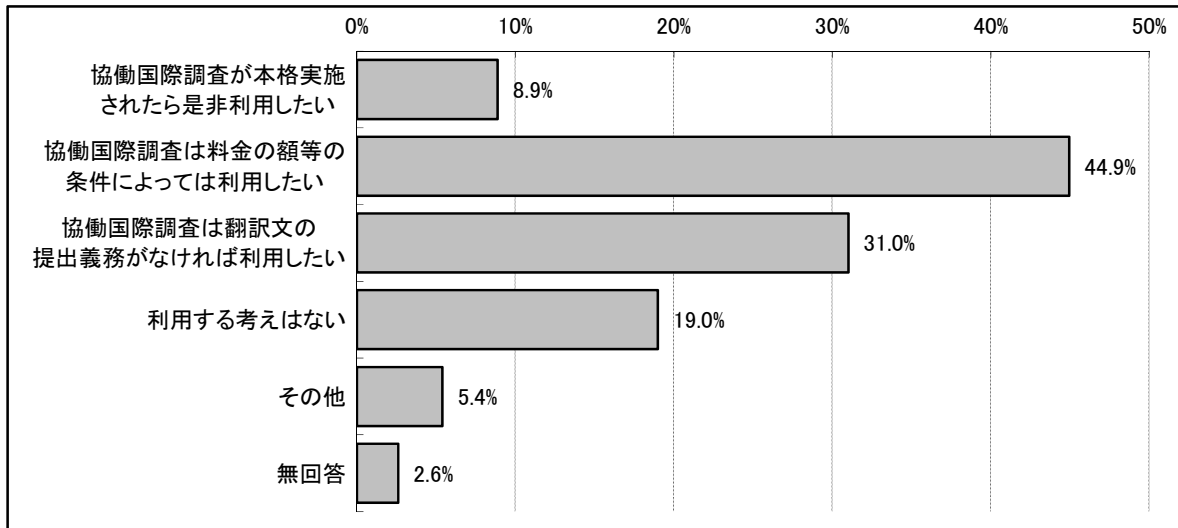
また、国内ヒアリング結果においては、補充国際調査を利用可能な補充調査機関が少ないという意見や、追加調査の必要性が少ないという意見及び国際予備審査請求を行えば十分であるとの指摘もあり、国際段階における国際調査のセカンドオピニオンとなる補充国際調査についてはそれほどのニーズはなく、今後、補充国際調査の制度自体の改善が望まれるところである。協働国際調査についても言語や料金の問題は同様にあるものの、数ヶ国の官庁が一度に調査することで質が向上し、それらの国への国内移行後にある程度影響を与えるのであれば関心がある旨の回答者が多かった。このことから、まずは PCT 国際出願制度における国際段階の最初の成果物である国際調査報告について、国内移行後の審査で一定程度尊重されることを前提に、国際段階の早い段階で協働国際調査を利用した質の高い国際調査報告が得られることが期待されている。

海外企業ヒアリングからも同様の結果が得られ、補充国際調査に比べ、協働国際調査へのニーズが高く、また日本国特許庁の参加を望むという回答がいくつかあった。

なお、海外官庁ヒアリングの結果、補充国際調査については、KIP0 では参加する意思もなく、関心が薄い。また、EPO は補充国際調査機関であるが、特に日本に対する参加期待等の言及は無かった。

協働国際調査は、現在 2 次パイロットプロジェクトにおいて実施されておりその結果の報告が待たれる。なお、1 次パイロットプロジェクトの結果として、参加した審査官の評判がよく、国内段階で審査がほとんど不要になるだろうとの予測もあった。他方、海外官庁ヒアリングでは審査官の負荷が大きいことが問題となっており、今後は審査官の負荷軽減と効果とのバランスをどのようにはかっていくかが課題と考えられる。

図表 V-6. 協働国際調査の利用について（国内アンケート Q36 より）



3. カラー図面の導入のニーズ

現在 PCT 国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国特許庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていないが、アンケートによると約半数がカラー図面の導入を希望している。カラー図面で表現したいと考える対象については、カラー写真や複雑な図面、多線のグラフ、色調の変化で表す分布図（例：温度分布）等、グレースケールでは表しきれない図面についての要求が多い。

ただし、PCT 国際出願制度においてカラー図面を全面的に受容することは、WIPO 国際事務局は勿論のこと、少なくとも全ての受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関が受入可能とならない限り、カラー図面が受入可能な国の出願人と受入不可能な国の出願人との間で不公平感が生じる可能性もある。従って、PCT 国際出願制度への導入については、PCT 加盟国や国際機関の状況を精査した上で、ある程度の時間的余裕をみてタイミングを図る必要があるものと考えられる。

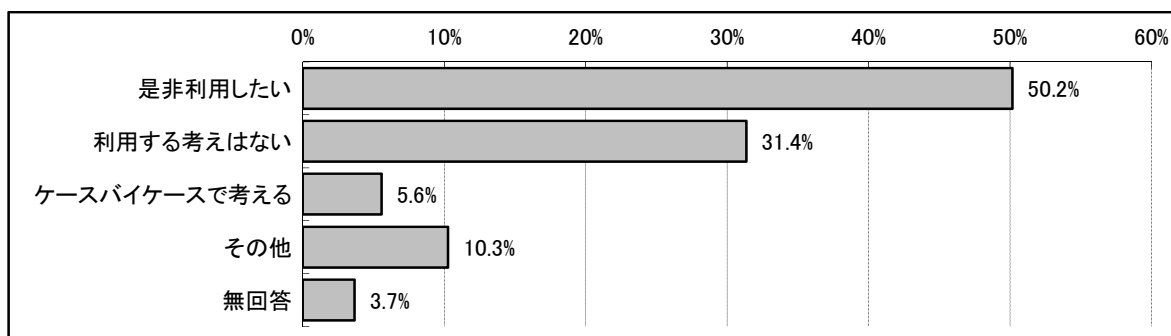
なお、海外官庁ヒアリングの結果、KIPO では国内で既にカラー図面に対応済みであり、積極的に推進したいとのことであった。一方、EPO では、EPO 内での導入へ向けての規則改正への動きがあるが、インフラの整備には時間がかかるとのことである。また、ロシア、中国、インドについても国内でカラー図面に対応しておらず、導入へのハードルは高いと思われる。

4. 第三者情報提供制度の活用予定

第三者情報提供制度は、国際公開後であって優先日から28月前までの国際出願に対し、新規性や進歩性に関する第三者からの情報提供を認める制度であり、出願人からそれに対する反論も可能である。提供された情報は、国際調査機関や国際予備審査機関、国内移行後には指定官庁にも考慮されることが期待される制度で、2012年7月から開始されている。

国内アンケート調査によれば、約50%の者が利用したいと考えており、日本国特許庁においても制度利用手続の周知を図る等の対策を講じ、今後当該制度が活性化されていくことが期待される。

図表V-7. 第三者情報提供制度の利用について（国内アンケートQ38より）



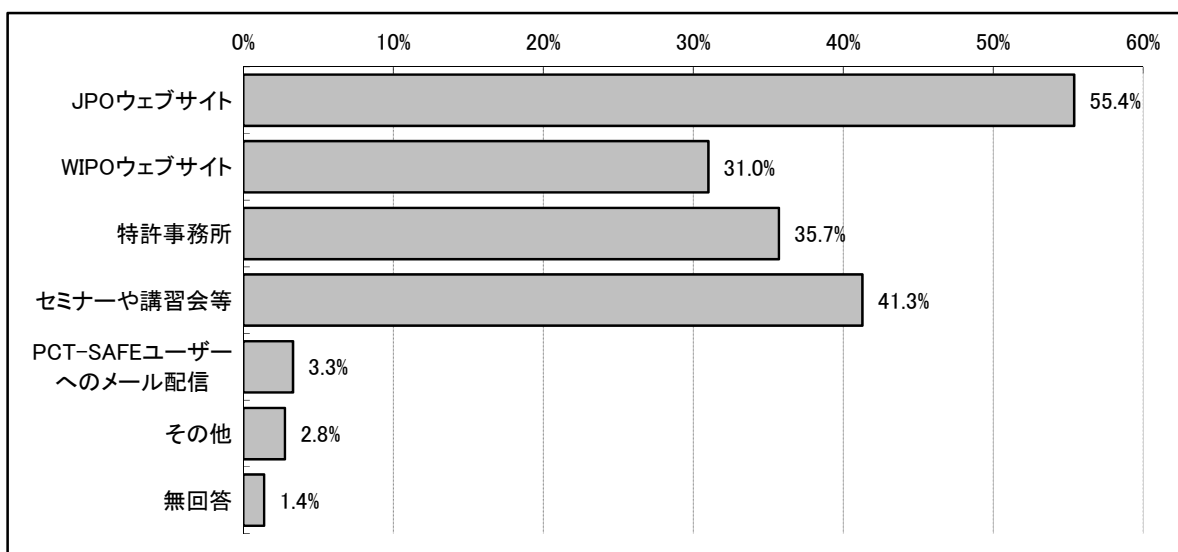
EPOでも日本国特許庁と同様に、情報提供を実体審査において考慮しており、適切に利用すべきと考えている。提供された情報の審査における取り扱いの調和を図り、また、WIPO国際事務局において各国での活用方法を情報収集した上で周知することも有用ではないかと思われる。

VI. 情報提供・入手に関する課題及びニーズ

1. PCT 国際出願制度に関する情報収集方法について

手続実務等に関する情報については、日本国特許庁と WIPO を合わせたウェブサイトからの入手が全体で 8 割を超えているが、セミナーや講習会から情報を得る場合も次いで多く、PCT 情報の周知にあたっては、ウェブサイトへの掲載とともに、セミナーや講習会を適時のタイミングで開催することも重要であることが窺える。

図表VI-1. PCT 国際出願の関連情報の入手先（国内アンケート Q40 より）



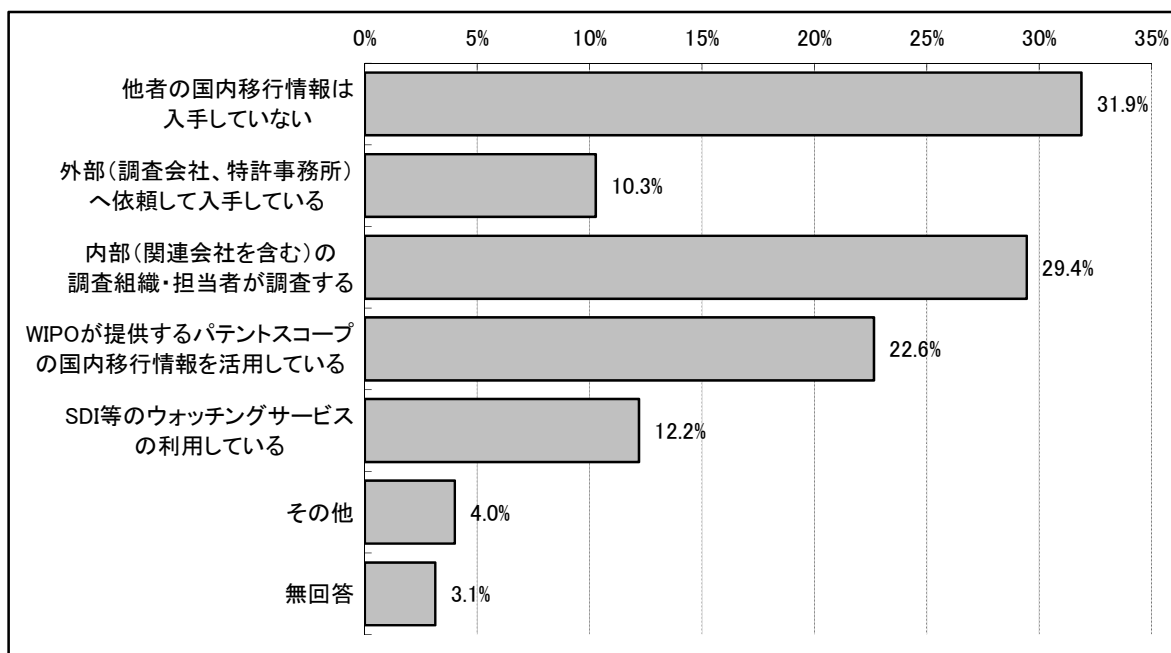
国内ヒアリング調査では、日本国特許庁が提供するウェブサイトについては概ね良好な反応が得られているが、目的の情報にたどり着くまでが困難であったり、更新情報においてどこが更新されたのかわかりづらいとの指摘があった。

WIPO が提供するウェブサイトも多くの方が参照しており、特に出願人の手引きを活用している例もあったことから、他国制度の確認や調査のために当該手引きの充実が期待される。特に、各加盟国の PCT 国際出願を管轄する国際調査機関に関する情報として、受理官庁から管轄する国際調査機関を探すことは容易であるが、国際調査機関から管轄する受理官庁を探すためには、WIPO 内の他のサイトを参照する必要があり、そのような情報の拡充を求める声もあった。また、WIPO ウェブサイトの日本語ページは情報の拡充が図られてきているものの、最新情報は英語ページのみに記載されていることが多く、更なる日本語ページの充実を求める意見もあった。

2. 国内移行情報について

PCT 国際出願制度においてみなし全指定制度が導入された後、各国際出願の国内移行先の確認・調査は以前より困難となったが、この点について他者の国内移行情報を入手していないと回答したのは、大学、法人、特許事務所では6割に上る一方、企業では25%程度にすぎず、困難でありながらも大半の企業が情報を入手しているのが実態であった。企業における国内移行情報の入手方法としては、WIPO のパテントスコープが挙げる例が多く、海外企業ヒアリングでも同様の回答があったところ、WIPO による各指定官庁からの国内情報の収集の充実が期待される。

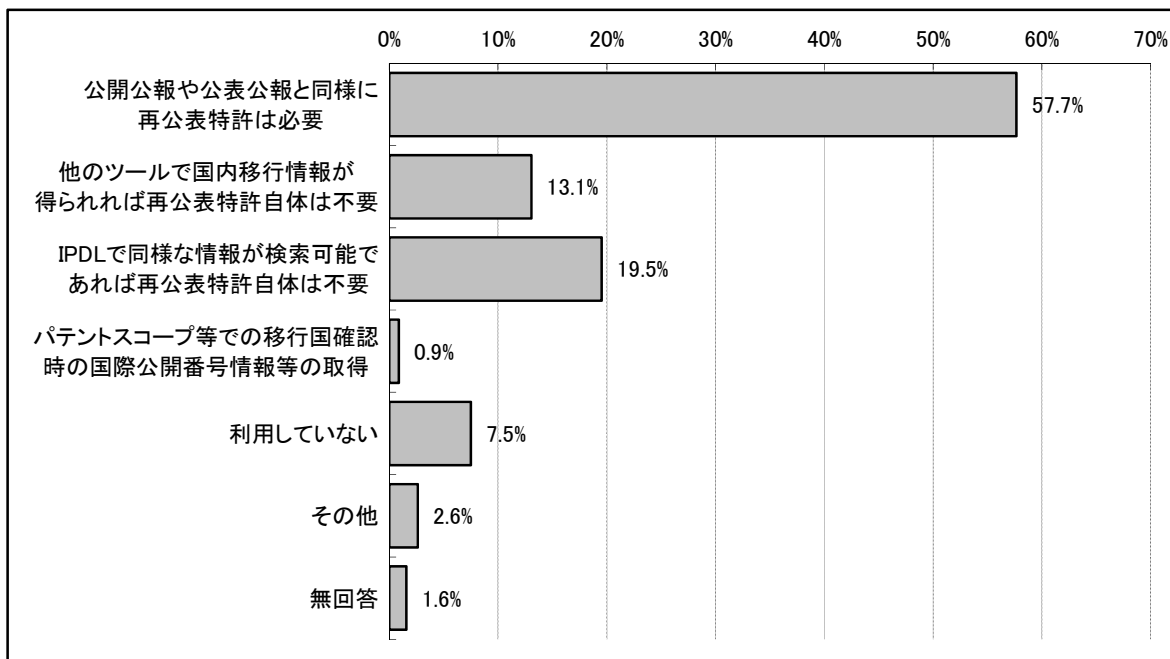
図表VI-2. 他社の国内移行情報の取得方法について（国内アンケート Q41 より）



我が国への国内移行情報については迅速に WIPO へ提供されているものの、国内で同様な情報が得られるものとして、公表・再公表の制度がある。このうち、再公表については特許法上に規定がなく、国際公開が日本語でされている PCT 国際出願が我が国へ国内移行された際に再度日本語で公表されるものであるが、その意義についてアンケート調査を行ったところ、他の公報と同様に再公表は公報形式で必要である旨の回答が60%に上り、9割近くが再公表特許の情報が必要であるとの回答があった。

この理由としては、ヒアリング調査によれば、公報形式の情報を各種データベースの情報源として取り込んでおり、その中の検索システムに再公表も組み入れられているとの現状があり、公報形式で情報提供されない場合は、当該検索から情報が落ちてしまうことを懸念する声も多かった。

図表VI-3. 再公表特許の必要性について（国内ヒアリング Q42 より）



Ⅶ. 更なる活用の為の PCT 国際出願制度に対するニーズ

WIPO の PCT 作業部会などで新たに提案されている制度や運用に対する調査も実施した。これらの項目については、未だ各加盟国からの提案の段階にとどまるものであり、具体性に乏しいものや実現性の高くないものも含まれるが、今後導入に向けた議論が行われる可能性もあるため、制度利用者の目線でこれらの項目に対する考え方を把握することは今後の議論に有意義であると考えられる。

1. サーチ履歴の公開

国際調査報告において検索式やその結果などのサーチ履歴を公開する提案については、アンケート調査の結果、公開を希望する旨の回答が6割に上った。サーチ履歴の公開については、第三者として他者の情報を入手できるメリットと出願人としての他者に情報を提供するリスクもあると考えられるが、否定的意見はわずか4%にとどまった。

2. 特許審査ハイウェイの PCT への公式統合

PCT 国際出願の国際段階の成果物を利用して指定官庁において早期審査請求する制度である特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) は、現在一部の国際機関及び指定官庁間で行われており、国際調査報告や国際予備審査報告において特許性ありと判断された発明について、指定官庁において簡易な手続で早期に審査が受けられる。

このような PCT-PPH を PCT 国際出願制度に公式に採用して全ての指定官庁において円滑に権利化できるようにするという提案に対し、アンケート調査の結果、半分以上の回答者が望ましいと考えており、検討に値するとする回答者も加えると 90%以上に上り、非常に高いニーズがあると考えられる。

3. 国際調査機関の見解書の国際公開時の公開

現在、国際調査機関による見解書は優先日から 30 月以後に公開されているが、これを国際公開の時点などの国際段階において公開し、第三者に対する情報提供の拡大を図るという案に対し、アンケート調査の結果、40%程度から望ましいとの回答があった。

国際調査機関による見解書を国際公開時に公開することは、第三者として早く他者の情報を入手できるメリットがある一方、出願人にとっては自身の結果が早く情報開示されてしまうリスクもあると考えられるが、国内企業等に対するヒアリング調査においても、いずれ公開されるものであるという考え方や、国際段階の見解等を重要視していないとの考

え方から、多くの者が望ましいか又は検討に値するとの反応であった。なお、検討に値するという回答者においては、メリットもデメリットもあるので、よく検討する必要があるという回答であった。一方、医薬業界などにおいては、1件当たりの特許の価値が高く積極的に情報を開示することを望まず、見解書の早期公開に否定的な意見もあり、今後、検討の必要性があると考えられる。

なお、海外企業ヒアリングにおいては、早期公開を望む声は少なかった。

4. 国際公開後の国際調査報告及び見解書作成

上記3の結果がある一方、国際出願の優先日以前に出願され、かつ優先日以後に公開された先願を十分に調査可能とするため、当該国際出願の優先日から18ヶ月以後に国際機関が国際調査報告や見解書の作成を行うという提案に対しても、32%の回答者が望ましいとの回答あり、国際調査報告や見解書の公開時期に関するユーザーニーズを一義的に捉えることは難しいことが示されている。

5. 国際予備審査における追加サーチ

国際調査の時点では、公開されていなかったために調査できなかった当該国際出願の優先日以前の出願等を国際予備審査の段階で追加サーチし、国際予備審査報告に加えることによる成果物の質の向上を図る提案については、アンケート調査の結果、望ましいとの回答が37%あり、検討に値するとの回答が52%あった。これらの回答者のうち、42%の回答者が国際予備審査機関の義務として行うべきであり、33%の回答者は追加サーチが有料であれば利用しないとしており、追加料金無しでの実施を希望する者が多数であると考えられる。

6. 追加料金により国際段階における手続を加速可能とするオプション（早期審査）

追加料金を支払うことにより、国際段階における国際調査や国際予備審査等の各手続を早期化する制度を導入するとの提案については、アンケート調査の結果、21%の回答者が望ましい、65%の回答者が検討に値すると回答する一方、少数意見として否定的な意見や追加料金が発生するならば望ましくないといった意見があった。望ましい旨回答した者においても合理的な料金設定を望む声も多く、料金設定によってニーズが左右されるものと考えられる。

7. 国際調査報告における文献カテゴリーの変更

国際調査報告等において表示される文献カテゴリーについて、例えば、新規性がないと考えられた場合と進歩性がないと考えられた場合で文献カテゴリーの記号を変更する提案については、アンケート調査の結果、43%の回答者が望ましいとしている一方、望ましくないという回答者は10%程度にすぎない。

国際調査機関による見解書を国際公開時に公開する提案においても、国際調査報告における新規性がないと考えられる場合と進歩性がないと考えられる場合の区別が文献カテゴリー等で判別可能となれば、当該情報を得るための見解書の早期公開は必要ないとする回答もあり、文献カテゴリーの変更ニーズについては、他制度との関連性も含めて検討すべきものと考えられる。

VIII. まとめ

本調査研究では、我が国の PCT 国際出願の手続制度の利用状況の確認や手続面を中心とした PCT 国際出願制度の課題を中心に検討を行った。

本調査研究の実施期間中においても、第 5 回 PCT 作業部会等で PCT の改善が国際的に議論され、WIPO 国際事務局においてはウェブ上で各種手続や案件管理が可能となる ePCT といった新しいオンラインシステムが提供され、利用が開始されるなど、手続的側面においては、手続者と各国特許庁や WIPO 国際事務局との間だけでなく、各国特許庁間の連絡やデータ通信においても新たなツールの急速な発展やシステムの大きな変化も予想される。ePCT については、他国官庁においても WIPO への協力を検討しているところ、日本国特許庁においても環境の変化に柔軟に対応すべく検討の必要性が高まっている。

また、我が国に視点を移してみても、本調査研究の実施と並行して PCT 国際出願制度における手続の利便性向上に向けた取り組みは進められており、例えば、2012 年 10 月からは優先権主張伴う国際出願に欠落部分や要素があった場合でも先の出願から当該欠落部分や要素を引用して補充することで国際出願日を維持できる制度が導入され、PCT 規則における経過措置規定適用の撤回が行われた。さらに、現在開かれている産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会においては、優先権の回復制度の導入が議論されるだけでなく、国際出願手数料など今まで特許印紙等で支払うことができなかった手数料についても特許印紙や予納制度を利用可能とすべきとする議題も上げられており、日本国特許庁における PCT 国際出願手続の飛躍的な利便性向上が期待される。

本調査研究の結果、我が国ユーザーの多くが PCT 国際出願する際の固有の手続的課題として、簡便な手数料納付手続や、利用し易いオンライン出願ソフトを強く望んでいることが確認された。また、PCT 制度全体における課題としては、国内移行情報の拡充を始め、各指定国における実務に関する更なる情報提供の仕組み作り等の要望が寄せられた。今後、本調査研究で示された PCT 国際出願の手続的課題や問題点について改善策が検討されるとともに、国際的にさらなる議論や調整が必要な事項について、WIPO を中心とする国際的なフォーラムの中で、制度利用者の手続的利便性の向上に向けた議論が一層進展していくことを期待する。

資料編



資料 I

国内アンケート調査

資料 1

アンケート票（企業用）



【アンケート票】

①貴社について

・規模等

Q1：貴社の従業員数（連結ベース）としてあてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 1；10人以下 | 2；11～50人 | 3；51～100人 |
| 4；101～300人 | 5；301～900人 | 6；901～3,000人 |
| 7；3,001～5,000人、 | 8；5,001～10,000人 | 9；10,001人以上 |

Q2：貴社の資本金（連結ベース）としてあてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| 1；0.5億円未満 | 2；0.5～1億円未満 | 3；1～3億円未満 |
| 4；3～10億円未満 | 5；10～100億円未満 | 6；100～500億円未満 |
| 7；500～1000億円未満 | 8；1000億円以上 | |

Q3：連結売上高の海外比率として、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1；10%未満 | 2；10%以上30%未満 | 3；30%以上50%未満 |
| 4；50%以上70%未満 | 5；70%以上90%未満 | 6；90%以上 |

・業種（事業分野）

Q4：貴社の事業として最もあてはまるもの1つに○をつけてください。なお、複数の事業がある場合は、直近の決算で売上高が最も大きいものをお選びください。

1. 製造業	2. 鉱業，採石業，砂利採取業
1-1 食料品、飲料・たばこ・飼料	3. 建設業
1-2 繊維工業	4. 電気・ガス・熱供給・水道業
1-3 家具・装備品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品	5. 情報通信業
1-4 印刷・同関連業	6. 運輸業，郵便業
1-5 化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品	7. 卸売業、小売業
1-6 ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	8. 金融業，保険業
1-7 窯業・土石製品	9. 不動産業，物品賃貸業
1-8 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	10. 学術研究，専門・技術サービス業
1-9 はん用機械、生産用機械、業務用機械	11. 宿泊業、飲食サービス業
1-10 電子部品デバイス・電子回路	12. 生活関連サービス業，娯楽業
1-11 電気機械器具、情報通信機械	13. 教育，学習支援業
1-12 輸送用機械	14. 医療，福祉
1-13 医薬品	15. その他
1-14 その他製造業	

・PCT国際出願手続の実施状況について

Q5：貴社では、受理官庁へのPCT国際出願や国際調査機関への各種手続、国際予備審査機関への請求手続、WIPO国際事務局への手続等、PCT国際出願の国際段階の手続についてどの程度特許事務所へ依頼されていますでしょうか。また、そのような態様をとっている理由として最も近いものを選択肢からお選びください。

a ;少なくとも一部のPCT国際出願又はPCT国際出願手続の一部を自社（又は関連会社）で実施している

その理由について

- 1 ; 費用削減の為
- 2 ; 手続実務の把握の為
- 3 ; その他 <自由記載>

b ; 全てのPCT国際出願の手続を特許事務所へ依頼している

その理由について

- 1 ; 出願手続等が煩雑であるから
- 2 ; 自社実施の実務負荷が大きい為
- 3 ; 専門家に任せる安心感
- 4 ; その他<自由記載>

② PCT国際出願の利用実態について

Q6：貴社における最近の3年間（年または年度）における海外への特許出願件数について教えてください。

なお、直接現地官庁への出願（直接出願ルート）の場合、複数の国に同じ発明を出願する場合は、出願の国の数（広域特許庁(欧州特許庁、ユーラシア特許庁、アフリカ広域知的財産機関、アフリカ知的財産機関)に出願する場合はその指定国数にかかわらず1か国としてください）を件数としてください。

PCTルートの場合、国内移行先の国の数にかかわらず、PCT国際出願の件数としてください。

	2009	2010	2011
直接出願ルート			
PCTルート			

Q7：直接出願ルート又はPCTルートの選択の際に、判断基準として最も考慮する事項を以下の選択肢からお選びください。

- 1；出願予定国数
- 2；出願までの時間的制約
- 3；各国における権利化の要否判断の為の時間的猶予の必要性の有無
- 4；国際調査報告の必要性の有無
- 5；その他 〈自由記載〉

--

Q8：直接出願ルートのメリットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。

- 1；出願先の国において早期に権利化できる
- 2；出願先の国内ルールのみ考慮すればよく、権利化手続きが容易である
- 3；出願先の国数が少ない場合などにおいては費用が安い
- 4；期間管理が容易である
- 5；その他 〈自由記載〉

--

Q9：PCTルートの特リットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。

- 1；権利化要否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られること
- 2；複数国での権利化の手続きが容易である
- 3；国際調査及び予備審査が国内移行の要否の判断に役立つ
- 4；国際段階での一括補正が可能なこと
- 5；各国段階移行後でも誤訳などの修正が可能なこと
- 6；各国での翻訳費用や出願関係費用の先送りができる
- 7；日本語出願が可能である
- 8；国際調査手数料の返還制度がある
- 9；その他 〈自由記載〉

Q10：通常、最終的にPCT国際出願は幾つ程度の国または地域へ移行しますか(自国への国内移行を除く)。最も当てはまる国数が含まれる選択肢を1つお選びください。広域特許庁に出願する場合はその指定国数にかかわらず1カ国としてください。

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 1；1～2 | 2；3～5 | 3；6～9 | 4；10～19 |
| 5；20～29 | 6；30～49 | 7；50以上 | |

Q11：国際段階で検討した結果、PCT国際出願を行った当初に保護を求めることを予定した国数に対して、実際に国内移行した国数は、通常どの程度の比率になるでしょうか。以下の選択肢から最も近いものを1つ選んでください。

- | | | | |
|---------|-----------------------|---------|--------------|
| 1；5%未満 | 2；10%程度 | 3；20%程度 | 4；30%程度 |
| 5；50%程度 | 6；70%程度 | 7；80%程度 | 8；90%程度～100% |
| 9；100%超 | 10；出願時に予定数がないので算出できない | | |

Q12：受理官庁としての日本特許庁は、PCT国際出願の言語として日本語と英語を受理しております。受理官庁としての日本特許庁に対して、英語でPCT国際出願を行った経験がある場合、その理由を教えてください。

- 1；EPOに国際調査を依頼するため
- 2；英語の明細書が既にあるため
- 3；元出願が英語であるため
- 4；その他 〈自由記載〉

※以下のQ13からQ21までの項目は少なくとも一部の国際出願手続を自社で行われている方のみお答えください。全てのPCT国際出願手続を特許事務所へ依頼されている方はQ22以降にお答えください。

③ PCT国際出願時

・優先権書類の提出方法について

Q13：優先権主張を伴うPCT国際出願について、優先権書類はどのように提出されていますか。以下の選択肢から最も頻繁に利用される方法をお選びください。

- 1；優先権書類を自ら入手して受理官庁へ提出
- 2；受理官庁に対して、国際事務局へ優先権書類を送付することを請求
- 3；国際事務局に対し、DAS※を利用して優先権書類の取得をすることを請求
- 4；その他 〈自由記載〉

※DASとは、優先権書類の電子的交換の枠組みを国際的に拡張する優先権書類のデジタルアクセスサービスのことです。出願人はWIPOを通じて優先権書類を電子的に交換することを官庁に要請することで優先権主張に関連する二国間の優先権書類の電子データ交換が可能となります。

Q14：Q13で選択された提出方法を頻繁に利用する理由を以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1；確実なこと
- 2；容易なこと
- 3；速いこと
- 4；保障があること
- 5；慣れていること
- 6；費用がかからないこと
- 7；その他 〈自由記載〉

Q15 : DASを利用した経験のない方、又はDASを利用した経験をお持ちで何らかの不便を感じたことがある方について、DASを利用しない理由又はDASに不便を感じたことについて、以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1 ; 利用に関する説明やマニュアルが不十分又は繁雑でわかりにくい
- 2 ; 機能的に十分でない
- 3 ; 利用環境が整備できていない
- 4 ; システムトラブルが多い
- 5 ; 利用開始までの手続きが多い
- 6 ; その他 <自由記載>

・PCT国際出願手続の方法について

PCT国際出願に対応したオンライン出願ソフトには、WIPO提供のPCT-SAFEソフトと日本が独自に提供するインターネット出願ソフト（PCT-R0国際出願機能）があります。「インターネット出願ソフト」は日本語で国際出願する場合のみ利用でき、英語の国際出願には対応していません。一方、「PCT-SAFEソフト」には、受理官庁としての日本特許庁（R0/JP）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/JP）」と受理官庁としてのWIPO国際事務局（R0/IB）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/IB）」の2種類があり、いずれも日本語及び英語の国際出願に対応可能です。

Q16 : PCT国際出願をオンライン手続ではなく、PCT-EASYや紙媒体で手続されている場合、オンライン手続を行わない理由を教えてください。

- 1 ; インターネットの接続環境を整えられない
- 2 ; 電子証明書の手が困難である
- 3 ; オンラインで手続することに不安がある

不安な理由 : <自由記載>

- 4 ; カラー図面を提出したい
- 5 ; その他 <自由記載>

Q17：PCT国際出願の際にWIPO提供ソフトのPCT-SAFEを利用されている場合、PCT-SAFEを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。また、使用していない場合は「1；使用していない」を選択してください。

- 1；使用していない
- 2；英語出願対応だから
- 3；電子証明書ストアの種類
- 4；電子証明書としてWIPO証明書が使用できる
- 5；操作性が良いから
- 6；PCT-R0インターネット出願支援サイトが充実しているから
- 7；慣れているから
- 8；その他 〈自由記載〉

Q18：PCT国際出願の際に日本が独自に提供するインターネット出願ソフトを利用されている場合、インターネット出願ソフトを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。また、使用していない場合は「1；使用していない」を選択してください。

- 1；使用していない
- 2；明細書の記載言語が日本語だから
- 3；電子証明書ストアの種類
- 4；ICカード形式の電子証明書が使用できるから
- 5；操作性が良いから
- 6；支援ソフトなど便利な機能があるから
- 7；電子出願ソフトサポートサイトが充実しているから
- 8；慣れているから
- 9；その他：〈自由記載〉

Q19:PCT-SAFE について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1 ; 最新手数料の自動反映 (手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)
- 2 ; ソフトウェアの更新の自動化 (更新通知受信とワンクリックでの更新)
- 3 ; PCT-R0・XMLコンバータの仕様
- 4 ; 出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5 ; 特になし
- 6 ; その他 〈自由記載〉

Q20 : 日本が独自に提供するインターネット出願ソフト について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1 ; 最新手数料の自動反映 (手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)
- 2 ; ソフトウェアの更新の自動化 (更新通知受信とワンクリックでの更新)
- 3 ; 原稿ファイルと提出ファイル間の書式ずれの解消
- 4 ; 出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5 ; 特になし
- 6 ; その他 〈自由記載〉

・手数料納付方法

Q21 : PCT国際出願に関する手数料の納付方法について、改善すべきとお考えの点がありましたら、御指摘ください。

- 1 ; 特になし
- 2 ; 各種手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑である
- 3 ; 提出書類や添付書類の手続が煩雑である
- 4 ; 過誤納の返還手続が煩雑である
- 5 ; その他 〈自由記載〉

・中間手続オンライン化のニーズ

Q22：受理官庁又は国際調査機関、国際予備審査機関である特許庁に対する出願書類以外の書面の提出（中間手続）についてのオンライン化について、貴社のご要望等をお聞かせください。

- 1；出願書類以外の手続のオンライン化は是非必要
- 2；出願書類以外の手続がオンライン化されたら利用したい
- 3；主願書類以外の手続のオンライン化はできなくても構わない
- 4；少なくとも補正手続や予備審査請求手続はオンライン化が必要
- 5；十分なセキュリティが確保されるならオンライン化の方がよい
- 6；その他 〈自由記載〉

・カラー図面導入のニーズ

Q23：現在PCT国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国受理官庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていません。カラー図面のオンライン提出についてご意見をお聞かせください。

- 1；カラー図面のオンライン提出は是非とも許容されるべきである
- 2；カラー図面のオンライン提出が許容されるなら利用したいものはある
- 3；グレースケールの図面のオンライン提出が許容されれば十分である
- 4；カラー図面のオンライン提出は許容されなくても構わない
- 5；特に意見はない

Q24：カラー図面のオンライン提出が許容された場合、カラーで表現したいと考える対象についてお教えください。〈自由記載〉

④その他手続全般について

- ・国際調査機関を選択する際の理由

Q25：現在、受理官庁としての日本特許庁へ英語によるPCT国際出願を行った場合、国際調査機関として日本特許庁又は欧州特許庁が選択できます。欧州特許庁を選択されたご経験がある場合、その選択をされた理由を以下の選択肢からお選びください。また、欧州特許庁を選択しない場合は「6；選択しない」を選んでください。

- 1；主要市場が日本以外だから
- 2；国際調査の質が高いから
- 3；日本よりも欧州各国の方が優位な技術分野であるから
- 4；英語文献サーチの信頼性が高いから
- 5；欧州特許庁への国内移行を行う予定があるから
- 6；選択しない
- 7；その他 <自由記載>

Q26：貴社又は貴社現地法人が外国の受理官庁に対しPCT国際出願を行う場合において、日本特許庁が国際調査機関として選択可能となることについて、ご意見をお聞かせください。

- 1；外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を是非選択したい
- 2；外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を選択出来た方が
良い
- 3；特に希望しない

Q27：具体的に日本特許庁が管轄国際調査機関となることを希望する外国の受理官庁の国名を以下の選択肢からお選びください。

- 1；中国
- 2；韓国
- 3；インド
- 4；インドネシア
- 5；その他 <自由記載>

・国際調査報告について

Q28：貴社において、国際調査報告の活用目的として、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。

- 1；当該出願の各指定国での権利化要否の判断の材料として活用
- 2；当該出願の国際段階での補正に活用
- 3；当該出願の評価として参考程度に利用（補正等については各国内段階で判断）
- 4；同様の技術分野の出願の明細書や先行例調査方法に利用
- 5；その他

・19条補正について

Q29：国際調査報告の結果が否定的であった場合に出願人が行うことができるPCT第19条に基づく補正の活用方法について、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。

- 1；基本的に19条補正は行わない
- 2；基本的に19条補正を行う
- 3；発明の新規性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う
- 4；発明の進歩性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う
- 5；その他 〈自由記載〉

・非公式コメントについて

PCT国際出願の出願人等は、国際調査見解書に対する反論を「コメント」として国際事務局に対して提出することができます。ただし、この「コメント」は、国際事務局から指定官庁へ送付されますが、PCT上では明文で規定されていないため「非公式なコメント」として取り扱われます。

Q30：国際調査報告の結果に対して、非公式コメントを利用しますか？以下から、最も近いものを1つ選んでください。

- | | | |
|---------------------|-----------|-------------|
| 1；よく利用する | 2；時々利用する | 3；利用したことがある |
| 4；制度は知っているが利用した事がない | 5；制度をしらない | |

・ 補充国際調査について

PCT国際出願の出願人等は、国際調査に加えて補充的な国際調査（補充国際調査）を請求できます。補充国際調査の請求は優先日から19ヶ月の期間内に補充国際調査機関へ行い、遅くとも優先日から22箇月の期間が満了する時までに補充国際調査機関による補充国際調査が開始され、優先日から28箇月以内に補充国際調査報告書の作成又は当該報告書を作成しない旨の宣言がなされます。これらは、出願人及びWIPO国際事務局、該当する場合には英語翻訳文とともに国際予備審査機関、指定官庁に送付されます。

Q31：今後、補充国際調査機関が増加した場合、補充国際調査を利用したいと思いますか。

1；利用したいと思います

その理由について<自由記載>

--

2；利用したいとは思わない

3；その他 <自由記載>

--

・ 国際予備審査について

Q32：国際予備審査の請求を行う頻度について教えてください。

1；基本的に国際予備審査の請求は行わない

2；国際予備審査の請求を必ず行う

3；PCT第34条に基づく補正を行いたい場合に国際予備審査の請求を行う

4；その他

--

Q33：国際予備審査の請求の要否を検討する際に考慮する要素について、以下の選択肢からお選びください。

- 1；34条補正の必要性
- 2；答弁書を提出するため
- 3；19条補正後のPCT国際出願の見解書の入手
- 4；貴社における当該発明の重要度
- 5；国際予備審査の請求にかかる費用
- 6；国際予備審査の報告をPCT-PPHに活用すること
- 7；国内段階での円滑な審査
- 8；その他 〈自由記載〉

・引用による欠落補充のニーズについて

※引用による欠落補充とは、優先権主張を伴う国際出願に明細書、請求の範囲又は図面の欠落があった場合に、先の出願の記載を引用して欠落部分（要素）を補充する旨の確認書面等を提出することで、国際出願日を維持したまま欠落部分（要素）を後日補充することができる制度です。日本は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q34：引用による欠落補充が受理官庁としての特許庁へのPCT国際出願手続において導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

- 1；当該制度を利用するケースが想定される

具体的ケース〈自由記載〉

- 2；当該制度の利用は想定できない

・優先権の回復のニーズについて

※優先権の回復とは、国際出願日がパリ条約の規定する優先権主張期間12ヶ月の満了日の後であっても、その満了日から2ヶ月以内（優先日から14ヶ月以内）であり、優先権主張期間を遵守できなかった理由が受理官庁又は指定官庁が採用する判断基準に該当する場合には、優先権の回復が認められる制度です。受理官庁又は指定官庁が優先権の回復を認める基準として、各官庁は「故意でないもの」又は「相当な注意を払ったもの」のいずれかを選択可能であり、各官庁が当該基準に照らして出願人が申請する事情に対する回復の可否の判断を行います。我が国は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q35：優先権回復が受理官庁又は指定官庁としての特許庁に導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

- 1；当該制度を利用する場合が想定される
- 2；回復を認める基準が、「相当な注意を払ったもの」より緩和される「故意でないもの」であれば、当該制度を利用する場合が想定される
- 3；指定官庁としての特許庁に導入されれば、当該制度を利用する場合が想定される（具体的ケースを自由記載）

- 4；当該制度を利用する場合は想定されない

・協働国際調査のニーズについて

Q36：複数庁（複数の言語の庁）による協働での国際調査報告や国際予備審査報告の作成を行う協働国際調査について、現在米国、韓国、欧州特許庁の3庁で試行が行われていますが、このような協働国際調査についてご意見をお聞かせください。

- 1；協働国際調査が本格実施されたら是非利用したい
- 2；協働国際調査は料金の額等の条件によっては利用したい
- 3；協働国際調査は翻訳文の提出義務がなければ利用したい
- 4；利用する考えはない
- 5；その他 〈自由記載〉

・サーチ履歴の公開

Q37：国際調査報告において、国際調査機関のサーチ履歴（検索式やその結果など）を公開することについてご意見をお聞かせください。

- 1；是非公開してほしい
- 2；どちらでもよい
- 3；公開して欲しくない

・第三者情報提供制度

Q38：第三者情報提供制度は、国際出願に対して国際公開以後～優先日から28月前までの間、国際事務局が第三者から新規性や進歩性に関する情報提供を受け付けて、国際調査機関や国際予備審査機関の調査担当者や、国内段階移行後の審査官にその内容を検討させる制度で、本年7月から開始予定です。このような第三者情報提供について利用したいと考えていますか。

- 1；是非利用したい
- 2；利用する考えはない
- 3；その他 〈自由記載〉

⑤ 手続実務等に関する情報について

Q39：PCT国際出願手続きの実務者向けテキストに掲載して欲しい事項・様式・通知、その他ご要望等がございましたら教えてください。〈自由記載〉

Q40：通常、PCTの関連情報はどこで入手されていますでしょうか。

- 1；JPOウェブサイト
- 2；WIPOウェブサイト
- 3；特許事務所
- 4；セミナーや講習会等
- 5；PCT-SAFEユーザーへのメール配信
- 6；その他 〈自由記載〉

Q41：他社のPCT国際出願について各国移行情報は入手されていますでしょうか。入手されている場合どのように取得されているか教えてください。

- 1；他者の国内移行情報は入手していない
- 2；外部（調査会社、特許事務所）へ依頼して入手している
- 3；内部（関連会社を含む）の調査組織・担当者が調査する
- 4；WIPOが提供するパテントスコープの国内移行情報を活用している
- 5；SDI等のウォッチングサービスの利用している
- 6；その他

・再公表公報の活用状況

Q42：貴社において、日本特許庁が作成する再公表特許はどのように利用されていますでしょうか。再公表特許の具体的な必要性について、以下の選択肢から最も適切なものをお選びください。

- 1；公開公報や公表公報と同様に再公表特許は必要
- 2；他のツールで国内移行情報が得られれば再公表特許自体は不要
- 3；IPDLで同様な情報が検索可能であれば再公表特許自体は不要
- 4；パテントスコープ等での移行国確認時の国際公開番号情報等の取得
- 5；利用していない
- 6；その他 〈自由記載〉

--

⑥更なる活用の為の制度に対するニーズ

PCT国際出願を更に活用するに際し、どのような制度・手続があると良いと考えますか？ 以下のよう
な提案があった場合に貴社にとって望ましい制度であるか否かお答えください。

Q43：特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合

現在、一部の国際機関及び指定官庁間で行われている¹PCT-PPH（PCT出願の国際段階成果物を利用して指定官庁において早期審査を請求する制度。国際調査報告や予備審査報告において特許性ありと判断された発明について、指定官庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする。）をPCTに公式採用して、全ての指定官庁において円滑に権利化できるようにする制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；公式採用ではなく特定の国とのPCT-PPH開始が望ましい

（国名： _____ ）

- 5；その他<自由記載>

Q44：国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

現在、優先日から30月以後に公開されている国際調査機関の見解書を国際公開の時点などの国際段階において公開し、第三者に対する情報提供の拡大を図る制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 <自由記載>

¹ 日本特許庁に申請するためには、国際機関又は国際予備審査機関が日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、北欧特許庁及び中国国家知識産権局のうちの何れかである必要があり、一方、日本特許庁が国際機関又は国際予備審査機関である場合には、日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、メキシコ産業財産庁、デンマーク特許商標庁、中国国家知識産権局、ノルウェー産業財産庁、アイスランド特許庁、フィリピン知的財産庁に対して申請できます。

Q45：Q44において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1；見解書は国際公開の一部として公開するのがよい
- 2；見解書は国際公開するのではなく、国際公開以降にパテントスコープから閲覧できればよい
- 3；英語以外の言語で作成された見解書について英訳が必要である
- 4；英語以外の言語で作成された見解書であっても英訳は不要である
- 5；出願人は見解書に対するコメントを提供可能とし、そのコメントも見解書と合わせて公開すべきである。
- 6；見解書を早期に公開しても良いが、公開の前に出願人の許可を必要とすべきである
- 7；その他 〈自由記載〉

Q46：予備審査における追加サーチ

国際調査の際に、国際出願の優先日以前に出願されていたが、未だに公開されていなかったために調査できなかった先願等を、国際予備審査の段階で追加サーチし、予備審査報告に加えることで、先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 〈自由記載〉

Q47：Q46において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。＜複数選択が可能です＞

- 1；国際予備審査機関の義務とすべき制度である
- 2；追加サーチの対象は国際予備審査機関の国内特許文献等（日本特許庁の場合は日本の特許掲載公報及び実用新案掲載公報）が望ましい
- 3；追加サーチの対象は最小限資料が望ましい。
- 4；有料であっても利用を検討する
- 5；有料であったならば利用しない
- 6；その他 〈自由記載〉

Q48：追加料金により国際段階における手続を加速できるオプション（早期審査）

国際段階の国際機関による各手続（国際調査や国際予備審査等）を、追加料金を支払うことにより早期化する制度です。例えば、予備審査報告を国際出願から12月以内で入手可能とする等のサービスが考えられます。PCT-PPHとの併用により複数の国での早期の権利化が可能になります。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 〈自由記載〉

Q49：Q48において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。＜複数選択が可能です＞

- 1；有料であっても利用を検討する
- 2；有料であるならば利用しない
- 3；その他 〈自由記載〉

Q50：国際調査報告等における文献カテゴリーの変更

国際調査報告等において表示される文献カテゴリーについて、単一の記号で複数の意味を表していた、従前の「X」の代わりに、当該文献のみで新規性がないと考えられた場合には「N」、当該文献のみで進歩性がないと考えられた場合には「I」を表示するといった、文献カテゴリーの変更提案です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 <自由記載>

Q51：国際公開後の国際調査報告及び見解書の作成

国際出願の優先日から18箇月以後に国際機関が国際調査報告や見解書の作成を行うことにより、国際出願の優先日以前に出願され、且つ、優先日以後に公開された先願を十分に調査可能にし、国際機関による先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 <自由記載>

Q52：その他<自由記載>

最後に貴社・ご記入者についてお尋ねします。

貴社名：

本社所在地：

ご記入者

所属：

役職：

氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

以上

資料 I

国内アンケート調査

資料 2

アンケート票 (大学用)



【アンケート票】

不明などの理由で答えられない場合は当該設問を無回答とし、次の設問へお進みください。

・PCT国際出願手続の実施状況について

Q1：貴大学では、受理官庁へのPCT国際出願や国際調査機関への各種手続、国際予備審査機関への請求手続、WIPO国際事務局への手続等、PCT国際出願の国際段階の手続についてどの程度特許事務所へ依頼されていますでしょうか。また、そのような態様をとっている理由として最も近いものを選択肢からお選びください。

a；少なくとも一部のPCT国際出願又はPCT国際出願手続の一部を大学内で実施している

その理由について

- 1；費用削減の為
- 2；手続実務の把握の為
- 3；その他〈自由記載〉

b；全てのPCT国際出願の手続を特許事務所へ依頼している

その理由について

- 1；出願手続等が煩雑であるから
- 2；大学内実施の実務負荷が大きい為
- 3；専門家に任せる安心感
- 4；その他〈自由記載〉

② PCT国際出願の利用実態について

Q2：貴大学における最近の3年間（年または年度）における海外への特許出願件数について教えてください。

なお、直接現地官庁への出願（直接出願ルート）の場合、複数の国に同じ発明を出願する場合は、出願数の国の数（広域特許庁(欧州特許庁、ユーラシア特許庁、アフリカ広域知的財産機関、アフリカ知的財産機関)に出願する場合はその指定国数にかかわらず1か国としてください）を件数としてください。

PCTルートの場合、国内移行先の国の数にかかわらず、PCT国際出願の件数としてください。

	2009	2010	2011
直接出願ルート			
PCTルート			

Q3：直接出願ルート又はPCTルートの選択の際に、判断基準として最も考慮する事項を以下の選択肢からお選びください。

- 1；出願予定国数
- 2；出願までの時間的制約
- 3；各国における権利化の要否判断の為の時間的猶予の必要性の有無
- 4；国際調査報告の必要性の有無
- 5；その他 〈自由記載〉

--

Q4：直接出願ルートのメリットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。

- 1；出願先の国において早期に権利化できる
- 2；出願先の国内ルールのみ考慮すればよく、権利化手続きが容易である
- 3；出願先の国数が少ない場合などにおいては費用が安い
- 4；期間管理が容易である
- 5；その他 〈自由記載〉

--

Q5：PCTルートの特リットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。

- 1；権利化要否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られること
- 2；複数国での権利化の手続きが容易である
- 3；国際調査及び予備審査が国内移行の要否の判断に役立つ
- 4；国際段階での一括補正が可能なこと
- 5；各国段階移行後でも誤訳などの修正が可能なこと
- 6；各国での翻訳費用や出願関係費用の先送りができる
- 7；日本語出願が可能である
- 8；国際調査手数料の返還制度がある
- 9；その他 〈自由記載〉

Q6：通常、最終的にPCT国際出願は幾つ程度の国または地域へ移行しますか(自国への国内移行を除く)。

最も当てはまる国数が含まれる選択肢を1つお選びください。広域特許庁に出願する場合はその指定国数にかかわらず1カ国としてください。

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 1；1～2 | 2；3～5 | 3；6～9 | 4；10～19 |
| 5；20～29 | 6；30～49 | 7；50以上 | |

Q7：国際段階で検討した結果、PCT国際出願を行った当初に保護を求めることを予定した国数に対して、実際に国内移行した国数は、通常どの程度になるでしょうか。以下の選択肢から最も近いものを1つ選んでください。

- | | | | |
|---------|-----------------------|---------|--------------|
| 1；5%未満 | 2；10%程度 | 3；20%程度 | 4；30%程度 |
| 5；50%程度 | 6；70%程度 | 7；80%程度 | 8；90%程度～100% |
| 9；100%超 | 10；出願時に予定数がないので算出できない | | |

Q8：受理官庁としての日本特許庁は、PCT国際出願の言語として日本語と英語を受理しております。受理官庁としての日本特許庁に対して、英語でPCT国際出願を行った経験がある場合、その理由を教えてください。

- 1；EPOに国際調査を依頼するため
- 2；英語の明細書が既にあるため
- 3；元出願が英語であるため
- 4；その他 〈自由記載〉

※以下のQ9からQ17までの項目は少なくとも一部の国際出願手続を貴大学で行われている場合のみお答えください。全てのPCT国際出願手続を特許事務所へ依頼されている方はQ18以降にお答えください。

③ PCT国際出願時

・優先権書類の提出方法について

Q9：優先権主張を伴うPCT国際出願について、優先権書類はどのように提出されていますか。以下の選択肢から最も頻繁に利用される方法をお選びください。

- 1；優先権書類を自ら入手して受理官庁へ提出
- 2；受理官庁に対して、国際事務局へ優先権書類を送付することを請求
- 3；国際事務局に対し、DAS※を利用して優先権書類の取得をすることを請求
- 4；その他 <自由記載>

※DASとは、優先権書類の電子的交換の枠組みを国際的に拡張する優先権書類のデジタルアクセスサービスのことです。出願人はWIPOを通じて優先権書類を電子的に交換することを官庁に要請することで優先権主張に関連する二国間の優先権書類の電子データ交換が可能となります。

Q10：Q9で選択された提出方法を頻繁に利用する理由を以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1；確実なこと
- 2；容易なこと
- 3；速いこと
- 4；保障があること
- 5；慣れていること
- 6；費用がかからないこと
- 7；その他 <自由記載>

Q11 : DASを利用した経験のない方、又はDASを利用した経験をお持ちで何らかの不便を感じたことがある方について、DASを利用しない理由又はDASに不便を感じたことについて、以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1 ; 利用に関する説明やマニュアルが不十分又は繁雑でわかりにくい
- 2 ; 機能的に十分でない
- 3 ; 利用環境が整備できていない
- 4 ; システムトラブルが多い
- 5 ; 利用開始までの手続きが多い
- 6 ; その他 <自由記載>

・PCT国際出願手続の方法について

PCT国際出願に対応したオンライン出願ソフトには、WIPO提供のPCT-SAFEソフトと日本が独自に提供するインターネット出願ソフト（PCT-R0国際出願機能）があります。「インターネット出願ソフト」は日本語で国際出願する場合のみ利用でき、英語の国際出願には対応していません。一方、「PCT-SAFEソフト」には、受理官庁としての日本特許庁（R0/JP）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/JP）」と受理官庁としてのWIPO国際事務局（R0/IB）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/IB）」の2種類があり、いずれも日本語及び英語の国際出願に対応可能です。

Q12 : PCT国際出願をオンライン手続ではなく、PCT-EASYや紙媒体で手続されている場合、オンライン手続を行わない理由を教えてください。

- 1 ; インターネットの接続環境を整えられない
- 2 ; 電子証明書の手が困難である
- 3 ; オンラインで手続することに不安がある

不安な理由 : <自由記載>

- 4 ; カラー図面を提出したい
- 5 ; その他 <自由記載>

Q13 : PCT国際出願の際にWIPO提供ソフトのPCT-SAFEを利用されている場合、PCT-SAFEを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。 また、使用していない場合は「1 ; 使用していない」を選択してください。

- 1 ; 使用していない
- 2 ; 英語出願対応だから
- 3 ; 電子証明書ストアの種類
- 4 ; 電子証明書としてWIPO証明書が使用できる
- 5 ; 操作性が良いから
- 6 ; PCT-R0インターネット出願支援サイトが充実しているから
- 7 ; 慣れているから
- 8 ; その他 <自由記載>

Q14 : PCT国際出願の際に日本が独自に提供するインターネット出願ソフトを利用されている場合、インターネット出願ソフトを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。 また、使用していない場合は「1 ; 使用していない」を選択してください。

- 1 ; 使用していない
- 2 ; 明細書の記載言語が日本語だから
- 3 ; 電子証明書ストアの種類
- 4 ; ICカード形式の電子証明書が使用できるから
- 5 ; 操作性が良いから
- 6 ; 支援ソフトなど便利な機能があるから
- 7 ; 電子出願ソフトサポートサイトが充実しているから
- 8 ; 慣れているから
- 9 ; その他 : <自由記載>

Q15:PCT-SAFE について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1 ; 最新手数料の自動反映 (手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)
- 2 ; ソフトウェアの更新の自動化 (更新通知受信とワンクリックでの更新)
- 3 ; PCT-R0・XMLコンバータの仕様
- 4 ; 出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5 ; 特になし
- 6 ; その他 〈自由記載〉

Q16 : 日本が独自に提供するインターネット出願ソフト について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1 ; 最新手数料の自動反映 (手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)
- 2 ; ソフトウェアの更新の自動化 (更新通知受信とワンクリックでの更新)
- 3 ; 原稿ファイルと提出ファイル間の書式ずれの解消
- 4 ; 出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5 ; 特になし
- 6 ; その他 〈自由記載〉

・手数料納付方法

Q17 : PCT国際出願に関する手数料の納付方法について、改善すべきとお考えの点がありましたら、御指摘ください。

- 1 ; 特になし
- 2 ; 各種手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑である
- 3 ; 提出書類や添付書類の手続が煩雑である
- 4 ; 過誤納の返還手続が煩雑である
- 5 ; その他 〈自由記載〉

・中間手続オンライン化のニーズ

Q18：受理官庁又は国際調査機関、国際予備審査機関である特許庁に対する出願書類以外の書面の提出（中間手続）についてのオンライン化について、貴大学のご要望等をお聞かせください。

- 1；出願書類以外の手続のオンライン化は是非必要
- 2；出願書類以外の手続がオンライン化されたら利用したい
- 3；主願書類以外の手続のオンライン化はできなくても構わない
- 4；少なくとも補正手続や予備審査請求手続はオンライン化が必要
- 5；十分なセキュリティが確保されるならオンライン化の方がよい
- 6；その他 〈自由記載〉

・カラー図面導入のニーズ

Q19：現在PCT国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国受理官庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていません。カラー図面のオンライン提出についてご意見をお聞かせください。

- 1；カラー図面のオンライン提出は是非とも許容されるべきである
- 2；カラー図面のオンライン提出が許容されるなら利用したいものはある
- 3；グレースケールの図面のオンライン提出が許容されれば十分である
- 4；カラー図面のオンライン提出は許容されなくても構わない
- 5；特に意見はない

Q20：カラー図面のオンライン提出が許容された場合、カラーで表現したいと考える対象についてお教えください。〈自由記載〉

④その他手続全般について

- ・国際調査機関を選択する際の理由

Q21：現在、受理官庁としての日本特許庁へ英語によるPCT国際出願を行った場合、国際調査機関として日本特許庁又は欧州特許庁が選択できます。欧州特許庁を選択されたご経験がある場合、その選択をされた理由を以下の選択肢からお選びください。また、欧州特許庁を選択しない場合は「6；選択しない」を選んでください。

- 1；主要市場が日本以外だから
- 2；国際調査の質が高いから
- 3；日本よりも欧州各国の方が優位な技術分野であるから
- 4；英語文献サーチの信頼性が高いから
- 5；欧州特許庁への国内移行を行う予定があるから
- 6；選択しない
- 7；その他 <自由記載>

Q22：貴大学が外国の受理官庁に対しPCT国際出願を行う場合において、日本特許庁が国際調査機関として選択可能となることについて、ご意見をお聞かせください。

- 1；外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を是非選択したい
- 2；外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を選択出来た方が
良い
- 3；特に希望しない

Q23：具体的に日本特許庁が管轄国際調査機関となることを希望する外国の受理官庁の国名を以下の選択肢からお選びください。

- 1；中国
- 2；韓国
- 3；インド
- 4；インドネシア
- 5；その他 <自由記載>

・国際調査報告について

Q24：貴大学において、国際調査報告の活用目的として、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。

- 1；当該出願の各指定国での権利化要否の判断の材料として活用
- 2；当該出願の国際段階での補正に活用
- 3；当該出願の評価として参考程度に利用（補正等については各国内段階で判断）
- 4；同様の技術分野の出願の明細書や先行例調査方法に利用
- 5；その他

・19条補正について

Q25：国際調査報告の結果が否定的であった場合に出願人が行うことができるPCT第19条に基づく補正の活用方法について、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。

- 1；基本的に19条補正は行わない
- 2；基本的に19条補正を行う
- 3；発明の新規性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う
- 4；発明の進歩性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う
- 5；その他 〈自由記載〉

・非公式コメントについて

PCT国際出願の出願人等は、国際調査見解書に対する反論を「コメント」として国際事務局に対して提出することができます。ただし、この「コメント」は、国際事務局から指定官庁へ送付されますが、PCT上では明文で規定されていないため「非公式なコメント」として取り扱われます。

Q26：国際調査報告の結果に対して、非公式コメントを利用しますか？以下から、最も近いものを1つ選んでください。

- | | | |
|---------------------|-----------|-------------|
| 1；よく利用する | 2；時々利用する | 3；利用したことがある |
| 4；制度は知っているが利用した事がない | 5；制度をしらない | |

・ 補充国際調査について

PCT国際出願の出願人等は、国際調査に加えて補充的な国際調査（補充国際調査）を請求できます。補充国際調査の請求は優先日から19ヶ月の期間内に補充国際調査機関へ行い、遅くとも優先日から22箇月の期間が満了する時までに補充国際調査機関による補充国際調査が開始され、優先日から28箇月以内に補充国際調査報告書の作成又は当該報告書を作成しない旨の宣言がなされます。これらは、出願人及びWIPO国際事務局、該当する場合には英語翻訳文とともに国際予備審査機関、指定官庁に送付されます。

Q27：今後、補充国際調査機関が増加した場合、補充国際調査を利用したいと思いますか。

1；利用したいと思います

その理由について<自由記載>

--

2；利用したいとは思わない

3；その他 <自由記載>

--

・ 国際予備審査について

Q28：国際予備審査の請求を行う頻度について教えてください。

1；基本的に国際予備審査の請求は行わない

2；国際予備審査の請求を必ず行う

3；PCT第34条に基づく補正を行いたい場合に国際予備審査の請求を行う

4；その他

--

Q29：国際予備審査の請求の要否を検討する際に考慮する要素について、以下の選択肢からお選びください。

- 1；34条補正の必要性
- 2；答弁書を提出するため
- 3；19条補正後のPCT国際出願の見解書の入手
- 4；貴大学における当該発明の重要度
- 5；国際予備審査の請求にかかる費用
- 6；国際予備審査の報告をPCT-PPHに活用すること
- 7；国内段階での円滑な審査
- 8；その他 〈自由記載〉

・引用による欠落補充のニーズについて

※引用による欠落補充とは、優先権主張を伴う国際出願に明細書、請求の範囲又は図面の欠落があった場合に、先の出願の記載を引用して欠落部分（要素）を補充する旨の確認書面等を提出することで、国際出願日を維持したまま欠落部分（要素）を後日補充することができる制度です。日本は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q30：引用による欠落補充が受理官庁としての特許庁へのPCT国際出願手続において導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

- 1；当該制度を利用するケースが想定される

具体的ケース〈自由記載〉

- 2；当該制度の利用は想定できない

・優先権の回復のニーズについて

※優先権の回復とは、国際出願日がパリ条約の規定する優先権主張期間12ヶ月の満了日の後であっても、その満了日から2ヶ月以内（優先日から14ヶ月以内）であり、優先権主張期間を遵守できなかった理由が受理官庁又は指定官庁が採用する判断基準に該当する場合には、優先権の回復が認められる制度です。受理官庁又は指定官庁が優先権の回復を認める基準として、各官庁は「故意でないもの」又は「相当な注意を払ったもの」のいずれかを選択可能であり、各官庁が当該基準に照らして出願人が申請する事情に対する回復の可否の判断を行います。我が国は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q31：優先権回復が受理官庁又は指定官庁としての特許庁に導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

- 1；当該制度を利用する場合が想定される
- 2；回復を認める基準が、「相当な注意を払ったもの」より緩和される「故意でないもの」であれば、当該制度を利用する場合が想定される
- 3；指定官庁としての特許庁に導入されれば、当該制度を利用する場合が想定される（具体的ケースを自由記載）

- 4；当該制度を利用する場合は想定されない

・協働国際調査のニーズについて

Q32：複数庁（複数の言語の庁）による協働での国際調査報告や国際予備審査報告の作成を行う協働国際調査について、現在米国、韓国、欧州特許庁の3庁で試行が行われていますが、このような協働国際調査についてご意見をお聞かせください。

- 1；協働国際調査が本格実施されたら是非利用したい
- 2；協働国際調査は料金の額等の条件によっては利用したい
- 3；協働国際調査は翻訳文の提出義務がなければ利用したい
- 4；利用する考えはない
- 5；その他 〈自由記載〉

・サーチ履歴の公開

Q33：国際調査報告において、国際調査機関のサーチ履歴（検索式やその結果など）を公開することについてご意見をお聞かせください。

- 1；是非公開してほしい
- 2；どちらでもよい
- 3；公開して欲しくない

・第三者情報提供制度

Q34：第三者情報提供制度は、国際出願に対して国際公開以後～優先日から28月前までの間、国際事務局が第三者から新規性や進歩性に関する情報提供を受け付けて、国際調査機関や国際予備審査機関の調査担当者や、国内段階移行後の審査官にその内容を検討させる制度で、本年7月から開始予定です。このような第三者情報提供について利用したいと考えていますか。

- 1；是非利用したい
- 2；利用する考えはない
- 3；その他 〈自由記載〉

⑤ 手続実務等に関する情報について

Q35：PCT国際出願手続きの実務者向けテキストに掲載して欲しい事項・様式・通知、その他ご要望等がございましたら教えてください。〈自由記載〉

Q36：通常、PCTの関連情報はどこで入手されていますでしょうか。

- 1；JPOウェブサイト
- 2；WIPOウェブサイト
- 3；特許事務所
- 4；セミナーや講習会等
- 5；PCT-SAFEユーザーへのメール配信
- 6；その他 〈自由記載〉

Q37：他者のPCT国際出願について各国移行情報は入手されていますでしょうか。入手されている場合どのように取得されているか教えてください。

- 1；他者の国内移行情報は入手していない
- 2；外部（調査会社、特許事務所）へ依頼して入手している
- 3；内部の調査組織・担当者が調査する
- 4；WIPOが提供するパテントスコープの国内移行情報を活用している
- 5；SDI等のウォッチングサービスの利用している
- 6；その他

・再公表公報の活用状況

Q38：貴大学において、日本特許庁が作成する再公表特許はどのように利用されていますでしょうか。再公表特許の具体的な必要性について、以下の選択肢から最も適切なものをお選びください。

- 1；公開公報や公表公報と同様に再公表特許は必要
- 2；他のツールで国内移行情報が得られれば再公表特許自体は不要
- 3；IPDLで同様な情報が検索可能であれば再公表特許自体は不要
- 4；パテントスコープ等での移行国確認時の国際公開番号情報等の取得
- 5；利用していない
- 6；その他 〈自由記載〉

--

⑥更なる活用の為の制度に対するニーズ

PCT国際出願を更に活用するに際し、どのような制度・手続があると良いと考えますか？ 以下のよう
な提案があった場合に貴大学にとって望ましい制度であるか否かお答えください。

Q39：特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合

現在、一部の国際機関及び指定官庁間で行われている²PCT-PPH（PCT出願の国際段階成果物を利用して指定官庁において早期審査を請求する制度。国際調査報告や予備審査報告において特許性ありと判断された発明について、指定官庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする。）をPCTに公式採用して、全ての指定官庁において円滑に権利化できるようにする制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；公式採用ではなく特定の国とのPCT-PPH開始が望ましい

（国名： _____ ）

- 5；その他<自由記載>

Q40：国際調査機関見解書の国際公開時における公開

現在、優先日から30月以後に公開されている国際調査機関の見解書を国際公開の時点などの国際段階において公開し、第三者に対する情報提供の拡大を図る制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 <自由記載>

² 日本特許庁に申請するためには、国際機関又は国際予備審査機関が日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、北欧特許庁及び中国国家知識産権局のうちの何れかである必要があり、一方、日本特許庁が国際機関又は国際予備審査機関である場合には、日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、メキシコ産業財産庁、デンマーク特許商標庁、中国国家知識産権局、ノルウェー産業財産庁、アイスランド特許庁、フィリピン知的財産庁に対して申請できます。

Q41：Q40において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1；見解書は国際公開の一部として公開するのがよい
- 2；見解書は国際公開するのではなく、国際公開以降にパテントスコープから閲覧できればよい
- 3；英語以外の言語で作成された見解書について英訳が必要である
- 4；英語以外の言語で作成された見解書であっても英訳は不要である
- 5；出願人は見解書に対するコメントを提供可能とし、そのコメントも見解書と合わせて公開すべきである。
- 6；見解書を早期に公開しても良いが、公開の前に出願人の許可を必要とすべきである
- 7；その他 〈自由記載〉

Q42：予備審査における追加サーチ

国際調査の際に、国際出願の優先日以前に出願されていたが、未だに公開されていなかったために調査できなかった先願等を、国際予備審査の段階で追加サーチし、予備審査報告に加えることで、先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 〈自由記載〉

Q43 : Q42において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1 ; 国際予備審査機関の義務とすべき制度である
- 2 ; 追加サーチの対象は国際予備審査機関の国内特許文献等（日本特許庁の場合は日本の特許掲載公報及び実用新案掲載公報）が望ましい
- 3 ; 追加サーチの対象は最小限資料が望ましい。
- 4 ; 有料であっても利用を検討する
- 5 ; 有料であったならば利用しない
- 6 ; その他 〈自由記載〉

Q44 : 追加料金により国際段階における手続を加速できるオプション（早期審査）

国際段階の国際機関による各手続（国際調査や国際予備審査等）を、追加料金を支払うことにより早期化する制度です。例えば、予備審査報告を国際出願から12月以内で入手可能とする等のサービスが考えられます。PCT-PPHとの併用により複数の国での早期の権利化が可能になります。

- 1 ; 望ましい
- 2 ; 検討に値する
- 3 ; 望ましくない
- 4 ; その他 〈自由記載〉

Q45 : Q44において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1 ; 有料であっても利用を検討する
- 2 ; 有料であるならば利用しない
- 3 ; その他 〈自由記載〉

Q46：国際調査報告等における文献カテゴリーの変更

国際調査報告等において表示される文献カテゴリーについて、単一の記号で複数の意味を表していた、従前の「X」の代わりに、当該文献のみで新規性がないと考えられた場合には「N」、当該文献のみで進歩性がないと考えられた場合には「I」を表示するといった、文献カテゴリーの変更提案です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 〈自由記載〉

Q47：国際公開後の国際調査報告及び見解書の作成

国際出願の優先日から18箇月以後に国際機関が国際調査報告や見解書の作成を行うことにより、国際出願の優先日以前に出願され、且つ、優先日以後に公開された先願を十分に調査可能にし、国際機関による先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 〈自由記載〉

Q48：その他〈自由記載〉

最後に貴大学・ご記入者についてお尋ねします。

貴大学名：

貴大学所在地：

ご記入者

所属：

役職：

氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

以上

資料 I

国内アンケート調査

資料 3

アンケート票

(行政法人・財団法人用)



【アンケート票】

不明などの理由で答えられない場合は、当該設問は無回答とし、次の設問へお進みください。

・PCT国際出願手続の実施状況について

Q1：貴法人では、受理官庁へのPCT国際出願や国際調査機関への各種手続、国際予備審査機関への請求手続、WIPO国際事務局への手続等、PCT国際出願の国際段階の手続についてどの程度特許事務所へ依頼されていますでしょうか。また、そのような態様をとっている理由として最も近いものを選択肢からお選びください。

a；少なくとも一部のPCT国際出願又はPCT国際出願手続の一部を法人内で実施している

その理由について

- 1；費用削減の為
- 2；手続実務の把握の為
- 3；その他〈自由記載〉

b；全てのPCT国際出願の手続を特許事務所へ依頼している

その理由について

- 1；出願手続等が煩雑であるから
- 2；法人内実施の実務負荷が大きい為
- 3；専門家に任せる安心感
- 4；その他〈自由記載〉

② PCT国際出願の利用実態について

Q2：貴法人における最近の3年間（年または年度）における海外への特許出願件数について教えてください。

なお、直接現地官庁への出願（直接出願ルート）の場合、複数の国に同じ発明を出願する場合は、出願数の国の数（広域特許庁(欧州特許庁、ユーラシア特許庁、アフリカ広域知的財産機関、アフリカ知的財産機関)に出願する場合はその指定国数にかかわらず1か国としてください）を件数としてください。

PCTルートの場合、国内移行先の国の数にかかわらず、PCT国際出願の件数としてください。

	2009	2010	2011
直接出願ルート			
PCTルート			

Q3：直接出願ルート又はPCTルートの選択の際に、判断基準として最も考慮する事項を以下の選択肢からお選びください。

- 1；出願予定国数
- 2；出願までの時間的制約
- 3；各国における権利化の要否判断の為の時間的猶予の必要性の有無
- 4；国際調査報告の必要性の有無
- 5；その他 〈自由記載〉

--

Q4：直接出願ルートのメリットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。

- 1；出願先の国において早期に権利化できる
- 2；出願先の国内ルールのみ考慮すればよく、権利化手続きが容易である
- 3；出願先の国数が少ない場合などにおいては費用が安い
- 4；期間管理が容易である
- 5；その他 〈自由記載〉

--

Q5：PCTルートの特リットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。

- 1；権利化要否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られること
- 2；複数国での権利化の手続きが容易である
- 3；国際調査及び予備審査が国内移行の要否の判断に役立つ
- 4；国際段階での一括補正が可能なこと
- 5；各国段階移行後でも誤訳などの修正が可能なこと
- 6；各国での翻訳費用や出願関係費用の先送りができる
- 7；日本語出願が可能である
- 8；国際調査手数料の返還制度がある
- 9；その他 〈自由記載〉

Q6：通常、最終的にPCT国際出願は幾つ程度の国または地域へ移行しますか(自国への国内移行を除く)。

最も当てはまる国数が含まれる選択肢を1つお選びください。広域特許庁に出願する場合はその指定国数にかかわらず1カ国としてください。

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 1；1～2 | 2；3～5 | 3；6～9 | 4；10～19 |
| 5；20～29 | 6；30～49 | 7；50以上 | |

Q7：国際段階で検討した結果、PCT国際出願を行った当初に保護を求めることを予定した国数に対して、実際に国内移行した国数は、通常どの程度の比率になるでしょうか。以下の選択肢から最も近いものを1つ選んでください。

- | | | | |
|---------|-----------------------|---------|--------------|
| 1；5%未満 | 2；10%程度 | 3；20%程度 | 4；30%程度 |
| 5；50%程度 | 6；70%程度 | 7；80%程度 | 8；90%程度～100% |
| 9；100%超 | 10；出願時に予定数がないので算出できない | | |

Q8：受理官庁としての日本特許庁は、PCT国際出願の言語として日本語と英語を受理しております。受理官庁としての日本特許庁に対して、英語でPCT国際出願を行った経験がある場合、その理由を教えてください。

- 1；EPOに国際調査を依頼するため
- 2；英語の明細書が既にあるため
- 3；元出願が英語であるため
- 4；その他 〈自由記載〉

※以下のQ9からQ17までの項目は少なくとも一部の国際出願手続を貴法人で行われている場合のみお答えください。全てのPCT国際出願手続を特許事務所へ依頼されている方はQ18以降にお答えください。

③ PCT国際出願時

・優先権書類の提出方法について

Q9：優先権主張を伴うPCT国際出願について、優先権書類はどのように提出されていますか。以下の選択肢から最も頻繁に利用される方法をお選びください。

- 1；優先権書類を自ら入手して受理官庁へ提出
- 2；受理官庁に対して、国際事務局へ優先権書類を送付することを請求
- 3；国際事務局に対し、DAS※を利用して優先権書類の取得をすることを請求
- 4；その他 〈自由記載〉

※DASとは、優先権書類の電子的交換の枠組みを国際的に拡張する優先権書類のデジタルアクセスサービスのことです。出願人はWIPOを通じて優先権書類を電子的に交換することを官庁に要請することで優先権主張に関連する二国間の優先権書類の電子データ交換が可能となります。

Q10：Q9で選択された提出方法を頻繁に利用する理由を以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1；確実なこと
- 2；容易なこと
- 3；速いこと
- 4；保障があること
- 5；慣れていること
- 6；費用がかからないこと
- 7；その他 〈自由記載〉

Q11 : DASを利用した経験のない方、又はDASを利用した経験をお持ちで何らかの不便を感じたことがある方について、DASを利用しない理由又はDASに不便を感じたことについて、以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1 ; 利用に関する説明やマニュアルが不十分又は繁雑でわかりにくい
- 2 ; 機能的に十分でない
- 3 ; 利用環境が整備できていない
- 4 ; システムトラブルが多い
- 5 ; 利用開始までの手続きが多い
- 6 ; その他 <自由記載>

・PCT国際出願手続の方法について

PCT国際出願に対応したオンライン出願ソフトには、WIPO提供のPCT-SAFEソフトと日本が独自に提供するインターネット出願ソフト（PCT-R0国際出願機能）があります。「インターネット出願ソフト」は日本語で国際出願する場合のみ利用でき、英語の国際出願には対応していません。一方、「PCT-SAFEソフト」には、受理官庁としての日本特許庁（R0/JP）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/JP）」と受理官庁としてのWIPO国際事務局（R0/IB）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/IB）」の2種類があり、いずれも日本語及び英語の国際出願に対応可能です。

Q12 : PCT国際出願をオンライン手続ではなく、PCT-EASYや紙媒体で手続されている場合、オンライン手続を行わない理由を教えてください。

- 1 ; インターネットの接続環境を整えられない
- 2 ; 電子証明書の手が困難である
- 3 ; オンラインで手続することに不安がある

不安な理由 : <自由記載>

- 4 ; カラー図面を提出したい
- 5 ; その他 <自由記載>

Q13 : PCT国際出願の際にWIPO提供ソフトのPCT-SAFEを利用されている場合、PCT-SAFEを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。 また、使用していない場合は「1 ; 使用していない」を選択してください。

- 1 ; 使用していない
- 2 ; 英語出願対応だから
- 3 ; 電子証明書ストアの種類
- 4 ; 電子証明書としてWIPO証明書が使用できる
- 5 ; 操作性が良いから
- 6 ; PCT-R0インターネット出願支援サイトが充実しているから
- 7 ; 慣れているから
- 8 ; その他 <自由記載>

Q14 : PCT国際出願の際に日本が独自に提供するインターネット出願ソフトを利用されている場合、インターネット出願ソフトを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。 また、使用していない場合は「1 ; 使用していない」を選択してください。

- 1 ; 使用していない
- 2 ; 明細書の記載言語が日本語だから
- 3 ; 電子証明書ストアの種類
- 4 ; ICカード形式の電子証明書が使用できるから
- 5 ; 操作性が良いから
- 6 ; 支援ソフトなど便利な機能があるから
- 7 ; 電子出願ソフトサポートサイトが充実しているから
- 8 ; 慣れているから
- 9 ; その他 : <自由記載>

Q15:PCT-SAFE について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1 ; 最新手数料の自動反映 (手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)
- 2 ; ソフトウェアの更新の自動化 (更新通知受信とワンクリックでの更新)
- 3 ; PCT-R0・XMLコンバータの仕様
- 4 ; 出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5 ; 特になし
- 6 ; その他 <自由記載>

Q16 : 日本が独自に提供するインターネット出願ソフト について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1 ; 最新手数料の自動反映 (手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)
- 2 ; ソフトウェアの更新の自動化 (更新通知受信とワンクリックでの更新)
- 3 ; 原稿ファイルと提出ファイル間の書式ずれの解消
- 4 ; 出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5 ; 特になし
- 6 ; その他 <自由記載>

・手数料納付方法

Q17 : PCT国際出願に関する手数料の納付方法について、改善すべきとお考えの点がありましたら、御指摘ください。

- 1 ; 特になし
- 2 ; 各種手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑である
- 3 ; 提出書類や添付書類の手続が煩雑である
- 4 ; 過誤納の返還手続が煩雑である
- 5 ; その他 <自由記載>

・中間手続オンライン化のニーズ

Q18：受理官庁又は国際調査機関、国際予備審査機関である特許庁に対する出願書類以外の書面の提出（中間手続）についてのオンライン化について、貴法人のご要望等をお聞かせください。

- 1；出願書類以外の手続のオンライン化は是非必要
- 2；出願書類以外の手続がオンライン化されたら利用したい
- 3；主願書類以外の手続のオンライン化はできなくても構わない
- 4；少なくとも補正手続や予備審査請求手続はオンライン化が必要
- 5；十分なセキュリティが確保されるならオンライン化の方がよい
- 6；その他 〈自由記載〉

・カラー図面導入のニーズ

Q19：現在PCT国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国受理官庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていません。カラー図面のオンライン提出についてご意見をお聞かせください。

- 1；カラー図面のオンライン提出は是非とも許容されるべきである
- 2；カラー図面のオンライン提出が許容されるなら利用したいものはある
- 3；グレースケールの図面のオンライン提出が許容されれば十分である
- 4；カラー図面のオンライン提出は許容されなくても構わない
- 5；特に意見はない

Q20：カラー図面のオンライン提出が許容された場合、カラーで表現したいと考える対象についてお教えください。〈自由記載〉

④その他手続全般について

- ・国際調査機関を選択する際の理由

Q21：現在、受理官庁としての日本特許庁へ英語によるPCT国際出願を行った場合、国際調査機関として日本特許庁又は欧州特許庁が選択できます。欧州特許庁を選択されたご経験がある場合、その選択をされた理由を以下の選択肢からお選びください。また、欧州特許庁を選択しない場合は「6；選択しない」を選んでください。

- 1；主要市場が日本以外だから
- 2；国際調査の質が高いから
- 3；日本よりも欧州各国の方が優位な技術分野であるから
- 4；英語文献サーチの信頼性が高いから
- 5；欧州特許庁への国内移行を行う予定があるから
- 6；選択しない
- 7；その他 〈自由記載〉

Q22：貴法人が外国の受理官庁に対しPCT国際出願を行う場合において、日本特許庁が国際調査機関として選択可能となることについて、ご意見をお聞かせください。

- 1；外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を是非選択したい
- 2；外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を選択出来た方が
良い
- 3；特に希望しない

Q23：具体的に日本特許庁が管轄国際調査機関となることを希望する外国の受理官庁の国名を以下の選択肢からお選びください。

- 1；中国
- 2；韓国
- 3；インド
- 4；インドネシア
- 5；その他 〈自由記載〉

・国際調査報告について

Q24：貴法人において、国際調査報告の活用目的として、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。

- 1；当該出願の各指定国での権利化要否の判断の材料として活用
- 2；当該出願の国際段階での補正に活用
- 3；当該出願の評価として参考程度に利用（補正等については各国内段階で判断）
- 4；同様の技術分野の出願の明細書や先行例調査方法に利用
- 5；その他

・19条補正について

Q25：国際調査報告の結果が否定的であった場合に出願人が行うことができるPCT第19条に基づく補正の活用方法について、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。

- 1；基本的に19条補正は行わない
- 2；基本的に19条補正を行う
- 3；発明の新規性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う
- 4；発明の進歩性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う
- 5；その他 〈自由記載〉

・非公式コメントについて

PCT国際出願の出願人等は、国際調査見解書に対する反論を「コメント」として国際事務局に対して提出することができます。ただし、この「コメント」は、国際事務局から指定官庁へ送付されますが、PCT上では明文で規定されていないため「非公式なコメント」として取り扱われます。

Q26：国際調査報告の結果に対して、非公式コメントを利用しますか？以下から、最も近いものを1つ選んでください。

- | | | |
|---------------------|-----------|-------------|
| 1；よく利用する | 2；時々利用する | 3；利用したことがある |
| 4；制度は知っているが利用した事がない | 5；制度をしらない | |

・ 補充国際調査について

PCT国際出願の出願人等は、国際調査に加えて補充的な国際調査（補充国際調査）を請求できます。補充国際調査の請求は優先日から19ヶ月の期間内に補充国際調査機関へ行い、遅くとも優先日から22箇月の期間が満了する時までに補充国際調査機関による補充国際調査が開始され、優先日から28箇月以内に補充国際調査報告書の作成又は当該報告書を作成しない旨の宣言がなされます。これらは、出願人及びWIPO国際事務局、該当する場合には英語翻訳文とともに国際予備審査機関、指定官庁に送付されます。

Q27：今後、補充国際調査機関が増加した場合、補充国際調査を利用したいと思いますか。

1；利用したいと思います

その理由について<自由記載>

--

2；利用したいとは思わない

3；その他 <自由記載>

--

・ 国際予備審査について

Q28：国際予備審査の請求を行う頻度について教えてください。

1；基本的に国際予備審査の請求は行わない

2；国際予備審査の請求を必ず行う

3；PCT第34条に基づく補正を行いたい場合に国際予備審査の請求を行う

4；その他

--

Q29：国際予備審査の請求の要否を検討する際に考慮する要素について、以下の選択肢からお選びください。

- 1；34条補正の必要性
- 2；答弁書を提出するため
- 3；19条補正後のPCT国際出願の見解書の入手
- 4；貴法人における当該発明の重要度
- 5；国際予備審査の請求にかかる費用
- 6；国際予備審査の報告をPCT-PPHに活用すること
- 7；国内段階での円滑な審査
- 8；その他 〈自由記載〉

・引用による欠落補充のニーズについて

※引用による欠落補充とは、優先権主張を伴う国際出願に明細書、請求の範囲又は図面の欠落があった場合に、先の出願の記載を引用して欠落部分（要素）を補充する旨の確認書面等を提出することで、国際出願日を維持したまま欠落部分（要素）を後日補充することができる制度です。日本は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q30：引用による欠落補充が受理官庁としての特許庁へのPCT国際出願手続において導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

- 1；当該制度を利用するケースが想定される

具体的ケース〈自由記載〉

- 2；当該制度の利用は想定できない

・優先権の回復のニーズについて

※優先権の回復とは、国際出願日がパリ条約の規定する優先権主張期間12ヶ月の満了日の後であっても、その満了日から2ヶ月以内（優先日から14ヶ月以内）であり、優先権主張期間を遵守できなかった理由が受理官庁又は指定官庁が採用する判断基準に該当する場合には、優先権の回復が認められる制度です。受理官庁又は指定官庁が優先権の回復を認める基準として、各官庁は「故意でないもの」又は「相当な注意を払ったもの」のいずれかを選択可能であり、各官庁が当該基準に照らして出願人が申請する事情に対する回復の可否の判断を行います。我が国は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q31：優先権回復が受理官庁又は指定官庁としての特許庁に導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

- 1；当該制度を利用する場合が想定される
- 2；回復を認める基準が、「相当な注意を払ったもの」より緩和される「故意でないもの」であれば、当該制度を利用する場合が想定される
- 3；指定官庁としての特許庁に導入されれば、当該制度を利用する場合が想定される（具体的ケースを自由記載）

- 4；当該制度を利用する場合は想定されない

・協働国際調査のニーズについて

Q32：複数庁（複数の言語の庁）による協働での国際調査報告や国際予備審査報告の作成を行う協働国際調査について、現在米国、韓国、欧州特許庁の3庁で試行が行われていますが、このような協働国際調査についてご意見をお聞かせください。

- 1；協働国際調査が本格実施されたら是非利用したい
- 2；協働国際調査は料金の額等の条件によっては利用したい
- 3；協働国際調査は翻訳文の提出義務がなければ利用したい
- 4；利用する考えはない
- 5；その他 〈自由記載〉

・サーチ履歴の公開

Q33：国際調査報告において、国際調査機関のサーチ履歴（検索式やその結果など）を公開することについてご意見をお聞かせください。

- 1；是非公開してほしい
- 2；どちらでもよい
- 3；公開して欲しくない

・第三者情報提供制度

Q34：第三者情報提供制度は、国際出願に対して国際公開以後～優先日から28月前までの間、国際事務局が第三者から新規性や進歩性に関する情報提供を受け付けて、国際調査機関や国際予備審査機関の調査担当者や、国内段階移行後の審査官にその内容を検討させる制度で、本年7月から開始予定です。このような第三者情報提供について利用したいと考えていますか。

- 1；是非利用したい
- 2；利用する考えはない
- 3；その他 〈自由記載〉

⑤ 手続実務等に関する情報について

Q35：PCT国際出願手続きの実務者向けテキストに掲載して欲しい事項・様式・通知、その他ご要望等がございましたら教えてください。〈自由記載〉

Q36：通常、PCTの関連情報はどこで入手されていますでしょうか。

- 1；JPOウェブサイト
- 2；WIPOウェブサイト
- 3；特許事務所
- 4；セミナーや講習会等
- 5；PCT-SAFEユーザーへのメール配信
- 6；その他 〈自由記載〉

Q37：他者のPCT国際出願について各国移行情報は入手されていますでしょうか。入手されている場合どのように取得されているか教えてください。

- 1；他者の国内移行情報は入手していない
- 2；外部（調査会社、特許事務所）へ依頼して入手している
- 3；内部の調査組織・担当者が調査する
- 4；WIPOが提供するパテントスコープの国内移行情報を活用している
- 5；SDI等のウォッチングサービスの利用している
- 6；その他

・再公表公報の活用状況

Q38：貴法人において、日本特許庁が作成する再公表特許はどのように利用されていますでしょうか。再公表特許の具体的な必要性について、以下の選択肢から最も適切なものをお選びください。

- 1；公開公報や公表公報と同様に再公表特許は必要
- 2；他のツールで国内移行情報が得られれば再公表特許自体は不要
- 3；IPDLで同様な情報が検索可能であれば再公表特許自体は不要
- 4；パテントスコープ等での移行国確認時の国際公開番号情報等の取得
- 5；利用していない
- 6；その他 〈自由記載〉

--

⑥更なる活用の為の制度に対するニーズ

PCT国際出願を更に活用するに際し、どのような制度・手続があると良いと考えますか？ 以下のよう
な提案があった場合に貴法人にとって望ましい制度であるか否かお答えください。

Q39：特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合

現在、一部の国際機関及び指定官庁間で行われている³PCT-PPH（PCT出願の国際段階成果物を利用して指定官庁において早期審査を請求する制度。国際調査報告や予備審査報告において特許性ありと判断された発明について、指定官庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする。）をPCTに公式採用して、全ての指定官庁において円滑に権利化できるようにする制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；公式採用ではなく特定の国とのPCT-PPH開始が望ましい

（国名： _____ ）

- 5；その他<自由記載>

Q40：国際調査機関見解書の国際公開時における公開

現在、優先日から30月以後に公開されている国際調査機関の見解書を国際公開の時点などの国際段階において公開し、第三者に対する情報提供の拡大を図る制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 <自由記載>

³ 日本特許庁に申請するためには、国際機関又は国際予備審査機関が日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、北欧特許庁及び中国国家知識産権局のうちの何れかである必要があり、一方、日本特許庁が国際機関又は国際予備審査機関である場合には、日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、メキシコ産業財産庁、デンマーク特許商標庁、中国国家知識産権局、ノルウェー産業財産庁、アイスランド特許庁、フィリピン知的財産庁に対して申請できます。

Q41：Q40において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1；見解書は国際公開の一部として公開するのがよい
- 2；見解書は国際公開するのではなく、国際公開以降にパテントスコープから閲覧できればよい
- 3；英語以外の言語で作成された見解書について英訳が必要である
- 4；英語以外の言語で作成された見解書であっても英訳は不要である
- 5；出願人は見解書に対するコメントを提供可能とし、そのコメントも見解書と合わせて公開すべきである。
- 6；見解書を早期に公開しても良いが、公開の前に出願人の許可を必要とすべきである
- 7；その他 〈自由記載〉

Q42：予備審査における追加サーチ

国際調査の際に、国際出願の優先日以前に出願されていたが、未だに公開されていなかったために調査できなかった先願等を、国際予備審査の段階で追加サーチし、予備審査報告に加えることで、先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；その他 〈自由記載〉

Q43 : Q42において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1 ; 国際予備審査機関の義務とすべき制度である
- 2 ; 追加サーチの対象は国際予備審査機関の国内特許文献等（日本特許庁の場合は日本の特許掲載公報及び実用新案掲載公報）が望ましい
- 3 ; 追加サーチの対象は最小限資料が望ましい。
- 4 ; 有料であっても利用を検討する
- 5 ; 有料であったならば利用しない
- 6 ; その他 〈自由記載〉

Q44 : 追加料金により国際段階における手続を加速できるオプション（早期審査）

国際段階の国際機関による各手続（国際調査や国際予備審査等）を、追加料金を支払うことにより早期化する制度です。例えば、予備審査報告を国際出願から12月以内で入手可能とする等のサービスが考えられます。PCT-PPHとの併用により複数の国での早期の権利化が可能になります。

- 1 ; 望ましい
- 2 ; 検討に値する
- 3 ; 望ましくない
- 4 ; その他 〈自由記載〉

Q45 : Q44において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1 ; 有料であっても利用を検討する
- 2 ; 有料であるならば利用しない
- 3 ; その他 〈自由記載〉

Q46：国際調査報告等における文献カテゴリーの変更

国際調査報告等において表示される文献カテゴリーについて、単一の記号で複数の意味を表していた、従前の「X」の代わりに、当該文献のみで新規性がないと考えられた場合には「N」、当該文献のみで進歩性がないと考えられた場合には「I」を表示するといった、文献カテゴリーの変更提案です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 〈自由記載〉

Q47：国際公開後の国際調査報告及び見解書の作成

国際出願の優先日から18箇月以後に国際機関が国際調査報告や見解書の作成を行うことにより、国際出願の優先日以前に出願され、且つ、優先日以後に公開された先願を十分に調査可能にし、国際機関による先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 〈自由記載〉

Q48：その他〈自由記載〉

最後に貴法人・ご記入者についてお尋ねします。

貴法人名：

貴法人所在地：

ご記入者

所属：

役職：

氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

以上

資料 I

国内アンケート調査

資料 4

アンケート票（特許事務所用）



【アンケート票】

① 貴所について

貴所についてお答えください。

Q1：PCT国際出願手続き実務従事者数とその内訳

	人数
PCT国際出願手続専任者	
PCT国際出願手続が主または従の兼任者	
計	

Q2：年間のPCT国際出願手続き取り扱い数（概数で可）

（ 件）

Q3：弁理士の数

（ 1；3未満 2；3以上5未満 3；5以上10未満
4；10以上20未満 5；20以上50未満 6；50以上 ）

② PCT国際出願時

・優先権書類の提出方法について

Q4：優先権主張を伴うPCT国際出願について、優先権書類はどのように提出されていますか。以下の選択肢から最も頻繁に利用される方法をお選びください。

- 1；優先権書類を自ら入手して受理官庁へ提出
- 2；受理官庁に対して、国際事務局へ優先権書類を送付することを請求
- 3；国際事務局に対し、DAS※を利用して優先権書類の取得をすることを請求
- 4；その他 <自由記載>

--

※DASとは、優先権書類の電子的交換の枠組みを国際的に拡張する優先権書類のデジタルアクセスサービスのことです。出願人はWIPOを通じて優先権書類を電子的に交換することを官庁に要請することで優先権主張に関連する二国間の優先権書類の電子データ交換が可能となります。

Q5：Q13で選択された提出方法を頻繁に利用する理由を以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1；確実なこと 2；容易なこと 3；速いこと
4；保障があること 5；慣れていること 6；費用がかからないこと
7；その他 <自由記載>

Q6：DASを利用した経験のない方、又はDASを利用した経験をお持ちで何らかの不便を感じたことがある方について、DASを利用しない理由又はDASに不便を感じたことについて、以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。

- 1；利用に関する説明やマニュアルが不十分又は繁雑でわかりにくい
2；機能的に十分でない
3；利用環境が整備できていない
4；システムトラブルが多い
5；利用開始までの手続きが多い
6；その他 <自由記載>

・PCT国際出願手続の方法について

PCT国際出願に対応したオンライン出願ソフトには、WIPO提供のPCT-SAFEソフトと日本が独自に提供するインターネット出願ソフト（PCT-R0国際出願機能）があります。「インターネット出願ソフト」は日本語で国際出願する場合のみ利用でき、英語の国際出願には対応していません。一方、「PCT-SAFEソフト」には、受理官庁としての日本特許庁（R0/JP）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/JP）」と受理官庁としてのWIPO国際事務局（R0/IB）に出願する場合に利用できる「PCT-SAFE（R0/IB）」の2種類があり、いずれも日本語及び英語の国際出願に対応可能です。

Q7 : PCT国際出願をオンライン手続ではなく、PCT-EASYや紙媒体で手続されている場合、オンライン手続を行わない理由を教えてください。

- 1 ; インターネットの接続環境を整えられない
- 2 ; 電子証明書の手が困難である
- 3 ; オンラインで手続することに不安がある

不安な理由 : <自由記載>

- 4 ; カラー図面を提出したい
- 5 ; その他 <自由記載>

Q8 : PCT国際出願の際にWIPO提供ソフトのPCT-SAFEを利用されている場合、PCT-SAFEを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。 また、使用していない場合は「1 ; 使用していない」を選択してください。

- 1 ; 使用していない
- 2 ; 英語出願対応だから
- 3 ; 電子証明書ストアの種類
- 4 ; 電子証明書としてWIPO証明書が使用できる
- 5 ; 操作性が良いから
- 6 ; PCT-R0インターネット出願支援サイトが充実しているから
- 7 ; 慣れているから
- 8 ; その他 <自由記載>

Q9：PCT国際出願の際にINPIT提供のインターネット出願ソフトを利用されている場合、インターネット出願ソフトを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。また、使用していない場合は「1；使用していない」を選択してください。

- 1；使用していない
- 2；明細書の記載言語が日本語だから
- 3；電子証明書ストアの種類
- 4；ICカード形式の電子証明書が使用できるから
- 5；操作性が良いから
- 6；支援ソフトなど便利な機能があるから
- 7；電子出願ソフトサポートサイトが充実しているから
- 8；慣れているから
- 9；その他：〈自由記載〉

Q10：PCT-SAFE について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1；最新手数料の自動反映（手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新）
- 2；ソフトウェアの更新の自動化（更新通知受信とワンクリックでの更新）
- 3；PCT-R0・XMLコンバータの仕様
- 4；出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5；特になし
- 6；その他 〈自由記載〉

Q11：INPIT提供のインターネット出願ソフト について不具合または要望等がございましたら、教えてください。

- 1；最新手数料の自動反映（手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新）
- 2；ソフトウェアの更新の自動化（更新通知受信とワンクリックでの更新）
- 3；原稿ファイルと提出ファイル間の書式ずれの解消
- 4；出願書類以外の書類のオンライン手続化
- 5；特になし
- 6；その他 〈自由記載〉

・手数料納付方法

Q12：PCT国際出願に関する手数料の納付方法について、改善すべきとお考えの点がありましたら、御指摘ください。

- 1；特になし
- 2；各種手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑である
- 3；提出書類や添付書類の手続が煩雑である
- 4；過誤納の返還手続が煩雑である
- 5；その他 〈自由記載〉

・中間手続オンライン化のニーズ

Q13：受理官庁又は国際調査機関、国際予備審査機関である特許庁に対する出願書類以外の書面の提出（中間手続）についてのオンライン化について、貴所のご要望等をお聞かせください。

- 1；出願書類以外の手続のオンライン化は是非必要
- 2；出願書類以外の手続がオンライン化されたら利用したい
- 3；主願書類以外の手続のオンライン化はできなくても構わない
- 4；少なくとも補正手続や予備審査請求手続はオンライン化が必要
- 5；十分なセキュリティが確保されるならオンライン化の方がよい
- 6；その他 〈自由記載〉

・カラー図面導入のニーズ

Q14：現在PCT国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国受理官庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていません。カラー図面のオンライン提出についてご意見をお聞かせください。

- 1；カラー図面のオンライン提出は是非とも許容されるべきである
- 2；カラー図面のオンライン提出が許容されるなら利用したいものはある
- 3；グレースケールの図面のオンライン提出が許容されれば十分である
- 4；カラー図面のオンライン提出は許容されなくても構わない
- 5；特に意見はない

Q15：カラー図面のオンライン提出が許容された場合、カラーで表現したいと考える対象についてお教えください。〈自由記載〉

③その他手続全般について

・非公式コメントについて

PCT国際出願の出願人等は、国際調査見解書に対する反論を「コメント」として国際事務局に対して提出することができます。ただし、この「コメント」は、国際事務局から指定官庁へ送付されますが、PCT上では明文で規定されていないため「非公式なコメント」として取り扱われます。

Q16：国際調査報告の結果に対して、非公式コメントを利用しますか？以下から、最も近いものを1つ選んでください。

- | | | |
|---------------------|-----------|-------------|
| 1；よく利用する | 2；時々利用する | 3；利用したことがある |
| 4；制度は知っているが利用した事がない | 5；制度をしらない | |

・引用による欠落補充のニーズについて

※引用による欠落補充とは、優先権主張を伴う国際出願に明細書、請求の範囲又は図面の欠落があった場合に、先の出願の記載を引用して欠落部分（要素）を補充する旨の確認書面等を提出することで、国際出願日を維持したまま欠落部分（要素）を後日補充することができる制度です。日本は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q17：引用による欠落補充が受理官庁としての特許庁へのPCT国際出願手続において導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

1；当該制度を利用する場合は想定される

具体的ケース<自由記載>

2；当該制度の利用は想定できない

・優先権の回復のニーズについて

※優先権の回復とは、国際出願日がパリ条約の規定する優先権主張期間12ヶ月の満了日の後であっても、その満了日から2ヶ月以内（優先日から14ヶ月以内）であり、優先権主張期間を遵守できなかった理由が受理官庁又は指定官庁が採用する判断基準に該当する場合には、優先権の回復が認められる制度です。受理官庁又は指定官庁が優先権の回復を認める基準として、各官庁は「故意でないもの」又は「相当な注意を払ったもの」のいずれかを選択可能であり、各官庁が当該基準に照らして出願人が申請する事情に対する回復の可否の判断を行います。我が国は、国内法令との不整合を理由として、経過措置の適用を宣言して適用を留保しています。

Q18：優先権回復が受理官庁又は指定官庁としての特許庁に導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。

1；当該制度を利用する場合は想定される

2；回復を認める基準が、「相当な注意を払ったもの」より緩和される「故意でないもの」であれば、当該制度を利用する場合は想定される

3；指定官庁としての特許庁に導入されれば、当該制度を利用する場合は想定される（具体的ケース <自由記載>）

4；当該制度を利用する場合は想定されない

・協働国際調査のニーズについて

Q19：複数庁（複数の言語の庁）による協働での国際調査報告や国際予備審査報告の作成を行う協働国際調査について、現在米国、韓国、欧州特許庁の3庁で試行が行われていますが、このような協働国際調査についてご意見をお聞かせください。

- 1；協働国際調査が本格実施されたら是非利用したい
- 2；協働国際調査は料金の額等の条件によっては利用したい
- 3；協働国際調査は翻訳文の提出義務がなければ利用したい
- 4；利用する考えはない
- 5；その他 〈自由記載〉

・サーチ履歴の公開

Q20：国際調査報告において、国際調査機関のサーチ履歴（検索式やその結果など）を公開することについてご意見をお聞かせください。

- 1；是非公開してほしい
- 2；どちらでもよい
- 3；公開して欲しくない

・第三者情報提供制度

Q21：第三者情報提供制度は、国際出願に対して国際公開以後～優先日から28月前までの間、国際事務局が第三者から新規性や進歩性に関する情報提供を受け付けて、国際調査機関や国際予備審査機関の調査担当者や、国内段階移行後の審査官にその内容を検討させる制度で、本年7月から開始予定です。このような第三者情報提供について利用したいと考えていますか。

- 1；是非利用したい
- 2；利用する考えはない
- 3；その他 〈自由記載〉

④ 手続実務等に関する情報について

Q22：PCT国際出願手続きの実務者向けテキストに掲載して欲しい事項・様式・通知、その他ご要望等
がございましたら教えてください。〈自由記載〉

Q23：通常、PCTの関連情報はどこで入手されていますでしょうか。

- 1；JPOウェブサイト
- 2；WIPOウェブサイト
- 3；特許事務所
- 4；セミナーや講習会等
- 5；PCT-SAFEユーザーへのメール配信
- 6；その他 〈自由記載〉

Q24：他社のPCT国際出願について各国移行情報は入手されていますでしょうか。入手されている場合
どのように取得されているか教えてください。

- 1；他者の国内移行情報は入手していない
- 2；外部（調査会社、特許事務所）へ依頼して入手している
- 3；内部（関連会社を含む）の調査組織・担当者が調査する
- 4；WIPOが提供するパテントスコープの国内移行情報を活用している
- 5；SDI等のウォッチングサービスの利用している
- 6；その他

Q25：貴所において、日本特許庁が作成する再公表特許はどのように利用されていますでしょうか。再公表特許の具体的な必要性について、以下の選択肢から最も適切なものをお選びください。

- 1；公開公報や公表公報と同様に再公表特許は必要
- 2；他のツールで国内移行情報が得られれば再公表特許自体は不要
- 3；IPDLで同様な情報が検索可能であれば再公表特許自体は不要
- 4；パテントスコープ等での移行国確認時の国際公開番号情報等の取得
- 5；利用していない
- 6；その他〈自由記載〉

⑤更なる活用の為の制度に対するニーズ

PCT国際出願を更に活用するに際し、どのような制度・手続があると良いと考えますか？ 以下のよう
な提案があった場合に貴所にとって望ましい制度であるか否かお答えください。

Q26：特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合

現在、一部の国際機関及び指定官庁間で行われている⁴PCT-PPH（PCT出願の国際段階成果物を利用して指定官庁において早期審査を請求する制度。国際調査報告や予備審査報告において特許性ありと判断された発明について、指定官庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする。）をPCTに公式採用して、全ての指定官庁において円滑に権利化できるようにする制度です。

- 1；望ましい
- 2；検討に値する
- 3；望ましくない
- 4；公式採用ではなく特定の国とのPCT-PPH開始が望ましい

（国名： _____ ）

- 5；その他〈自由記載〉

⁴ 日本特許庁に申請するためには、国際機関又は国際予備審査機関が日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、北欧特許庁及び中国国家知識産権局のうちの何れかである必要があり、一方、日本特許庁が国際機関又は国際予備審査機関である場合には、日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、フィンランド特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、メキシコ産業財産庁、デンマーク特許商標庁、中国国家知識産権局、ノルウェー産業財産庁、アイスランド特許庁、フィリピン知的財産庁に対して申請できます。

Q27：国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

現在、優先日から30月以後に公開されている国際調査機関の見解書を国際公開の時点などの国際段階において公開し、第三者に対する情報提供の拡大を図る制度です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 <自由記載>

Q28：Q27において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。<複数選択が可能です>

- 1；見解書は国際公開の一部として公開するのがよい
2；見解書は国際公開するのではなく、国際公開以降にパテントスコープから閲覧できればよい
3；英語以外の言語で作成された見解書について英訳が必要である
4；英語以外の言語で作成された見解書であっても英訳は不要である
5；出願人は見解書に対するコメントを提供可能とし、そのコメントも見解書と合わせて公開すべきである。
6；見解書を早期に公開しても良いが、公開の前に出願人の許可を必要とすべきである
7；その他 <自由記載>

Q29：予備審査における追加サーチ

国際調査の際に、国際出願の優先日以前に出願されていたが、未だに公開されていなかったために調査できなかった先願等を、国際予備審査の段階で追加サーチし、予備審査報告に加えることで、先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 <自由記載>

Q30 : Q29において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1 ; 国際予備審査機関の義務とすべき制度である
- 2 ; 追加サーチの対象は国際予備審査機関の国内特許文献等（日本特許庁の場合は日本の特許掲載公報及び実用新案掲載公報）が望ましい
- 3 ; 追加サーチの対象は最小限資料が望ましい。
- 4 ; 有料であっても利用を検討する
- 5 ; 有料であったならば利用しない
- 6 ; その他 〈自由記載〉

Q31 : 追加料金により国際段階における手続を加速できるオプション（早期審査）

国際段階の国際機関による各手続（国際調査や国際予備審査等）を、追加料金を支払うことにより早期化する制度です。例えば、予備審査報告を国際出願から12月以内で入手可能とする等のサービスが考えられます。PCT-PPHとの併用により複数の国での早期の権利化が可能になります。

- 1 ; 望ましい
- 2 ; 検討に値する
- 3 ; 望ましくない
- 4 ; その他 〈自由記載〉

Q32 : Q31において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。〈複数選択が可能です〉

- 1 ; 有料であっても利用を検討する
- 2 ; 有料であるならば利用しない
- 3 ; その他 〈自由記載〉

Q33：国際調査報告等における文献カテゴリーの変更

国際調査報告等において表示される文献カテゴリーについて、単一の記号で複数の意味を表していた、従前の「X」の代わりに、当該文献のみで新規性がないと考えられた場合には「N」、当該文献のみで進歩性がないと考えられた場合には「I」を表示するといった、文献カテゴリーの変更提案です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 <自由記載>

Q34：国際公開後の国際調査報告及び見解書の作成

国際出願の優先日から18箇月以後に国際機関が国際調査報告や見解書の作成を行うことにより、国際出願の優先日以前に出願され、且つ、優先日以後に公開された先願を十分に調査可能にし、国際機関による先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

- 1；望ましい 2；検討に値する 3；望ましくない
4；その他 <自由記載>

Q35：その他<自由記載>

最後に貴所・ご記入者についてお尋ねします。

貴所名：

貴所所在地：

ご記入者

所属：

役職：

氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

以上

資料 I

国内アンケート調査

資料 5

アンケート集計結果

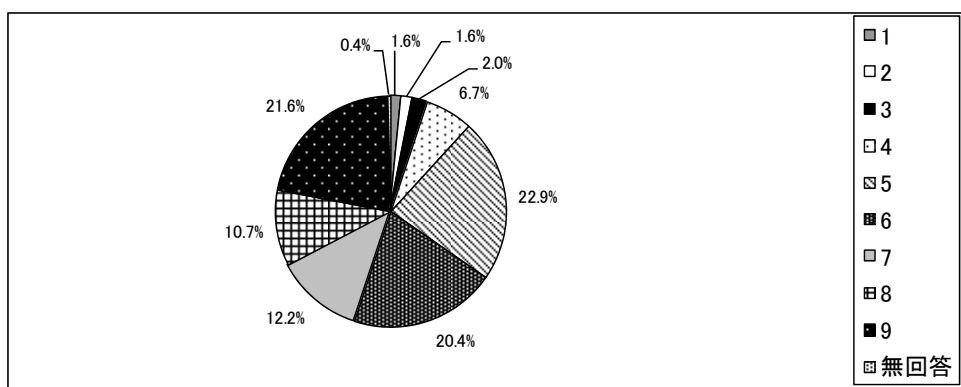


①貴社について

・規模等

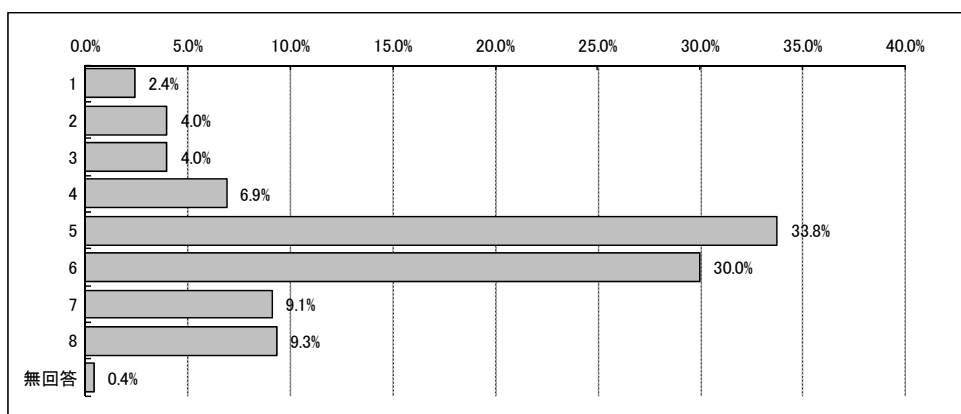
Q1 貴社の従業員数(連結ベース)としてあてはまるもの1つに○をつけてください。
(企業のみ回答)

	件数	割合
1 10人以下	7	1.6%
2 11～50人	7	1.6%
3 51～100人	9	2.0%
4 101～300人	30	6.7%
5 301～900人	103	22.9%
6 901～3,000人	92	20.4%
7 3,001～5,000人	55	12.2%
8 5,001～10,000人	48	10.7%
9 10,001人以上	97	21.6%
無回答	2	0.4%
合計	450	100.0%



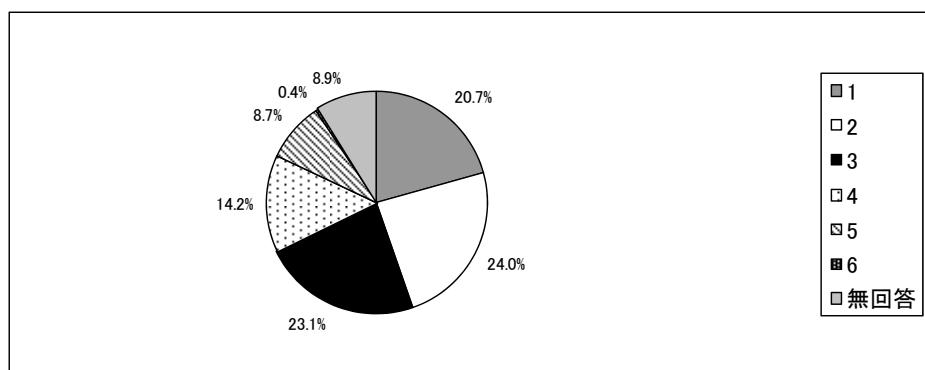
Q2 貴社の資本金(連結ベース)としてあてはまるもの1つに○をつけてください。
(企業のみ回答)

	件数	割合
1 0.5億円未満	11	2.4%
2 0.5～1億円未満	18	4.0%
3 1～3億円未満	18	4.0%
4 3～10億円未満	31	6.9%
5 10～100億円未満	152	33.8%
6 100～500億円未満	135	30.0%
7 500～1000億円未満	41	9.1%
8 1000億円以上	42	9.3%
無回答	2	0.4%
合計	450	100.0%



Q3 連結売上高の海外比率として、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。
(企業のみ回答)

	件数	割合
1 10%未満	93	20.7%
2 10%以上30%未満	108	24.0%
3 30%以上50%未満	104	23.1%
4 50%以上70%未満	64	14.2%
5 70%以上90%未満	39	8.7%
6 90%以上	2	0.4%
無回答	40	8.9%
合計	450	100.0%



・業種(事業分野)

Q4 貴社の事業として最もあてはまるもの1つに○をつけてください。なお、複数の事業がある場合は、直近の決算で売上高が最も大きいものをお選びください。
(全者が回答)

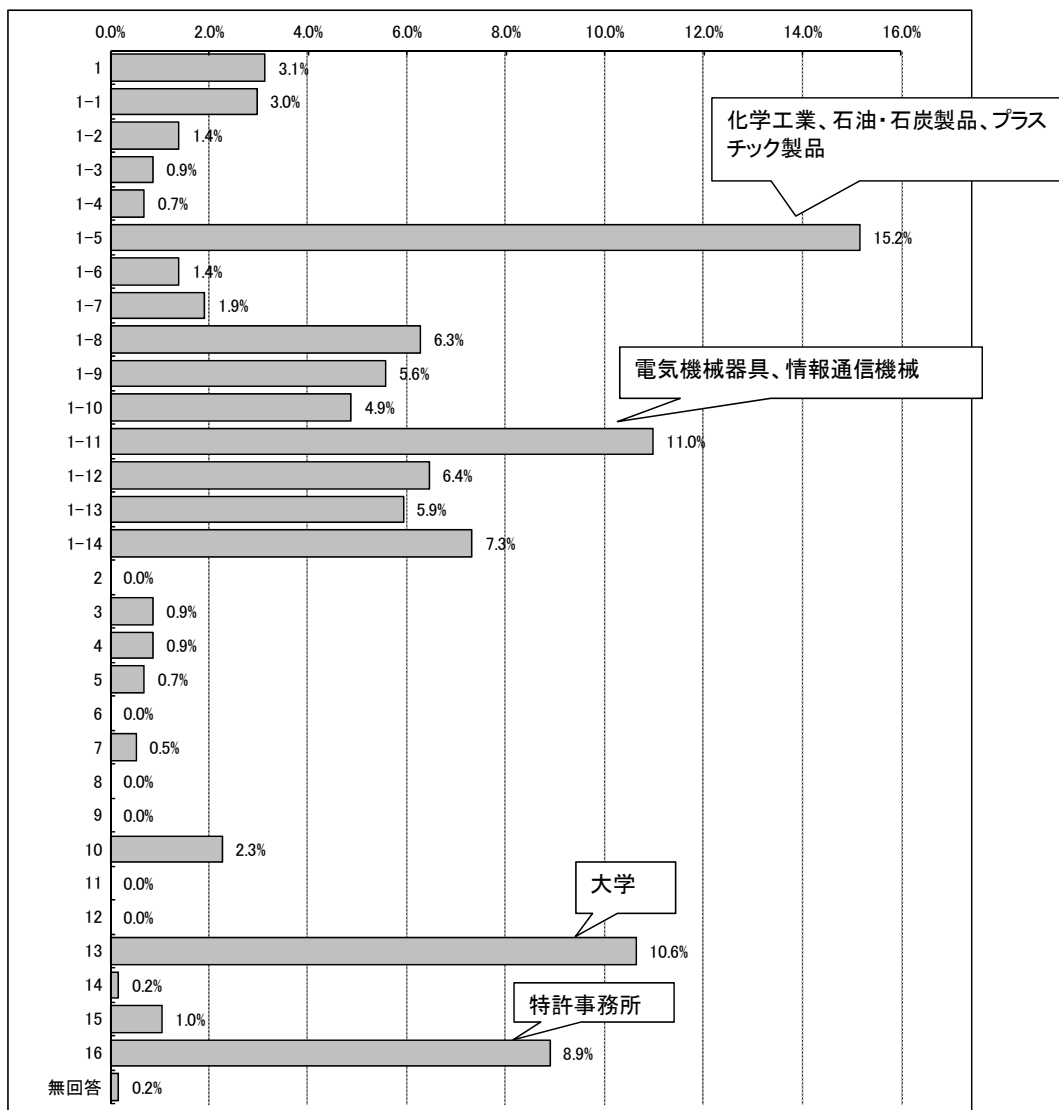
	件数	割合
1 製造業	18	3.1%
1-1 食料品、飲料・たばこ・飼料	17	3.0%
1-2 繊維工業	8	1.4%
1-3 家具・装備品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品	5	0.9%
1-4 印刷・同関連業	4	0.7%
1-5 化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品	87	15.2%
1-6 ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	8	1.4%
1-7 窯業・土石製品	11	1.9%
1-8 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品	36	6.3%
1-9 はん用機械、生産用機械、業務用機械	32	5.6%
1-10 電子部品デバイス・電子回路	28	4.9%
1-11 電気機械器具、情報通信機械	63	11.0%
1-12 輸送用機械	37	6.4%
1-13 医薬品	34	5.9%
1-14 その他製造業	42	7.3%
2 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%
3 建設業	5	0.9%
4 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.9%
5 情報通信業	4	0.7%
6 運輸業、郵便業	0	0.0%
7 卸売業、小売業	3	0.5%
8 金融業、保険業	0	0.0%
9 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%
10 学術研究、専門・技術サービス業	13	2.3%
11 宿泊業、飲食サービス業	0	0.0%
12 生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0%
13 教育、学習支援業	61	10.6%
14 医療、福祉	1	0.2%
15 その他	6	1.0%
16 特許事務所	51	8.9%
無回答	1	0.2%
回答者数	574	

▲企業数多い

▲企業数多い

法人が含まれる

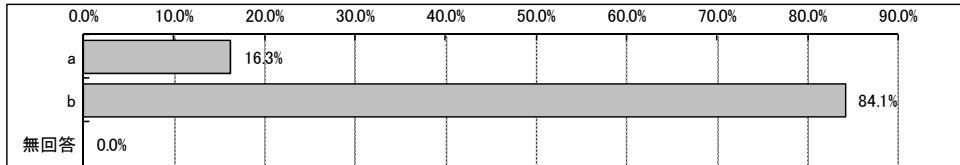
全て大学



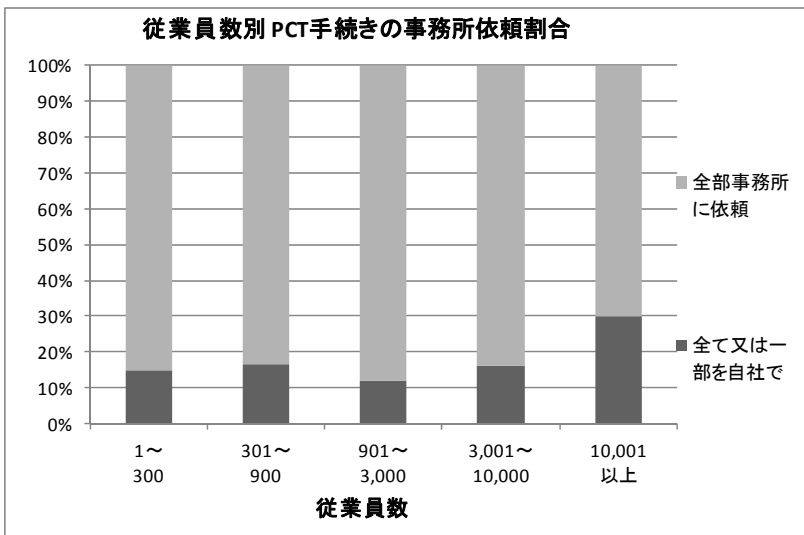
・PCT国際出願手続の実施状況について

Q5 貴社では、受理官庁へのPCT国際出願や国際調査機関への各種手続、国際予備審査機関への請求手続、WIPO国際事務局への手続等、PCT国際出願の国際段階の手続についてどの程度特許事務所へ依頼されていますでしょうか。また、そのような態様をとっている理由として最も近いものを選択肢からお選びください。
(特許事務所以外回答)

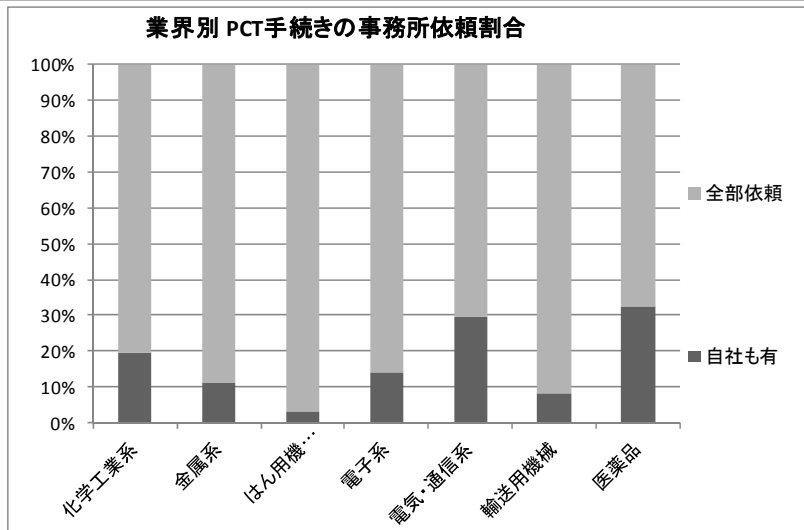
	件数	割合
a 少なくとも一部のPCT国際出願又はPCT国際出願手続の一部を自社(又は関連会社)で実施している	85	16.3%
b 全てのPCT国際出願の手続を特許事務所へ依頼している	440	84.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	523	



大部分の企業で、手続きを特許事務所に依頼している。
従業員数別でも、割合は大きく変化しないが、この割合はほとんど変化しないが、従業員数が1万人以上とかなりの規模になると、少なくとも一部を自社で手続きを行う割合が3割近くになる。
大学、法人はほとんど全て(各1者以外)が特許事務所へ依頼している。



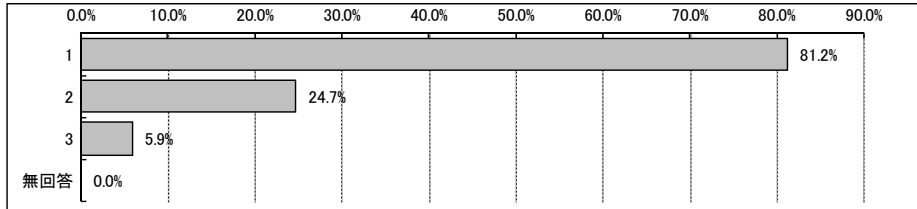
約30者以上の回答数の業界をピックアップしてみると、「電気機械器具、情報通信機械」「医薬品」が自社で手続きを実施している割合が高い。



a少なくとも一部を社内で手続きを実施するその理由について
(特許事務所以外回答)

	件数	割合
1 費用削減の為	69	81.2%
2 手続実務の把握の為	21	24.7%
3 その他	5	5.9%
無回答	0	0.0%
回答者数		85

手続業務の把握を単独で理由に挙げているのは13者のみ。その他では、3者が自社で対応できるとしている。



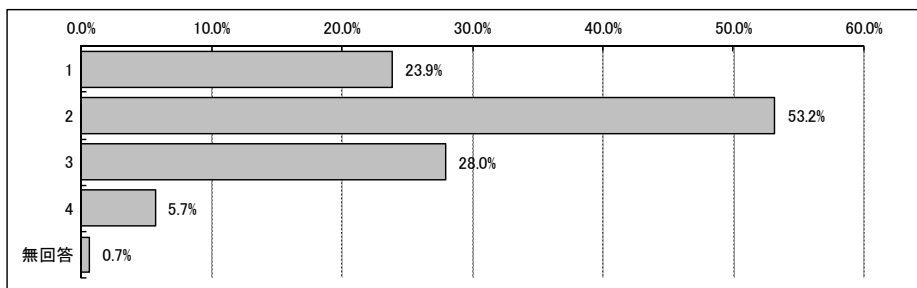
【その他記載項目】

- ・各国移行までは自社で対応できる。
- ・JP基礎出願の代理人(又は自社内製)に対応して、PCTもそれを踏襲している。
- ・出願内容のレベルアップ
- ・自社で問題なく実施できるから。
- ・基礎出願を基本的には自社で行っているため、効率性、品質等において、PCT出願を特許事務所に依頼する必要性、メリットが小さい。

作業負荷が増えるか、費用が増えるかのどちらかを選択するかで、特許事務所へ依頼するかしないかが決まる様子。手続きが簡単となり、実務負荷が減る方向に進めば、自社で処理する割合が増える可能性がある。

b全ての手続きを事務所に依頼するその理由について
(特許事務所以外回答)

	件数	割合
1 出願手続等が煩雑であるから	105	23.9%
2 自社実施の実務負荷が大きい為	234	53.2%
3 専門家に任せる安心感	123	28.0%
4 その他	25	5.7%
無回答	3	0.7%
回答者数		440



【主要なその他記載項目】

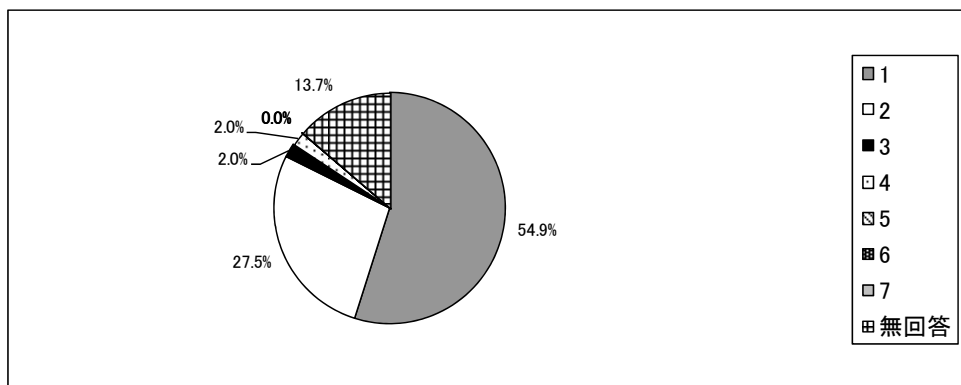
- ・外国語の解釈の誤りが原因の事故防止の為
- ・国際段階での日程管理が複雑だから
- ・PCT出願する案件は、重要度が高いため
- ・明細書は自社で作成しているため、特許事務所に手続を依頼することで、内容の完成度を上げることにもつながっている。
- ・中間処理以降の手続きにアドバイスを得るため。
- ・指定国移行を考慮すると、出願時からの継続した手続きが重要/移行後の外国での手続を特許事務所経由で行う必要がある
- ・PCT国際出願を自社で行なうと、国内段階移行後の各国代理人とのやり取りも自社で行なうこととなるため、実務負荷が大きくなる。
- ・一部の国または地域でしか直接信頼できる現地代理人を設定していないため/海外の代理人とのコネクションがない
- ・海外移行を踏まえ、PCT段階から依頼/各国移行において、代理人選定を任している
- ・海外とのオフィス・アクションに語学力が必要になると、国独自の意見書の提出内容があるため。
- ・外資系の会社であり、経費を、より明確な数値として、把握する必要があるからである。

①貴所について

貴所についてお答えください。

Q1 PCT国際出願手続き実務従事者数とその内訳
PCT国際出願手続き専任者
(特許事務所のみ回答)

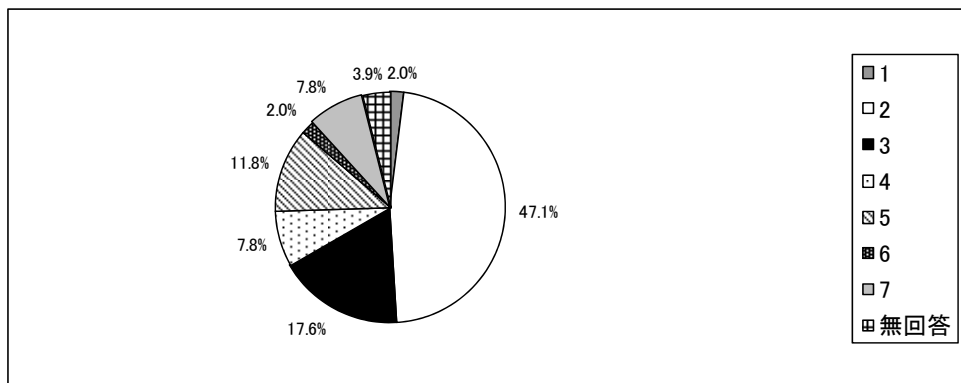
	件数	割合
1 0人	28	54.9%
2 1～5人	14	27.5%
3 6～10人	1	2.0%
4 11～15人	1	2.0%
5 16～20人	0	0.0%
6 21～25人	0	0.0%
7 26人以上	0	0.0%
無回答	7	13.7%
合計	51	100.0%



半数以上の事務所では専任者を置いておらず、PCT出願従事者の多くは兼務で実施している。

PCT国際出願手続きが主または従の兼任者
(特許事務所のみ回答)

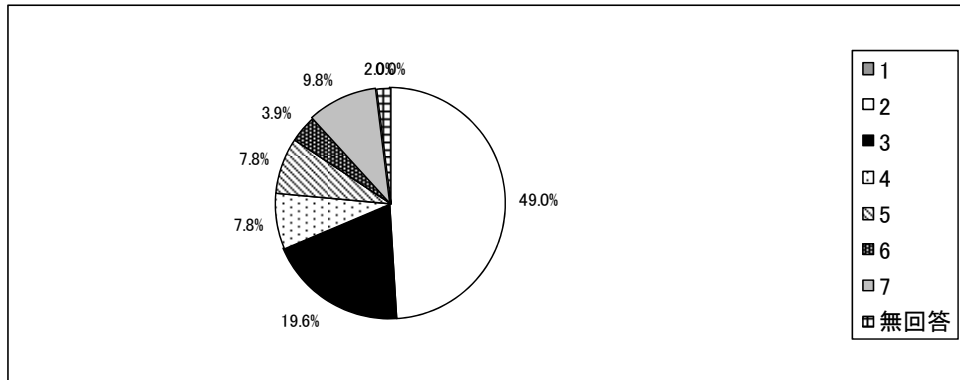
	件数	割合
1 0人	1	2.0%
2 1～5人	24	47.1%
3 6～10人	9	17.6%
4 11～15人	4	7.8%
5 16～20人	6	11.8%
6 21～25人	1	2.0%
7 26人以上	4	7.8%
無回答	2	3.9%
合計	51	100.0%



合計人数(専任者+兼任者)
(特許事務所のみ回答)

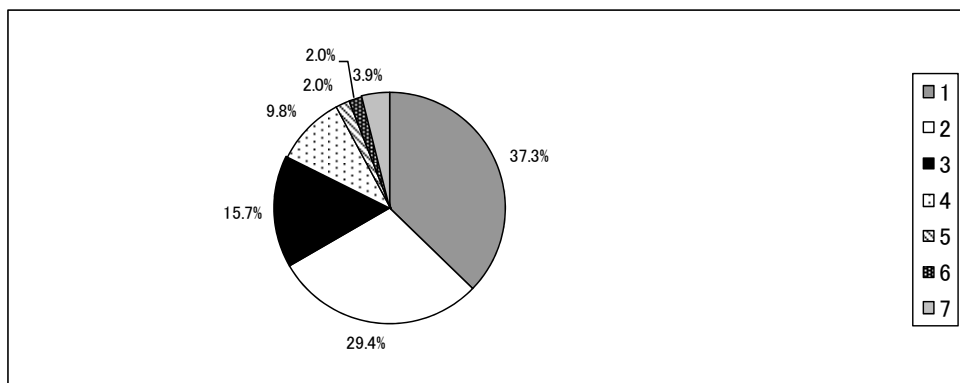
	件数	割合
1 0人	0	0.0%
2 1~5人	25	49.0%
3 6~10人	10	19.6%
4 11~15人	4	7.8%
5 16~20人	4	7.8%
6 21~25人	2	3.9%
7 26人以上	5	9.8%
無回答	1	2.0%
合計	51	100.0%

PCTに従事している人数は、7割近くが10人以下。事務所の規模別については後出。



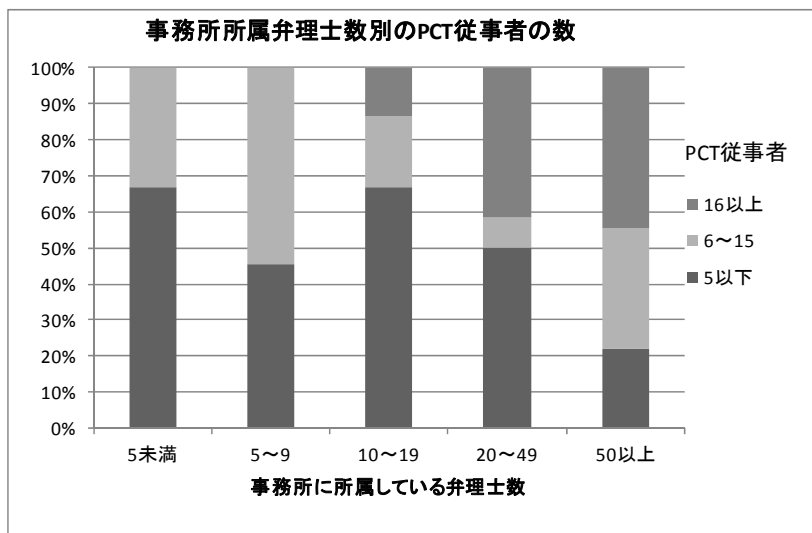
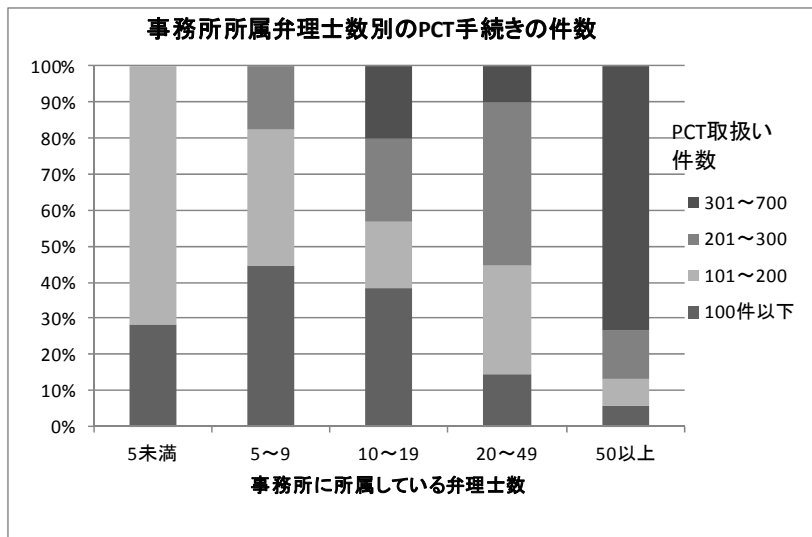
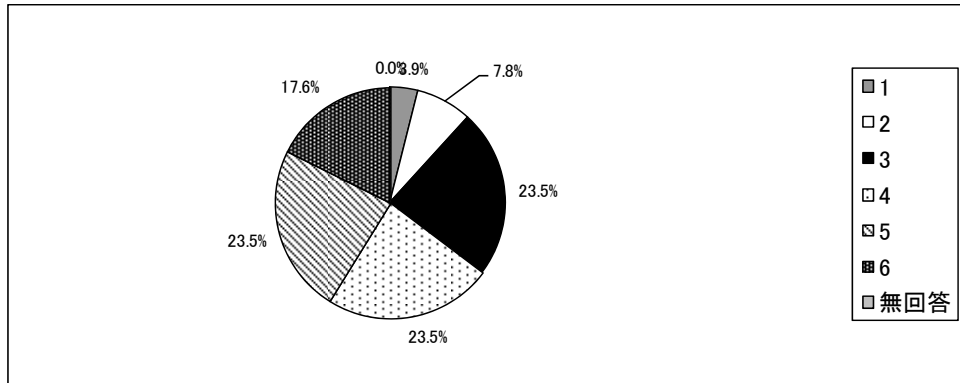
Q2 年間のPCT国際出願手続き取り扱い数(概数で可)
(特許事務所のみ回答)

	件数	割合
1 100件以下	19	37.3%
2 101~200件	15	29.4%
3 201~300件	8	15.7%
4 301~400件	5	9.8%
5 401~500件	1	2.0%
6 501~600件	1	2.0%
7 601~700件	2	3.9%
8 701件以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	51	100.0%



Q3 弁理士の数
(特許事務所のみ回答)

	件数	割合
1 3未満	2	3.9%
2 3以上5未満	4	7.8%
3 5以上10未満	12	23.5%
4 10以上20未満	12	23.5%
5 20以上50未満	12	23.5%
6 50以上	9	17.6%
無回答	0	0.0%
合計	51	100.0%



特許事務所に在籍している**弁理士数の多い事務所**は、PCT取扱い件数も多く、必然的に**PCT手続き従事者の数も多くなる**。

② PCT国際出願の利用実態について

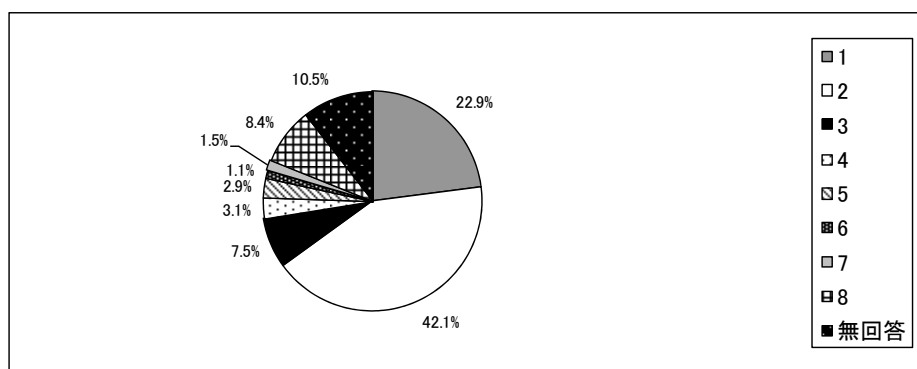
Q6 貴社における最近の3年間(年または年度)における海外への特許出願件数について教えてください。

なお、直接現地官庁への出願(直接出願ルート)の場合、複数の国に同じ発明を出願する場合は、出願の国の数(広域特許庁(欧州特許庁、ユーラシア特許庁、アフリカ広域知的財産機関、アフリカ知的財産機関)に出願する場合はその指定国数にかかわらず1か国としてください)を件数としてください。

PCTルートの場合、国内移行先の国の数にかかわらず、PCT国際出願の件数としてください。

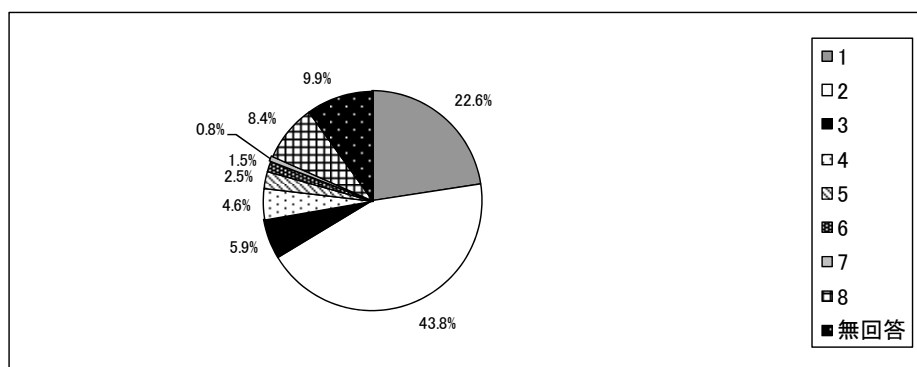
直接出願ルート2009年
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 0件	120	22.9%
2 1~20件	220	42.1%
3 21~40件	39	7.5%
4 41~60件	16	3.1%
5 61~80件	15	2.9%
6 81~100件	6	1.1%
7 101~120件	8	1.5%
8 121件以上	44	8.4%
無回答	55	10.5%
合計	523	100.0%



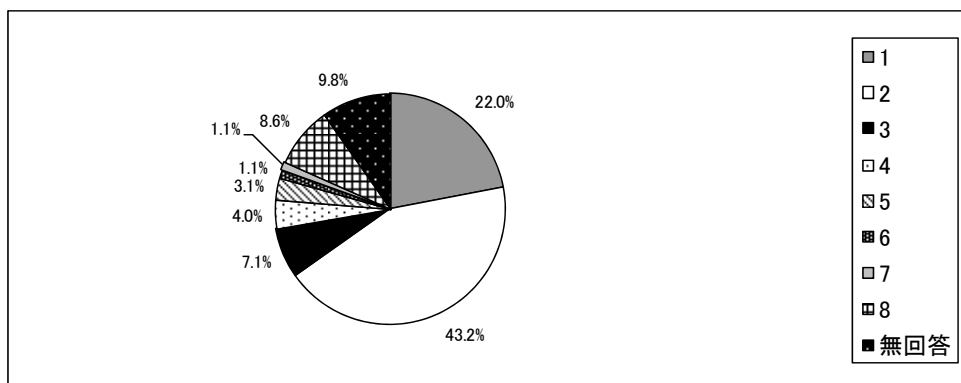
直接出願ルート2010年
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 0件	118	22.6%
2 1~20件	229	43.8%
3 21~40件	31	5.9%
4 41~60件	24	4.6%
5 61~80件	13	2.5%
6 81~100件	8	1.5%
7 101~120件	4	0.8%
8 121件以上	44	8.4%
無回答	52	9.9%
合計	523	100.0%



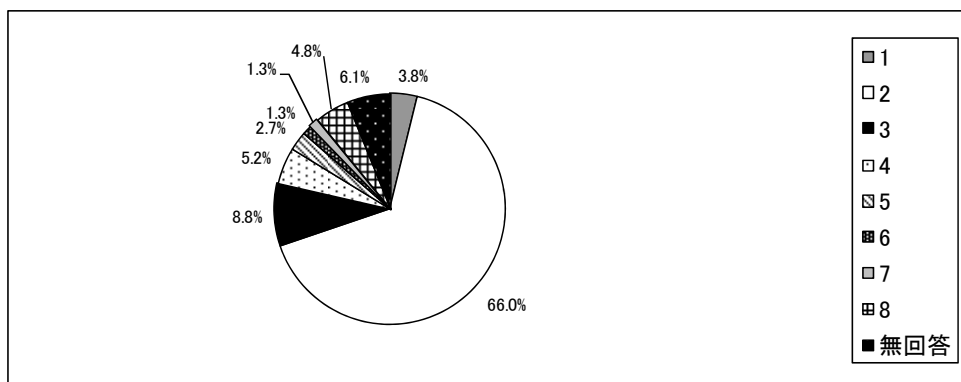
直接出願ルート2011年
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 0件	115	22.0%
2 1~20件	226	43.2%
3 21~40件	37	7.1%
4 41~60件	21	4.0%
5 61~80件	16	3.1%
6 81~100件	6	1.1%
7 101~120件	6	1.1%
8 121件以上	45	8.6%
無回答	51	9.8%
合計	523	100.0%



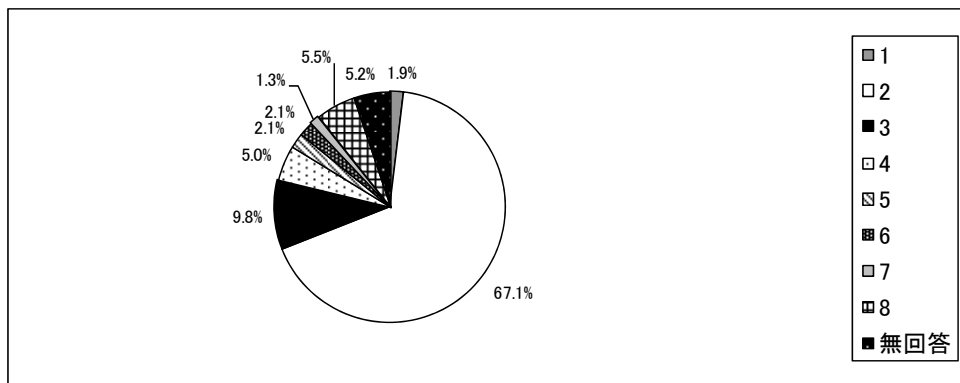
PCTルート2009年
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 0件	20	3.8%
2 1~20件	345	66.0%
3 21~40件	46	8.8%
4 41~60件	27	5.2%
5 61~80件	14	2.7%
6 81~100件	7	1.3%
7 101~120件	7	1.3%
8 121件以上	25	4.8%
無回答	32	6.1%
合計	523	100.0%



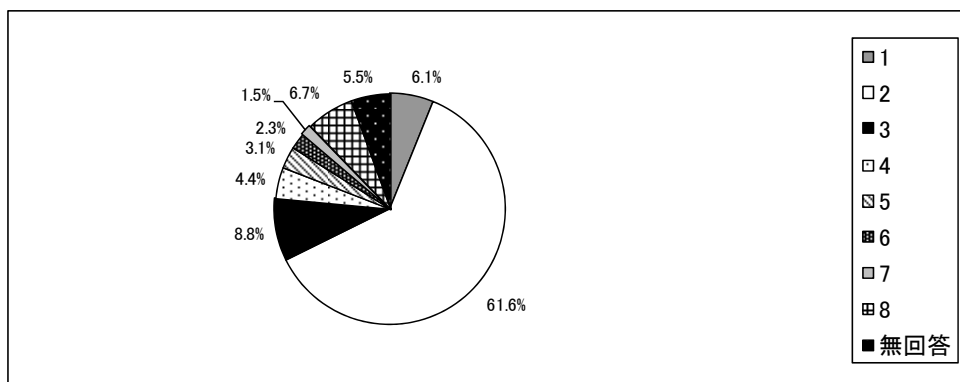
PCTルート2010年
(特許事務所以外が回答)

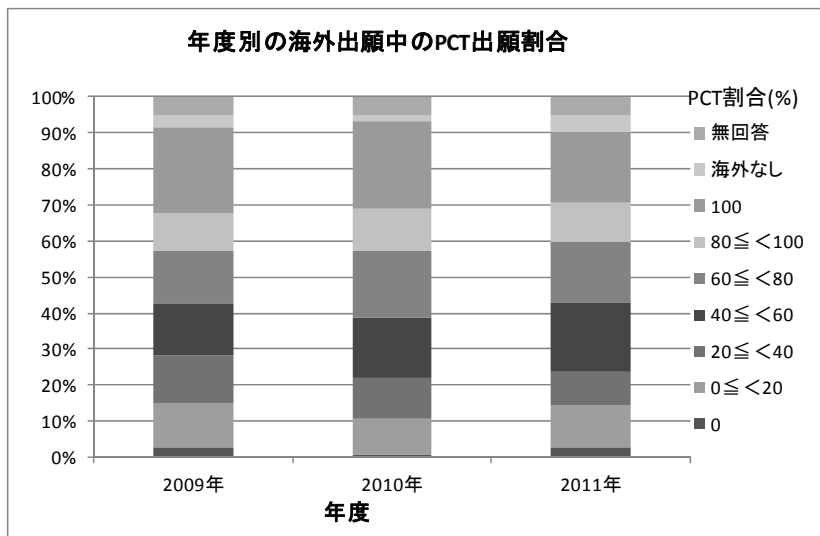
	件数	割合
1 0件	10	1.9%
2 1~20件	351	67.1%
3 21~40件	51	9.8%
4 41~60件	26	5.0%
5 61~80件	11	2.1%
6 81~100件	11	2.1%
7 101~120件	7	1.3%
8 121件以上	29	5.5%
無回答	27	5.2%
合計	523	100.0%



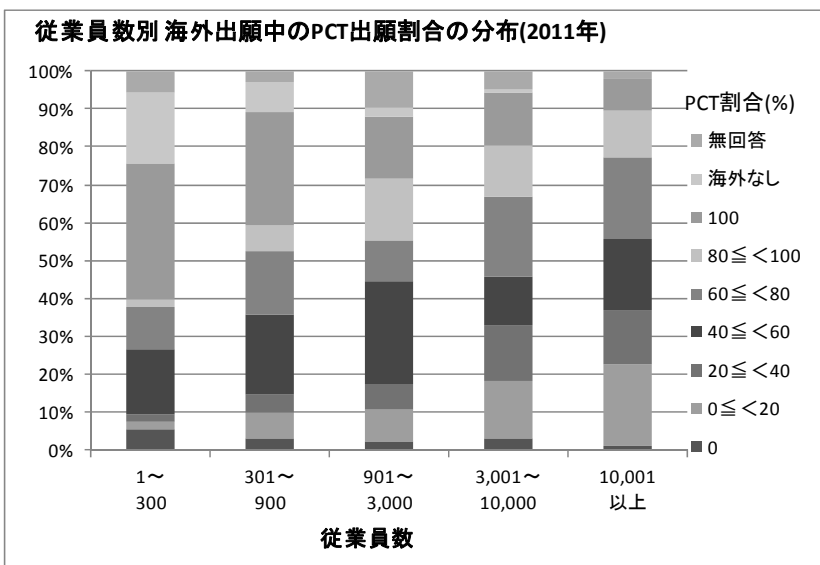
PCTルート2011年
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 0件	32	6.1%
2 1~20件	322	61.6%
3 21~40件	46	8.8%
4 41~60件	23	4.4%
5 61~80件	16	3.1%
6 81~100件	12	2.3%
7 101~120件	8	1.5%
8 121件以上	35	6.7%
無回答	29	5.5%
合計	523	100.0%





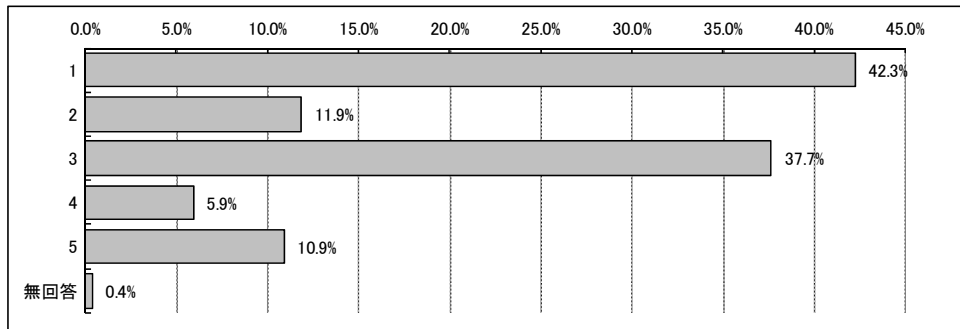
PCT出願の割合が直接出願の割合よりも高い企業が多い。
 年度ごとによる、海外出願中のPCTの出願割合は、大きな変化は見られないが、
 2011年は若干PCTの割合が低下しているように見える。



企業の規模が大きくなるほど、PCT出願の割合が小さい企業が増えてくる。企業の規模が大きくなると出願数も増え、より細かくパリルートとPCTルートを選択していることがうかがえる。
 規模の小さい企業では、海外に出願していない企業の割合が増えてくる。

Q7 直接出願ルート又はPCTルートの選択の際に、判断基準として最も考慮する事項を以下の選択肢からお選びください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 出願予定国数	221	42.3%
2 出願までの時間的制約	62	11.9%
3 各国における権利化の要否判断の為の時間的猶予の必要性の有無	197	37.7%
4 国際調査報告の必要性の有無	31	5.9%
5 その他	57	10.9%
無回答	2	0.4%
回答者数		523



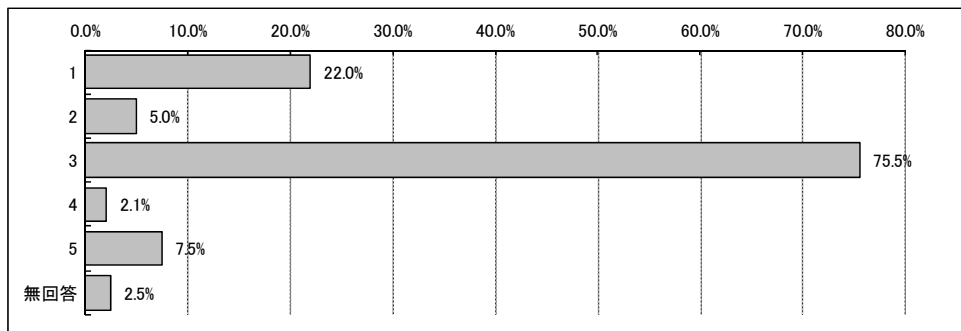
PCTのメリットとして感じている「権利化要否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られること」、直接出願のメリットとして感じている「出願先の国数が少ない場合などにおいては費用が安い」、に関わることがどちらを選択するかの判断基準としている。その他では、PCT加盟国か非加盟国かによって判断しているのが合わせて20者で、大きな判断基準となっている。JST(科学技術振興機構)の海外出願支援を受けたいのでPCTルートを選択している大学・法人が15者。

【主要なその他記載項目】

- ・PCTの加盟国か非加盟国かで判断(20者)
- ・JST(科学技術振興機構)の海外出願支援を受けたいのでPCTルートを選択している(大学・法人15者)
- ・コスト(3者)
- ・発明が搭載された商品の市場性/出願国の市場性
- ・共同出願相手の意向(4者)
- ・国際調査報告書の活用(2者)
- ・これまでのUSの特許事情による
 - これまではUSのヒルマールールによりPCTを原則させていた。
 - 米国のように自国で生まれた発明は、その国に最初に出願しなければならないという制度
 - 基礎出願が30条出願の場合で米国及び一部の限られた国にしか出願出来ない場合や技術移転の可能性のある国が予め決定している場合はパリルートそうでない場合はPCTルート
- ・基本的には、全件PCTルートだが、模倣防止の目的で中国のみに出願する場合と、海外で生まれた海外第1国出願のみ直接ルートを使う。
- ・原則としてPCTルートでの出願を行っているが、対象発明の海外での技術移転等の観点から加盟国外に出願する場合、あるいは仮出願制度を活用して出願した場合は直接出願ルートを選択している。

Q8 直接出願ルートの特許事務以外のメリットとして考えられるものを以下の選択肢からお選びください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 出願先の国において早期に権利化できる	115	22.0%
2 出願先の国内ルールのみ考慮すればよく、権利化手続きが容易である	26	5.0%
3 出願先の国数が少ない場合などにおいては費用が安い	395	75.5%
4 期間管理が容易である	11	2.1%
5 その他	39	7.5%
無回答	13	2.5%
回答者数	523	



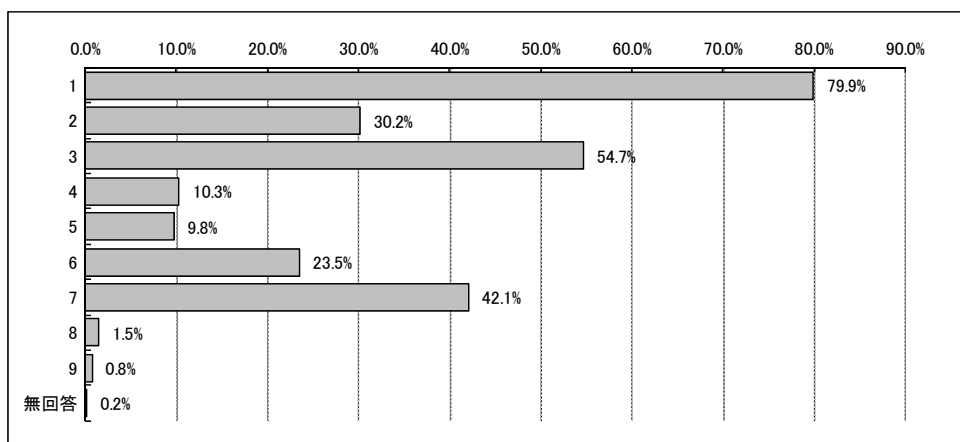
直接出願のメリットとして、「出願先の国数が少ない場合などにおいては**費用が安い**」が最も大きな理由。次いで**早期権利化**があげられる。
その他では、PCT**非加盟国**での権利化が10者あり、もし全ての国が加盟すればなくなるメリットではあるが、現状は無視できない。
これらの主要なメリットは、判断基準にもなっている。

【主要なその他記載項目】

- ・PCT非加盟国での権利化(例えば台湾)(10者)
- ・特許と実案の同日出願ができる。(中国の場合)(2者)
- ・これまでのUSの特許事情
 - 米国仮出願の利用により、米国出願日の早期確保が可能 また投稿論文を、手を加えずに出願することができる。
 - 早期に翻訳される⇨ヒルマールール
 - 英文書面に基づく基礎出願日の早期確保
- ・直接出願ルートは、パリ優先及び第1国出願として外国出願を行った案件として回答します。米国仮出願を行った場合には費用が軽減されること、米国における拡大先願の地位獲得のための本出願、また台湾などPCTに加盟していない国への出願などが挙げられます。
- ・予算管理が楽(2者)
- ・各国移行までの手続管理が容易。
- ・国内代理人を通さないため安価に行える。
- ・出願国の国数にかかわらず、1ヶ国当たりの費用が安い。
- ・PCT出願の費用がかからない

Q9 PCTルートの特長として考えられるものを以下の選択肢からお選びください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 権利化可否や国内移行が必要な国を判断するまでの時間的猶予が得られること	418	79.9%
2 複数国での権利化の手続きが容易である	158	30.2%
3 国際調査及び予備審査が国内移行の可否の判断に役立つ	286	54.7%
4 国際段階での一括補正が可能なこと	54	10.3%
5 各国段階移行後でも誤訳などの修正が可能なこと	51	9.8%
6 各国での翻訳費用や出願関係費用の先送りができる	123	23.5%
7 日本語出願が可能である	220	42.1%
8 国際調査手数料の返還制度がある	8	1.5%
9 その他	4	0.8%
無回答	1	0.2%
回答者数		523



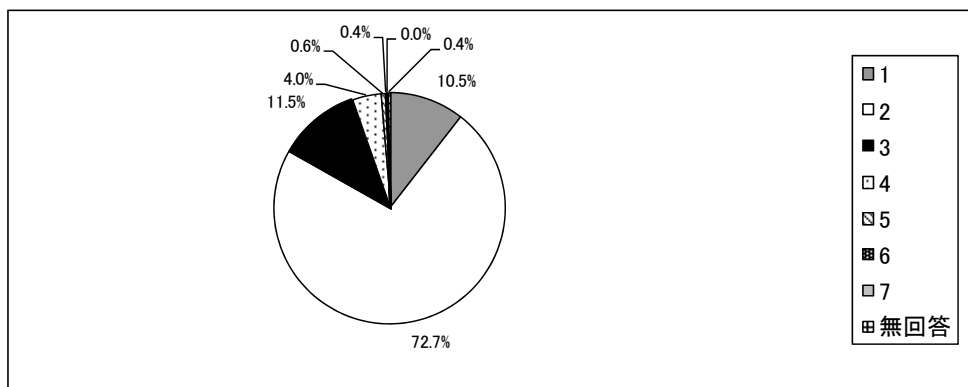
最大のメリットは、判断するまでの時間的猶予が得られることを挙げている。これは、判断基準でも大きく取り上げられている。
国際調査や予備審査を用いた可否判断、日本語出願が可能もメリットとして半数近くが感じている。選択肢が多いこともあるが、メリットと感じていることは複数選択している場合が多い。

【主要なその他記載項目】

- ・PCTルートの場合、国際段階において、受理官庁(日本)が、類似性の高い先行技術を国際調査で見つける可能性が高く、後の外国での国内審査において権利化に影響を与える可能性が高いが、それに比べて直接ルートの場合は、各国審査に基づく為その点でメリットがある。
- ・出願国数が多い場合、費用が安い
- ・翻訳期限の先延ばし。
- ・審査能力の低い国へ移行しても、他国の審査結果により権利化がスムーズ。

Q10 通常、最終的にPCT国際出願は幾つ程度の国または地域へ移行しますか(自国への国内移行を除く)。最も当てはまる国数が含まれる選択肢を1つお選びください。広域特許庁に出願する場合はその指定国数にかかわらず1カ国としてください。(特許事務所以外が回答)

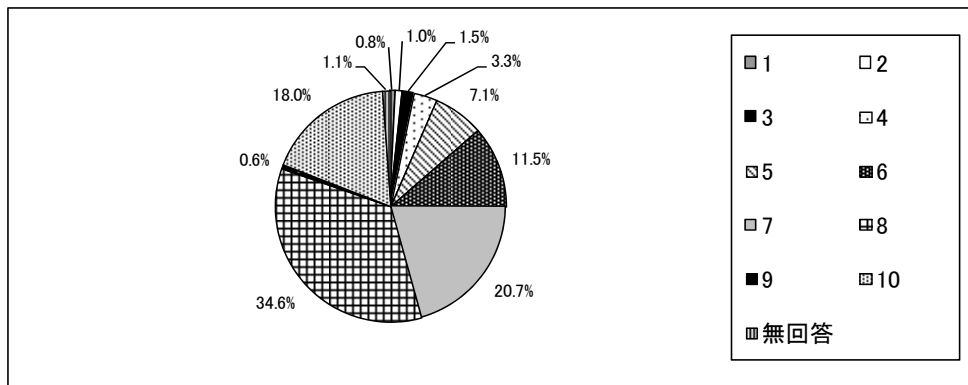
	件数	割合
1 1～2	55	10.5%
2 3～5	380	72.7%
3 6～9	60	11.5%
4 10～19	21	4.0%
5 20～29	3	0.6%
6 30～49	2	0.4%
7 50以上	0	0.0%
無回答	2	0.4%
合計		523 100.0%



様々な国へ手続きはとれるとしても、**現実的には数ヶ国程度**に留まっている。(但し、広域特許庁に出願を1ヶ国にカウントしている。)大学は、**1/3が1～2ヶ国**。一方、**医薬品業界**では、**10ヶ国以上**に移行する割合が業界の**1/3**もあり、特殊。**10ヶ国以上26者中11者**が医薬品業界。

Q11 国際段階で検討した結果、PCT国際出願を行った当初に保護を求めることを予定した国数に対して、実際に国内移行した国数は、通常どの程度の比率になるでしょうか。以下の選択肢から最も近いものを1つ選んでください。(特許事務所以外が回答)

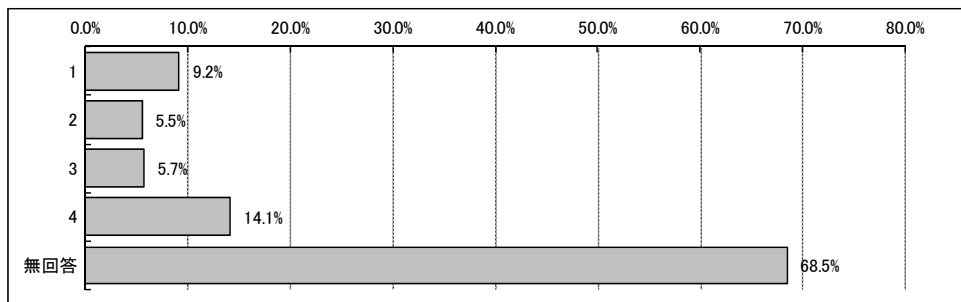
	件数	割合
1 5%未満	4	0.8%
2 10%程度	5	1.0%
3 20%程度	8	1.5%
4 30%程度	17	3.3%
5 50%程度	37	7.1%
6 70%程度	60	11.5%
7 80%程度	108	20.7%
8 90%程度～100%	181	34.6%
9 100%超	3	0.6%
10 出願時に予定数がないので算出できない	94	18.0%
無回答	6	1.1%
合計		523 100.0%



2/3が70%程度以上となっており、Q10の結果も踏まえると、予定の段階から1～2ヶ国程度出願時に減少していることが推測される。

Q12 受理官庁としての日本特許庁は、PCT国際出願の言語として日本語と英語を受理しております。受理官庁としての日本特許庁に対して、英語でPCT国際出願を行った経験がある場合、その理由を教えてください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 EPOに国際調査を依頼するため	48	9.2%
2 英語の明細書が既にあるため	29	5.5%
3 元出願が英語であるため	30	5.7%
4 その他	74	14.1%
無回答	358	68.5%
回答者数		523



無回答は英語でJPOへの出願なしとみなし、その他の約半分で挙げられている「英語でPCT出願の経験なし」も含めると、**7割以上がJPOに対しての英語出願の経験がない。**
理由では、EPOへの国際調査依頼が多い。英語の明細書があったり、元出願が英語等は、すぐに英語で出願できる状態になっているので、逆にわざわざ日本語に戻す必要が無いと思われる。
その他項目では、米国へ対応するため(102条(e)項)に英語が必要が14者で目立つが、今後の法改正でこの理由は無くなる方向と思われる。
他には、英語の方が広く他者牽制の役に立つとの意見がある。

【主要なその他記載項目】

- ・米国における§102(e)(2)下において、国際出願日が先行技術としての判断基準日(後願排除効が発生する日)を獲得するため。(14者)但し、2011年の米国特許法改正(改正法案第102条(b)(4)(B))により国際公開の言語による違いは廃止されたため、法改正の対象となる2013年3月より英語出願の後願排除日付確保に關しての英語出願のメリットは無くなる。
- ・英文にて国際公開することにより、日本語による公開より各国での先行技術調査に採用される可能性あると考え、後願排除の実効性が上がると考える。
- ・多数の国に出願する重要発明であったため、予め英語の明細書で国際調査等を受けた方が有利と考えた。
- ・英語で公開することで広く他者牽制を行う。
- ・英語での国際公開を望んだため(3件)
- ・海外の発明者又は出願人と双方で理解できる言語が英語であるため。
- ・発明者が外国人であると明細書作成段階で英語の方が便利のため
- ・海外の発明者への確認のため、英語で明細書を作成したため。
- ・外国企業との共同出願であるため
- ・海外機関との共同出願の時
- ・基礎なしPCT出願で、発明者が外国人の場合、英語で明細書を作るため。
- ・明細書を書く人間が英語が得意であった。
- ・PCT非加盟国(アルゼンチン、GCCなど)出願用に英語明細書を作成するため。
- ・当該出願は、当初から欧米企業へのライセンスを想定していたため。

※以下のQ13からQ21までの項目は少なくとも一部の国際出願手続を自社で行われている方のみお答えください。全てのPCT国際出願手続を特許事務所へ依頼されている方はQ22以降にお答えください。

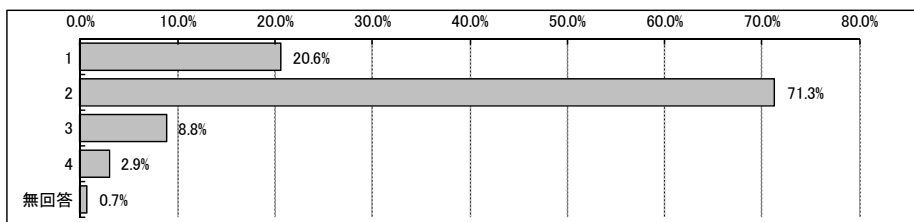
③ PCT国際出願時

・優先権書類の提出方法について

Q13 優先権主張を伴うPCT国際出願について、優先権書類はどのように提出されていますか。以下の選択肢から最も頻繁に利用される方法をお選びください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 優先権書類を自ら入手して受理官庁へ提出	28	20.6%
2 受理官庁に対して、国際事務局へ優先権書類を送付することを請求	97	71.3%
3 国際事務局に対し、DAS※を利用して優先権書類の取得をすることを請求	12	8.8%
4 その他	4	2.9%
無回答	1	0.7%
回答者数		136

多くが受理官庁へお願いしていることになる。



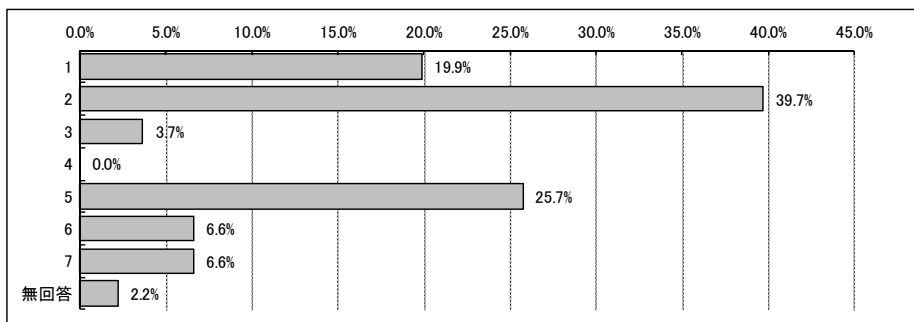
【主要なその他記載項目】

- ・今後はDAS利用予定(2者)
- ・通常は優先権書類送付請求をしています。しかし、出願国に台湾が含まれているときには、送付請求はできないため、台湾及び国際出願について、優先権書類を自ら入手して提出しています。

Q14 Q13で選択された提出方法を頻繁に利用する理由を以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 確実なこと	27	19.9%
2 容易なこと	54	39.7%
3 速いこと	5	3.7%
4 保障があること	0	0.0%
5 慣れていること	35	25.7%
6 費用がかからないこと	9	6.6%
7 その他	9	6.6%
無回答	3	2.2%
回答者数		136

容易なことが約4割であるが、Q13で「受理官庁に、国際事務局へ優先権書類の送付請求」を選択した者の半数が選択している。それ以外の選択者では、1/4以下。

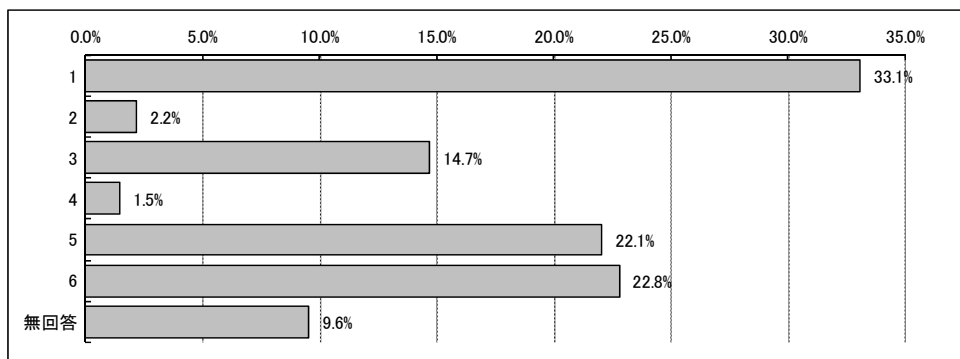


【主要なその他記載項目】

- ・受理官庁へ依頼で行いたいが、代表者印を捺印した書類(手続補足書と優先権証明願(PCT))を出願日から3日以内に準備、送付出来ない為。
- ・受理官庁へ依頼の方法を取ると、印紙を購入する必要があり業務が非効率になる。
- ・受理官庁への請求よりもオンラインでの請求の方が安価なため
- ・特許印紙代を予納口座にて処理するため。
- ・基礎日本出願と国際出願とで代理人が異なる場合に必要となる委任状(優先権書類の送付の委任)を優先権書類送付請求書/優先権証明願に添付することを考慮した場合、この方法が最も効果的であるため。
- ・PCT非加盟国の出願があるので。(2者)

Q15 DASを利用した経験のない方、又はDASを利用した経験をお持ちで何らかの不便を感じたことがある方について、DASを利用しない理由又はDASに不便を感じたことについて、以下の選択肢から最も近いもの1つお選びください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 利用に関する説明やマニュアルが不十分又は繁雑でわかりにくい	45	33.1%
2 機能的に十分でない	3	2.2%
3 利用環境が整備できていない	20	14.7%
4 システムトラブルが多い	2	1.5%
5 利用開始までの手続きが多い	30	22.1%
6 その他	31	22.8%
無回答	13	9.6%
回答者数		136



現状では、システム面・機能面の不便さよりも、環境整備や利用開始までが面倒で時間が掛かる等の**導入段階の不都合**や、**使い方もわかり難い**といった不都合を感じている者がほとんど。機能面に関しては選択者は少ないが、その他記載項目で**複数件申請するのに複数回の手間がかかる**といった不満が数件述べられている。
その他記載項目には、DAS自体を知らない、よく知らない、使っていない、従来で慣れているといったDASに特に不便を感じているわけではなく、単に使用していないことがほぼ1/3含まれている。

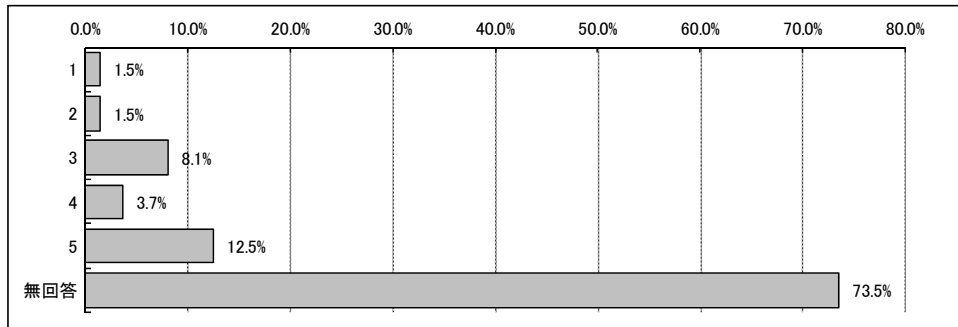
【主要なその他記載項目】

- ・日本基礎の場合、アクセスコードの付与請求を別途行った後、(①)、DAS利用登録(②)、管理リスト設定(③)、願書にて取得請求(④)と手順が複雑で、日数もかかります。いずれ②、③は省略可能となるのですがその場合の手順についても疑問点があり、WIPOご担当者に確認中です。
- ・今後使用予定ですが、現在一件一律の申請となっておりますが、利便性を考慮し、複数件を一度に申請できる仕組みを望みます。
- ・1出願毎に申請するのが面倒だから(2者)
- ・ワンストップで手続きが済めば良いが、複数回の手間がかかる。(2件)
- ・アクセスコード付与請求をその都度しなければならぬこと。また、アクセスコードが付与されるまで日数がかかることが不便である。
- ・都度コードを要求することが必要で、そのレスポンスも早いとはいえないため。
- ・現在DAS 利用のためのアクセスコードを請求した場合、請求から発行までオンライン請求で1週間掛かり、更に他工程含め約2週間要すると認識している。場合によっては、優先権主張する日本出願件の出願が国際出願の優先権期限日間近になることもあり、オンライン請求をした場合はその場でアクセスコードを発行してもらえると速やかに国際出願をすることができ、大変利用しやすい。
- ・完了までに数日(数ステップ)の処理がかかり多少不便
- ・1国として受理官庁JPO に国際出願をした場合は、DAS を利用することができない。国際出願した件を優先権主張して米国にナショナルルートで出願することがある。1国として受理官庁JPO に国際出願をした場合もDAS を利用することができるとありがたい。
- ・申請手続が煩雑 DAS利用可能国が少ない。せめてG20ぐらいは使えるように
- ・確実性に不安がある。
- ・利用開始までの手続はいずれ軽減されますので、これが解消されれば費用の面からも非常に有用と思う。
- ・代理人として利用、管理の面
- ・DASについてよく知らない(6件)
- ・DAS自体を知らなかった(4件)
- ・現在の方法で特に不都合を感じていない為(3件)

・PCT国際出願手続の方法について

Q16 PCT国際出願をオンライン手続ではなく、PCT-EASYや紙媒体で手続されている場合、オンライン手続を行わない理由を教えてください。
(特許事務所とPCT手続実施企業が回答)

	件数	割合
1 インターネットの接続環境を整えられない	2	1.5%
2 電子証明書の手入が困難である	2	1.5%
3 オンラインで手続することに不安がある	11	8.1%
4 カラー図面を提出したい	5	3.7%
5 その他	17	12.5%
無回答	100	73.5%
回答者数		136



オンラインで手続する際の不安に対する具体的な記載では、英語出願の場合の、ギリシャ文字や特殊記号等のいわゆる「**文字化け**」の恐れを8者が指摘しており、**実質的に最大の指摘項目**となっている。この点の指摘は、その他の記載項目でも7者が指摘しており、**オンライン手続を行わない理由の半数近く**を占めている。
なお、その他選択者でもオンライン手続を実施していると9者が記載しており、今回のアンケート回答者でオンライン手続を選択しているのは約8割となる。

【オンライン手続することに不安がある場合の不安な理由】

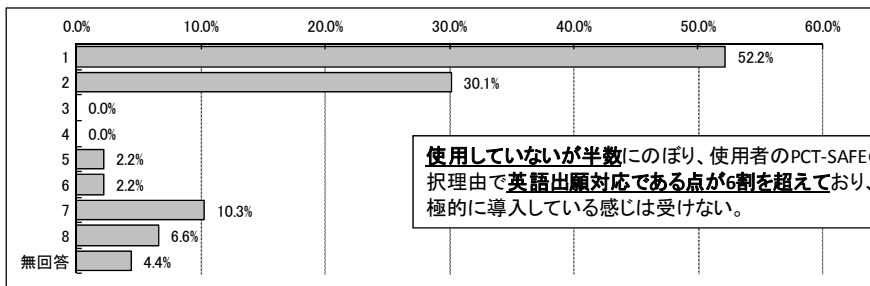
- ・日本語出願については、オンライン出願しているが、英語出願については、オンライン出願していない。理由は、ワードからHTML形式へ変換の際、バグが出ることがわかっているため。
- ・英語での出願時の文字化け
- ・特許記号等の文字化け
- ・オンライン手続きでは、明細書中に文字化けが多く発生してしまう事例を確認しており、不安を感じます。
- ・英語出願の場合、紙出願をしているが、理由は文字化けがこわいから。
- ・英語出願の場合ギリシャ文字や、化学の特殊記号のHTML変換時に誤変換が生じる虞がある点。(この点につき、インターネット出願開始時に再三確認を行ったが、不安を解消するに至らなかった。)
- ・現在、英文明細書については、パルルートの外国出願と同様の方法により、紙媒体で作成している。オンライン不可の文字が含まれている可能性がある。このため、英文PCTの場合、ワード明細書からHTML化で文字化け等の不安がある。
- ・英語出願の場合、明細書中の記号等文字化けする可能性があるため。
- ・各ソフトへの文書データ取込時のトラブル等が不安。・サポートの面で不安(特にSAFE)

【その他記載項目】

- ・オンライン手続きを実施(9者)
- ・出願言語が英語という前提にたつたときに、明細書とAbstractに全角文字(ギリシャ文字や記号 例: α 、 β 、 γ 、 $\sqrt{\quad}$ 、 \leq 、 $^{\circ}\text{C}$...)やイメージ(例: 化学式)が含まれている場合にPCT-EASY、もしくは紙媒体での出願を選択しているが、「PCT-SAFE ソフト」を利用して出願した場合に、明細書内の改行が意図しないところになされるため。
- ・PCT-SAFEでは、ソフトウェアが未対応のため、使用できない文字があるため(α 、 β 等のギリシャ文字など)。
- ・英語出願は、願書のみをPCT-EASYで作成し、紙媒体で出願を行っています。英語出願の場合、電子出願のためのHTMLの作成に手間がかかる為、電子出願ではなく、この方法をとっています。
- ・使用できる文字に制限があり、使いにくい。間違いのもとになりやすい。(PCT-Safeの場合)
- ・明細書の記載にギリシャ文字を使用したい場合のみEASYモードで出願
- ・英語出願のみ一部書面で行っている。理由としては、文字化け)主に化学分野)によるものです。
- ・英語出願の場合、ギリシャ文字の記号などの使用に制限があるため・英語出願も日本語出願と同様な程度に外字を使用できるようソフトの向上をお願いしたい
- ・PCT出願取扱い開始当初、最も対応が容易(開始の障壁が低い)と感じられたのが紙媒体での出願であった。以来、これまでの経験を経て紙出願に習熟したことにより、オンライン出願への移行の差し迫った必要性を感じないため。

Q17 PCT国際出願の際にWIPO提供ソフトのPCT-SAFEを利用されている場合、PCT-SAFEを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。また、使用していない場合は「1. 使用していない」を選択してください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 使用していない	71	52.2%
2 英語出願対応だから	41	30.1%
3 電子証明書ストアの種類	0	0.0%
4 電子証明書としてWIPO証明書が使用できる	0	0.0%
5 操作性が良いから	3	2.2%
6 PCT-ROインターネット出願支援サイトが充実しているから	3	2.2%
7 慣れているから	14	10.3%
8 その他	9	6.6%
無回答	6	4.4%
回答者数		136



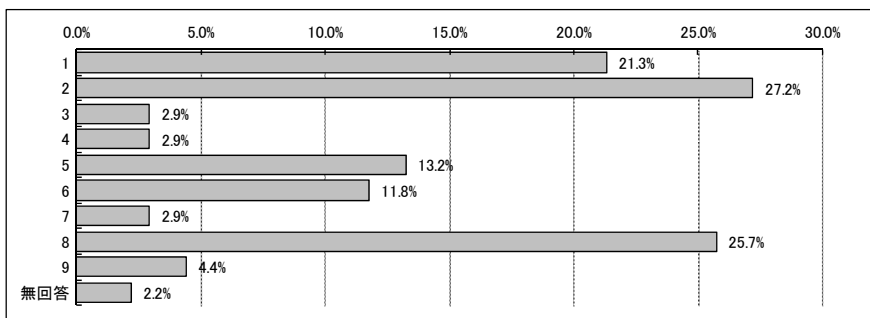
使用していないが半数にのぼり、使用者のPCT-SAFEの選択理由で英語出願対応である点が6割を超えており、積極的に導入している感じは受けない。

【その他記載項目】

- ・インターネット出願ソフトでPCT出願できることを知りませんでした。
- ・以前は利用していたが、日本の出願ソフトに移行した。
- ・出願人の指定(3件)
- ・英語出願の場合のみ使用
- ・PCT-SAFEを現在は使用していませんが、今後使用すべく検討中です。理由は、現在使用している「インターネット出願ソフト」は、英語による国際出願に対応しておらず、英語の場合、PCT-EASYを利用しなければならないからです。

Q18 PCT国際出願の際に日本が独自に提供するインターネット出願ソフトを利用されている場合、インターネット出願ソフトを利用される理由として最も近いものを以下の選択肢からお選びください。また、使用していない場合は「1. 使用していない」を選択してください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 使用していない	29	21.3%
2 明細書の記載言語が日本語だから	37	27.2%
3 電子証明書ストアの種類	4	2.9%
4 ICカード形式の電子証明書が使用できるから	4	2.9%
5 操作性が良いから	18	13.2%
6 支援ソフトなど便利な機能があるから	16	11.8%
7 電子出願ソフトサポートサイトが充実しているから	4	2.9%
8 慣れているから	35	25.7%
9 その他	6	4.4%
無回答	3	2.2%
回答者数		136



PCT-EASYに比べると、使用していないが半分以下で、こちらの方がより使われている。

日本語の明細書である点が最も高い選択理由であるが、国内出願でも利用できることから、慣れている点も大きい。また、PCT-EASYではほとんど選択されていなかった3~7の選択もある程度ある。

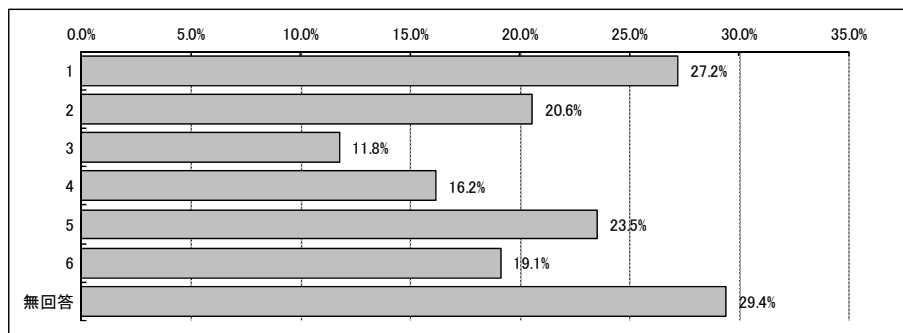
Q17の結果も踏まえると、日本が独自に提供するインターネット出願ソフトで英語出願対応が可能になれば、日本国内でのPCT-SAFE利用者は、大きく減少する可能性がある。

【その他記載項目】

- ・国内出願でインターネット出願ソフトを利用しており、同じソフトをそのまま利用できるから。(2者)
- ・PCT日本語出願について利用している。理由は作業が簡単だから。
- ・使用している理由の第一は、「6. 支援ソフトが充実している」からです。その他に、5、7、8が挙げられます。
- ・国内民間業者の出願支援ソフトの利用が可能な面、相性

Q19 PCT-SAFE について不具合または要望等がございましたら、教えてください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 最新手数料の自動反映(手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)	37	27.2%
2 ソフトウェアの更新の自動化(更新通知受信とワンクリックでの更新)	28	20.6%
3 PCT-RO/XMLコンバータの仕様	16	11.8%
4 出願書類以外の書類のオンライン手続化	22	16.2%
5 特になし	32	23.5%
6 その他	26	19.1%
無回答	40	29.4%
回答者数	136	



手数料の更新、ソフトの更新といった**更新を自動もしくは簡単にしてほしいとの要望が半数**。その他に多く記載されている**ギリシャ文字等がうまく使用できない点も、3のコンバータの仕様の問題に含めると、29件で20%**を占め、大きな理由となる。特殊文字の問題は、本問以外の質問でも指摘されており、ユーザの改善要求が高い項目といえる。

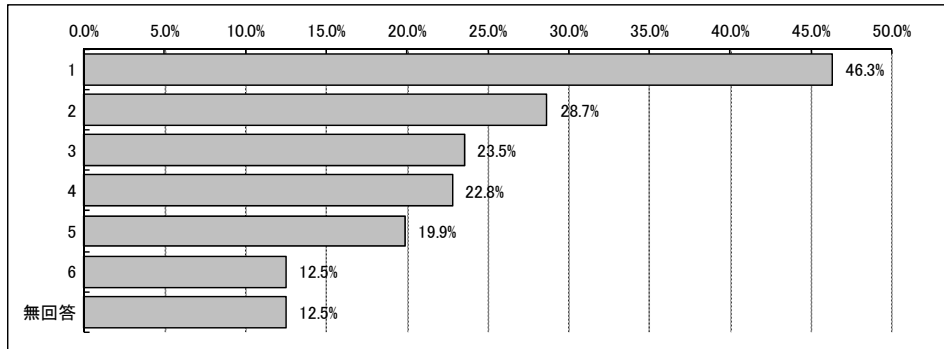
【その他記載項目】

- ・WIPOで最新版のソフトが提供されてから、RO/JPでその最新版が使用できるようになるまで、時間がかかるため新しい機能や最新の料金テーブルが利用できず不便を感じています。
- ・XMLコンバートの実行結果として表示されるエラーが1件ずつしか表示されない。エラーチェックをまとめて行い、エラーを一覧で表示させるように仕様を変更して頂きたい。(2件)
- ・①エラーメッセージが一度に全部出るようにしてほしい。②「提出済」データを「出願別」表示にした時、Application body と Validlog のPDFが表示されないことがあるが、これについて原因と対処法を教えてください。
- ・特殊文字は使っていないのに要約書のエラーが消えず出願できなかった。
- ・英語出願の場合、ギリシャ文字の変換に対応していないこと。(2件)
- ・ α 、 β など、少なくともインターネット出願ソフトで利用できる文字種を同等にして欲しい
- ・上記3に含まれているのかもしれませんが、明細書でギリシャ文字や記号も使用できること(現状は正しく表示されない)、もしくは、USPTOのEFS(インターネット出願)のように、出願明細書、クレーム、AbstractをテキストPDF、イメージPDF共に提出可能となることを希望致します。
- ・1.ギリシャ文字も使えるようにしてほしい。2.段落番号の自動付与を実現してほしい。3.明細書内に貼り付ける数式等の適切なサイズ(ドット数)を明示してほしい。4.XMLコンバータをPCT-SAFEに組み込み、願書に明細書データを取り込む際に、一緒にXML化してコンバータを起動しなくてもいいようにしてほしい。5.英語での出願時の図面をグレースケール限定ではなくしてほしい。(写真が真っ黒になるため)
- ・ギリシャ文字の明細書中での使用が可能となるようにしてもらいたい。又記号 \geq 等の使用も考えて頂きたい
- ・願書を、Word等の一般的なソフトで入力したものを取り込みできるようにしていただきたい(INPITのソフトとの互換性を高めていただきたい)。PCT-SAFE(RO/JP)ソフトは、英語の国際出願にも対応できますが、ギリシャ文字を使用できないという欠点があり、使用の際の妨げになります。一方、PCT-SAFE(RO/IB)ソフトはギリシャ文字も使用できるのですが、受理官庁が(RO/IB)となるため、優先権書類送付請求ができなくなり、やはり使用の際の妨げになります。従って、PCT-SAFE(RO/JP)ソフトにおいてもギリシャ文字を使用できるようにしていただきたい。
- ・ギリシャ文字や特殊記号のHTML変換時の上記(Q7-3、ご参照)問題点を解決して頂きたい。可能であれば、明細書データは、米国のEFS-Webシステムのように、PDFデータを添付するシステムに改良してほしい。
- ・文字化けが生じる(2件)
- ・PCT-SAFEについても、記号や特殊文字の文字化けがあります。改善を要望致します。
- ・PCT-RO/XMLコンバータで使用できない文字・記号が多く、エラーの修復に労力を要する
- ・発明者住所がカナダのケベック州の場合に、ケベックを選択すると文字化けするため(受理官庁認識済み)、イレギュラーな入力の仕方をしなければならない。文字化けしないよう修正していただきたい。
- ・出願後の願書、明細書に目次/項番号を付けていただきたい。・起動時の立上がり時間を短縮していただきたい。
- ・ソフトの起動に要する時間が長い。ソフトを軽くしてほしい。
- ・コンバートにワンクッション手続が増えるので、たまにしか操作しないと使い方を忘れてしまう。
- ・(1)処理速度が遅い。(2)wipoからダウンロードしたものがそのまま受理官庁(JP)で使用できない。
- ・日本国特許庁で対応不可であるPCT-SAFEバージョン情報を明確にほしい。
- ・上記1~4と優先権書類の自動化。

Q20 日本が独自に提供するインターネット出願ソフトについて不具合または要望等がございましたら、教えてください。

(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 最新手数料の自動反映(手数料改訂通知受信とワンクリックでの更新)	63	46.3%
2 ソフトウェアの更新の自動化(更新通知受信とワンクリックでの更新)	39	28.7%
3 原稿ファイルと提出ファイル間の書式ずれの解消	32	23.5%
4 出願書類以外の書類のオンライン手続化	31	22.8%
5 特になし	27	19.9%
6 その他	17	12.5%
無回答	17	12.5%
回答者数		136



PCT-SAFEと同様に、手数料の更新、ソフトの更新といった**更新を自動もしくは簡単にしてほしいとの要望多く、7割以上が指摘している。**

書式に関する要望は、その他記載項目中にもある。

その他記載項目の中では、英語にも対応してほしいとの意見もある。

【その他記載項目】

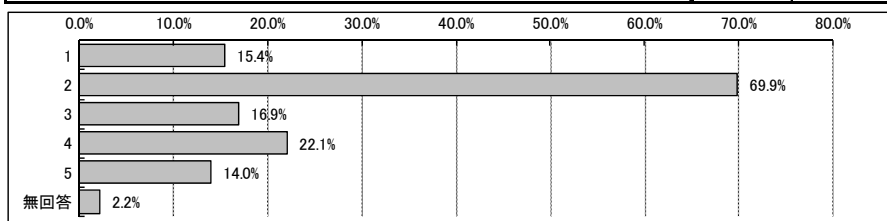
- ・送信ファイル作成(電子署名)時に願書のページ数が増えないようにしていただきたい。・送信ファイル作成を複数件まとめて操作可能にいただきたい。・表示しなくても受領書の印刷を可能にいただきたい。
- ・現在の費用ソフトでは、手数料の減額の項目は、金額の前にマイナスを入れないと加算されてしまう。金額を入れただけでマイナスに計算されるかマイナス表示されるようにしてほしい。1年の最新手数料の自動反映が行われれば解消される問題ではあるが。
- ・ほどよい大きさの図面を添付することに手間取る。
- ・「通知のあて名」について、アドレス帳からの登録が出来るようにしてほしい。「特許請求の範囲」「要約書」の段落下げ、「選択図」の削除など決まっているものは自動的に反映するようにしてほしい。
- ・書式変換時に文字化けが多い(=不具合) 表示フォントが選べない(いつからか変わりましたね)
- ・社内管理Noなどの情報について、手続後、庁のレコードとして反映されるスピードを上げてほしい。
- ・申請書類書き方ガイドのような、オンラインで閲覧でき、かつ留意点がリンクされているものが欲しい。
- ・自動反映が出来ない場合がある。
- ・アドレス帳を担当者ごとに保存・管理できるようにしてほしい。インターネット出願ソフトで出願する明細書の作成もできるようにしてほしい。
- ・日本語出願については、オンライン出願しているが、英語出願については、オンライン出願していない。理由は、ワードからHTML形式へ変換の際、バグが出ることがわかっているため。英語出願の際、出現するバグを解消してほしい。
- ・(Q10の回答と重なります)PCT-SAFEとの互換性をたかめ、PDFのバージョンを挙げていただきたい。英語PCTにも対応していただきたい。
- ・インターネット出願ソフトでも英語出願に対応してほしい。
- ・PCT、SAFEより使い易ければ一本化して欲しい。
- ・要望: PPW等で読み込んだものをインターネット出願ソフトで再度取り込まねばならないのは非常に手間がかかるので何とかしてほしい。
- ・受理済データをHTML出力できるようにしてほしい。
- ・国内出願の願書については、出願担当者がWord等により作成してHTML化し、出願端末に取り込むことが可能ですが、PCT出願の場合、出願端末上で、端末のオペレータが、一出願ごとに各項目の入力を行う必要があり、端末オペレータの業務負担が大きくなっています。外部ファイルからのデータ取り込みが可能のように、例えば、CSVファイル等に必要事項を記載し、それを出願端末に取り込むことにより願書が作成できるよう、要望します。

・手数料納付方法

Q21 PCT国際出願に関する手数料の納付方法について、改善すべきとお考えの点がありましたら、御指摘ください。
(特許事務所とPCT手続き実施企業が回答)

	件数	割合
1 特にない	21	15.4%
2 各種手数料の納付先や納付方法が異なり煩雑である	95	69.9%
3 提出書類や添付書類の手続が煩雑である	23	16.9%
4 過誤納の返還手続が煩雑である	30	22.1%
5 その他	19	14.0%
無回答	3	2.2%
回答者数		136

手数料の納付先、方法
に関する改善要求が最も多く、その他の記載項目も該当するものが15件あり、2と合わせると80%に達する。手数料の納付方法は予納口座引き落としにしてほしい、納付先をJPOに統一してほしいとの要望がある。



【主要なその他記載項目】

・現在予納口座から費用の引き落としが可能であるが、PCT-SAFE (EASYモード)または紙書類出願の場合、出願番号の発行が即日ではないため、公的な番号である出願番号との整合性が図れず、社内経理的に予納を利用して支払うことができない。国際出願番号発行を日本出願のように即日してもらうことは可能でしょうか？ 但し、本項目は出願手続きをPCT-SAFE (PCT-ROインターネット出願)が改善され、それに一本化できれば問題ではなくなる。現在は特許印紙による支払い。(※上記の背景として、インターネット出願以外は出願番号の通知が出願から3週間程度も時間が掛かる状況があります。一方、予納口座を利用して出願を行った場合、出願から2-3日程度で予納口座から費用が引き落とされるため、出願番号の確認が予納口座から出願費用が引き落とされるタイミングでできない背景があります。)

- ・国際出願の費用の納付を予納口座利用にしてほしい(8者)
- ・手数料の納付先を一本化(JPO)してほしい(4者)
- ・振込の証明書提出をもっとやりやすくしてほしい(3者)

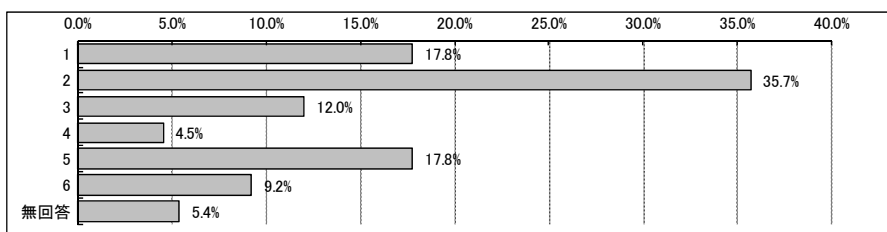
・中間手続オンライン化のニーズ

Q22 受理官庁又は国際調査機関、国際予備審査機関である特許庁に対する出願書類以外の書面の提出(中間手続)についてのオンライン化について、貴社のご要望等をお聞かせください。

(全者が回答)

	件数	割合
1 出願書類以外の手続のオンライン化は是非必要	102	17.8%
2 出願書類以外の手続がオンライン化されたら利用したい	205	35.7%
3 主願書類以外の手続のオンライン化はできなくても構わない	69	12.0%
4 少なくとも補正手続や予備審査請求手続はオンライン化が必要	26	4.5%
5 十分なセキュリティが確保されるならオンライン化の方がよい	102	17.8%
6 その他	53	9.2%
無回答	31	5.4%
回答者数		574

中間手続のオンライン化が**不必要との意見は1割**にとどまっており、特に、**自社で出願手続きを実施している企業及び特許事務所は、5~6%程度**。オンライン化の要求は大きいと見れる。その他記載には、特許事務所・代理人に任せているので意見が無い場合が大半。



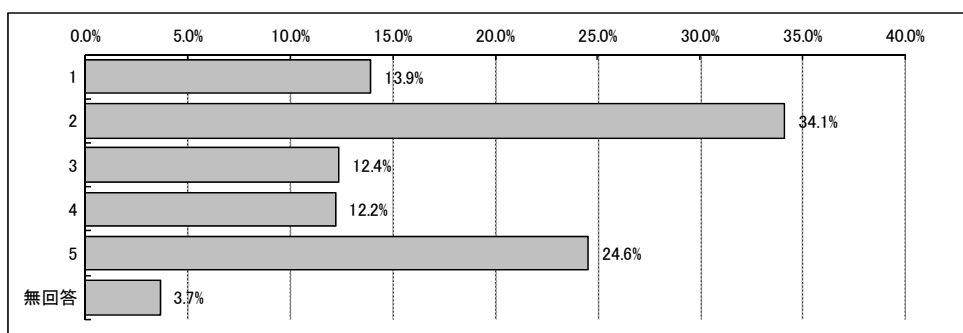
【主要なその他記載項目】

- ・特許事務所・代理人へ依頼しているので、どちらでも構わない、要望はない、わからない、興味がない(35者)
- ・自社手続きを行ってませんので、オンライン化について特に要望は在りませんが、特許事務所の手間の削減になるのであれば、オンライン化のメリットを感じます。
- ・自社にて手続を行う場合は、是非オンラインにして欲しいが、今のところ代理人に手続きを委託している為、オンライン化の要否はわかりませんが、費用が安くなればオンライン化の方が良い。
- ・手続きの選択肢が増えることは望ましい。利用するか否かは諸費用、セキュリティ、利便性等を総合的に勘案して判断したい。
- ・庁からの通知は電子化(イメージではなく願番等のデータを社内システムに自動取り込みできる状態で)いただきたい。
- ・現時点は紙ベースが主流

・カラー図面導入のニーズ

Q23 現在PCT国際出願における図面の提出は白黒が原則とされており、日本国受理官庁では、オンラインによるカラー図面の提出は認めていません。カラー図面のオンライン提出についてご意見をお聞かせください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 カラー図面のオンライン提出は是非とも許容されるべきである	80	13.9%
2 カラー図面のオンライン提出が許容されるなら利用したいものはある	196	34.1%
3 グレースケールの図面のオンライン提出が許容されれば十分である	71	12.4%
4 カラー図面のオンライン提出は許容されなくても構わない	70	12.2%
5 特に意見はない	141	24.6%
無回答	21	3.7%
回答者数		574



約半数がカラー図面の導入を希望している。カラー写真や複雑な図面、多線のグラフ、色調の変化で表す分布図(例:温度分布)等、グレースケールでは表現しきれない用途での要求が高い。

Q24 カラー図面のオンライン提出が許容された場合、カラーで表現したいと考える対象についてお教えてください。〈自由記載〉
(全者が回答)

【主要な記載項目】

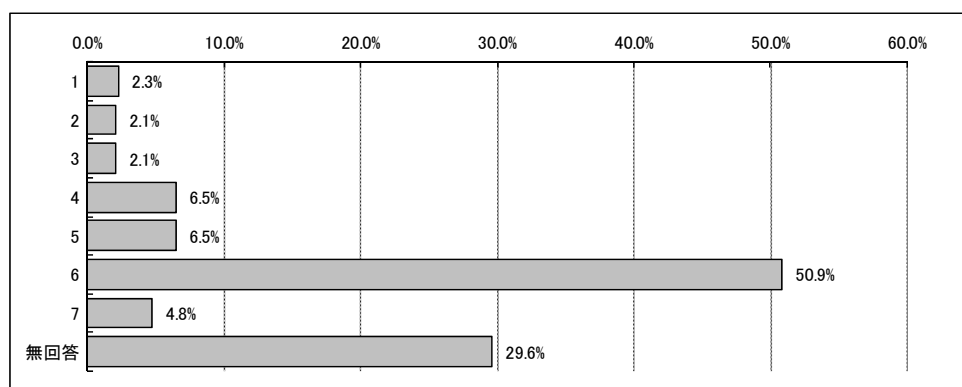
- ・熱(温度)、色度、ひずみ・応力・圧力など3次元的表現或いは色調での表現が望ましい分布図やグラフ
(例えばサーモグラフィーの温度分布など)
- ・測定データやシミュレーション結果がカラー画像で出力され、白黒に変換が困難な場合
- ・バイオ関連発明における、実施例等で得られたカラー写真(染色・蛍光標識等、特に複数色を用いる場合グレースケールでは判別しにくい場合が多々ある。)
- ・電子顕微鏡写真を含む顕微鏡写真、蛍光写真等を含むカラー写真等を含めた複雑・カラーの写真全般
- ・線が多数存在し、実線・破線・点線・一点鎖線・二点鎖線等では表現しきれず、カラーによる識別が必要なグラフ
- ・元素分析のマッピング図、サンプルの変色等の例示
- ・蛍光検出した細胞等の写真・グラフ、グレースケールではわかりづらい、細胞の写真など。
- ・実験や処理の結果を示す図や、複雑な構造物の図など。
- ・カラー画像をカメラで観察して検査する装置・方法の場合、内部のフィルタリング処理など、白黒、網かけ、ハッチングの図では説明しづらい。現在のIT技術水準では、グレー、カラー対応困難ではないと考えます。
- ・現状でも写真の鮮明さで問題となるケースがある。

④その他手続全般について

・国際調査機関を選択する際の理由

Q25 現在、受理官庁としての日本特許庁へ英語によるPCT国際出願を行った場合、国際調査機関として日本特許庁又は欧州特許庁が選択できます。欧州特許庁を選択されたご経験がある場合、その選択をされた理由を以下の選択肢からお選びください。また、欧州特許庁を選択しない場合は「6. 選択しない」を選んでください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 主要市場が日本以外だから	12	2.3%
2 国際調査の質が高いから	11	2.1%
3 日本よりも欧州各国の方が優位な技術分野であるから	11	2.1%
4 英語文献サーチの信頼性が高いから	34	6.5%
5 欧州特許庁への国内移行を行う予定があるから	34	6.5%
6 選択しない	266	50.9%
7 その他	25	4.8%
無回答	155	29.6%
回答者数		523



無回答とその他記載でEPOを選択していない者を含めると8割以上がEPOを選択していない。EPOの選択理由としては、**EPOへの国内移行**とともに、**英語文献へのサーチの信頼性**を挙げる場合が多い。その他記載にも挙げられているが、**国際的な調査では信頼性が高い**と感じている場合が多い。その他記載項目では、**EPOは審査が遅い**との指摘がある。

【その他記載項目】

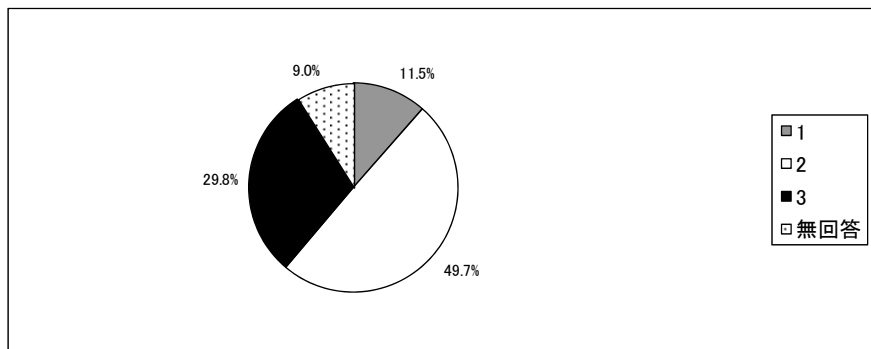
- ・英語によるPCT出願経験無し(7件)
- ・経験なし(8件)
- ・英文でのPCT出願はしたことありませんが、EPOは審査が遅いので、選択しないと思う。
- ・英文ISRが発行されるから
- ・トライアルとして一度利用したが、国際調査報告が中々発行されず、しかも何度催促しても反応もなく、結局PCT出願後1年6ヶ月経過してから発行されたため、利用メリットがないと判断致しました。
- ・日本特許庁より進歩性判断のハードルが低く且つ出願人から見て妥当性のある判断がなされるケースが多いから
- ・日本語よりも英語の方がグローバルなため、英語による国際調査報告書等を得たかった。
- ・特に欧州域内のみを移行先に予定している案件や欧州が先行している技術領域に関する出願については英語によるPCT出願を考慮することがある
- ・共同出願人の意向があったから
- ・PCT出願を英語で行うと、国際調査機関として欧州特許庁が選択できることを知りませんでした。機会があれば活用したく考えております。

Q26 貴社又は貴社現地法人が外国の受理官庁に対しPCT国際出願を行う場合において、日本特許庁が国際調査機関として選択可能となることについて、ご意見をお聞かせください。

(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を是非選択したい	60	11.5%
2 外国の受理官庁へPCT国際出願した場合も国際調査機関として日本特許庁を選択出来た方がよい	260	49.7%
3 特に希望しない	156	29.8%
無回答	47	9.0%
合計	523	100.0%

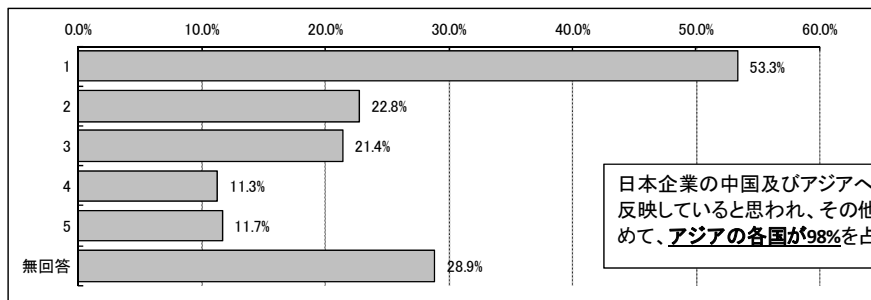
6割以上が日本特許庁を選択肢に入れたいと考えており、要求が高い。



Q27 具体的に日本特許庁が管轄国際調査機関となることを希望する外国の受理官庁の国名を以下の選択肢からお選びください。

(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 中国	279	53.3%
2 韓国	119	22.8%
3 インド	112	21.4%
4 インドネシア	59	11.3%
5 その他	61	11.7%
無回答	151	28.9%
回答者数	523	



日本企業の中国及びアジアへの進出の多さを反映していると思われ、その他記載の国も含めて、**アジアの各国が98%**を占めている。

【その他で挙げた国・地域】	件数
タイ	10
シンガポール	4
マレーシア	3
ベトナム	1
台湾	1
アジアの英語出願が可能な国	2
アジア各国	1
米国	4
欧州	4
スペイン	1
EP(DE)	1
非英語圏国	1

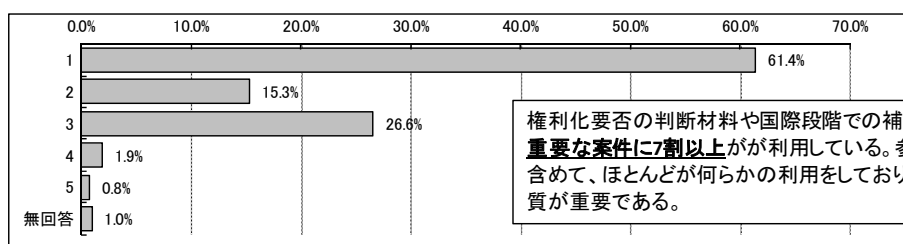
【その他記載項目】

- ・国は問わず、先行技術が日本に多く存在している技術分野の出願は日本でサーチして欲しいと思うことがある。米国、中国は第一国出願国が制約されるケースがあるため、特に希望する。
- ・翻訳が必要となる引用文献が多くなる恐れを避けたい。
- ・非日本語文献のサーチ力が現在よりも向上するのであれば、どの国でも構わない。

・国際調査報告について

Q28 貴社において、国際調査報告の活用目的として、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 当該出願の各指定国での権利化要否の判断の材料として活用	321	61.4%
2 当該出願の国際段階での補正に活用	80	15.3%
3 当該出願の評価として参考程度に利用(補正等については各国内段階で判断)	139	26.6%
4 同様の技術分野の出願の明細書や先行例調査方法に利用	10	1.9%
5 その他	4	0.8%
無回答	5	1.0%
回答者数		523

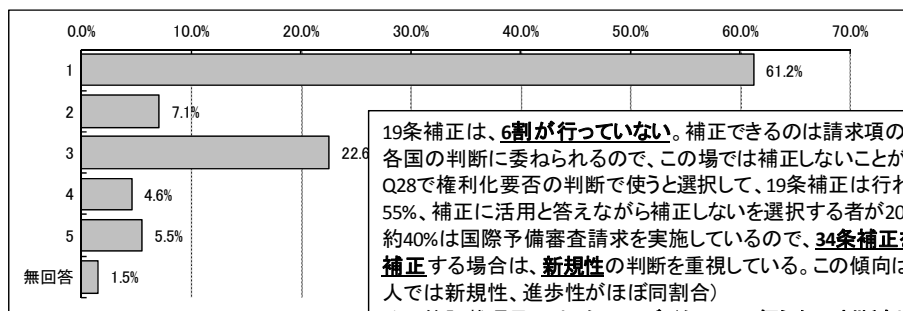


権利化要否の判断材料や国際段階での補正といった**比較的重要な案件に7割以上**が利用している。参考程度の利用も含めて、ほとんどが何らかの利用をしており、国際調査報告の質が重要である。

・19条補正について

Q29 国際調査報告の結果が否定的であった場合に申請人を行うことができるPCT第19条に基づく補正の活用方法について、以下の選択肢から最も近いものをお選びください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 基本的に19条補正は行わない	320	61.2%
2 基本的に19条補正を行う	37	7.1%
3 発明の新規性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う	118	22.6%
4 発明の進歩性について国際調査の結果が否定的であった場合に19条補正を行う	24	4.6%
5 その他	29	5.5%
無回答	8	1.5%
回答者数		523



19条補正は、**6割が行っていない**。補正できるのは請求項のみであり、最終的には各国の判断に委ねられるので、この場では補正しないことが予想される。Q28で権利化要否の判断で使うと選択して、19条補正は行わないを選択する者が55%、補正に活用と答えながら補正しないを選択する者が20%存在。ただ、この中の約40%は国際予備審査請求を実施しているので、**34条補正を考える可能性**はある。補正する場合は、**新規性の判断を重視している**。この傾向は**企業で顕著**。(大学、法人では新規性、進歩性がほぼ同割合) その他記載項目では、**ケースバイケースで何らかの判断をして、必要に応じて補正する**といったぐいの回答が大半。一部JSTの補助の為の回答も有。

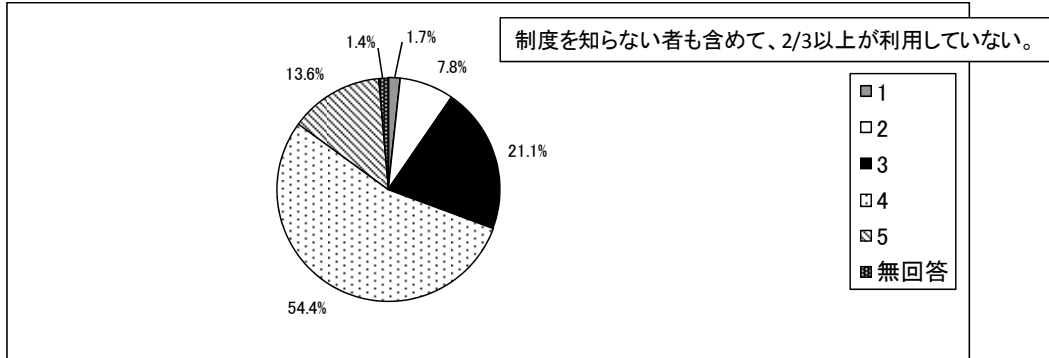
【主要なその他記載項目】

- ・様々なケースに応じて、何らかの要因(国際調査の妥当性や、案件の重要度、予算、補正が容易であるか等)を判断して、必要とした場合に補正(20者)
- ・各国共通の補正であれば19条補正で対応。国毎に補正の内容が異なる場合は19条補正を利用しない。但し、19条補正を活用するかどうかは調査報告に挙げられた文献と発明の内容の近さにもよる。
- ・JST申請予定案件では肯定的な調査報告書の取得が必要となる。予備審査請求を実施したうえで、34条補正+答弁書での対応を実施するのことが多い。
- ・以前から19条補正は行わない方針でしたが、EPCのカーチレポートにEESR応答の義務と補正範囲の限定が生じたので19条補正の活用を考慮したい。
- ・19条補正は、クレームのみが補正対象であり、クレームのみの補正では予備審査に使えないため。
- ・取り下げ

・非公式コメントについて

Q30 国際調査報告の結果に対して、非公式コメントを利用しますか？以下から、最も近いものを1つ選んでください。
(全者が回答)

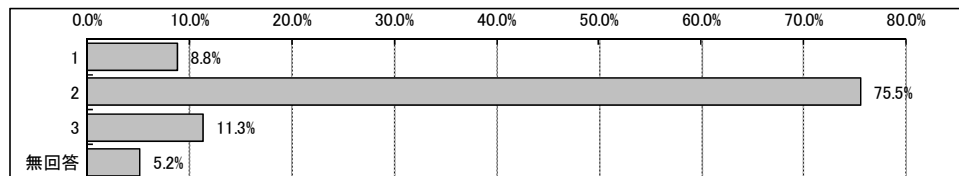
	件数	割合
1 よく利用する	10	1.7%
2 時々利用する	45	7.8%
3 利用したことがある	121	21.1%
4 制度は知っているが利用した事がない	312	54.4%
5 制度をしらない	78	13.6%
無回答	8	1.4%
合計	574	100.0%



・補充国際調査について

Q31 今後、補充国際調査機関が増加した場合、補充国際調査を利用したいと思いますか。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 利用したいと思う	46	8.8%
2 利用したいとは思わない	395	75.5%
3 その他	59	11.3%
無回答	27	5.2%
回答者数	523	



利用したい機関は1割以下。

その他記載項目をみると、メリットがなにか、ISRと比べて何が異なるか、調査機関は何処になるのか・信頼できる国か、費用はどうか等よくわからない、制度をしらないといった回答が多く、利用したいとは思わないの回答でも、よくわからないから利用しないと考えている可能性も考えられる。

【主要なその他記載項目】

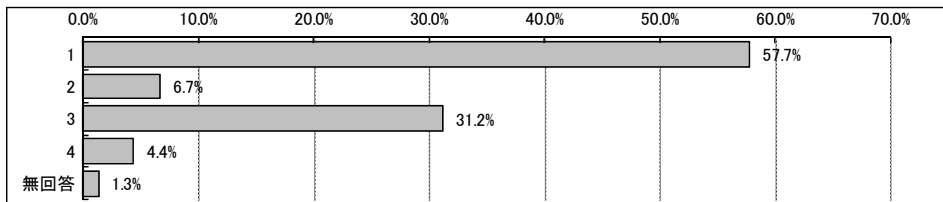
- ・案件によりケース・バイ・ケースの対応となる(5者)
- ・今のところ利用するケースが見あたらないのでどちらとも思わない。(2者)
- ・そのメリットが分からないので判断できない。(4者)
- ・調査費用見合いで検討したい(2件)、無料であれば利用したい

- ・どこの国が管轄であるかわかっておりませんが、有用な国が管轄であり、費用的なメリット(安価)であれば利用の検討余地は有る。
- ・どこが補充国際調査機関になるかにもよる。有効性がよくわからないため、まだ判断できない。
- ・調査は一回であるほうが、手続的に便利。(調査の補充の結果により、再度検討の必要が生じること。最初の審査を無視し、次の再度審査を待つようになること。)
- ・補充国際調査を受けることによる効果が不明であり、費用負担が増加する
- ・国際調査報告とどのような違いがあるのかによる。
- ・よくわからない、不明(3者)
- ・そのような制度の存在を認識していない。(2者)

・国際予備審査について

Q32 国際予備審査の請求を行う頻度について教えてください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 基本的に国際予備審査の請求は行わない	302	57.7%
2 国際予備審査の請求を必ず行う	35	6.7%
3 PCT第34条に基づく補正を行いたい場合に国際予備審査の請求を行う	163	31.2%
4 その他	23	4.4%
無回答	7	1.3%
回答者数		523



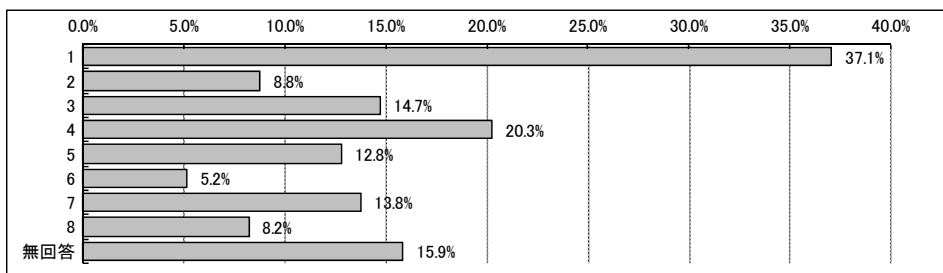
基本的には国際予備審査請求はしない場合が多い。する場合は、34条補正が**必要な時に行う**のが多い。但し**大学で7割以上、法人で6割**が予備審査請求を行っている。これは、**JSTの出願支援制度**を利用するために、少なくとも主要請求項に特許性が認められる必要があるためと考えられる。大学のその他の記載項目にこれが理由になっているので、選択肢を選んでいる場合でも、潜在的にこの理由によると思われる。

【主要なその他記載項目】

- ・ケースバイケースで対応する(5者)
- ・国際調査結果で新規性/進歩性について、否定的であってJSTの支援制度を活用しようとするとき。(8者)
- ・PCT-PPHを利用するための要件である国際予備審査機関で肯定的見解を得ていることを満たす為に請求する場合が有(2者)
- ・審査官の誤解により新規性が否定された場合など意見書で審査官見解を克服したいときに国際予備審査請求を行う。
- ・審査は各国独自のものだから、一括して行う必要を感じない。そもそも、各国の言語、法制度が相異なるのだから、審査の統一まに、統一する必要があることが多くあるはず。

Q33 国際予備審査の請求の要否を検討する際に考慮する要素について、以下の選択肢からお選びください。
(特許事務所以外が回答)

	件数	割合
1 34条補正の必要性	194	37.1%
2 答弁書を提出するため	46	8.8%
3 19条補正後のPCT国際出願の見解書の入手	77	14.7%
4 貴社における当該発明の重要度	106	20.3%
5 国際予備審査の請求にかかる費用	67	12.8%
6 国際予備審査の報告をPCT-PPHに活用すること	27	5.2%
7 国内段階での円滑な審査	72	13.8%
8 その他	43	8.2%
無回答	83	15.9%
回答者数		523



34条補正の必要性で国際予備審査請求の要否を決めている場合は確かに一番多いが、**企業では1/3程度で他の要因もかなりある**。Q32のコメントと同様、JSTの出願支援制度を利用するためと考えられる。その他の記載項目でも13件がこの理由である。

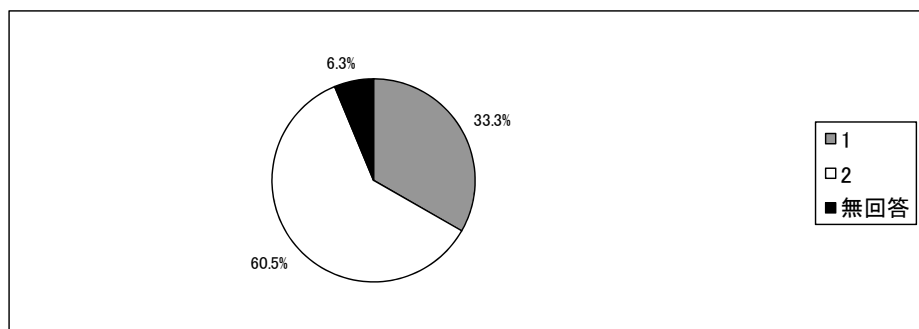
【主要なその他記載項目】

- ・JST特許出願支援制度においては、少なくとも主要請求項に特許成立性が認められている必要がある。従って、見解書において主要請求項の特許成立性が認められなければ34条補正及び予備審査請求を行う(近い内容で13者)
- ・各国段階に移行するかどうかの判断が予備審査の結果に依存するかどうか
- ・国際予備審査を行なうことで権利化が遅れること
- ・非主要国への移行有無(当該非主要国での円滑な審査を期待して)
- ・発見された先行技術に対する見解を判断材料にしたいので予備審査請求をしてきたが、国際調査報告に見解が記載されるようになってからは予備審査請求をしていない。
- ・基本的に国際予備審査請求は行わない。審査基準が同一でない米国出願にそのまま利用できない。
- ・国際予備審査請求は基本的にしない。(12件)

・引用による欠落補充のニーズについて

Q34 引用による欠落補充が受理官庁としての特許庁へのPCT国際出願手続において導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的ケースを教えてください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 当該制度を利用する場合は想定される	191	33.3%
2 当該制度の利用は想定できない	347	60.5%
無回答	36	6.3%
合計	574	100.0%



1/3程度が欠落補充の利用を想定している。具体的なケースは、大きく分けて次のどちらかに分類される

- ・出願書類作成段階でミスがある
- ・手続の際のミス等で記載間違い、図面欠落等が発生

故意ではない人為的ミスは発生しうるので、欠落補充はできた方が良いとの意見

【利用する場合は想定される具体的ケース】

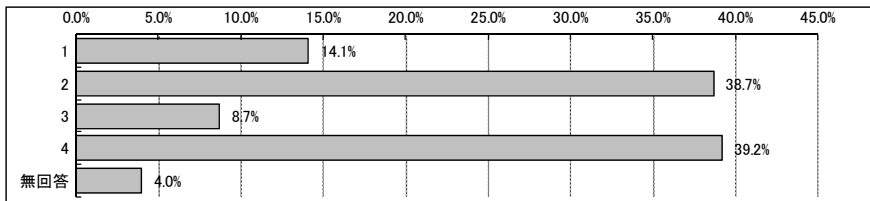
- ・明細書作成時の、文章・図・表等の記載ミス(多数)
 - ・出願時の、手続き書類のミス・明細書変換時の様々な欠落・代理人のミス等、手続き上のトラブル(多数)
 - ・先の出願の最終状態と勘違いして、その前の状態の書類に基づいて国際出願をしてしまった場合。
 - ・社外に明細書の翻訳を委託した際に生じる欠落部分を補うことができるため
 - ・ほどよい大きさの図面を添付することに手間取り、同じ図面を第○図と第△図に使用してしまった。
 - ・先の出願のみ記載があり、補正等の対応により追加する場合には新規事項となるような場合。
 - ・知財部や専任不在の弊社では、期限直前にあわてて優先権主張を伴う国際出願を行うケースがほとんどである。新規事項の追加や補正を行った場合、欠落が発生するケースは十分に考えられる為救済措置があれば便利だと思う。
 - ・複合優先権主張の場合であって書類を1つにまとめる際に欠落が生じる場合。
 - ・先の文献に基づき、PCT出願するとき、誤って文章を削除すること、コピーすることが多く、出願時に注意するのですが、ミスは生じることがある。このとき便利。←ぜひ、導入してほしい。(特に日本から他の指定国へのPCT。)
 - ・そもそも欠落が発生する頻度が非常に低いものと思われるが、外国代理人のスキルによっては、代理人がミスを犯すことも考えられるので、出願日が補充日に遡及しないことはありがたいと考え
 - ・両面の裏面が出願書類から抜け落ちてしまう可能性はあります。優先権主張を行っているので、その内容を盛り込む補正が認められるのは当然と考えられます。
 - ・明細書の記載ミスの修正。PCT出願ではありませんが、国内優先出願の段階で表の作成ミスが出願をしたことがあった。基礎出願の表を引用して修正できれば助かった。
 - ・複数の出願を優先権主張し、まとめてPCT出願した場合、請求項が漏れることがある。
 - ・国際出願の作成時における自社、特許事務所又はWIPOによるミスがあった場合。
 - ・不用意に優先権の基礎となる出願明細書の記載を削除してPCT出願してしまった場合が想定されるが、非常に稀なケースと考えられる。
 - ・国際出願に明細書、図面等の欠落があった場合に先の出願の記載を引用して補充しつつ国際出願日を維持する制度があれば便利です。
 - ・詳しい用後は理解していないが、国際出願において、事務的なミス等で先の出願の一部が欠落して、転用された場合に気がつかない可能性があり、欠落補充の制度利用により補充できれば活用できる。
 - ・両面の裏面が出願書類から抜け落ちてしまう可能性はあります。優先権主張を行っているので、その内容を盛り込む補正が認められるのは当然と考えられます。
 - ・実施例の記載が不十分で国によってはサポート違反になる場合。
 - ・英語出願の場合の英訳時語訳訂正
 - ・大学関係者としては、選択肢や回復する手段が増えることは希望する。一方、企業関係者にとっては、他者の障害特許が回復されることにより生じ得るリスクの増大が懸念される。
 - ・暗号技術等、非常に複雑なもの。
- ・受理官庁としてではなく、指定官庁として導入したときには利用する場合は想定されます。例えば、受理官庁によって欠落補充が認められた外国人による国際出願について、当該出願人は日本でも当然受け入れられると思込み、日本に国内段階に移行するケースで、日本では国際出願日が繰り下がり、優先権主張が無効になってしまうというケースが起こります。日本の法制を詳細に知らなければ国際出願しても権利化できないリスクがあるというのは、国際出願の意義が半減してしまうこととなります。引用補充を始め、優先権の回復、日本が留保している規定の留保を早期に撤回することが必要ですが、留保の間は外国出願人にも注意を喚起しておくことが必要だと思います。なお、特事務所としてはクライアントに周知すべく「NEWS LETTER」等で知らせています。外国人による国際出願の日本への移行率は28.8%です。それに対して米国は70.0%、中国は41.5%です。世界の外国への出願が増加している現在、外国人による日本への出願は5~6万件で推移しており、相対的にみると減っております。これは日本の市場価値が相対的に低下していること、日本で権利を取得しにくい手続き上の問題があることに外国人の出願人が嫌気をさしているものと推測されます。

・優先権の回復のニーズについて

Q35 優先権回復が受理官庁又は指定官庁としての特許庁に導入された場合、活用を想定されるケースはありますか。想定される場合、その具体的なケースを教えてください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 当該制度を利用する場合は想定される	81	14.1%
2 回復を認める基準が、「相当な注意を払ったもの」より緩和される「故意でないもの」であれば、当該制度を利用する場合は想定される	222	38.7%
3 指定官庁としての特許庁に導入されれば、当該制度を利用する場合は想定される	50	8.7%
4 当該制度を利用する場合は想定されない	225	39.2%
無回答	23	4.0%
回答者数	574	

条件が緩和される場合を含めると、**全部で6割**が利用する場合は想定されるとしており、ニーズは高いといえる。
想定され具体例としては、多くは**ミスにより期限を過ぎてしまった**場合を想定している。また、数件は**災害が発生した場合**を想定している。



【利用する場合は想定される具体的なケース】

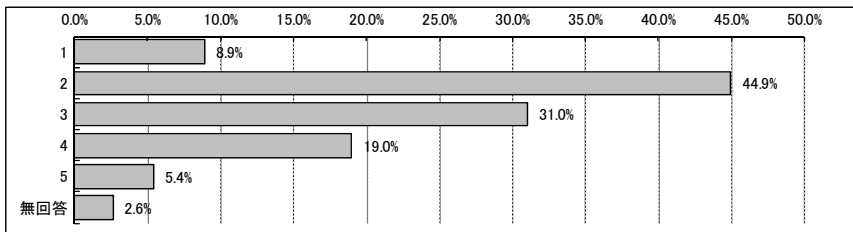
- ・直前申請時の事務手続上のミスの回復
- ・手続の不備を後から見つけた場合
- ・複数優先権主張するとき、誤って一つ二つ落とすことがある。ヒューマンエラーなので、ミス防止することは難しい。
- ・基礎出願番号の番号間違いや記載漏れ
- ・手続きミスの場合
- ・非常にレアケースではあるが、「故意でない」「相当な注意を払った」場合でも、優先権主張期間を守れない場合もありえることから、そのような場合に利用する場合は想定される。
- ・錯誤等により優先権主張の表示をしなかった場合
- ・注意不足による期限徒過
- ・出願人及び代理人の過失により、優先権主張期間が遵守できなかった場合には、当該制度を利用する
- ・特許事務所や弊学の過失で優先権主張機関を遵守できなかった場合。
- ・うっかり期限を徒過した場合。
- ・管理システムの期限日入力ミスによる期限徒過やその他人為的ミスによる期限徒過
- ・特許事務所のミスも対象にして欲しい。
- ・代理人ミス
- ・特許事務所側のミスにより期限を徒過した場合が適用されるのであれば、利用する場合は有り得る。
- ・今までに起きたことはありませんが、代理人の願書への記載ミスで発生しないとは言えませんが、できないよりは修正できた方が好ましいと思われます。
- ・出願人本人はパリ優先を希望しているが、稀に、依頼先特許事務所(大手で外国部の独立しているところ)が事故を起こすケースがあり、回復ができれば双方にとって嬉しい。
- ・代理人のミスで期限徒過した場合の救済措置。
- ・クライアントが故意でなくミスした場合。
- ・地震の時など、出願人の責めに帰ることができない場合
- ・大地震によるオンライン出願の停止により出願できなかったケース。
- ・地震などの天変地異災害時。
- ・大規模災害等(2者)
- ・自社管理の出願で当該制度を利用することは考えにくいですが、他者管理の共同出願で期間を徒過したものにつき利用することが想定される。
- ・他社特許を受ける権利を譲り受けた場合
- ・突然、外国での商品引き合いが発生する場合
- ・制度がなければ誰も利用できないことと同じく、制度があれば、利用するケースがあり得ない、とは誰も言えません。
- ・当初、ビジネス展開を予定していなかった地域で、急遽ビジネスを展開することとなり、当該ビジネスに用いる特許を出願することになった場合。
- ・該当期間中に出願方針が変更になった場合。
- ・優先権主張期間を過ぎてから、優先権主張の必要性が見直された場合
- ・補充データの試験結果が期限に間に合わない場合
- ・コストの面で複合優先の一部を割愛する場合は多々ある。・後日認めても可に。
- ・優先権主張満了日間に際に出願依頼があった場合
- ・回復を認める基準が、「相当な注意を払ったもの」に限る制度であれば合理的と思われる。
- ・外国の受理官庁で優先権回復が申請されている場合。
- ・利用は希望していないが、導入されれば利用する予定
- ・利用する可能性はあるが、実際にどういったケースの場合に利用するか不明
- ・大学関係者としては、選択肢や回復する手段が増えることは希望する。一方、企業関係者にとっては、他者の障害特許が回復されることにより生じ得るリスクの増大が懸念されるので個人的に反対です。
- ・日本の出願人も優先期間を経過してから国際出願する必要性が生ずることがあります。また、外国からの国際出願であって、受理官庁で優先権の回復が認められたケースが、日本に移行したときに回復が認められず、優先権が失効して権利を取得できなくなるケースがあります。このようなことがあると日本の評判は悪くなり、外国出願が減ることになります。

・協働国際調査のニーズについて

Q36 複数庁(複数の言語の庁)による協働での国際調査報告や国際予備審査報告の作成を行う協働国際調査について、現在米国、韓国、欧州特許庁の3庁で試行が行われていますが、このような協働国際調査についてご意見をお聞かせください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 協働国際調査が本格実施されたら是非利用したい	51	8.9%
2 協働国際調査は料金の額等の条件によっては利用したい	258	44.9%
3 協働国際調査は翻訳文の提出義務がなければ利用したい	178	31.0%
4 利用する考えはない	109	19.0%
5 その他	31	5.4%
無回答	15	2.6%
回答者数	574	

8割が利用したいと考えておりニーズそのものはあると考えられるが、**料金や翻訳文の条件付きを選択しているのが大半**で、その他の記載項目でも指摘がある。実際に導入するには、**言語をどうするか、費用的負担をどうするか**が重要であると思われる。その他記載項目では、中国を含めた**五庁全てが参加**すれば利用価値がある、**審査の質の向上や統一への期待**といった意見がある。



【主要なその他記載項目】

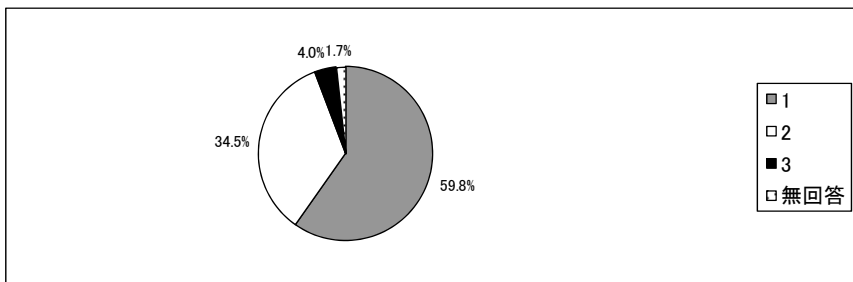
- ・翻訳文の提出無しで可能であれば、メリットがありますが、それで十分な調査ができるのかという問題があり、費用の点も含めて、利用するかは未定です。
- ・協働国際調査の具体的な形態、即ち、複数のISAが別個に作成したISRをホッチキスで止めて1つのISAとするのか、又は複数のISAの審査官が協議して1つのISRを作成するのか不明です。しかし、言語の問題もあり、単一の特許庁で作成されたISRに完璧を期待するのは無理ですので、方向としては歓迎です。なお、補充国際調査制度が始まりEPOも参加していますが、EPOに対する補充国際調査の請求はあまりないようです。また、信頼できるISRであればPCT-PPHにも利用でき、有効活用ができます。懸念材料としては、複数で調査すると、進歩性の判断が緩い方の基準に傾く恐れがあるかもしれません。
- ・制度面でのデメリット(翻訳、料金等)と試行結果に基づくメリットを考慮して判断したい。
- ・利用はしたいが、手続料金および翻訳手数料の問題が大きい。
- ・現行の試行の枠組に日本が参加するだけでは意義が小さく、中国を含む、五庁がすべて参加するのであれば利用価値がある。一方でコストが高ければ利用しにくい。
- ・進歩性の判断基準が実質的に3庁で統一されるなら、追加の手続・費用がなければ利用したい。
- ・3庁それぞれの得意な言語の調査が可能になるので、信頼性の高い調査が期待できる。おそらく利用するDATABASEも違うので、より広い範囲で調査ができる?
- ・協働国際調査の結果が、PCT-PPHなどの場面において、各国で尊重されたり、審査の質の向上に資するものであれば利用したい。
- ・審査の質は向上すると思うが、出願人の負担が増えるのであれば利用しない。
- ・審査の信頼度の高い国で構成されていれば利用したい。
- ・安易にUSPが登録許可される事に抑制効果を期待!
- ・協同国際調査参入国や、移行後の各国審査への影響レベルを考慮して対応を決めたい。(ほぼ同内容2者)
- ・そのメリットが分からないので判断できない。(7者)

・サーチ履歴の公開

Q37 国際調査報告において、国際調査機関のサーチ履歴(検索式やその結果など)を公開することについてご意見をお聞かせください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 是非公開してほしい	343	59.8%
2 どちらでもよい	198	34.5%
3 公開して欲しくない	23	4.0%
無回答	10	1.7%
合計	574	100.0%

強く希望しているのが6割近くに対し、否定意見はわずか4%であるので、公開への反対は少なくなりそう。

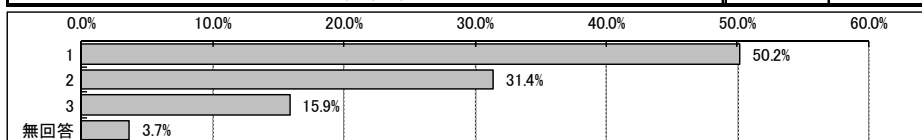


・**第三者情報提供制度**

Q38 第三者情報提供制度は、国際出願に対して国際公開以後～優先日から28月前までの間、国際事務局が第三者から新規性や進歩性に関する情報提供を受け付けて、国際調査機関や国際予備審査機関の調査担当者や、国内段階移行後の審査官にその内容を検討させる制度で、本年7月から開始予定です。このような第三者情報提供について利用したいと考えていますか。
(全者が回答)

	件数	割合
1 是非利用したい	288	50.2%
2 利用する考えはない	180	31.4%
3 その他	91	15.9%
無回答	21	3.7%
回答者数		574

その他記載項目でも、半分程度が条件によっては利用すると回答しており、それも加えると**6割程度が利用の可能性があると**している。



【その他記載項目】

- ・早期に特許阻止が可能になり、制度利用効果(コスト面の無効審判etc)は大きいと考えられる。
- ・登録になる発明で公知、意味不明のものがあ、これについて対策を取る第三者は不要な労力が必要となるから、これを防止できる。
- ・特許にたくない出願に対して、国際調査機関のみならず、国内段階移行後にも一回の手続で情報提供できるのは、コスト的にも労力的にもメリットが大きい。
- ・ニーズは増加すると考える。
- ・権利の安定化のためには適切な制度と考えます。
- ・ケースバイケースで利用を検討、必要ならば検討(32件)
- ・手続が簡便であれば利用したい
- ・情報提供してみたい
- ・弊社が外国で行なっている事業で、他者権利と関連し実施量が相当多い場合稀に利用するケースが有るかもしれない。
- ・その後の手続きにどのような影響があるのか、ないのか不明なので当面は様子見
- ・ウォッチングの負担が大きい。国内移行後でも可能であれば利用する。
- ・重要案件につきましては利用を検討したいと考えます
- ・スタッフがそろっていれば(時間的に)利用したい。
- ・この制度は、あってもよいと思う。自分が利用するかどうかは、状況による。
- ・内容による。
- ・事業において重要な権利については、制度を利用したい(2件)
- ・提供情報の参酌の程度について、運用実態が判明したら、利用可能性あり。
- ・出願人に対して、第三者からの情報提供があった旨の通知が行われないのであれば、利用したい
- ・対象の国際出願の内容にもよる。利用する場合もあり得る。
- ・調査機関の能力が十分な間は利用しないが、将来も調査能力が不足していると思われた時は利用することもある。
- ・各国の審査での検討と同レベルで扱われるのであれば利用したい。
- ・日本語で利用できるのであれば、利用したい。
- ・メリットが考えられる場合には利用したい。
- ・途中で競争相手の出願の権利化を阻止できる機会があるので利用価値があります。
- ・米国において実働性があれば利用したい。
- ・ケースによっては利用する可能性あり・提供情報のハンドリング法の明確化を希望
- ・クライアントの要望・依頼による(5件)
- ・案件の重要度による。コストも含めて、検討。ただし、現在は、利用する考えはない。
- ・制度の利用のしやすさによる
- ・できれば利用したいが、そこまでの時間的余裕はない
- ・よく知らないので未定、不明(5件)、よく知らないので今後制度自体の調査をする・検討中・検討したい(3件)
- ・移行後の各国での利用が確認できてから検討したい
- ・あった方がよいが、利用するかは不明です。
- ・本制度の利用は未定/今のところどちらとも言えない。
- ・積極的に利用する予定はない
- ・国際出願をウォッチすることがなかなかできず、再公表などにより、日本に入ってきた場合でも、タイムラグがあるため、情報提供が有効に活用できないおそれあり
- ・マンパワーに余裕が無いため、実際に利用することは考えられないが、無効審判の手間を考えると、非常に便利な制度であると思う。大企業や悪意のある第三者が積極的に利用しうるので、少しこわい気もする。
- ・実質10ヶ月程度の短い期間に、サーチで見つけることができ、情報提供資料を準備するなど時間的にしんどいのではないかと。
- ・情報提供者に関しては、匿名を可としてもらいたいのと、提供された情報に対して必ず情報の価値判断を出してもらいたい。
- ・情報提供を受けた場合において、出願人が補正をしたい場合に、国際段階であらためて審査してもらえるのか、PCT-PPHは利用出来るか、などが不明。このため利用の判断が出来ない。
- ・関心のある他者出願に対しては、この制度を利用したい。但しそのための労力をどこまで注ぎ込めるかが課題である。
- ・この制度の利用には、国際公開のチェックが必要だが、そこまでチェックする余裕がない。
- ・第三者の出願に情報提供する考えは全くないが、本学の出願に情報提供があれば有用と考える。

⑤手続実務等に関する情報について

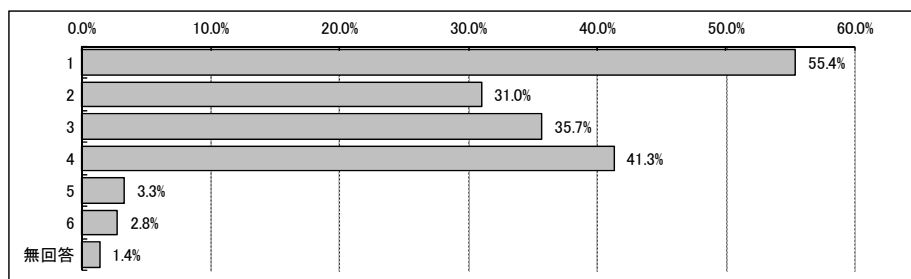
Q39 PCT国際出願手続きの実務者向けテキストに掲載して欲しい事項・様式・通知、その他ご要望等がございましたら教えてください。〈自由記載〉

- ・国際事務局への質問の多い事項については、具体的な事例を掲載してほしい。
- ・PCT手続上実際に発生した不受理例、対応策
- ・優先権主張を伴うオンライン出願(インターネット出願)にて、優先権証明願に対する手続補足書の提出期限が3日以内とされているが、遵守が大変なので、1~2週間以内でも良いとして欲しい。
- ・PCT出願翻訳の「日本語として適正な逐語訳による翻訳」に関して、許容される範囲について。
- ・改正事項
- ・オンライン操作画面
- ・日本特許法の29条の2と欧州のセルフ・コリジョンの回避における優先権主張方法(日本で先の出願を生かしたい場合)
- ・様式、費用
- ・国際段階の手続きの具体的な事例 何が公開される手続き・書類か、その書類等はどう調べればよいか 国内段階への移行後の審査で、何が参酌される事項、されない事項か
- ・担当部署の連絡先を明確にしてほしいです。
- ・カバーレターの見本
- ・上記情報提供制度の手続法について
- ・実務は代理人に任せている為、特に不要だが、簡単にアウトラインがわかるテキストがあると助かります。
- ・PCT条約、規則の改正予定・予測。条約・規則共に改正の頻度が高く、追従の負担が大きい為、今後予想される可能性が高い内容も知っておきたい。
- ・テキストは、よく活用しています。今後も適宜、情報更新して頂きたいと思います。テキストとは別になるかもしれませんが、HPでしか紹介されていないDASやePCT(←こちらはWIPOサイトでのみ)等についても日本語マニュアルとして取り出せる形にして頂けたらと思います。
- ・様式「音訳又は英語への翻訳届」の掲載・間違いの多い項目の紹介(補正になりがちな誤り)
- ・各国移行時の主な国における注意事項
- ・事務局から送られてくる書面の意味するところ、読み方、対応方法などを解説した資料が欲しい。
- ・国際出願手続を時系列に網羅的に表したスキーム
- ・手続、期限などの時間的な流れのうち特に期限、時期(サーチレポートの時期、19条補正の期限、主要国の審査請求期限など)を明確にビジュアル化したもの。
- ・手続きの流れをフロー図などでわかりやすく載せて欲しい
- ・指定国数(国別)に応じての実際に必要となる料金
- ・企業の知財担当者向けに、手続き・規則・期限等が判りやすく記載したテキストが望まれる。
- ・EP特許庁を調査機関とした場合の補正対応等をもう少し詳細に記述してほしい。
- ・出願後にかかる費用や工程の日数等の目安を示してほしい
- ・FAQ、提出書類のよくある記載ミス、提出書類の事例集
- ・出願に必要な書類のチェックリストを掲載して欲しい
- ・基礎出願の出願人とPCT出願の出願人が異なる場合に、PCT願書の記載等で留意すべき事項(特にパリ優先権絡み)・各国移行を意識した従属項の立て方
- ・各国移行段階での国(地域)別の注意事項等の説明。
- ・テキストのボリュームが多いので、ダイジェスト版を作って欲しい。
- ・新しく開始される制度(第三者情報提供制度等)に関する、具体的な活用方法等について
- ・PDFではなく、Wordで作成してほしい。現在のPDFでもWordに貼り付けることはできるが、編集がうまくいかないため。
- ・PCT出願関連書類(書誌事項・費用)の見方、期限を過ぎてしまった場合の回復措置およびかかる費用、
- ・現状、詳細なテキストになっていますので、十分です。
- ・加盟各国の翻訳文提出期限一覧
- ・国内出願の制度に対比したPCT国際出願の流れ、特徴などを示して欲しい。
- ・新規加盟国と国内段階移行期限
- ・特許事務所に依頼しているので手続実務の詳細な情報は不要である。「出願人のための特許協力条約(発明協会)」程度のボリュームで最新情報が収録もしくは入手先を記載していただきたい。
- ・実際にかかる経費など
- ・各国移行後から特許化までの時系列一覧表(主要国別)

Q40 通常、PCTの関連情報はどこで入手されていますでしょうか。
(全者が回答)

	件数	割合
1 JPOウェブサイト	318	55.4%
2 WIPOウェブサイト	178	31.0%
3 特許事務所	205	35.7%
4 セミナーや講習会等	237	41.3%
5 PCT-SAFEユーザーへのメール配信	19	3.3%
6 その他	16	2.8%
無回答	8	1.4%
回答者数		574

ウェブサイトからの入手がトータルで8割を超えているが、セミナーや講習会から情報を得る場合が2番目に多い。セミナーや講習会が重要であることがうかがえる。

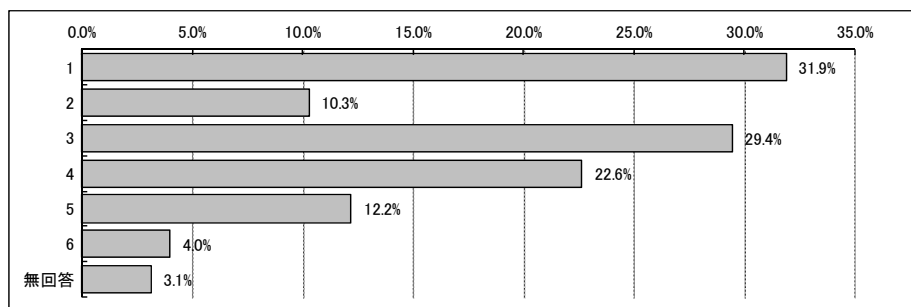


【主要なその他記載項目】

- ・弁理士会や知的財産協会からのメール配信(2者)
- ・特許関係刊行誌(2者)
- ・PCTニュースレター
- ・調査会社でIPOを使って国際公開を抽出
- ・EPOウェブサイト

Q41 他社のPCT国際出願について各国移行情報は入手されていますでしょうか。入手されている場合どのように取得されているか教えてください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 他者の国内移行情報は入手していない	183	31.9%
2 外部(調査会社、特許事務所)へ依頼して入手している	59	10.3%
3 内部(関連会社を含む)の調査組織・担当者が調査する	169	29.4%
4 WIPOが提供するパテントスコープの国内移行情報を活用している	130	22.6%
5 SDI等のウォッチングサービスの利用している	70	12.2%
6 その他	23	4.0%
無回答	18	3.1%
回答者数		574



他者の国内移行情報は入手していないのは、**大学、法人、特許事務所**では6割だが、**企業は1/4程度**である。企業は同業者の動向に注意を払うのが普通なので、この項目に反映されている。情報の入手先として、内部の調査組織・担当者が調査する機会が多いが、おそらく項目4や5等の外部情報を集めていると思われる。

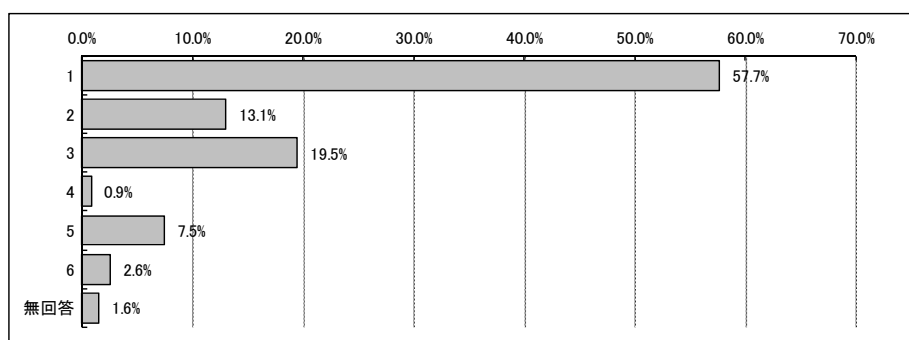
【その他記載事項】

- ・欧州特許庁HP etc,
- ・ESPACENET
- ・パテントファミリー検索を行う。

・再公表公報の活用状況

Q42 貴社において、日本特許庁が作成する再公表特許はどのように利用されていますでしょうか。再公表特許の具体的な必要性について、以下の選択肢から最も適切なものをお選びください。
(全者が回答)

	件数	割合
1 公開公報や公表公報と同様に再公表特許は必要	331	57.7%
2 他のツールで国内移行情報が得られれば再公表特許自体は不要	75	13.1%
3 IPDLで同様な情報が検索可能であれば再公表特許自体は不要	112	19.5%
4 パテントスコープ等での移行国確認時の国際公開番号情報等の取得	5	0.9%
5 利用していない	43	7.5%
6 その他	15	2.6%
無回答	9	1.6%
回答者数		574



必要が6割近くあり、項目2や3の選択者も、**現在は再公表特許を必要としている**ので、合わせると**9割近くが必要**としていることになる。
その他記載項目では、公開を早くしてほしい、できれば国際公開に近い方が良い等の公開時期に関する意見が多い。

【その他記載項目】

- ・テキスト化されている点で有用。
- ・日本への移行の確認やPDF明細書でのテキスト利用(テキストとしてコピー&ペーストできる)のに便利。IPDL等で同様の情報が得られれば、それでもよいと思われます。
- ・国際公開公報はイメージ情報のみのPDFであるため、PDFファイルの容量が大きく扱いにくい。テキスト情報の入ったPDFである再公表公報は、非常に有用である。
- ・再公表が国際公開とほぼ同時に行われることが望ましい。SDIなどでは、国内特許にもかかわらずPCT(外国特許)として取り扱われる不都合を解消するため。
- ・国際公開から再公表までのタイムラグがありすぎて、情報源としての意味をなしていない。逆に混乱を招く。
- ・国際公開された時点で通常の日本の公開公報と同様な検索がIPDLにおいて使用できるようになればあえて再公表特許は必要ない。
- ・国際公開のデータがSDI等でタイムリーに入手できないので再公表は必要です。
- ・再公表特許が国内移行後即公表されれば利用価値はあると思います。(現状では遅過ぎる)
- ・必要な時に利用している
- ・WOの公開公報を入手していることが多いので、あまり必要性を感じない。
- ・国際公開公報はテキストデータとして(PDFファイル等)特段の処理を経ずに変換できないから
- ・ただし、移行後速やかに国内移行情報が得られることが条件です。WIPOのWebでは遅すぎます。
- ・公開の時期がまちまちで利用しにくい。
- ・IPDLで国内移行した案件の国際公開公報が検索できれば問題ない。
- ・ただし、もう少し再公表公報の発行を早くして欲しい。

⑥更なる活用の為の制度に対するニーズ

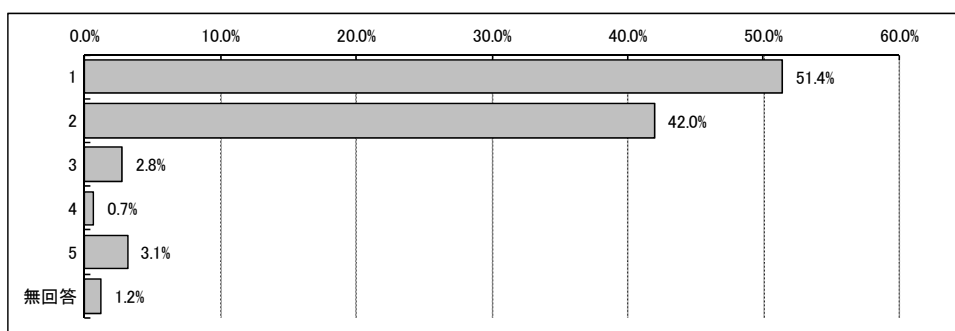
PCT国際出願を更に活用するに際し、どのような制度・手続があると良いと考えますか？ 以下のような提案があった場合に貴社にとって望ましい制度であるかお答えください。

Q43 特許審査ハイウェイのPCTへの公式統合

現在、一部の国際機関及び指定官庁間で行われている PCT-PPH(PCT出願の国際段階成果物を利用して指定官庁において早期審査を請求する制度。国際調査報告や予備審査報告において特許性ありと判断された発明について、指定官庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする。)をPCTに公式採用して、全ての指定官庁において円滑に権利化できるようにする制度です。

(全者が回答)

	件数	割合
1 望ましい	295	51.4%
2 検討に値する	241	42.0%
3 望ましくない	16	2.8%
4 公式採用ではなく特定の国とのPCT-PPH開始が望ましい	4	0.7%
5 その他	18	3.1%
無回答	7	1.2%
回答者数		574



半分以上が望ましいと考えており、**9割以上が検討をよし**としている。
望ましくないも僅か3%しかない。非常に高いニーズがあると考えられる。
 その他記載項目で、**審査レベル・質の統一**に関する要望が多く、課題の一つと考えられる。

【公式採用ではなく特定の国とのPCT-PPH開始が望ましい国】

- ・EPO
- ・USPTO
- ・CN
- ・審査の信頼性の高い国のみ

【その他記載項目】

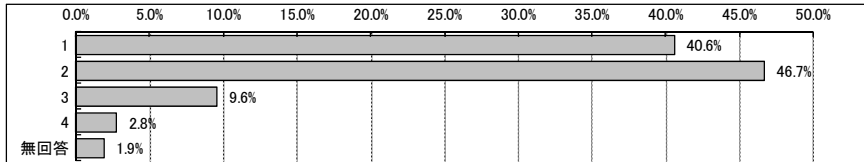
- ・PPHの効果がいま一つという印象であり、あまり関心がない
- ・コストアップにつながらなければ導入に賛成する。
- ・但し、一ヶ国でも無効になったら同様に他国でも考慮されることが望ましい
- ・権利化後の安定性について、通常ルートとPPHルートとで差違が生じなければ望ましい制度と考える。
- ・同時に審査の質の共有化が必須である。
- ・審査は十分時間をかけてほしい。特許性の低い特許が成立すると、第三者は不必要な時間費用がかかる。
- ・出願人およびDO/EO(キISA、IPEA)のメリットが良くわからない。
- ・審査レベルの低い国についてPCT-PPHを認めると、一旦、その国において特許を取得し、他国へ展開するという実務が横行するおそれがある
- ・国際調査報告や予備審査報告にどこまで求めるかに依存する。
- ・実態が不明であり、時期尚早。
- ・特に必要性はない
- ・国際機関間の調査水準等に差がなければ、公式採用することが望ましい。
- ・その前に各国間における特許性判断の調和が必要と考えます。
- ・PCT国際段階の審査レベルと指定各国の審査レベルにギャップがある場合は、不安定な権利となる可能性がある。その点をどうケアしていくかが課題と思われる。
- ・国際調査報告で特許性が認められたとしても、移行国の審査で特許性が認められるとは限らないので、審査の差が小さくならないと難しいのではないかと。

Q44 国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

現在、優先日から30月以後に公開されている国際調査機関の見解書を国際公開の時点などの国際段階において公開し、第三者に対する情報提供の拡大を図る制度です。
(全者が回答)

	件数	割合
1 望ましい	233	40.6%
2 検討に値する	268	46.7%
3 望ましくない	55	9.6%
4 その他	16	2.8%
無回答	11	1.9%
回答者数		574

4割が望ましいと考えており、8割以上が検討をよしとしている。望ましくないも10%程度で、これも高いニーズがあると考えられる。



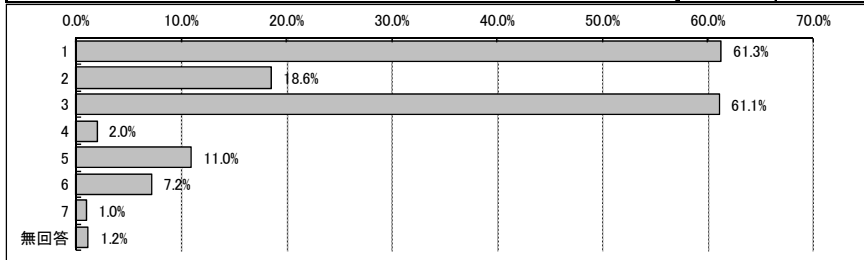
【主要なその他記載項目】

- ・30月が18か月になっても充分に長く、特に何の影響も受けないと考える。
- ・進歩性の判断は国ごとに異なるし、出願時のクレームは大きく補正されることも多いので見解書は参考程度にしかならないのでそれほど重要とは思わない
- ・未公開の間は一定の他社けん制効果があるが、調査機関の見解を必要以上に早く公開するとその効果が薄れてしまうので、出願人とそれ以外の立場とでは考え方が異なってくると思われる。
- ・その前にISRをタイムリーに作成すべき(JPOは問題ありません)/EPOでの調査結果の遅れを解消して欲しい
- ・移行国において、見解書を根拠に自発補正した場合に、禁反言がかかるおそれがあるため
- ・メリット、デメリットについて、よく検討する必要があるのではと思います。また公開する場合、英訳は必要ですし、非公式コメントの公開も行うべきか等、熟考頂きたいと思います。
- ・見られるような状況になっていればよく、すべてを公開する必要はないと思う。
- ・国際公開のときに先行技術の一覧は分かるので、見解書を見なくても推定できるので、あまり有用とは思えない。
- ・ISRIには引用文献ごとのカテゴリ「X」、「Y」等が付されており、見解書の内容がすでに公開されているとほぼ同じ状態であると思えます。公開に関しては優先日から30月経過後に公開されており、この時期が国際公開のときに早まったとしても格別問題はないと思われず。
- ・わりと期間のある国際段階で情報提供等があれば、補正等で権利範囲を整備できるのではないかと。
- ・見解書の精度を上げる必要あり・日本特有の判断になっていないか検証必要
- ・案件によっては、公開されたくない内容があるかもしれないと思われるため。だからといって公開前に許可を必要とすべきとするかどうかは要検討。

Q45 Q44において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。<複数選択が可能です>

	件数	割合
1 見解書は国際公開の一部として公開するのがよい	307	61.3%
2 見解書は国際公開するのではなく、国際公開以降にパテントスコープから閲覧できればよい	93	18.6%
3 英語以外の言語で作成された見解書について英訳が必要である	306	61.1%
4 英語以外の言語で作成された見解書であっても英訳は不要である	10	2.0%
5 出願人は見解書に対するコメントを提供可能とし、そのコメントも見解書と合わせて公開すべきである。	55	11.0%
6 見解書を早期に公開しても良いが、公開の前に出願人の許可を必要とすべきである	36	7.2%
7 その他	5	1.0%
無回答	6	1.2%
回答者数		501

見解書は、公開情報の一部として公開してほしい要求と共に、英語訳の要求が高い。英語以外の外国語の場合は、ほとんどの日本人は読めないので、せめて英語でとの要求は、当然高いと考えられる。



【その他記載項目】

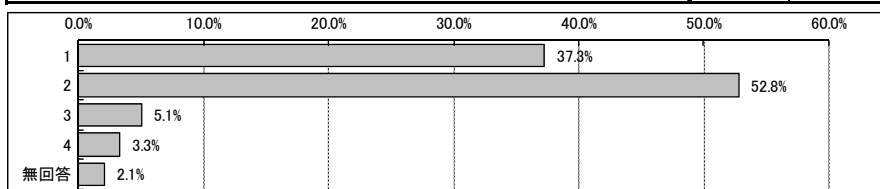
- ・英訳の他に日本語訳もあるとよい
- ・情報が早く入手できれば方向性が早く決まることとなり、技術開発への良いアクセントとなる。
- ・資料を限定する理由はないと思います。
- ・有効性判断の精度upに有効だが対象国の選定が難しい

Q46 予備審査における追加サーチ

国際調査の際に、国際出願の優先日以前に出願されていたが、未だに公開されていなかったために調査できなかった先願等を、国際予備審査の段階で追加サーチし、予備審査報告に加えることで、先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。
(全者が回答)

	件数	割合
1 望ましい	214	37.3%
2 検討に値する	303	52.8%
3 望ましくない	29	5.1%
4 その他	19	3.3%
無回答	12	2.1%
回答者数		574

4割近くが望ましいと考えており、9割近くが検討をよしとしている。望ましくないも僅か5%しかない。非常に高いニーズがあるとは考えられる。



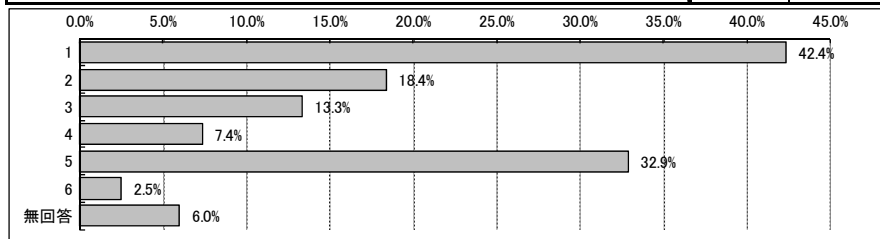
【主要なその他記載項目】

- ・予備調査結果は自他出願共参考程度にしか見ていない。導入で変化はほとんど無いと見ている。
- ・未公開先願に対する各国法のハーモナイズされていないのでは？
- ・審査報告は一度にしてほしい。特許性の判断を複数国することになると、対策に更に時間がかかる。こちらでも調査しているので、問題は少ない。
- ・サーチ自体は必要だが予備審査で行う必要があるか疑問です。
- ・特にIPEAキEOのケースで追加サーチの効果がどれ程あるのか不明
- ・移行国すべてにおいて先後願関係になるとは限らず、必ずしも有益な情報とならないため
- ・調査機関が責任を持って行うべきではないでしょうか？
- ・タイミング・内容による(必ず追加サーチの結果が必要とは限らない)
- ・質の高い審査を期待するので、予備審査の充実化を図る上では好ましい。
- ・秘匿のため、公開前に取り下げずる案件もあり、調査範囲は、公開案件に限定すべき。
- ・未公開の出願は、その国の出願にのみ適用される先行技術文献であり、サーチに要する労力の割には、効果は低いと思う。
- ・現行の予備審査請求でも、再サーチが行われていると考えているが、それと追加サーチとの違いが分からない。

Q47 Q46において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。＜複数選択が可能です＞

	件数	割合
1 国際予備審査機関の義務とすべき制度である	219	42.4%
2 追加サーチの対象は国際予備審査機関の国内特許文献等(日本特許庁の場合は日本の特許掲載公報及び実用新案掲載公報)が望ましい	95	18.4%
3 追加サーチの対象は最小限資料が望ましい。	69	13.3%
4 有料であっても利用を検討する	38	7.4%
5 有料であったならば利用しない	170	32.9%
6 その他	13	2.5%
無回答	31	6.0%
回答者数		517

4割以上が義務としてやってほしいと考えており、追加料金無で実施してほしいとの意図がくみ取れる。有料であれば実施しないも3割以上ある。無料か、それに近いことが要求されていると思われる。



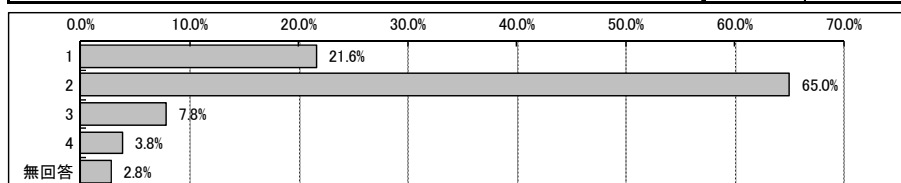
【主要なその他記載項目】

- ・やるならサーチ対象の限定をせず、しっかりやるべき
- ・サーチの精度によっては、先願の情報として活用したい。
- ・先後願や、拡大先願で拒絶されるケースは稀なので、負担に対する効果が乏しいのでは？
- ・世界の文献を追加サーチの対象とする。
- ・国際予備審査機関の義務ではなく、出願人に選択の余地があると良い。
- ・当初のサーチ料に包含されているものとする。
- ・日本だけでなく全ての審査機関が同様に実施すること(一部の審査機関だけなら不利益が発生するおそれがある)
- ・有料となるのであればケースバイケースで判断したい。(2者)
- ・案件により検討する可能性はある
- ・JST外国出願支援制度を利用のため、現段階において特に利用は考えていない。
- ・資料を限定する理由はないと思います。
- ・有効性判断の精度upに有効だが対象国の選定が難しい

Q48 追加料金により国際段階における手続を加速できるオプション(早期審査)

国際段階の国際機関による各手続(国際調査や国際予備審査等)を、追加料金を支払うことにより早期化する制度です。例えば、予備審査報告を国際出願から12月以内で入手可能とする等のサービスが考えられます。PCT-PPHとの併用により複数の国での早期の権利化が可能になります。
(全者が回答)

	件数	割合
1 望ましい	124	21.6%
2 検討に値する	373	65.0%
3 望ましくない	45	7.8%
4 その他	22	3.8%
無回答	16	2.8%
回答者数		574



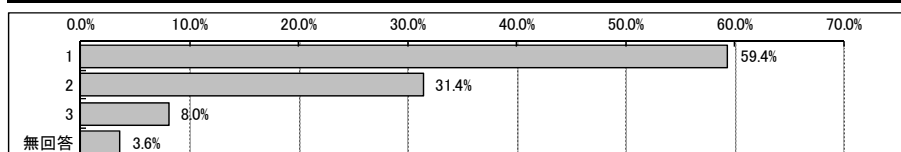
望ましい、検討に値するを加えると、8割以上が検討をよしとしており、望ましくないも10%以下なので、高いニーズがあると考えられる。但し、Q44及びQ46よりは、少しだけ望ましいの割合が低く、**その他**記載項目で、**追加料金が発生するならば望ましくないとの趣旨**のコメント数件等、**否定的な**コメントがある。

【主要なその他記載項目】

- ・現状、国際調査報告の入手時期も、調査機関により早いところと遅いところとかなりの差があり課題認識しています。料金を支払い早期審査を可能とすることでこの課題が解消されるか疑問です。
 - ・コストアップにつながる為、使用する予定は今の所無い。
 - ・資金が潤沢な出願人に有利な制度であり公平でない!
 - ・日本早期審査同様に無料が原則(正当な理由があればよい)
 - ・ISRIは現状十分早いタイミングで発行されているため、必要性が低いと考えます。
 - ・審査順序の公平性に欠けるのでは。
 - ・国際調査報告は加速できる期間が元々短い。国際予備調査は使用しない見込みなので、どちらとも言えません。
 - ・資金力のない会社では使えない制度となってしまう。追加料金ではなく他の条件であれば検討に値する。
 - ・国内と同様に要件を定めれば良い。
 - ・移行国での早期審査で十分である。
- ・本当に早期権利化したいなら直接/パリルートの方が現状では早いのではないかとただ利用ニーズがある可能性はあるのでは?
・早期にPCT-PPHを利用することができます。

Q49 Q48において1や2を選択された方は、次のもののうち該当するものがございましたらご回答ください。<複数選択が可能です>

	件数	割合
1 有料であっても利用を検討する	295	59.4%
2 有料であるならば利用しない	156	31.4%
3 その他	40	8.0%
無回答	18	3.6%
回答者数		497



有料であるならば利用しないが3割を超えている。Q48で、望ましいを選択した場合でも、約2割が有料であるならば利用しないと回答している。料金設定には慎重さが必要であると考えられる。

【主要なその他記載項目】

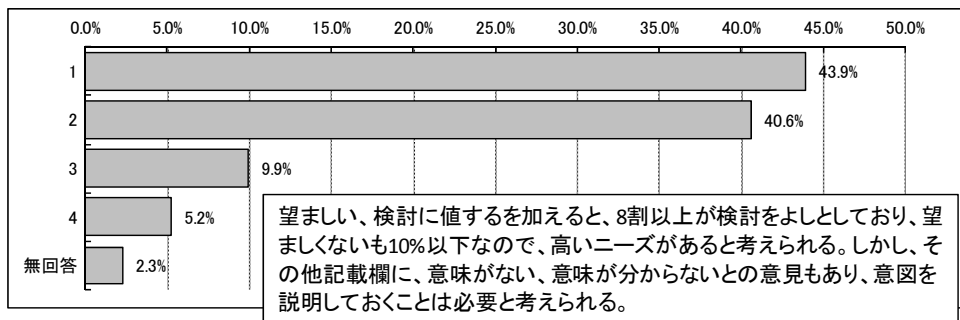
- ・案件により利用する可能性もある(8件)
- ・ユーザーにとって選択肢が増えるのは好ましい
- ・JSTの支援下の手続きが多くJSTの方針による(3件)
- ・案件の重要度によって利用を考える。
- ・実際にそのような案件は出ない可能性が高いが、あれば有料でもやる
- ・早期に権利化を要する緊急時が発生したときには、本制度があるといいかもしれないと思料します。
- ・必要な案件では有料/無料を問わず利用するので、有料/無料は利用するかしないかの判断要素にはならない。
- ・状況(特許の重要性等)により有料であっても利用を検討する。
- ・有料の為、基本的には利用しないが、費用対効果のある出願の場合は検討の余地有り
- ・制度としてはあっても良いが、本学は利用しない。
- ・合理的な料金であれば、ケースバイケースでの利用が考えられる。
- ・有料の場合、料金見合いで判断する(6件)
- ・有料で利用するほどの価値は見出せない
- ・内容や状況に依るので、実際に制度化になってから検討する。
- ・無料にすることで、他の審査が遅延するのであれば反対
- ・JP特許庁の国際調査は出願人から信頼されていないのでニーズは少ないと思います。

Q50 国際調査報告等における文献カテゴリーの変更

国際調査報告等において表示される文献カテゴリーについて、単一の記号で複数の意味を表していた、従前の「X」の代わりに、当該文献のみで新規性がないと考えられた場合には「N」、当該文献のみで進歩性がないと考えられた場合には「I」を表示するといった、文献カテゴリーの変更提案です。

(全者が回答)

	件数	割合
1 望ましい	252	43.9%
2 検討に値する	233	40.6%
3 望ましくない	57	9.9%
4 その他	30	5.2%
無回答	13	2.3%
回答者数		574

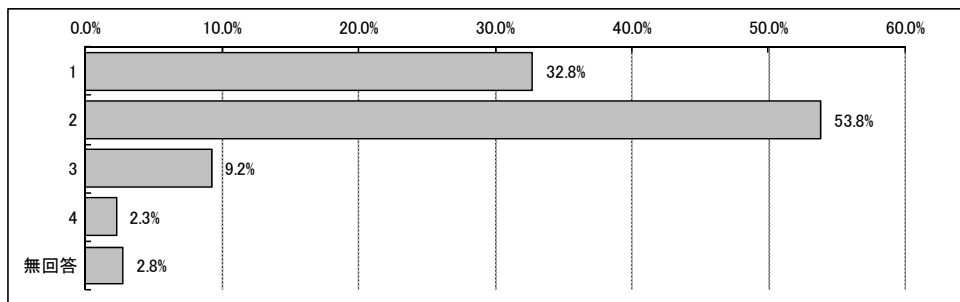


Q51 国際公開後の国際調査報告及び見解書の作成

国際出願の優先日から18箇月以後に国際機関が国際調査報告や見解書の作成を行うことにより、国際出願の優先日より前に出願され、且つ、優先日以後に公開された先願を十分に調査可能にし、国際機関による先願を含んだ成果物の提供を図る制度です。

(全者が回答)

	件数	割合
1 望ましい	188	32.8%
2 検討に値する	309	53.8%
3 望ましくない	53	9.2%
4 その他	13	2.3%
無回答	16	2.8%
回答者数		574



Q52 その他<自由記載>

<p>・「予備調査に対応する」という理由で、代理人から費用を請求されています。よって予備調査制度を廃止すると、外国出願コストが下がって良い事なのではないかとの誤解が、企業内には一部有ると思います。</p>
<p>・PCTもEPCのように審査まで一本化するととても利便性が高くなる</p>
<p>・優先権主張を伴うオンライン出願(インターネット出願)にて、優先権証明願に対する手続補足書の提出期限が3日以内とされているが遵守が大変なので、1~2週間以内でも良いとして欲しい。</p>
<p>・以前よりPCTは使いやすくなりました。手続と経費の面。</p>
<p>・現状、JPO以外のISA(ex.EPO)のISR/IPERの発行時期がPCTルールを遵守できていない。守れないのであれば、出願人がわかるように発行時期(見込み)を提示して欲しい。</p>
<p>・日本特許庁での国際調査を行った案件の基礎出願において、審査料の減額が得られる制度の検討をお願いします。</p>
<p>・台湾もPCT出願できるようにして欲しい。パテントスコープから入手できるPDF国際公開明細書にもテキストを埋め込んで欲しい。(コピー&ペーストできるように)各国移行のデータを少しでも早く見ることができるようになって欲しい。</p>
<p>・国際調査見解書、国際予備審査報告の内容が移行国、特にEPIにおいて充分発揮されるよう制度調整を図ってほしい。</p>
<p>・各国移行期限を40ヶ月以上に延長してほしい</p>
<p>・国際段階で審査を行い、各国では登録のみとする制度を要望します。</p>
<p>・外国語のみ文献(英語、中国語)へのよりいっそうの調査拡大を期待する。</p>
<p>・PCT見解書に関して(JPOの場合)一時期(4~5年前)はレベルが高かったが、最近は検討に値しない出来のものが多く、また、審査官によるバラつきが大きいため、ほとんど参考にしないのが現状です。</p>
<p>・PCT-PPHを利用すれば、移行国でもそのまま登録となるような国際ルールの整備をすすめてほしい。・予備審査請求時、シフト補正しても追加料金を支払えば審査してもらえるようにしてほしい。</p>
<p>・19条補正の内容が米国に国内移行した場合、審査されないということが多発していますので、改善して欲しい(審査官の知識不足が原因と聞いています)</p>
<p>・特に PCT-SAFE の英語出願に関しては、サポートに問い合わせてもわからないと言われることが多い。問題が解決できない。</p>
<p>・発明が単一性を満たしていないとして追加の調査手数料を要求されますが、国際調査の段階でクレームを補正することはできません。また、追加の手数料を支払って調査をしてもらっても、国内段階に移行した際に単一性の欠如は解消しておらず、分割出願をしなければならない国もあります。このような不便を解消するために、国際調査の段階で1度だけ単一性を満たすよう補正する機会を設けることは出来ないでしょうか。</p>
<p>・国内移行期限のお知らせ通知サービス(メール)の検討をお願いしたい</p>
<p>・欠落補充、優先権回復がみとめられないのは先進国では日本だけかと思います。出願人も要望していますので是非お願いします。</p>
<p>・PCT22条(3)に従い、優先日から30月の国内移行期限を32月に緩和すべきである。期限超過の多くは、1~2月後に気付くことが多い。規則49.6の権利回復規定の留保を撤回し、その規定を国内法に制定しても、基準(due care, unintentional)に合致するか否かの判断は微妙であり、そのための申請、判断は出願人、特許庁双方に負担が大きい。また、期限緩和により、出願件数の増加等外貨流入の機会を増やすことが肝要である。</p>

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査

資料 1

国内ヒアリング結果抜粋版



国内ヒアリング結果（抜粋版）

I. 期間及び対象

(1) ヒアリング期間：2012年10月～11月

(2) ヒアリング対象

- ・国内企業：13社
 - 電気機械器具・情報通信機械：4社、
 - 化学工業・石油・石炭製品・プラスチック製品：3社
 - 医薬品：2社
 - 印刷・同関連業：1社
 - 輸送用機械：1社
 - 汎用機械・生産用機械・業務用機械：1社
 - 情報通信業：1社
- ・特許事務所：7者

II. 結果概要

1. PCTについて

ここ数年のPCTルートを利用するか否かの選択基準の変化及び選択基準について(Q7)

利用状況は、変化がないか増やす方向とする回答が多い。利用の判断基準と挙げられたものは、権利化が必要な国数や時間的猶予が多い。

利用状況について

○大きく分けて以下の3つに分けられる。

- ・特に変化なし
- ・グローバル展開によって海外出願全体を増やす傾向でその結果PCT出願も増える傾向
- ・PCT出願そのものを増やす傾向

○海外出願を減らす傾向、PCT出願を減らす方向との回答は1社もなかった。費用は増やせないなので、国内出願を絞って海外出願を増やすとの回答もあった。

PCTルートの選択基準

○PCTルートの選択基準は、概ね以下の例が多かった。

- ・ターゲットとなる市場がもう既にわかっている等早期権利化したい場合はパリルートで行う。実験・試験結果の確認に時間がかかる、市場動向を見極めたい、研究開発段階である等で時間的猶予が必要な場合、中小企業の支援策を積極的に利用する場合はPCTルートで行う。
- ・1ヶ国程度の場合はパリルートで、3ヶ国程度以上の場合はPCTルートで行う。ヒアリング調査を実施した企業では、移行先として米国、中国、欧州、韓国、その他のアジア

ア各国が多かった。

- ・医薬系は、他の業種に比べて移行国が多いのが特徴。
- ・優先権主張を伴わず直接PCT国際出願を行うことで、基礎出願にかかる経費を節減するなどの意見もあった。

○PCTのメリットは、基本的に上記PCT選択理由と同様。その他には、日本語出願が可能、国際調査報告を参考にできることも大きなメリットと感じている回答もあった。

2. PCT上の受理官庁及び国際機関としての日本国特許庁への要望について

(0) 出願手続を全て特許事務所に依頼しているか自社でも対応しているか

全てを事務所に依頼する理由は人員不足が多く、自社で出願手続を実施する理由は費用削減効果が多い。但し、自社で出願手続を実施する場合でも大半が事務所との併用で、重要度や出願経過等によって使い分けている。

○手続業務を全て特許事務所に依頼している理由としては、

- ・出願件数が多く、人的リソースが足りない
- ・知的財産関係の職員が根本的に少ない

といった対応する人員不足を挙げる場合が多い。

○手続業務を自社内で対応する場合は、

- ・費用削減の効果が大きい

が最も大きな理由となっている。その他、

- ・案件管理を自社内で可能
- ・出願直前まで書類の修正が可能
- ・スキルアップの為

等が挙げた。

○自社で手続を行っている場合も、特許事務所と併用している場合が大半である。

自社と事務所の使い分けは、

- ・優先権主張の基礎となる国内出願が自社で出願手続しているものであればその後のPCT国際出願も自社内で実施し、事務所に依頼した出願であれば事務所に依頼
- ・重要なPCT国際出願については事務所に依頼
- ・移行国先での各種手続を事務所経由で依頼したい場合は国際段階の手続から事務所に依頼

に依頼

- ・他社との共同出願の場合は事務所に依頼

といった理由が挙げられた。

(1) PCT国際出願の方法とその不満点、要望(Q16～20)

日本語でのPCT国際出願は国内インターネット出願ソフトで、英語でのPCT国際出願はPCT-SAFEもしくは紙媒体を利用する傾向が多い。PCT-SAFEは特殊文字の文字化けといった変換に関する不満が多い。オンライン出願全体では、ソフトのバージョンアップや新規料金の反映が自動化・簡素化してほしいとの要望が多い。

- 日本語でのPCT国際出願の場合は、大半が国内インターネット出願ソフトを使用している。国内出願でも使用しているので、経験・慣れ・日本語のサポートが充実している点でも大きい模様。PCT-SAFEに比べると要望は少ないが、ソフトのバージョンアップや新規料金の反映が自動もしくは簡単にできるとよいとの意見が多い。また、英語出願にも対応してほしいとの要望も多い。
- 英語出願の場合は、PCT-SAFEとPCT-EASYを含む紙媒体の2つの選択肢に分かれる。紙媒体は、PCT-SAFEの利用に満足いかないユーザーにより利用されている場合が多く、件数が少ないのでPCT-SAFEをわざわざ使用する必要がないとの意見もあった。
- PCT-SAFEは、多くの利用者で特殊文字の変換の文字化け等についての不満が聞かれた。またエラーの対処として、電話で問い合わせしてもなかなかすっきり解決しないことが多いとの意見もあった。またPCT-SAFEに対しても、ソフトのバージョンアップや新規料金の反映が自動もしくは簡単にできるとよいとの意見が多かった。

(2) PCT国際出願に関する中間書類等のオンライン手続化について(Q22)

オンライン手続化の要望が多く、可能な限り全ての中間書類についてオンライン手続を可能とすることを要望する意見が多かった。

- 出願手続自体のオンライン化が進んでいるため、それに続く中間手続のオンライン化の要望も高い。オンライン化を希望する理由として、
 - ・手続業務を国内案件と一本化可能
 - ・出願書類関係のみの電子化では、全ての案件の電子化管理が困難
 - ・出願人と特許事務所間の通信は電子化されているので、紙媒体の書類は電子化のコストがかかるなどが挙げられている。また、オンライン手続化は要望するが、セキュリティの確保は重要であるとの指摘もあった。
- 一方、国際段階で補正や予備審査請求をしない場合には、中間手続自体が少ないので要望はあまりないという意見もあった。
- オンライン手続化を要望する手続としては、全ての中間書類に関する手続との意見が多いが、その中でも、あて名変更は件数が多いので対応してほしい、補正手続、予備審査請求の手続をオンライン手続化してほしいとの意見があった。
- 徐々にオンライン手続化が進む場合は、その度に手続業務の運用を変更しなければなら

ないので手間がかかるとの意見も多かった。

(3) 国際出願関係手数料等の返還の手続について(Q21)

返還についての回答は少ない。手数料納付方法の一本化の要求が多い。

- 手数料返還を行った経験自体が少なかった。返還請求を失念することもあり、工数もかかる、煩雑であり実際の返還額も多くはないので返還請求はしないとの消極的な意見が多かった。
- 各種手数料の納付方法が異なることで利便性が低下しているとの指摘も多く、一本化してほしいとの要望が多数あった。納付方法としては、予納制度の利用が望ましいとの意見が多かった。

(4) 日本国特許庁のPCT国際出願に関する手続実務についての情報発信について(Q39, 40)

手続実務に関するテキストについての不満はあまりなく、日本国特許庁のウェブサイトでの情報の探しにくさや、更新情報のわかりにくさ、検索機能の充実等が指摘された。

- 手続実務に関するテキストに対する特段の要請は少なかった。ウェブ上に掲載されている手続実務に関するテキストについてはもう少し検索が簡易に可能となるとよいとの意見があった。
- 日本国特許庁のウェブサイトは最近レイアウト変更が行われたが、不慣れなこともあり、わかり難くなったとの意見があがった。情報量が多く必要な情報が探しにくい、検索機能をもっと充実してほしい、情報更新された部分がよくわからないといった意見があった。また、WIPO発の情報を日本語で確認しているため、可能な限り適時に掲載してほしいとの要望もあった。
- PCT国際出願手続に関するセミナーは、テキストが入手可能であり、WIPOの方の話もあるなど比較的好評であった。ただ、ウェブサイトからの申込み様式が毎年変わるので年によってはわかり難い場合があると指摘があった。

3. 国際調査機関としての日本国特許庁について

(1) 英語でPCT国際出願を行う場合の国際調査期間について(Q12, 25)

ISAとしてEPOを選択する理由は、移行先がEPOの場合やEPOの英語文献サーチの信頼性を挙げる企業が多い。

- 英語でのPCT国際出願においてEPOをISAとして選択する理由として、
 - ・欧州に移行予定の場合は、移行段階のスムーズさからISAとしてEPOを選択
 - ・EPOの調査においては、英語文献の引用件数が多く、漏れが少なく質が高いため、EPOを選択

- ・英語文献の調査は、EPOの方が良さそうな印象
- ・米国へ国内移行する場合であって国際調査報告の引用文献を提出する時に、EPOの国際調査報告の引用文献であれば翻訳が不要

との意見があげられた。

○英語出願でも日本国特許庁を選択する理由としては、日本の産業が先進的な分野であれば日本語の文献調査でも十分との意見があった。

(2) 日本国特許庁が作成する国際調査報告について不満に思っている点、改善すべき点 (Q28)

(3) その他、国際調査機関や国際予備審査機関に対しての具体的な要望

日本国特許庁の国際調査報告については、以前よりも満足度は高くなった。ただ、外国語文献まで調査し、国際調査報告の質の向上に向けて更に努めてほしいとの意見も多い。

○国際調査報告の内容に対する不満は概ねなかった。また、以前に比べて国際段階と国内段階とでの判断の差は小さくなったとの意見が多い。

○各国への移行がスムーズに進むような国際調査報告となるようにしてほしいとの意見があった。

○日本国特許庁だけに限らないが、新規性に問題がある場合に、文献の何処が否定の根拠になるか示してほしい。

○英語文献の調査では、使用するデータベースの問題かもしれないが、日本国特許庁の方がEPOよりも引用文献の数が少ないので、EPO並みにしてほしい。

○文献の調査は日本国特許庁だと日本語文献が多くなるが、難しいと思うが他国語（特に中国語）もしっかり見てほしい。

4. WIPO国際事務局への要望

(1) WIPO提供のPCT国際出願関連情報について、及び、PCT国際出願の各国への国内移行に関する情報の入手について

WIPO提供のPCT国際出願関連情報について

かなりわかりやすくなっているが、日本語化率をもう少し上げてほしい点や、慣れていない人にとっても敷居が低くなるようにしてほしいとの意見が多い。

○WIPOのウェブサイトは、日本語化されている部分も多くかなり利便性が向上していると思うが、最新の情報を見るのが中心であり、これについても日本語化してもらえるとありがたい。

○WIPOのウェブサイトは慣れていない人が見るには敷居が高い部分もあるので、ウェブサイトの見方に関するガイドがあるとよい。

○出願人の手引については、慣れていない人にとってはわかり難い、移行先の情報がわか

り難いとの意見があった。また、当該ガイドにおいては、ROから管轄ISAはわかるが、ISAの方からROを探すことが難しいとの意見もあった。

PCT国際出願の各国への国内移行に関する情報の入手について(Q40, 41)

国内移行情報は、WIPOの情報を利用しているが不完全なため、必要な場合は有料で入手している場合が多い。WIPOが提供する国内移行情報の信頼性の向上を期待する意見が多い。

- 基本的に、国内移行情報全てを確認しているわけではなく、重要な案件・技術分野・注目すべき同業他社に限定して確認しているとの回答が多かった。
- パテントスコープから確認可能な各国移行情報は不完全であるため、概要を確認する程度ならよいが、信頼性が高い情報が必要な場合は、商用データベースの利用、外部業者等の調査会社に依頼、現地の代理人に依頼等の方法を用いているとの意見があった。
- WIPOにおいて各国の国内移行情報を一元化して情報提供してもらいたいとの意見も多い。

(2) 国際事務局から出願人等へ送付される各種通知について

- 類似の通知を多く受領することが多く、煩わしいので必要な通知のみあればよいとの意見もある。単なる連絡事項の通知はあまり必要なく、応答等が必要な通知のみの送付があればよいとの意見があった。また、送付される件数が多いと、開封して中味を確認するだけでも手間が掛かるとの意見もある。
- 慣れると、通知番号のみで通知内容が理解可能であり特に問題がない、記録として残すため不要とは考えていないという意見もあった。

(3) 優先権書類の取得でのDASの利用に関して(Q13～15)

DASについては利用方法を理解する段階で躊躇して試していないとの回答が多く、実際の使用者は少ない。

- 利用者は少なく、利用方法を理解する段階で躊躇している場合も多い様子。手続が煩雑、わかり難い、書類の入手までに時間が掛かるとの意見が多い。
- 手続そのものではなく、DASを用いた場合は優先権書類の適切に提出がなされたことを確認するのが難しいため、現在の手数料程度の負担であれば、受理官庁に対してWIPOへの送付を依頼した方が安心感であるとの意見があった。
- 全ての加盟国で利用可能であるわけではないので、手続方式が複数になることは望ましくないとの意見もある。
- DASにより優先権提出の費用が無料になるので、事務所にDASの使用を求めたり、求めようとしていたりする企業もあった。

5. 指定官庁又は選択官庁への要望

国際段階における成果物が国内段階において審査結果に反映されるようになるのが望ましいとの意見が多い。

- 各国への国内移行後の国内の審査結果に反映されるような国際調査報告や見解書となることが望ましいとの意見が多い。
- 日本国特許庁においては、国際段階と国内段階との判断の差は縮まってきているとの意見があった。
- EPOで作成された国際調査報告は、EPOへの移行時にファーストアクションとして使用されるので、日本国特許庁でも同様となることが望ましいが、日本国特許庁は36条の問題で難しいかもしれないとの意見があった。
- 国際段階では単一性が問題にならないのに、国内移行後に問題になる場合があるのとの意見があった。
- 共通データベースを整備して各ISAがそのデータベースを用いれば、国際調査報告の質も均一化に向かい、各国の国内移行後の国内審査結果にも反映されやすくなるのではないかと意見もあった。

6. 再公表特許の活用方法 (Q42)

他の公報と同様に検索で利用している場合と、日本国内への移行情報として利用している場合が多かった。

- 再公表が必要な場合は、他の公報と共に公報情報を検索システムで検索するためであり、公報形態での提供が中止されると、各種データベースから除かれてしまい、情報が欠落するので困るとの意見が多かった。
- 国内移行情報のデータとして利用している場合も多く、その場合は公報の形式にはこだわらず、IPDL等何らかの形で情報が得られれば良いとの意見であった。
- 再公表の発行が遅いので早くしてほしいとの要望もあった。

7. 補充国際調査・協働国際調査の必要性

補充国際調査については、利用しておらず、利用予定もないとの意見が多い。
協働国際調査については、国際調査報告の質が向上して国内移行がスムーズになるのであれば利用価値があり、日本国特許庁が当該プロジェクトに参加する意義があるとの意見が多かった。

- (1) 補充調査機関の利用又は今後の協働国際調査の利用の予定、どのような場合に補充調査機関又は協働国際調査の利用を検討するか。活用しやすい制度とするためには、両制度をどのような制度設計とすべきか。(Q31, 36)

補充国際調査

- 補充国際調査を利用したいとの意見はなかった。理由として、
- ・現在は補充国際調査機関が少なく、メリットを感じない。
 - ・国際予備審査制度で十分である。
 - ・国際段階では調査報告の結果を重要視していない。

といったものが挙げられている。今後も使用予定はないとの意見が多いが、もっと補充国際調査機関が増加すれば利用価値があるかもしれないとの意見もあった。

協働国際調査

- 協働国際調査に関しては、複数国で国際調査することで国際調査報告の質が向上し、各国への国内移行後において国内審査結果に反映されるのであれば利用価値はあるとの意見があった。
- 懸念事項としては、翻訳の問題、料金の問題、国際調査報告が発行されるタイミングの問題が挙げられている。
- 協働国際調査そのものが最終目標ではなく、あくまで国際調査報告の質が均一化されるのが理想であり、そのための一歩であれば意義があるとの意見もあった。

- (2) 国際調査機関としての日本国特許庁が補充国際調査や協働国際調査を実施することを希望するか。(Q31, 36)

- 補充国際調査には、日本国特許庁が参加する意味はあまり感じないとする意見が多かった。
- 協働国際調査は、日本国特許庁が参加した方が良いとの意見が多め。
- 協働国際調査に限らず、日本国特許庁は様々な面で国際的に先頭に立ってリードすべきであり、そうでなければ海外からの魅力も減少し、発言力も低下するとの意見もあった。

8. 非公式コメントの利用 (Q30)

使用していない、メリットが分からないとの意見が多かった。

○積極的に利用している者はなかった。

○各国の審査段階で上申書として取扱いがされるのであればよいが、非公式であるためどのように扱われるのかわからない状態では利用する意義が低いとの意見が多い。

9. 国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

望ましいとの意見が多いが、強く推進するものではなく、よく検討すべきであるとのニュアンスが強い。

(1) 国際調査機関の見解書を国際公開時に公開することについて、出願人及び第三者双方の立場を考慮した上での考え。(Q44, 45)

○望ましい場合の意見

- ・自社の出願が見られても特に問題ない。
- ・国際段階の見解等は重要視していないので公開を早めても問題ない。
- ・いずれ公開されるのだから早めに公開されても問題ない。

○望ましくない場合の意見

- ・自社の出願が早く公開されるデメリットの方が大きい。
- ・国際段階の見解書等は重要視していないので早く公開する必要性が低い。
- ・特許性に否定的な見解を公開したくない。

○検討に値するという回答者においては、メリットもデメリットもあるので、よく検討する必要があるとのニュアンスが強い。

(2) 国際調査機関の見解書を早期に公開することについて、その公開方法等適切な方法について。

○公開方法は、

- ・平等性を確保し、誰でもアクセス可能であるように国際公開の一部として公開することが適切。
- ・閲覧したい者がアクセスすればよいので、例えばパテントスコープから閲覧できればよい。
- ・少なくとも英語への翻訳は必要。

との意見が多かった。

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査

資料2

国内ヒアリング結果詳細版



国内ヒアリング調査結果（詳細版）

※本ヒアリング結果は、各者の了解が得られた範囲で記載する。

1. PCTについて

ここ数年のPCTルートを利用するか否かの選択基準の変化及び選択基準について

<企業A>

- ・PCTルートの選択基準は変化なし。全社の方針でグローバル展開を促進し、海外出願全体が増えた。
- ・早期権利化案件はパリルートを選択し、時間的猶予が必要な場合はPCTルートを選択する。
- ・予備審査請求を実施して、国際段階で質を高めて、スムーズに国内移行できるようにしている。外国出願を考えるのは、権利化の意識が強い案件である。
- ・移行先国は、主要国として欧州、米国、アジア（中国、韓国）。分野により、南米やインド等も入る。

<企業B>

- ・PCTルートの選択基準は変化なし。2ヶ国以上の出願ではPCTルートの使用がほとんどで、移行国数は10～19ヶ国が多い。パリルートは、1ヶ国出願の場合がほとんど。1ヶ国出願は、米国、日本、欧州で、欧州は少ない。
- ・PCTのメリットは、時間的猶予が大きく、日本語出願が可能なことである。ISRは参考にするが、これで移行国を変えることは無い。かつては補正をしていたこともあるが、移行先で対応は様々であるので、現在はあまり国際段階で手を入れることはしていない。

<企業C>

- ・以前は標準化案件のみPCTルートを利用していたが、昨年より全案件でPCTルートがメインとなった。パリルートはPCTルートが使えない国、例えば台湾などで利用する。
- ・PCTルートをメインとした理由は、国際調査報告をより活用して、特許性を判断した上で移行国を決定するようにしたこと、パリルートと分けていた業務フローをPCTに一本化したことである。
- ・移行先国数は3～5が一番多い。内容がいいものであれば、もっと多い場合もある。

<企業D>

- ・PCTルートの選択基準は変化なし。
- ・PCTのメリットとして、国際調査報告があること、国数が多くなると相対的に費用が安くなる大きい。その他、時間的猶予等も加味して判断している。
- ・移行国数は、市場等を考慮して判断する。

<企業E>

- ・マーケットが大きい国は、米、欧、中では出願するのは3ヶ国以上が多い。この場合PCT出願することになり、判断基準は出願予定国数ということになる。また、当業界では短期間でもものになる技術は少なく、時間をかけて権利化したい場合が多いので、時間的猶予もメリットになる。
- ・技術、分野によるが、各国に特化した場合はパリルートでの出願もある。

<企業F>

- ・外国へ積極的に出願する方針にしており、件数が増えている。外国出願ではPCTルートのみを利用している。メリットとしては、日本語出願ができること、ISRが得られること、といった順番になる。また、中小企業の優遇措置で、PCTの国際調査結果で、スーパー早期審査に活用できるということもある。
- ・日本の基礎出願を優先権主張する場合も、直接PCTも両方実施している。
- ・移行国は、日本、韓国、中国、欧州、米国が基本。たまに増やすことはある。

<企業G>

- ・知財グループの方針としてはPCTルートを徐々に増やす方向である。PCTで一旦出願し、事業の様子を見て移行国を見極める。移行先は、米国、中国、欧州が中心である。PCTのメリットは、時間的猶予と、ISRを得ることができることが大きい。デメリットとしては、パリルートよりも費用と余計な手間が掛かることである。

<企業H>

- ・PCTルートの選択基準は変化なし。その時出願している特許の内容によって出願件数自体は変動する。
- ・現在はPCTルートがメインであり、特殊な事情（例えば早期に権利化が必要な場合）がある時にのみパリルートを用いる。
- ・業界では化合物に関係する特許がメインであり、効果が明らかになるのに時間が掛かる。従ってPCTルートでは、権利化要否判断の為の時間的猶予が得られることが最大のメリットとなる。
- ・様々な国に関連会社を持っており、商売をする可能性のあるところには全て国内移行することにしている。従って、通常で10ヶ国以上に国内移行する。

<企業I>

- ・外国出願全体が増えているが、ビジネスで不明な分野は、とりあえずPCT出願する方向なので、PCTルートの方がより増加している。PCTでは、ダイレクトにPCT出願した方が初期費用が安く済むこともあり、今後はダイレクトが増えると思われる。
- ・PCTのメリットとして「国際調査及び予備審査が国内移行の要否の判断に役立つ」を選択してはいるが、予備審査はほとんど請求していない。これまで経験していない分野ではISRを有効利用したいと考えている。

<企業J>

- ・ここ数年でPCTルートを増やしている。最初からグローバル展開を意識した場合や、移行先が決まっていな場合にPCTルートにする。また最近では、優先権主張を伴わないダイレクトPCTが増えてきて、半分以上になっている。ダイレクトPCTにする理由としては、コスト面がある。
- ・出願予定国が最初から分かればパリルートを選択することもあるが、事業展開が不確実な場合は時間的猶予を得るためにPCTルートを選択する。

<企業K>

- ・新しい技術の出願が増えており、ビジネス展開がまだわからないことが多い。この場合、30ヶ月の猶予を使って今後の展開を判断するためにPCT出願するので、PCTルートが増加傾向になる。期間的猶予がPCTのメリットとして大きい。
- ・分野によってはその主戦場が米国なので、大半が米国でのパリルートになる場合もある。

<企業L>

- ・基本的にPCTルートをメインに進めている。パリルートは、米国のみ等の移行国が少ない場合に実施している。移行国数が多いとPCTルートを利用している。

<企業M>

- ・2009年にタイがPCT加盟したので、そのころからパリルートが減っていると思う。先行資料調査を自社で強化するとともに、重要発明については先行資料に対して対処ができるようにPCTルートを使うようにした。PCTの場合、出願から3ヶ月でISRが出るので、それを参照して補正することや、優先権出願なども検討している。ケースバイケースだが最初の出願からPCTルートを使うケースが増えている。

2. PCT上の受理官庁及び国際機関としての日本国特許庁への要望について

(0) 出願手続を全て特許事務所に依頼しているか自社でも対応しているか

<企業A>

- ・PCTは半分くらいが自社出願。担当者の考えで事務所を使う場合や自社で出願するかを決めている。例えば、重要な案件や各国移行をセットで事務所に任せる等がある。

<企業B>

- ・他者との共願や外国との共願の場合は事務所に任せている。

<企業C>

- ・最初から全て特許事務所に依頼している。国内出願も全件依頼している。出願件数が多いので実務負荷が大きく、全て依頼している。

<企業D>

- ・自社での手続も最近開始した。

<企業E>

- ・知財部（社員）にしかできないこと、例えばアイデア発掘段階からの開発への関与、出願戦略、特許ポートフォリオ形成などについては積極的に関与する。明細書の作成、出願手続等については以前より基本的に特許事務所に任せているが、重要な案件であれば知財部はクレームドラフティングにも関与する。出願前に明細書のチェックも行っている。

<企業F>

- ・少人数なので、手続は国内も含めて事務所に任せている。特許の中味の充実に力を注いでいる。

<企業G>

- ・昨年までは全て事務所に依頼していた。今年から一部自社出願をし始めた。基礎出願が事務所依頼ならばそのままPCTも事務所に依頼する。基礎出願が内製である場合にPCTを事務所依頼と自社出願に分けている。自社出願はまだ10～20件くらいである。自社出願の理由は、費用削減効果とスキルアップのためである。

<企業H>

- ・原則自社で出願手続を実施している。共願の場合等で事務所を使う場合が僅かにある程度である。費用削減、自社で管理できる、出願のギリギリまで訂正できる等がメリットである。

<企業I>

- ・自社出願は3～4割で、残りが特許事務所に依頼している。事務所依頼が増加傾向にある。国内出願を事務所に依頼しているとそのまま同じ事務所に依頼する。移行国先の情報が良くわからない場合、自社で慣れていない分野、共同出願なども事務所に依頼している。PCTに関しては、自社で扱った方が動きやすい面があるので、国内出願よりも自社率が高い。出願を絞ることがあると、自社率は高くなるかもしれない。

<企業J>

- ・PCTでは、1/3～1/4くらいを自社手続で出願した。全特許出願の何割かを自社手続にするかを決めており、PCTで何割という決め方ではない。

<企業K>

- ・出願手続が煩雑なのもあるし、各国展開に係る管理も面倒なのでPCT出願は全て事務所に依頼している。

<企業L>

- ・自社手続は1割に満たない程度である。自社手続を実施する理由は、費用削減の為が大きい。国内で事務所に依頼しているものはPCTも事務所に依頼している。また、事務所と相談しながら進めたい場合にも事務所に依頼する。

<企業M>

- ・最初の出願からPCT出願は事務所に依頼している。自社出願するかどうかは、出願時に社内で、過去の経緯や、時間的な余裕などを考慮して検討し、自社出願が決まった場合は社内弁理士が出している。PCT出願手続をしたことがなかったのが実績つくりのためにしたという感もある。続けてPCT出願を自社でやろうという流れにはなっていない。

(1) PCT国際出願の方法とその不満点、要望

<企業A>

- ・PCT-SAFEを利用していたが、変換の部分で不満があり、現在は国内インターネット出願ソフトを使用している。英語出願はしていない。手数料の自動反映はできた方が便利である。

<企業B>

- ・通常は国内インターネット出願ソフトを利用した日本語での出願で、紙媒体やPCT-SAFEを利用した出願はしていない。英語出願は、外国との共願くらいの例外で、特許事務所を利用している。
- ・ソフトの不具合では、Wordで見ると普通の日本語文章であるが、文字化けする（・・・のようになる）ことがある。なぜだかわかっていない。WordからHTMLの変換では問題が無いが、それからソフトに取り込んでPDF化した時におかしくなる。

<企業C>

- ・事務所に任せているので分からない。特に願書についての要求もない。

<企業D>

- ・これまで紙出願をしていたが、PCT-SAFEを試行したところである。今のところ不満はない。
- ・要望として、手数料の自動反映と、出願書類以外の書類のオンライン手続化がある。

<企業F>

- ・明細書ベースで事務所とやり取りしている。特に事務所から変換できずに修正を要求されるようなことは無い。画像データについて、解像度をより高い状態で必要と言われたことがあった。

<企業G>

- ・自社出願は一つのやり方で統一するというので、全てPCT-SAFEを利用している。PCT-SAFEの使いづらさを全体的に感じており不満を持っている。特に、図面が自動的に再配列されることにより文字が縮小されることが不満である。

<企業H>

- ・ほとんどの出願で国内インターネット出願ソフトを利用している。英語出願は僅かで、基本的に紙媒体で出願している。一部環境を整えて、PCT-SAFEが使えるようにはしてい

る。

- ・PCT-SAFEでは、変換に関する不具合が多い。内容以外の修正で時間を取られてしまう。ギリシャ文字は対応できるようにしているが、「±」、「℃」といったよく使用する文字がうまく変換できない。
- ・ソフトのバージョンアップは、例えばワンクリックで実行されることが望ましい。また、手数料の変更についても、ソフトのバージョンアップ同様、簡単にできることが望ましい。出願のソフト内で手続のヘルプが見られることが望ましい。

<企業I>

- ・現在はPCT-EASYを利用している。オンラインは試行段階である。来年あたりにオンライン出願に切り替える方針である。日本語出願をまずオンライン出願すると思う。

<企業J>

- ・現在は全件国内インターネット出願ソフトを利用している。英語出願は特許事務所に依頼している。希望としては、国内インターネット出願ソフトでも英語出願できるようにしてほしい。
- ・PCT-SAFEを国内インターネット出願ソフトに変更した理由は、PCT-SAFEは1件ごとの操作で、工程も多くて手間が掛かることがある。また、ソフトを一本化することでバージョンアップの管理も一つのソフトのみで済むメリットもある。今困っているのは、英語出願ができないことである。
- ・国内インターネット出願ソフトへの要望としては、操作時間の短縮のため電子署名付与や受理済みデータのPDF化など複数件まとめて操作可能としてほしいこと、ファイルの日付が内容変更で再合成した時の日付になるようにしてほしいこと、最新手数料の反映がワンクリックで出来るようにしてほしいことがある。

<企業L>

- ・紙出願からオンライン出願に切り替えたときから、国内インターネット出願ソフトを利用している。最新手数料の自動反映を希望する。PCT-SAFEを試したことは無い。

<企業M>

- ・国内インターネット出願ソフトについてはダウンロードして設定してはいるが、電子証明書が取れていないので、出願手続は紙媒体で行っている。事務所とは電子ファイルでやり取りをしており、国内インターネット出願ソフトでは納品されたファイルを取り込む程度の機能しか使っておらず、その操作については特に難しさを感じていない。PCT-SAFEは利用していない。

<特許事務所A>

- ・日本語出願は国内インターネット出願ソフトを利用し、英語出願はPCT-EASYを利用している。英語の場合はチェックが大変なので、データ変換でのエラーの心配のない紙媒体を使用している。文字化けに関しては、Word（日本語）を変換する際の問題であると思

う。この問題が無くなれば、英語出願でもインターネット経由で出願したい希望はある。

<特許事務所B>

- ・日本語出願は国内インターネット出願ソフト、英語出願はPCT-SAFEを利用している。但し、英語出願は2、3件のみ。クライアントからの減額要求もあり、オンライン出願を利用している。
- ・コンバータにデータをかけてコンバートしなければPCT-SAFEで使用できないので、たまにしか操作を実施しない者にはわかり難く、忘れてしまう。
- ・出願ソフトのバージョンアップが間に合わない場合には、手数料改訂作業を手作業で実施するので、僅かのミスでも願書に反映され、手数料の再納付・返還につながる。手数料の手入力はやめたい。

<特許事務所C>

- ・全てオンライン出願している。英語出願と、日本語出願でもクライアントの希望があるケースではPCT-SAFEを利用している。残りの日本語出願では国内インターネット出願ソフトを利用している。
- ・PCT-SAFEで変換に問題がある。また、エラーメッセージが逐次出てくるので、いちいち修正しながら進めなければならないので手間である。何人もの代理人がいる場合に、手続者と出願者が異なってしまった時があり、そのまま進めることができた。この場合チェックが入ってくれるとありがたい。
- ・国内インターネット出願ソフトの要望として、受理済データをHTML出力できるようにしてほしい。これはクライアントの要望があることと、34条補正等でドキュメントを利用して編集する際に、HTMLであれば専用ソフトがなくてもだれでも使用できるのでありがたいということが理由である。

<特許事務所D>

- ・日本語の出願は国内インターネット出願ソフトを使用しており、英語出願は、PCT-EASYで願書を作成して紙媒体で出願している。英語出願を実施するクライアントは化学系やバイオ系が多く、化学記号や「」、上付き下付き等色々あり、PCT-SAFEでは誤変換が多く、チェックも難しい。また、クライアントのデータを直接HTML化できない場合もある。このため明細書は紙媒体にしている。日本語の出願に対しても、危機管理で時間を区切って、それまでにHTML化できない場合は、PCT-EASYで出願している。変換の問題を解決するために、明細書のPDFでの出願が認められれば便利だと思う。英語出願に対応する日本の出願ソフトが欲しい。

<特許事務所E>

- ・日本語出願も英語出願も基本的にPCT-SAFEを利用している。但し、英語出願に於いてPCT-SAFEを用いた場合では、数式や単位で用いられる外字を使用することができない場合が多々あるので、PCT-EASYモードの出願を余儀なくされている。従って、PCT-SAFE英

語バージョンの外字対応を日本語バージョンのそれと同等に充実を図ってほしい。最新手数料の自動反映は、できれば便利だと思う。

<特許事務所F>

- ・日本語出願の場合は、国内出願同様に国内インターネット出願ソフトを利用している。これで英語出願にも対応してほしい。
- ・英語出願の場合は、事務所の体制が紙ベースなので、PCTルートもほとんどが紙ベース（PCT-EASY）で出願している。但し、配列表があってページ数が多い場合にはPCT-SAFEを利用している。PCT-SAFEでは明細書の変換時の文字化け等の不安があり、対処するのも手間が掛かる。安全のために通常は紙ベースの出願となっている。

<特許事務所G>

- ・英語出願は、PCT-EASYを利用している。PCT-SAFEでは、特殊文字の変換が面倒である。日本語出願は、国内出願と共に、国内インターネット出願ソフトを利用している。書式チェックをしてくれるソフトがあるので、修正がやり易い。日本語出願と同程度の使い易さになるならば、国内インターネット出願ソフトで英語出願も可能になるとよい。
- ・最新手数料の自動反映と、ソフトウェアの更新の自動化は煩雑である。何かあるごとに、やるが多くなると、ミスや忘れが発生してしまう。

(2) PCT国際出願に関する中間書類等のオンライン手続化について

<企業A>

- ・中間書類の提出、受け取り共に、国内案件と同様にオンライン化してほしい。

<企業B>

- ・ほとんど中間書類の提出が無い。出願人の名義変更や発明人の誤記がある場合くらいで、あまり頻度がない。たまに使うには、オンラインの使用はハードルが高い。
- ・優先権書類の提出は送付請求をしているが、これは毎回実施している。これがチェックボックスにあり、チェックすると料金納付後に自動で実施してもらえるとありがたい。

<企業C>

- ・オンライン化されると良いと思う。手続は事務所がしているが、書類が電子化していると、全てが電子データで事務所とやり取りができ、電子データならば参照しやすいので便利である。

<企業D>

- ・オンライン化を希望する手続は、「予納口座からの引き落とし手続」「優先権証明願手続」「手数料の追加の手続」「国際予備審査請求の手続」「差替用紙の提出」である。少しずつでもオンライン化するとよい。

<企業E>

- ・事務所の選択による。あまりニーズや問題意識は無い。事務所がやり易い方法をすれば

よいし、その結果費用が安くなる等につながればありがたい。

<企業G>

- ・ 手続を使い分けするのは管理が面倒なので、日本出願と同等にしてほしい。オンライン化する場合は全部一度にやってほしい。業務フローをいちいち変更するのは混乱のもとになる。

<企業H>

- ・ 基本的に様々な手続をオンライン化してほしい。いくつか具体的に挙げると、住所の宛名変更届、国際出願取り下げ書、手続補正書、国際出願手数料振込済証・提出書がある。
- ・ オンライン化の際はセキュリティの確保は必要である。

<企業I>

- ・ 基本的に19条補正も予備審査請求もしないので、あまり影響がなく特に必要と感しない。

<企業J>

- ・ 件数が多い補正書・答弁書、件数は少ないが願書と同じ繰り返し表現が多い予備審査請求の書類が電子化されるとありがたい。
- ・ 中間書類に付ける添付書類についてのオンライン化に関しては、補正に関する対応がたまにあり、予期せぬ対応になるので、現在の件数であれば紙の方が安心である。特許庁の窓口での修正もできて便利な面もあるので、今のところ要求は時にない。

<企業K>

- ・ 手続自体はしないが、事務所とのやり取りは電子化している。電子化されていないやり取りは事務所で電子化するのでコストアップにつながる。全部の国で全部の手続を電子化してほしいのが要望である。

<企業L>

- ・ 絶対ではなく、可能であるのならば中間手続のオンライン化をしてほしいという程度である。19条補正や、予備審査請求、34条補正等を実施することは少ないので、あまり中間手続そのものをしていない。

<企業M>

- ・ 海外の提携先からは、米国ではオンラインでやっていると聞いており、オンライン化ができれば便利になると思う。現状では名義変更の様式を自社で作成して特許事務所に提供しており、PCT出願でやる中間処理手続はそのくらいである。予備審査請求はここ最近実施していない。

<特許事務所A>

- ・ 提出する書類、受け取る書類全てを電子データ保存（紙書類も、PDF化等の電子化を実施）している。全てオンライン化してほしい。徐々にでもオンライン化が進めば望ましい。紙の場合は、紙自体の紛失に困るし、封書を開封する手間といった細かい面倒な部分もある。

<特許事務所B>

- ・簡単にオンラインで手続きができるとありがたい。出願人の住所変更届をオンライン提出できるとかなり便利で、特に大手クライアントはPCT出願が多いので、多件を1通で済ませることができるのと大幅に手間を省けて非常に便利になると思う。

<特許事務所C>

- ・WIPOのオンラインアップロードサービスを利用すると便利だと感じるので、オンライン化されたら便利だと思う。

<特許事務所D>

- ・WIPOのePCTと同様なことができるとありがたい。予備審査請求、34条補正、受領確認もオンラインで出来ると望ましい。オンラインアップロードサービスを利用していたが、ePCTよりは使い勝手が良かった。

<特許事務所E>

- ・予備審査請求に関して答弁書と補正書、図面の訂正等がオンラインでできると便利。

<特許事務所F>

- ・紙で特許庁へ持っていくのは手間でないので、今のところオンライン化のメリットは感じていない。
- ・料金が安くなる等あれば、クライアントとの関係でオンラインを利用することはあると思う。

<特許事務所G>

- ・本当は全部できるとよい。委任状等で原本が必要な場合は仕方がないと思う。現在の国内出願と同様にできるのであれば便利になる。振込済証の提出等がお金の問題になる。これは窓口で提出している。これもオンラインで出来るようになるとよい。

(3) 国際出願関係手数料等の返還の手続について

<企業A>

- ・返還自体は少ない。手続の仕方を忘れることもあり、作業の工数もかかるので、簡単な手続が望ましい。
- ・料金納付については、WIPOの振込とJP0の予納口座引き落としとで分かれており手間がかかる。納付方法の一本化が望ましい。

<企業B>

- ・返還の経験が無いと思うが、納付し過ぎはあったかもしれない。

<企業C>

- ・手続は事務所がしており、返還について聞いたことはない。

<企業D>

- ・返還については特にない。

- ・手数料納付に関して、支払い方法は一本化してほしい。予納口座の利用ができるとありがたい。

<企業F>

- ・手数料の返還が発生したと連絡が来たことは無い。

<企業G>

- ・自社出願で返還は発生していないが、事務所依頼の方ではたまにある。わざわざ返還を請求しないと応じないのは不親切であるので、自動的に返還してほしい。

<企業H>

- ・返還手続では、書類の書き方が分かりづらく、社内処理も面倒である。返還金額は少ない割には、社内で手続に関わる人的工数が多く発生する。時間も手間もコストもかかる割に、メリットが少ない。
- ・めったに発生しなくわかり難いので、提出書類のFAQ集がオンラインで閲覧できるとありがたい。
- ・手数料の支払い方法が2本立てなので、全部予納口座からの引き落としになると便利である。

<企業I>

- ・返還自体が少ないので特にない。振込み時の社内書式と、特許庁指定書式が合わないため、振込み済証提出の省略ができず不便と感ずることがある。
- ・手続面で、WIPO、JPO、EPOと別々の振込になるのは不便。引き落としで統一すると便利。

<企業J>

- ・返還手続に至る案件がほとんどなく、要望は無い。
- ・料金が頻繁に変わるので、煩雑に感じる。

<企業L>

- ・返還手続は少ない。書類を提出する部分で煩雑さを感じるところがある。
- ・手数料の納付では、一本化されると良い。予納口座を利用できると良い。

<企業M>

- ・返還手続はやったことがない。
- ・出願手続に関して、印紙でやるところと、WIPOに直接振り込むところとがあり、面倒なので一本化できないかと思う。

<特許事務所A>

- ・国際出願の段階で審査請求を基礎でしている場合に、調査手数料の変換がたまにある程度で、特に返還手続で困ることはない。
- ・手数料の返還手続とは関係ないが、審査請求を他の代理人もしくは出願人自身で実施している際に、出願人が連絡しない場合はこちらに伝わらないことがあるので、うまくシステムで連携しているとありがたい。

<特許事務所B>

- ・WIPOのジュネーブに送付すべき手数料をEPOに納付したことがある。インターネットバンキングで実施しており、気が付くのに時間が掛かった。この際、振込みの証明が必要と言われたが、インターネットバンキングでは証明書が発行されないため、取り戻すのに苦労した。インターネットバンキングでの振込の確認は日本の受理官庁の職員が画面を見てやっている。日本国特許庁が関わっているにもかかわらず、返還手続は国際事務局にしなければならない。特許庁でお金をプールして、そこから返還する等にした方が理にかなって便利である。

<特許事務所C>

- ・返還手続自体しないので、不便さを感じていない。ただ、先の調査の利用の時に、自分から返還の請求しなければならないことが書いていなかったのもので、そのままにしていたことがあった。書いてあるもしくは自動的に返還してほしい。

<特許事務所D>

- ・過誤納の返還、国際調査手数料の返還の手続が煩雑と感じた。請求相手がWIPOなのかJPOかを取り違えてしまった。但し、返還の件数自体は少ない。

<特許事務所E>

- ・WIPOの国際出願手数料の返還は煩雑である。時間が一ヶ月もかかる等の不便もある。EPOをISAに選定した場合において、JPOの介在により返還手続がスムーズとなる。

<特許事務所F>

- ・調査手数料の返還について、国内出願が基礎出願であっても、EPOの様に願書の段階で書いていなくても、できるようにしてほしい。実際には、国際事務局への返還手続はほとんど経験が無い。
- ・国際出願手数料の送付を一括にできるようにしてほしい。オンライン出願では予納口座を基本に使用しているので、予納口座が便利である。

<特許事務所G>

- ・返還がある場合は、JPOはハガキが来るので何の件かは分かり易い。WIPOは、銀行に振り込まれるだけで、前後に何の通知もないので、何の件か文書の形式でほしい。複数件が合算で来ると分かりにくい。

(4) 日本国特許庁のPCT国際出願に関する手続実務についての情報発信について

<企業A>

- ・JPOのウェブサイトは、変更後必要な情報が得られにくくなり、PCTの最新情報も探しにくい。また、過去の情報と最新の情報との区別がつきにくく、更新箇所がよくわからないことがある。
- ・セミナーや講習会には、ある程度出席している。新規配属者を出席させている。

<企業B>

- ・テキストで、知りたい手続が探しにくい時があるが、基本的に便利であると思う。出願人の名前が違っている等、特殊な例で、どの場合にどの書式を使用するのかわからないことがあった。
- ・セミナーに出席してPCTの手続情報を入手することもしている。
- ・JPOのウェブサイトは、弁理士会等からのe-mail等からの情報で、変化があった時に見ることもある。ただ、過去の情報を探すのが困難であると思う。

<企業C>

- ・手続は事務所に依頼しているので、テキストの利用やセミナーの参加もない。
- ・国内移行の情報で、第3国情報を日本語で発信してほしい。標準化の案件では、マイナーな国に出すこともあるので、マイナーな国の情報が分かるようになるとうい。分からない場合は事務所に聞いている。チェックしている情報は、主に補正がいつまで可能かということである。国際段階では基本的には補正はしておらず、各国移行後にしているので、各国の情報がほしい。

<企業D>

- ・テキストはわかり易い。JPOのウェブサイトについても特に不満は感じていない。
- ・実務者向けセミナーには、新規配属者を出席させることが少なくない。

<企業E>

- ・条例や法規の情報を集めるためにウェブサイトを見る。特に不満は無い。

<企業F>

- ・国内の情報はJPOのウェブサイトを見るが、PCTの情報は探しにくいのでWIPOのウェブサイトを見ている。

<企業G>

- ・ウェブサイトでPCTについて開くと、最初のページは長いので初めは戸惑う。慣れてしまえば場所はわかるようになる。セミナー、講習会には、誰かが参加するようにしている。

<企業H>

- ・リンクを張ってFAQ集がオンラインで閲覧できるのは是非欲しい。
- ・セミナーへいつも参加している。セミナーの申し込み方法は、毎年様式が異なっており、今年はわかり難かった。

<企業I>

- ・様式集は便利であり特に不満は無い。これを貰うためにセミナーに参加している面もある。
- ・ウェブサイトは、WIPOの方が早く情報が出るので先に見る。JPOはその確認で見ている。

<企業J>

- ・テキストは、2冊に分かれていた方が使い易かった。カンマの入る、入らないといった細かいところが、システムと様式集のサンプルと異なる場合がある。
- ・ウェブサイトは、必要な情報は掲載されているが、情報が多すぎて探しづらい。WIPOの情報も日本語化率が高く便利だが、最新の情報はニュースレターに埋め込まれており確認しづらい。最新の情報を日本語で確認するためにJPOのウェブサイト参照するが、うまく調べられない時がある。

<企業K>

- ・JPOのウェブサイトが数年前に変更があり、わかり難くなった。更新は頻繁にやっているの、その点では情報発信はされていると思う。登録をするとメールで更新情報を知らせてくれるサービスは便利であるが、ウェブサイトを見ても何が変更されたのかはわかり難いところがある。

<企業L>

- ・PCTの実務者テキストは詳しく、特に不満は無い。
- ・JPOのウェブサイトで、必要な情報はほぼ入手できているので、特に問題ない。担当しているものは慣れているので、特に不満は無い。分からない場合は窓口に聞いている。
- ・実務者向けのセミナーには参加している。毎年ではないが、新しい担当は必ず行く。

<企業M>

- ・特許庁開催の無料セミナーは利用しているが、人気があり申し込んだときには満員の場合もある。テキストはわかりやすく、わかり難いことは特にない。
- ・特許庁のウェブサイトは毎日のようにみている。WIPOのウェブサイトでもパテントスコープなども毎日のように利用している。最近更新されて使いやすくなった。

<特許事務所A>

- ・国内インターネット出願では、申請書類の書き方ガイドというものがあり、オンラインで検索できる。PCTでは、サイト上の研修の資料を探ることがあるので、同様のガイドがあれば使い易い。
- ・情報については、出願人の手引きでわからない場合は、WIPOの日本語のウェブサイト、JPOのウェブサイト、PCTのROの支援サイトを行き来して収集している。一括で検索できるとありがたい。

<特許事務所B>

- ・通常使用しているのは冊子で、必要な部分に様々な書き込みをしている。ウェブサイト等に掲載されている電子化された情報よりは、冊子の方が使い勝手が良い。
- ・クライアントからの質問に答える際、クライアントの質問事項はイレギュラーな項目が多く、目次等からたどるのが困難な場合が多い。検索機能を向上させて必要な情報の取得が簡単にできるようになると大変ありがたい。ウェブサイトでは、色々な情報が掲載

されているが、必要な情報にたどり着くのが大変である。

<特許事務所C>

- ・テキストはよく利用しており、直してほしい点は無い。
- ・PCT制度の情報は、WIPOのニューズレターをチェックして、その後JP0のウェブサイトで確認している。JP0では最新情報の掲載が遅い場合があるため、もう少し早くなるとありがたい。

<特許事務所D>

- ・手引き、トピックスはわかり易いと思う。手引集を欲しいというクライアントの要望も強い。
- ・予備審査請求について、数年前に法律が改正になったが、改正された部分がテキストには反映されていないようなので掲載してほしい。
- ・JP0のウェブサイトで特に不満は無いが、過去ログを検索しづらい。更新された際の更新日付、追加の場合、更新前の日付もあるとよい。e-mailでの情報発信で情報を得て、ウェブサイトで確認している。
- ・セミナーの案内が今年はわかり難い。

<特許事務所E>

- ・クライアントからの質問の対応として、RO/IB/ISA/IPEAのコードの付いた通知類について、ごく簡単なものでよいので説明があると、実務者にとって便利だと考えられる。WIPOのウェブサイトを見に行くと掲載されているが、内容が詳しすぎるので必要なものが探しづらい。
- ・WIPOのウェブサイトは国内移行の情報や保留の撤回などを見ている。WIPOやJP0のウェブサイトは、見慣れている人にとっては良いが、見慣れていないと、どこを見ればよいかわかり難い。

<特許事務所F>

- ・セミナーのテキストをマニュアルとして利用している。内容についての不満はない。セミナーの前に手に入るとありがたい。
- ・WIPOやEPOの手続書面の情報があるとありがたい。ウェブサイトの内容は特に不満はない。

<特許事務所G>

- ・テキストでは、様々なケースに対応した、手続書類を作成する為のFAQがほしい。JP0のウェブサイトでは、情報が多すぎるのでどこを探せばよいか分かりにくい。ウェブサイトは必要なときに利用している。
- ・セミナーに関して、PCTは東京地区で1回だけなので、複数回は開催してほしい。テキストがほしい面もあるが、実際に話を聞いておくと、テキストを見た時に分かり易い。
- ・WIPOのニューズレターで、たまに日本語が分かりにくいところがある。

(5) PCT国際出願に関する手続についての期限について

<企業A>

・期限に関しては決まったものと考えており、判断が入るところも少なく、特に気になることはない。

<企業B>

・特になし。以前は期間を稼ぐために予備審査請求をしていたが、今は関係ない。

<企業C>

・出願後は国際段階では補正等はやっていないので、特にない。

<企業D>

・あえて言えば、19条補正に関して、他の国際段階の手続に比べて期限が短めに感じる。

<企業E>

・特許事務所を介した手続となっているが、ルール上の期限に特に意見は無い。

<企業F>

・ISRが1ヶ月後から4ヶ月後くらいと来る日数がバラける。早いと国内移行の準備を早くすることができる。早い方に統一してほしい。

<企業G>

・国際段階から各国移行する場合、公開前に審査を始めようとする手続が煩雑である。公開前の審査開始も通常に認めてほしい。期限については特にない。

<企業H>

・調査をして、不足で手数料を振り込んでほしい旨来る時があるが、検討する時間が短いと感じる。

・ISRと見解書を早く欲しい場合が多い。

<企業I>

・基本的には振込は出願と同時に実施するが、遅れる場合がある。経理部門が離れているためすぐには振り込めない場合がある。この場合、料金指令が出てから30日が短いと感じる。

<企業J>

・基本的に、特にない。

<企業K>

・期間管理を事務所に任せている。個別にはあるかもしれないが、全体としては特に無い。初めから期限は決められているので、それに沿って進めていくだけで、特にこれといったものは無い。

<企業L>

・特にない。

<企業M>

- ・移行期限が30ヶ月、31ヶ月、20ヶ月とばらついており、その期間内にしなければならないことが国ごとに異なるといった点で非常に不便であり、統一してほしい。

<特許事務所A>

- ・出願人が移行を考えるのが25ヶ月を過ぎてからが多いが、2年近くたつと発明者の住所が変わっている場合も意外にある。28ヶ月の間際に出願人から連絡があり、ギリギリになり慌てることもある。
- ・質問の意図と異なるが、優先権を主張した際に、IB304がギリギリまで届かずに、電話でIBに優先権書類が届いているか問い合わせることがある。もう少し余裕があるとよい。

<特許事務所B>

- ・19条補正の期間が短いと感じられる場合がある。多くの引例が引用されたISRが出されてからWIPOへの提出期間が2ヶ月の案件に於いては、クライアントの検討時間が足りないように思えた。
- ・指定官庁へ国内移行の書類を提出した後、願番がつくのが遅い。外国のクライアントからは日本の願番を早く教えてほしいとの要求が多いので、何とかしてほしい。
- ・国際調査報告／国際予備審査報告の英訳文が送られてくるのが遅い。国内移行では必要な国もあるのだが、32～33ヶ月に来ても間に合わない。各国移行の指示時に現地代理人宛に翻訳文を送付したいので、独自に国際予備審査報告や見解書の翻訳を実施している。英訳文は29ヶ月程度に送られてくるとありがたい。

<特許事務所C>

- ・19条補正の期間が、通知が来てすぐになる場合があり、短く感じる時がある。
- ・予備審査の結果が出てから国内移行の判断をするクライアントもいるので、28ヶ月に出るからでは準備期間が短いと感じる。予備審査請求期限を22ヶ月より早めて、結果が出るのも早めたらと思う。
- ・事務所的には、手続をするうえで特に問題ない。

<特許事務所D>

- ・優先権主張の手続で、委任状の取得が遅れると、16ヶ月では厳しい時がある。通常の手続の流れであれば問題ないが、厳しい時があるので救済措置があればありがたい。
- ・外国人の共願人は増えている。日本でも委任状で電子署名を使えるとよい。郵送では時間が掛かる。委任状がオリジナルでなく、PDFやFAXが許されるだけでもありがたい。

<特許事務所E>

- ・発明の単一性の要件を満たしていないという理由で、追加手数料の支払いが求められるが、期限が1ヶ月なので、EPOをISAに選定した場合に郵送で2週間もかかり、実質的に1週間くらいしか残らずあわただしく感じる。EPOの調査報告、予備審査報告は、前ほどではないがまだ遅い。EPOは調査費用が高い。

<特許事務所F>

- ・期間は明確であるほうが良い。運用基準が明確でない救済等があると、救済を期待して期限管理が緩くなり期限を徒過する恐れがある。更に、救済手続が不備で救済を受けることができない場合もあると思われるので、あまりうれしくない。

<特許事務所G>

- ・元々設定されている期間で特に変と思うものはなく、普通に手続をしている上で、不都合になることはない。扱っているのは自国出願のものがほとんどで、外国から取り寄せることが少ないので、気にならない。

3. 国際調査機関としての日本国特許庁について

(1) 英語でPCT国際出願を行う場合の国際調査機関について

<企業A>

- ・英語出願自体がほとんどないので、JPOとEPO、特にどちらを選ぶという事は無い。

<企業B>

- ・以前にあった英語出願の際には必ず欧州に国内移行しており、EPOで英語文献サーチをする方が良いと考えていた。JPOに問題があると思っていたわけではない。

<企業C>

- ・基本的に日本語で出願している。標準化案件で米国に先に出願した時に、ベースが英語なので英語出願することもあるが、日本でメンテナンスをしたいためにISAはJPOを選択している。

<企業D>

- ・英語で国際出願明細書を作成した場合、ISAにEPOを選択することが多い。英語文献サーチの信頼性が高いとのイメージがあるからである。ISAとしてのEPOの判断と移行後のDO/EOとしてのEPOの判断との一致率が高いとの期待はしている。

<企業E>

- ・技術分野によっては欧州が進んでいる分野もあるため、技術的に欧州で調べた方が良いと判断できるケースであれば英語出願を選択することもある。その場合はEPOを選択する。また、EPOの審査官が引用する英語文献の質は比較的高いと感じる。中国では、EPOのサーチレポートの結果を見せると納得し易いということもある。

<企業F>

- ・英語のレポートしかない分野では、検索レポートの引用文献数はEPOの方が多い。JPOではいくつか取りこぼす感じがする。英語出願では、基本的にEPOを選択した方が信頼性が高いと思う。
- ・技術分野で日本の方が優位の場合は、日本の文献を調べる方が良いので、英語出願でもJPOを選ぶことになると思う。

<企業G>

- ・英語出願をした際にISAとしてEPOを選んだことがあるが、ISRが来るのが遅く、各国移行の判断に使用できなかった。それ以来、英語出願でもEPOを選択していない。

<企業H>

- ・日本人が英語を読むよりは、欧米人が英語を読むのが早いと考え、単純に言語の問題でEPOを選択したことがある。ISRの精度の問題ではない。EPOからのISRが遅いということを感じない。
- ・最近では、PCTをIBに出願し、ISAとしてEPOを選択するパターンも考えている。

<企業I>

- ・英語文献等の外国語文献は、EPOの方がJPOより多く引用するので、英語出願では基本的にEPOをISAとして選択している。米国でISRの開示をする際に、EPOならばそのまま使用できるので便利であるが、JPOだと日本語文献の説明を用意するのが面倒であるので、EPOを選択する。EPO、米国に移行する予定があれば、例外なくEPOを選択する。
- ・PCT非加盟国に出願する場合は、多くの場合は英語から現地語に翻訳する。この場合には、英語版が必ず作成されているので、PCT出願する場合に英語出願する。

<企業J>

- ・過去に欧州で早く権利化したい分野があり、EPOを選択した。欧州への国内移行がスムーズで、料金のディスカウントもあったので、分野の方針としてそうしていた。欧州メインであれば、コスト面も考慮してEPOを選択することが多い。
- ・日本国特許庁は、日本語の文献の引用が多く、同じファミリーの日本語文献が引用されることもある。それならば同じファミリーの日本語文献は無くてもよいので、なるべく英文の文献を引用してほしい。
- ・ワールドワイドに通用する先行文献調査を希望することは、JPOに限ったことではなく、PCT出願に共通な希望である。

<企業K>

- ・JPOとEPOのどちらを選択するという決まりは特にない。
- ・最近ではダイレクトPCTも意識している。財政的に限られた資源をどう配分するかという観点では、海外出願を見なければならいので、日本出願は削減傾向になる。日本を特別視はしていない。

<企業L>

- ・英語でのPCT出願はほとんどない。JPOのISRの質は高いと思うので、信頼感がある。欧州がメインの事業が少ないので、その点でもEPOを選択することにはならない。

<企業M>

- ・英語出願はしていない。

(2) 日本国特許庁が作成する国際調査報告について不満に思っている点、改善すべき点

<企業A>

- ・個別に気にはしているが、特にJP0の判断がおかしいということはない。

<企業B>

- ・特に内容に不満はない。ただ、時々誤認がある。見解書で新規性なしのXが付いていたが、引用されている文献の内容がクレームに入っておらず、明らかに誤認であると思われることがあった。国によってはISR、見解書がそのまま利用されるので、このような誤認は望ましくない。
- ・事前調査を十分しているので、新規性の判断には自信を持っている。19条補正はこの5～7年くらいは実施していない。国際段階での補正にはあまりメリットを感じていない。
- ・他者の特許を見る時には、どのような文献が引用されているか等ISRが役に立つ。自社の場合は、想定内である。

<企業C>

- ・基本的には問題ないと思う。
- ・特許性を否定しているときに、否定の根拠となる引用文献の箇所が明記されていないケースがあるため、明記をお願いしたい。

<企業D>

- ・JP0で、ISAとしての判断とEO/DOとしての判断で一致率を上げてほしい。
- ・19条補正については、発明の新規性、進歩性に関する国際調査の結果を総合的に判断して補正をするか否か考える。

<企業E>

- ・国際段階ではケースよっての対応となる。ISRはあくまで参考程度ととらえている。ISRの内容で出願を取りやめたりすることは無いが、広く取れる可能性が少ないとわかったら、移行国を縮小する判断に使うことはある。ISRの内容自体に不満は特にない。

<企業F>

- ・英語文献の調査で、EPOレベルになってほしい。そうなれば、英語出願でも是非JP0を選びたい。

<企業G>

- ・特にない。出願する技術分野的では、日本が進んでいる分野が多い。この場合日本で文献を引用しておけばよく、検索で漏れがあることも感じない。ISRの信頼性は高いと思っている。英語出願でも特に問題はない。

<企業H>

- ・JP0とEPOについては特に不満はない。

<企業I>

- ・社内のシステム上、外国出願と国内出願を分離しているので、PCT出願した特許は日本

を指定していない。なので、ISA/JPとDO/JPとの判断が異なる等の経験は無い。

<企業J>

- ・個別にみると満足する物が多いが、全体的に見ると、もっと英語の文献を先行文献調査で引用してほしい。JPOのISRが日本に国内移行した際に、尊重されるようなISRの内容であってほしい。JPOがISAの場合に、日本に国内移行する際の判断の差は以前よりは減ってきてはいるが、まだ散見される。
- ・書式面でわかり難い部分が多い。ISRだけでなく他の書類にも共通するが、何の書類か、出願人側の対応を求める書類か、単なる通知なのかが一目でわかる書式になっていない。ISRで言えば、ISRであること、国際調査の結果（先行技術文献とXやY、Aの別）がどこに記載されているか一目でわかる書式であるとよい。

<企業K>

- ・要望、不満は特に無い。

<企業L>

- ・以前よりも国際調査の質が高まっていると感じる。以前は、国際段階の判断と国内段階での判断との差は大きく、別物と考えていたが、今は以前よりも差が小さくなっている。補正は基本的に考えておらず、国内移行後で勝負する。国毎に戦略的に対応を考えることはある。

<企業M>

- ・ISRは参考程度に利用する場合もあり、積極的に優先権出願を行うために利用する場合もある。
- ・日本のサーチの範囲を外国文献に広げる希望はある。但し、サーチ対象について国内よりも海外をメインにしたい訳ではない。弊社の技術分野では弊社が最も進んでいると自負しているので日本でのサーチが重要である。ISRについては今後さらに精度を上げていてもらいたい。

<特許事務所A>

- ・特にない

<特許事務所B>

- ・中小企業の出願人にとっては、各国移行に関わる費用は負担が大きいので、調査報告書は重要な判断材料である。JPOのISRが、各国移行段階でどれくらい有効なのかは重要である。検索で使用するデータベースを、もう少し広い範囲をカバーするとよいと思う。せめて5ヶ国の資料等入るとよい。また、各国移行で問題となった資料を挙げておくとかかなり有効ではないだろうか。

<特許事務所C>

- ・特にない。クライアントから何か言われたこともない。

<特許事務所D>

- ・内容そのものについては特にはない。同じ審査官の場合で、国際段階と国内段階の差はそれ程感じていない。異なる審査官ならば差があっても仕方ないと思う。ISRは早く出ている。国際予備審査はより早く出る気がする。ISRが出た後ならば、国際段階での面接の要望はあると思うが、ISRが出る前ならば、クライアントからの要求は無い。

<特許事務所F>

- ・非特許文献が送られてくるのがISRより1週間後、2週間後と遅い場合がある。EPOでは、全ての引用文献と一緒に添付されて送られてくるので、そのようにしてほしい。
- ・EPOよりもJPOの方が調査報告は早い。EPOではまだ遅いことがある。

<特許事務所G>

- ・代理人サイドとしては、記載の仕方に不満はない。送付されるタイミング等についても代理人的には特にはない。

(3) その他、国際調査機関や国際予備審査機関に対する具体的な要望

<企業D>

- ・国際段階と国内段階での判断の一致率が上がることを希望であるが、その前段階として、一致率に関するデータを公表するアプローチをお願いしたい。例えば、技術分野別、業界別にどうであるか等に関して。
- ・ISAとして、国際段階と国内段階とで見解がどうしてもずれてしまうのかについて、文献の検索のやり方が異なるとか、単に検索の時期がずれるから等、分析してもらえるとありがたい。

<企業G>

- ・現在国際出願後2~3ヶ月後にISRを出してくれているので、これは続けてほしい。

<企業J>

- ・予備審査請求をした際の審査官との面接は全社的に話題になったことが無い。

<企業K>

- ・要望ではないが、国際予備審査を必ず使用するの、できる限り強い権利を目指しているため、前段の国際段階でも修正の機会を積極的に利用して、十分磨いておくということがある。審査官との面接も実施する。自社出願した物について積極的に面接を実施するようにしている。国内移行も少なくともスムーズにいつていると思う。

<企業L>

- ・担当者ごとにはばらつきのない均質化を望みたい。国際段階で、審査官にコンタクトを取りたいということはない。調査報告に何か言っても仕方がないと思う。

<特許事務所A>

- ・特にはない。最近はや予備審査請求をすることが少ない。

<特許事務所C>

- ・予備審査請求をして、34条補正や答弁書が審査官に渡るまで1ヶ月もかかり、長いと感じる。
- ・国際段階の面接に応じてくれない審査官がいる。対応にばらつきがある。面接をしたくて予備審査請求をするクライアントもいると思う。

<特許事務所E>

- ・国際調査報告・見解書が出た後、補正なしで答弁書と共に予備審査請求をしたところ、国際調査機関の見解書がそのまま国際予備審査報告として、わずか2ヶ月で送付された事例がある。かかる予備審査手続は、PCT規則66.1の2に照らし規則上問題はないが、出願人が提出した答弁書に対する見解を国際予備審査機関であるJP0が提示することが、PCT規則66.1を導入する際の「出願人と予備審査機関との”Dialog”を重視する」という趣旨に沿うのではないだろうか。また、出願人は外国特許の取得の可能性の判断材料を国際予備審査を通して求めているにもかかわらず、日本国特許庁による日本の出願人の外国出願への何らのサポートがなかったのは誠に残念な対応である。一方、審査官によっては予備審査報告作成時間がタイトな場合でも再度補正の機会を与えてくれる方もいる。統一的に国際予備審査手続がより有効になるような対応をお願いしたい。
- ・見解書を含めて、国際調査報告のレベルの均一性は重要で、大きなテーマであると思う。

<特許事務所G>

- ・面接することまではやっていない。書いていることが全てなので、書いていない事に色々言ってもあまり意味がないと思う。

4. WIPO国際事務局への要望

(1) WIPO提供のPCT国際出願関連情報について、及び、PCT国際出願の各国への国内移行に関する情報の入手について

<企業A>

- ・WIPOのウェブサイトでは最新の情報を見るのが中心で、最新情報も日本語化してもらいたい。
- ・各国移行情報は、注目すべき特許や技術分野について、外部業者等の調査会社から入手している。他社情報を常に見てはいない。WIPOで情報を一元化できると便利だと思う。

<企業B>

- ・WIPOのウェブサイトは、他社の特許情報を見るのに使用している。各国への国内移行情報を見ることもしている。WIPOへの移行情報の報告は、早く、義務化してほしい。

<企業C>

- ・これまではWIPOのウェブサイトをあまり見ていないので、特に不満は感じない。
- ・各国の移行情報は、外部へ調査依頼している。標準化の案件で他社の情報を調べたこと

がある。各国移行情報が、WIPOの情報提供で利用し易くなり、外部への調査費用が不要になるのならば良いと思う。

<企業D>

- ・出願人の手引きで、あるISAを選択できるR0を調べる、逆引きの情報があると便利ではないかと思う。
- ・各国移行情報の一元管理は、公的機関による情報で可能になると良いが、強い要望ではない。

<企業E>

- ・必要に迫られて見てはいないので、WIPOのウェブサイト特に不満は無い。
- ・国内移行情報に特化して情報を得ていることはあまり無く、どの企業がどの国にどれくらい出願しているかを見ている。担当者が判断した重要な案件にのみ国内移行情報を注目して追う。WIPOで国内移行情報を全て揃えて、その情報の精度が高ければ価値があると思う。

<企業F>

- ・発明者に使ってもらう時に、日本語が無いとつらい時がある。日本語で検索ができるのはありがたいが、慣れていないと入り難い。ガイドも日本語であるとよい。
- ・国内移行情報については、自社の場合は技術的に特異性があり競合が少ないので、今は参考にしていない。引用文献が自社の物のみの場合もある。ただ、将来はわからない。

<企業G>

- ・WIPOのウェブサイト特に不満は無い。
- ・内部の組織上で調査グループが存在している。個人で調べる場合もあるし、調査グループにお願いしたりする。パテントスコープ、各国のウェブサイト、わからない場合は各国の代理人に包袋調査を依頼する。各国の移行情報は、同業他社で重要な案件について調べる。WIPOで確実に精度を持って情報を管理してくれるのならばありがたい。

<企業H>

- ・ライバル他社の問題特許の日本国内への移行情報は見ている。外部の商用データベースを用いるが、費用が高く、毎月見るのは難しい。通常は、IPDLから得られるEXCELの表を参照している。
- ・各国移行情報はWIPO提供の情報も見ているが、全てではないので、各国提供の情報を見ることになる。EPOは、EPONLINEサービスのIDパスを持っており、メールで情報を発信してくれるので便利である。USPTOでも見に行くことはできる。日本では見に行くところが無いので、見られるようにしてほしい。
- ・各国の広報の翻訳があると望ましい。

<企業I>

- ・WIPOのウェブサイトはわかり易いので、特に不満は無い。

- ・国内移行情報は、確かに入手が困難である。わかる範囲内では自社内で調査するが、そうでない場合は現地に調査してもらう。WIPOで情報を一元化できると便利だと思う。

<企業J>

- ・他社の気になる特許に関しては、PCTだろうが国内出願だろうがSDIを利用して追跡している。
- ・新興国は特に移行国情報がわかり難い。WIPOが情報のハブとなるとありがたい。

<企業K>

- ・各国移行の情報は精度が悪い。他社情報も自社情報も移行情報は精度よくほしい。国内移行情報以外は見ないので、国内移行情報の充実が唯一WIPOのウェブサイトでの要望である。

<企業L>

- ・WIPOのウェブサイトに特に不満はない。国内移行情報を見るためにパテントスコープを利用しているが、信頼性がない国がある。よく分からないときは、外部の有料の情報を利用する。
- ・出願人の手引きは今のところ利用していない。主要国に国内移行する人が多いので、あまり困ることはない。わからない時は特許事務所に教えてもらう。

<企業M>

- ・パテントスコープの移行情報は、全ての情報が入っていないので、入れてもらいたい。WIPOで得られなかった情報はesp@cenetで入手したりしている。

<特許事務所A>

- ・WIPOのウェブサイトで、必要な部分の大体は日本語で見ることができている。実施細則の更新情報で、日本語があるとよいと思うこともある。
- ・各国への移行情報で、30ヶ月なのか31ヶ月なのかかわかるとありがたい。出願人の手引きには掲載されているが、翻訳がいつまでに必要かの情報と30ヶ月或いは31ヶ月の情報が一緒に掲載されているとありがたい。
- ・国内移行情報の検索には不満がある。移行国が多い場合には、1ヶ国ずつ選択するので不便。最初はWIPOの情報、その後は各国のウェブサイト等を見る。全部の情報がWIPOに挙がっていない点は不安に思うことはある（特に発展途上国で）。

<特許事務所B>

- ・WIPOのウェブサイトについては、2（4）の後半のことも思う。
- ・国内移行情報は入手していない。

<特許事務所C>

- ・他社の国内移行情報については特にクライアントからの要求もない。
- ・出願人の手引きは情報の一つとしては見る。ただ、現地代理人への問い合わせを重視している。

- ・WIPOのウェブサイトは十分使いこなせていないと思う。使い方を説明してもらえるとありがたい。
- ・ニュースレターの日本語訳がおかしいと感じる場合がある。翻訳精度が向上したらよい。

<特許事務所D>

- ・WIPOのウェブサイトでかなり十分である。手続情報は数年前よりも見やすくなった。出願人の手引きも、日本語訳もありわかり易くなった。
- ・パテントスコープの各国移行情報は充実すると役に立つ。移行情報をWIPOに上げることが義務化するとよいと思う。

<特許事務所E>

- ・ウェブサイトや移行情報については2（4）に既出。

<特許事務所F>

- ・WIPOのウェブサイトでの情報発信について、基本的に不満は無い。国内移行情報はあまり見ない。
- ・出願人の手引きは、日本語版の冊子を参照している。

<特許事務所G>

- ・WIPOのウェブサイトは、パテントスコープを見る、ニュースレターを見るといった程度である。出願人の手引きはあまり見ない。各国の移行情報は、他の検索ツールで各国の広報を見ている。

（2）国際事務局から出願人等へ送付される各種通知について

<企業A>

- ・似たような通知は来るが、必要な通知のみ残している。必要なもののみ事業部等関係部署に渡している。慣れているので特に問題ない。

<企業B>

- ・特にない。いつもと異なる書類が来ればわかる。もう見慣れている。

<企業C>

- ・確認が必要な通知のみを事務所からPDF化して送付してもらっている。コメント付きで送付されてくるので、分からないことはない。

<企業E>

- ・対応が必要な書類のみを事務所に送ってもらうので、特に問題は無い。

<企業F>

- ・WIPOからの通知は事務所を通じてくる。一次情報がそのまま来るので、日本語表示になっていると便利。事務所も余裕があれば期限の連絡を早めにしてくれるが、忙しいと期限間際にくれる時がある。一次情報で内容が分かれば、事前に動いておくことができる。内容も日本語になっていると便利。発明者に協力を仰ぐ必要があるのでそうになっている

と便利。

<企業G>

- ・出願人にとって重要な情報のみ来ればよいと思う。例えば、WIPOにこれを送付したという単純なお知らせ等、重要と感じない物は煩わしい。通知のタイトルに和訳があると便利ではあると思う。

<企業H>

- ・必要が無いと思う通知はある。例えば、R0105がインターネット出願開始以降必要ないと思う。

<企業I>

- ・決まりきった書類しか来ず、今は慣れているので問題ない。

<企業J>

- ・かつてはWIPOからの通知書類は重要であったが、現在はオンラインから取得できるので必要な時に取りに行けばよく、書面での通知は必要なくなっている。

<企業K>

- ・事務所の方で整理してから送付してくるので、特に問題は無い。

<企業L>

- ・特に困ることはない。PCTは願書でもそうだが、他の手続に比べると分かり易い。

<企業M>

- ・特に問題ない。事務所からはWIPOからの通知がそのまま送られてくる。書類の内容は把握している。

<特許事務所A>

- ・慣れていることもあるが、特にわかり難い点はない。量が多いと感じることがある。
- ・この質問とは関係ないが、移行期限のお知らせ通知が来るとありがたい。27、28ヶ月くらいにあるとよい。

<特許事務所B>

- ・WIPOからの通知は大体わかるのだが、各国移行に関わる文言が分かりづらい。特に必要の無い書類は、開封やクライアントへの送付も手間なので小さい事務所にしてはばかにならない作業となる。パテントスコープで見られる情報は、見たい人が見に行けばよいので、単なるお知らせ程度の情報ならば、送付されない方がありがたい。

<特許事務所C>

- ・IBから来る各通知のより詳しい説明があればよいと思う。IBからの通知は、ユーザーに説明するのが難しく、慣れていない人にはわかり難い。ユーザーから問い合わせが来ることがある。

<特許事務所D>

- ・IBレターで、IB000の番号で識別はできるが、行程の訳、或いはタイトルの訳だけでも

あるとありがたい。メールでの連絡のサービスは、その後紙でも送られてくるので、2度手間不要。

- ・国際予備審査の翻訳が来るのが遅い。国内移行期間を過ぎてくる。国内移行時に利用できるありがたい。シンガポール等の東南アジアで役に立つ。

<特許事務所E>

- ・2(4)に既出。

<特許事務所F>

- ・わかり難いものはないが、必要ないと思われる物を含めてたくさん送られてくる。パテントスコープから情報を拾えるので、拾えるものはそこから取得すればよいのではないかと思う。

<特許事務所G>

- ・特に困ることはない。

(3) 優先権書類の取得でのDASの利用に関して

<企業A>

- ・アクセスコード入手に手間が掛かる、個別対応のため一括で処理出来ない、安心感が無い等問題がある。費用を払ってでも今のままの方がよい。

<企業B>

- ・DASの使用経験はない。手続を事前にやるのがルーチンで回しにくく、アクセスコードを得るのも時間がかかる。無料である点は、今はメリットにならない。
- ・中間処理がオンライン化されてそこに取り込まれれば、そちらを使うと思う。

<企業C>

- ・事務所に依頼しているので、DASのことは知らなかった。

<企業D>

- ・現状では使用していない。関係機関に確認した範囲では、アクセスコードが間違っ場合に、間違いを知らせる通知が来るという明示的な返答がなかったので、現在は使うのが不安である。

<企業F>

- ・事務所に任せているのでわからない。

<企業G>

- ・DASは試してもいない。大変そうであるので、メリットを考慮しても導入しようとは思っていない。現状ではDASが使える国と使えない国が混在しており使いづらい。PCTに限らず、手続は統一したい。2種類の業務フローは効率化の面で避けたい。

<企業H>

- ・DASの利用はしていない。ワンストップで出来るとよいと思う。願書作成時の間違いの

リスクが怖い。通常の方法では、提出の際にチェックをしてもらえる安心感がある。また、DASで1件ごとにアクセスコードがつくが、それを管理する上でコード番号を管理しなければならず、番号間違いのリスクが増えるので望ましくない。費用が無料であっても、PCT出願のトータル件数が少ないので、費用が増えることよりも手間がかからず安心感が得られる方が重要である。

<企業I>

- ・DASは利用していない。代理人が日本と国外で同じであると使えるが、異なると使えない。手続を2種類で分けることはしたくないので、統一しておきたい。もっと簡単に使用できるようになれば考える。

<企業J>

- ・DASは使用していない。調べた感じでは、ステップが多いと感じる。よくわからないことも多く、手間は削減されていないと思う。手数料1400円が安くなるだけではメリットにならない。

<企業K>

- ・事務所にDASの利用を促している。新方式になればやり取りが一回減り、従来の手続とあまり差が無くできると思われるので、費用の削減が期待できる。

<企業L>

- ・DASを利用していない。DASを使っても、今はまだ手続が楽にはならないと思う。使用できる国が増えると良い。今後の改善に期待したい。

<企業M>

- ・電子証明が簡単にできるならば検討する余地がある。費用もかからないので検討した方が良いかもしれない。

<特許事務所A>

- ・DASを利用した事が無い。DASの利用で、明らかに現在のやり方よりも便利になれば、使うこともあるだろうが、現在はそうならない。

<特許事務所B>

- ・基本はDASを推奨しておらず、クライアントからの要求があった場合に使用する。
- ・個人的にはDASは良いと考えているが、アクセスコードの要求、WIPOへの通知と手間がかかる。アクセスコードの取得が、必ず1週間で来る等決まっていればよいが、早めもあれば1週間以上かかる場合もある。2、3日で必ず取得できる等なればもっと使い易くなると思う。

<特許事務所C>

- ・DASは利用していない。検討したが、手続が大変と感じ、今のままが良いということになり使用していない。クライアントも、お金がかかっても構わないとのスタンスであるので今は使用しない。

<特許事務所D>

- ・ DASについては手続をやったことは無い。1ケース、1ファミリーでアクセスコード付与（1～2週間かかる）は手間である。PCTと非PCTの出願を同時にする場合は、委任状を一緒に取ってしまうので、PCTの手続をDAS利用と使い分けて手続をするのは手間が掛かる。一括で管理した方が便利。また、手続の安心感の問題もある。

<特許事務所E>

- ・ クライアントの要求によってDASを使用している場合がある。アクセスコードの付与について、利便性を向上してほしい。特許庁へ行って請求するのは手間暇がかかるので、インターネットでの請求を可能にしてほしい。

<特許事務所F>

- ・ 特許印紙代が無料なので、時期に余裕がある場合はDASを利用している。
- ・ 期限ギリギリの場合は、WIPOへレターを送付しなければならないので、費用が発生する。この場合にはDASを使用しない。最近は無くなったが、国際事務局から受理できないとの連絡が6件あった。

<特許事務所G>

- ・ 利用する体制ができていない。工程が複雑であることが想定されるので、煩雑である、難しいと感じる。いつまでに提出しなければならないという期間管理も自分たちでしなければならない。出すだけで終わりというシンプルな方が良い。

(4) ePCTについて

<企業A>

- ・ 手続費用の支払いがどうなるかが気になる。間に受理官庁が入るのであれば安心だが、直接WIPOとのやり取りだけになると不安になる。

<企業B>

- ・ 使用したことは無い。英語の手続なので、ミス等で間違いがあると困るので、あえて使用しようとは思わない。オンラインだと、経験が無い時はうまくいったかどうか不安である。紙ならば、送付したという事実があるので安心感がある。よりメリットが出れば今後は考えるかもしれない。

<企業C>

- ・ 利用したことはない。関心があるとしたら事務所費用が安くなるかどうかである。

<企業D>

- ・ 試したことはない。

<企業E>

- ・ 使用経験は無い

<企業F>

- ・ePCTは知らない。当面は事務所マターだと思う。

<企業G>

- ・今まで使用したことは無い。今回の質問票で存在を知った。

<企業H>

- ・まだ少し見た程度で、包袋閲覧程度ではあまり活用できそうもない。ただ、JPOの次世代システムとの兼ね合いがどうなるのか気になる。今後の機能更新は期待したい。

<企業I>

- ・経験したことが無いのでよくわからない。

<企業J>

- ・よく知らなかった。

<企業K>

- ・聞いたことがないので使ったこともない。確認してみたい。

<企業L>

- ・手続の資料を見て、検討しようとしている段階で、まだ試してはいない。

<企業M>

- ・利用した事はない。業務効率を上げるためにインターネットでの環境改善を進める必要がある。特許事務所に依頼していてもFAX使用など面倒な手続はある。審査請求の手続や、登録料の納付などは自社で対応できるので環境を整えたいと思う。

<特許事務所A>

- ・19条補正を試しでやった程度である。対象書類がまだ少ない。事務作業的に、作業方法が複数になるのは望ましくない。対象書類が増えて、ePCTを多く使えるようになると、その時には考える。

<特許事務所B>

- ・説明会で聞いたことがある程度で、簡単であればやってみたいと思う。

<特許事務所C>

- ・かつてドキュメントアップロードサービスを使用していた。現在はePCTのパブリックサービスを使用している。クライアントからの使用要求がある場合もあるし、WIPOへの提出ではFAXを使わずに使用している。今のところ、ドキュメントのアップロードで使用している。
- ・JPOで、パブリックサービスの説明はあるがプライベートサービスの説明が無い。JPOも説明を発信してもらえるとありがたい。

<特許事務所D>

- ・前出のように利用している。かなり早い段階から利用している。19条補正でも利用している。

- ・IB306が早く欲しいとのクライアントからの要求もあり、早く手に入るのもメリットである。

<特許事務所E>

- ・ePCTは、19条補正や記録の変更で活用している。事務員にとっては、インターネットで送付できるのは楽で、今後も活用の余地は大きいと思う。

<特許事務所F>

- ・ePCTは利用したことはない。今後使い易くなれば使用したいと思う。

<特許事務所G>

- ・19条補正に使用している。かつてドキュメントアップロードサービスを使用しており、切り替わりの際からパブリックサービスを使用している。プライベートサービスは使用したことはない。今は特に不便を感じたことはない。日本語のマニュアルがあるとよい。
- ・現状は19条補正でしか使用していないので、他は今までの通りである。よりよい機能が付くようになると良いと思う。

5. 指定官庁又は選択官庁への要望

<企業A>

- ・予備審査で認められたが国内移行で拒絶されることは最近特にない。反映されるのは望ましいと思う。

<企業B>

- ・特にない。

<企業C>

- ・ISAが日本で、外国へ国内移行した場合や、EPOがISAで日本へ国内移行したときに、特許性の判断が異なることはある。日本から日本への移行のときにもたまにある。
- ・データベースの共通化が図れて、検索のスキルが向上すれば、各国でのISRが均質化し、ISRを使用した特許化の予見性も向上すると思う。データベースの統一化はしてほしい。

<企業D>

- ・E0/DOの審査結果と、見解書の判断が異なる場合に、理由をISAにフィードバックをかけると一致率が上がることに繋がると思う。ただ、一致率が上がる方がいいことなのかは慎重に議論する必要があると思う。各E0/DOで、一致率のデータの蓄積と公開の仕組みがほしい。

<企業E>

- ・EPOをISAとして選択して、EPO管轄内へ移行する場合は、国際調査の結果が比較的尊重されるので、権利範囲を予測し易い。一方、JPOがISAで、日本に国内移行する場合には、EPOほどISAを尊重しているように感じない。ISRの質を意図的に参考程度としているのか（≒あえてEPOのスタンスとの違いを出しているのか）、そのあたりの意図が明確にな

るとよい。

<企業F>

- ・ JPOが国際段階で全部Aの判断をしても、移行時に異なる場合がたまにある。基本的にはJPOの調査は信用している。EPOとJPOで統一的にやってくれるとさらに信頼性が高くなる。

<企業G>

- ・ ISRでたい目安がつくので、大抵は国際段階での反論はやらず、予備審査請求もしない。各国の移行段階で考える。JPOの判断は国際段階と国内段階で大差ない。日本が得意な分野というのもあると思う。

<企業H>

- ・ 自社で調査を十分して出願した場合は、ISRをあまり重要視しない。一方、調査が不十分で出願した場合はかなり参考にする。ISRがその後どう利用されるかは特別気にしない。大事な特許であれば自社で十分調査をするので、想定していない文献が参照されることはあまりない。

<企業I>

- ・ 特にない。しいてあげると、国際段階では単一性が問題にならないのに、国内移行では問題になる場合がある。もう少し形式の単一性を尊重してもよいと思う。

<企業J>

- ・ JPOがISAで日本に国内移行した際は、ISRの内容は尊重した方がよいと思う。

<企業K>

- ・ 成果物の活用に期待して補正等の手続を実施しており、現状では十分に活用していると感じている。

<企業L>

- ・ ISRや見解書の質が高くなり、各移行国で利用してほしいのが理想であるが、各国で判断が異なるのは仕方がないと思っている。
- ・ JPOには不満はない。韓国は、分野によって一般文献から引用されて厳しいと感じることがあるし、他国では特許になっているのに、韓国ではまだ何か言ってくることもある。中国はばらつきが多くて、展開が読めないことが多い。

<企業M>

- ・ X、Yという記載では新規性、進歩性のいずれが理由かがわからないので、わかるようにしてほしい。他社情報をウォッチングしている時に、わかりづらくて不便である。しかし、自社については公開してほしい面はある。

<特許事務所A>

- ・ 国際段階と国内段階で判断が異なるのは、国によって異なるので仕方がない。日本の場合で特に大きく異なることはあまりない。不利な場合には意見書を提出することがある。

<特許事務所B>

- ・日本のISRは日本に移行した場合はそのまま利用した方が良い。国際段階と国内段階で重複している部分は、効率的にしてもよいと思う。

<特許事務所C>

- ・国際段階でクレームをもんで肯定的見解を得ても、移行時に実体的な拒絶理由を受けることもある。指定国で異なるので、仕方がないと考えている。移行段階で色々拒絶を受けるのだから、国際段階ではいじらないとの考えもある。一方、国際段階でもんでおくと、拒絶の回数が少ないというクライアントもいる。

<特許事務所D>

- ・選択官庁が日本の時に、ISRをファーストアクションにすると、36条の問題で難しいのではないか。

<特許事務所E>

- ・3の回答と共通

<特許事務所F>

- ・あまり経験はないが、国際段階でJP0が下した特許性ありの判断が、指定官庁のJP0でひっくり返ったことを聞いた。

<特許事務所G>

- ・PCTルートの特許性判断と別のルートの特許性判断が、同じ国内で異なるのはおかしい。一方、国際段階と国内段階とで特許性の判断が変わることはあってもいいと思う。何で変わったかがわかればよい。その国の中での判断が一致しているのが重要である。PCTだからどうというわけではない。

6. 再公表特許の活用方法

<企業A>

- ・公報の形式にはこだわっていない。国内移行情報が得られれば他の方式でも良い。

<企業B>

- ・移行情報として念のために参考にする程度なので、他の方法で情報を得られれば再公表特許は必要ない。日本の出願人のPCT経由の出願は、国際公報を見るので再公表特許を見ることはない。

<企業C>

- ・特許調査の際に、再公表特許を含めて検索しているので、無くなると、再公表特許のみが対象外になってしまう。商用データベースで取り込めるまでは必要である。再公表特許が無くなっても、対象となるものが検索できるのであればそれでよい。
- ・国内移行の情報としては特に利用していない。

<企業D>

- ・再公表公報は遅いが、国内の文献サーチで利用している。国際公開も含めて精度高く調査した場合は、商用のデータベースを利用している。商用のデータベースを使用しづらい者にとっては、必要だと思う。

<企業E>

- ・経過を追っていた案件が再公表特許になれば見る程度で、解析に利用することは無い。特に必要とは考えない。業界では、他の日本企業が日本国内に移行したのを気にすることはあまりないと思う。

<企業F>

- ・国内移行の情報源として利用している。情報がIPDLで検索できればよい。

<企業G>

- ・国内移行情報の入手という意味合いもあるが、単純に先行技術調査、他社情報調査に使用している。公開公報のフォーマットに合わせるというよりは、国際広報の状態でも、再公表特許の番号をつけて検索できるようになっていればよい。その方が特許庁の手間も少ないのではないか。

<企業H>

- ・あるから使うが必須でない。無くても困らない。そもそも情報は遅いし、全数ではない。

<企業I>

- ・日本への移行情報を入手するために利用している程度で、必ず必要というほどではない。

<企業J>

- ・現在は、日本の特許調査で各公報を選択して調査している。公報として発行しないのであるならば、例えばIPDLでの検索で、日本から出願された国際広報が検索できるようになっていればよい。

<企業K>

- ・情報が分かれているよりは、移行後の最新情報は公報として全部あればよい。書誌と中味が一緒になっていないと意味が無いのではないか。

<企業L>

- ・データベースで検索するときに使用している。ただ、情報が遅いので、もう少し早くしてほしい。社内で、研究者が自分で検索するときに、再公表特許の情報が遅くて漏れることがある。
- ・現在は、商用データベースで、日本語の国際公開が検索できるようにしている。そうになると、再公表特許は不要になる可能性がある。

<企業M>

- ・再公表特許公報を他社特許ウォッチングに活用している。できれば早めに発行してほしい。もし廃止されるのであれば、代替がないと困る。弊社のウォッチングのシステムが

国内公報をベースにしているのので、無くなると対応ができなくなる。

<特許事務所A>

- ・特に再公表特許自体を利用することはない。発行されているので見る程度である。
- ・情報として必要な時に得られれば良い。日本語の国際公開が別の場所を見なければならぬ等の手間が無く、統一的にわかれば再公表特許そのものは必要ない。

<特許事務所B>

- ・公開公報や公表公報と足並みを揃えるという意味では横並びで見られるのは良いが、中味的是国際公開と同じであるので、あった方が良いという程度である。

<特許事務所C>

- ・中味に関して見られればよい程度である。

<特許事務所D>

- ・代わりに情報が取れば、特に必要ではない。

<特許事務所E>

- ・IPDLで情報が出てこれば問題ないと思う。現在は、日本語による国際公開はIPDLで検索できないので、対応して検索できるようになればそれでよい。

<特許事務所F>

- ・公報の検索に利用している。移行情報としても使うことがある。また、書誌的事項のチェックにも使っていることもある。IPDLのデータと違うことがあるので、どこに原因があったか公表公報とチェックすることがある。

<特許事務所G>

- ・移行情報を確実に知る方法として使っている。
- ・役割として、日本語のPCT出願が分かること、それらの中で日本国内に移行したことが分かることがある。再公表特許がどうというよりは、日本語のPCT出願が簡単に分かること、日本国内に移行したことが早く分かることが重要。それが分かれば、再公表特許は必要ない。

7. 補充国際調査・協働国際調査の必要性

<企業A>

- ・補充国際調査にはあまりメリットを感じない。現在は、予備審査までやればある程度のレベルまでできるので十分と考えている。それ以降は、国内段階移行時に考えればよいと考えている。
- ・協働国際調査に関しては、ISRが出るタイミングや料金がどうなるかが気になる。ISRの発行時期が遅く、料金も高いと意味が無い。試してもよいが、デフォルトではない。協働国際調査には、JPOは参加した方がよい。
- ・感覚的には、JPOは遅れている面が出てきているように感じる。この協働国際調査では

韓国が参加しているのに日本は参加していないのも一例だと思う。負荷が大きいのはわかるが、JPOは外部に積極的に働きかけて、色々な面で先頭に立ってリードしていく立場でいてほしい。そうでなければ外国からの魅力がなくなるし、発言権も低下して日本の立場がどんどん弱くなってしまうと思う。

<企業B>

- ・両者ともに、特にメリットを感じない。これをやることで、各国で国内移行がし易くなることが無ければあまり意味が無い。
- ・ロシアであれば、たまに知らない文献を引用してくるので、若干役に立つことがあるかもしれない。
- ・JPOの参加については、補充国際調査は他国の出願人には意味があるのかもしれないが、日本の出願人にとっては影響がないと思う。協働国際調査は、日本語出願で日本をISAとしているので、これまでとあまり変化が無いように思う。

<企業C>

- ・補充国際調査は、現状利用する予定が無い。制度を良く知らないので、必要性が良くわからない。
- ・協働国際調査でやるよりは、データベースを統一化して、検索スキルを向上させる方が良い。料金の額によっては利用するかもしれないが、翻訳の問題もあると思う。結局、データベースの統一化を進めてほしい。データベースの共通化が最終形態と考えているので、その役に立つのであれば、JPOが協働国際調査に参加するのは良いと思う。

<企業D>

- ・補充国際調査は、これまでは必要としていない。今のままでは利用しづらい。
- ・協働国際調査は、ISRの信頼性が高くなり、予見性の向上につながるのであれば価値があると思う。

<企業E>

- ・2~3件程、協働国際調査の案件に挙がってはいるが、うまく比較して検討できるかはよくわからない。色々改善を試みるのは良いと思う。
- ・補充国際調査をするのが誰か、どのレベルで実施するのが効いてくる。
- ・JPOが色々参加して、制度を向上させる方向に積極的に活動するならば、意義はあるかもしれないが、ISRをどのレベルに持っていくのか、どのような目的でやるのかは足並みを揃えておかないとあまり意味がなくなるのではないか。日本の出願人の陥りやすい課題を解決できるのならば参加のメリットもあると思う。

<企業F>

- ・補充国際調査は、費用の問題もあるし、予備審査及び34条補正までで対応するのでメリットは無い。JPOが参加するのは不必要である。
- ・協働国際調査は、翻訳、料金を含めて負担増にならなければよいかもしれない。中小企

業では、負担増になるならば厳しい。

<企業G>

- ・複数回の手続はしたくないので、補充調査は必要ない。最初のISRで十分である。
- ・協働国際調査も、翻訳の費用が掛かるのであればデメリットである。事業分野的にも日本が強い分野で、日本の文献でも十分であるので、外国の文献が加わって複数になってもあまりメリットを感じない。

<企業H>

- ・補充国際調査は使用したことが無い。追加費用を払ってまではやりたいと思わない。
- ・協働国際調査に関しては、手間が掛からないのであれば、複数の庁の調査結果には興味がある程度である。庁によって検索の仕方が異なるので、複数の検索方式で検索する意味はあるかもしれないが、費用がその分倍になるのではよくない。大事な案件であれば多少費用が掛かってもよいが、大事な案件であれば自社で十分調査するので、特に必要ではない。
- ・JPOが参加すると便利なのかもしれないが、JPOの調査の手法はわかる。JPO以外でどうなるか興味がある程度である。

<企業I>

- ・日本語で補充調査できる国が無いのでメリットが無い。
- ・協働国際調査では、言語の問題が気になる。翻訳、費用の問題もある。やるからには、国内移行段階でのある程度の尊重が必要と思う。

<企業J>

- ・どちらも積極利用しようというトピックには挙がっていない。コストが上がるのであればあまり利用したくはない。
- ・他国に対するISRの質を高めることにイニシアチブを取ってくれることにつながるのであれば、JPOに参加してほしいとなるが、一企業、一ユーザーとして強いニーズがあるわけではない。

<企業K>

- ・補充国際調査は二度手間。更にもう一度やろうとは考えない。補充国際調査自体に期待感はない。
- ・協働国際調査は、3庁一度に見て、共通の見解が出て有効かもしれない。3庁で見れば、何か有意義になることが期待される。言語が異なるところが合わさって、共通の見解を出せば強力だと思う。発展に期待が大きい。協働国際調査に是非JPOは入って、リーダーシップを発揮してほしい。

<企業L>

- ・国際調査は調査精度がよいと思うので、補充調査をした結果、プラスアルファがどれくらいあるか分からない。

- ・協働国際調査に関しては、審査前のISRの精度が高くなることを希望したい。利用する場合にはJPOにも参加してほしいと思うが、それでも翻訳文は問題になると思う。利用するとしたら、より重要度が高いものになると思う。

<企業M>

- ・補充調査機関を利用したことはない。調査機関が拡大すれば検討の余地がある。中国などが入れれば使うかもしれない。
- ・協働国際調査は利用したことはない。メリットもあると思うが、その調査のために翻訳が必要であれば使いにくい。複数の国で早めに権利化したいという動きが出てくれば使う意味が出てくると思う。ただ、協働国際調査は国のエゴがぶつかって難しいのではないかな。

<特許事務所A>

- ・協働国際調査に関して、具体的にというよりは興味本位のレベルで、深く考えてはいない。クライアントからの要求も無い。クライアントは大企業が多いので、特に事務所の方からアドバイスすることはない。

<特許事務所B>

- ・補充調査報告は、コスト的に十分安ければ、調査結果の信頼性の向上には役に立つと思われる。少なくとも補充調査をした国では調査結果を尊重するのが望ましい。指定国の調査を自動的に補充調査して、補充調査した国はそのまま結果を尊重して特許にするのが望ましい。
- ・協働国際調査は、試行の結果は知りたい。究極的には世界特許のような制度になるのは望ましい。翻訳等の費用が掛かるので、最初から出願を断念する場合がある。このような制度ができれば、出願件数は増えるのではないかな。日本が参加するのは望ましいと思う。

<特許事務所C>

- ・協働国際調査について、今は利用してみたいとは思わない。判断基準の統一性が図られた等があれば使われるかもしれないが、今は想像がつかない。
- ・補充国際調査は要求されたことは無いし、使うこともないと思う。
- ・国際調査に関してセカンドオピニオンは必要ないと思う。見解書に対しては、セカンドオピニオンが欲しい場合はあった。

<特許事務所D>

- ・補充国際調査機関として北欧やロシアが使えるとしても、追加の金額が掛かり、翻訳も必要である。クライアントとしては、回数を減らす、費用を減らすという方向が強いので、回数が増える、費用も増えるという方向にはいかないと思う。ニーズがあまりないと思える。
- ・協働国際調査についても今のところメリットは感じない。言語がネックになる。質の高

い国際調査が提供できれば、国際段階では十分のような気がする。

<特許事務所E>

- ・協働国際調査はニーズが少ないと思う。
- ・補充国際調査は、時間をかけて制定した割には活用が少ない。元々、USPTOが日本語の文献を国際段階で検索したいがために推進したようなもの。JPOが入らなければ制度的には意味が無いと思う。ただ、KIPOやSIPOが日本語もやるようになったら話は違ってくるかもしれない。
- ・KIPOは協働国際調査でもそうだが、積極的な振る舞いが目立つ。出願件数が低下してきている日本の影響力が低下しつつあるように感じるので、心配である。

<特許事務所F>

- ・補充国際調査は、依頼人からの要望はない。今後も依頼人からの要望次第である。
- ・協働国際調査についても依頼人次第である。料金や、翻訳の問題がどうなるか気になる。

<特許事務所G>

- ・協働国際調査は料金の額等の条件によっては利用したいというのは、1回で済むのであればという程度である。他の手続等で煩雑になるのならばやらないと思う。
- ・補充国際調査は、更に追加でやる価値があるように思えない。

8. 非公式コメントの利用

<企業A>

- ・積極的に利用することは無い。メリットを感じない。

<企業B>

- ・利用することのメリットが良くわからないので、利用した事が無い。

<企業C>

- ・使用していない。国際段階で何もしていないので、利用していない。

<企業D>

- ・非公式コメントの位置付けがはっきりしないので、利用に対してはネガティブである。

<企業E>

- ・メリットデメリットの評価ができていないため、社内で使用しないことにしている。

<企業F>

- ・制度を知らないので使ったことは無い。

<企業G>

- ・特殊ケースで、全体的にはほとんど使用したことは無いし、重要視はしていない。言いつつ的なことを書きたい時、引用が変だった時に一言言っておきたい程度である。

<企業H>

- ・なるべく自分の意見は出したくない。自分の得になるような感じはしない。

<企業I>

- ・現状だとメリットが無い。外国で見てもらうためには翻訳が必要である。参照して、コメントに応答をする制度でなければ意味が無いと思う。

<企業J>

- ・やっていないし、あまり考えていない。もう少し、国内段階に対して影響力があるならばよいかもしれないが、それならばISRの質の向上や国際予備審査請求の方が先になるので、優先度は低い。

<企業K>

- ・見解書の結果について、一言何か言っておきたい時に、納得いかない時に、利用する。出す方としては、各国に酌んでほしいと思う。このような場を設けるのはフェアであるとする。出願人からの意見を言う場を提供するのは重要で、継続してほしいと思う。

<企業L>

- ・明らかに間違っていると思えば使いたいかもしれないが、そのようなケースはあまりないと思う。特に利用したいとは思わない。

<企業M>

- ・特に出す必要性がないので使ったことがない。補正しない場合は、そのままにしておいで各国で主張する。今のところメリットを感じられないし、要望などもない。

<特許事務所A>

- ・制度が変わった時に1回試に利用した程度である。利用したいというクライアントも無い。

<特許事務所B>

- ・極端な判断が出た場合に、1、2回クライアントからの要求があった程度である。効果が有ったか無いかはよくわからない。非公式なので、どの程度効力があるのかよくわからない。

<特許事務所C>

- ・19条補正をかけたときに、クライアントから意見書的な位置付けで出したことがある。出す以上は、非公式でなく各国に参照してほしいという意向はあると思う。頻度はまれである。

<特許事務所D>

- ・クライアントの要求で年に1~2件あるかないか程度である。非公式コメントの位置付けが良くわからない。記録に残すとの意味合い程度と思う。

<特許事務所E>

- ・通常のツールとしての利用は進めていない。出したとしても、各指定国が非公式コメントを考慮する義務はPCT規則上無い。翻訳等の負担の割には確証が無い。規則に取り込めれば意味があるかもしれないが、主張したければ、予備審査請求して答弁書を出す方

がPCT制度としての在り方だと思う。

<特許事務所F>

- ・出願人からの要望で利用したが、10件くらいで最近は無。一言何か言っておきたいということであった。

<特許事務所G>

- ・特にしたことがない。非公式コメントを利用しても何が変わるのかわからない。

9. 国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

<企業A>

- ・30ヶ月が早まったとしてもデメリットにはならない。見解書の公開はそれほど気にならない。それならば早く公開しても構わないのではないかという程度の考えである。
- ・公開の前に出願人の許可を必要とした方が良いかもしれない。

<企業B>

- ・自社の見解書を見られても問題が無く、他社情報を見るのには調査の手間が省けるのでメリットがあると思う。早期公開はメリットが大きいと思う。但し、早期公開をやる以上は、各国で足並みを揃えることが必要である。
- ・見解書がISRと同時に来ると早いのはありがたいが、もう少し遅くして、新たに出てくる文献も拾えるようになるとありがたい。出願の直前に公開になった文献が今は引用されない。例えば、出願の1週間前に公開になった文献は、本来は引用の対象になるのに、見解書には出てこないケースもある。半年程度待つと、出願直前の文献も検索可能ではないか。ただ遅くするだけでは、補正等の判断に使用する人が困るので、データベースの更新時期を考慮して、出願直前の公開文献が検索できる最も早い時期が適切だと思う。

<企業C>

- ・不利な情報であれば、公開する前に確認してほしい、という意味で、「公開の際に許可を必要とすべき」を選んだ。検討に値すると選択したが、本音はどちらでも良い。

<企業D>

- ・リスクもデメリットも両方あるので、出願人としては意見を決めがたい状況にあると考えている。公開するのであれば、国際公開の一部として公開した方がよいと思う。Aはどれ、×はどれというように検索できれば出願人のメリットが増すと思う。

<企業E>

- ・公開を意図的に遅らせることで有利にすることは基本的によしとしない。同じタイミングで公開されるのならば、特にメリット、デメリットは関係ない。業界としては、権利を行使するよりも訴えられることが多いので、他社の情報を早く知ることは早めに防御することを考えられるのでメリットになると思う。情報は早い方が価値が高いので、公開時がよい。

<企業F>

- ・リスクはあっても、早く見られる方がよい。国際公開しなくても、情報をアクセスできるようにしていればよい。

<企業G>

- ・自分たちの情報が知られてもあまりデメリットを感じず、他社の情報を得ることができた方がよいと思う。国際公開で開示される方がよい。非英語圏の文献では、そのままでは読めないなので、英語が必要になる。

<企業H>

- ・他社の見解書については興味がある程度で、自社の見解書は早期に公開したくない。見解書がどうなっても特に何かをするわけではない。業界では1件当たりの特許の価値が高いので、情報はあまり出したくない。意見としては、現状のままでよい。

<企業I>

- ・公開が早くなってもそれほど変わらない。見解書の内容もたいてい2~3行程度で短く、サーチレポートのX, Yとそれ程差が無い。早めに公開しても構わない。
- ・英語以外の言語も英語になると、利用価値が上がる。英語以外の言語で書かれたものも読めるので便利になる。

<企業J>

- ・第三者の知財に対するISRが早期にわかるというメリットが大きいと思う。国際公開の一部として公開されてもよいと思う。

<企業K>

- ・元々の制度主旨を踏まえて検討すべきではないかとの意味で、検討に値するという事である。
- ・費用を払っていない他者に、成果物を利用されてしまうのはどうかと思う気もする。一方無駄な投資を省くという面もありうる。どこに視点を持つかによって色々に立場が考えられる。これらも含めて色々検討するべきであると思う。

<企業L>

- ・メリットとデメリット考えてもメリットの方が大きいと思うので、早期に公開しても良いと思う。自分の見解書が見られても、いずれ見られるのでそれほど問題ないと思う。むしろ、他社の見解書を見られる方が大きいと思う。サーチレポートと一緒に分かればよい。英語以外の言語であると読めないなので、英訳は必要である。

<企業M>

- ・自社としては公開されると困るが、他社のものは見たいという要望がある。見たい人がパテントスコープなりで見に行く形がよいと思う。見解書の早期公開とは別として、ISRでは新規性、進歩性の区別がないので、そこさえ明確になればいいと思う。

<特許事務所A>

- ・代理人の立場としては、全部の書類を移行国に送付しなければならないので、移行前に開示されているとありがたい。第三者からの立場として、見解書を見られないかという問い合わせはある。
- ・移行前に国際公開の一部として公開されていればよい。

<特許事務所B>

- ・極端な判断が出た場合に、非公式コメントも合わせて公開した方が、有効と思う。
- ・知りたい人がわかる状態で良いと思う。国際公開時では、間に合わないのではないかな。強い要望ではないが、できるのであればやった方が良く思う。

<特許事務所C>

- ・公開の時期にこだわることは無く、わざわざ早く見せる必要はないと思う。

<特許事務所D>

- ・見解書を見ただけでは、出願人がどう対処したかわからないので、中途半端な情報でしかないのではないかな。出願人としては他者に知られるだけなので、むしろデメリットかもしれない。
- ・事務的には、ISRと同じ段階で見解書は出るので、わざわざ分ける必要はないのではないかなと思う。

<特許事務所E>

- ・現状のままでよい。早くするニーズは無い。出願人の秘密は今まで通り保護した方が良く思う。これをやるなら、出さない要求のオプションもあった方が良く。

<特許事務所F>

- ・見解書はISRを踏まえてのことで、引用文献も既にISRで開示されているので、情報の拡大としてはあまり意味が無い。30ヶ月過ぎてから国際予備報告で翻訳が出願人に送られても意味が無い。国際公開の翻訳を各国代理人に送る際に、既に国際公開と同時に公開された方が、翻訳文を利用できるので、手続として簡単だと思う。

<特許事務所G>

- ・いずれ30ヶ月で公開されるので、1年早く公開されたからといって、何がデメリットになるのかあまり想定されない。従って、早く公開されてもよいと思う。国際公開で公開してよいと思う。
- ・他社から見て、本当に重要なものであれば、見解書云々でなく精査するはずである。

用意した質問事項以外でのその他コメント

<企業E>

- ・JPOの文献調査は日本語以外でも良いはずである。分野ごとに、その分野に強い国の文献をサーチしてもよいと思う。特に中国の文献は積極的に調査してもらえるとありがたい。

い。韓国は色々な国の文献も調査している。日本にも期待したい。

<企業I>

- ・現在、ISAの調査結果の翻訳が移行後に届く場合が多いので、移行時に代理人に渡すには翻訳する必要があるが、移行期間前に届くと便利である。

<企業J>

- ・PCTをてこにして、国際調和、制度の調和が取れるとよいと思う。特に新興国、中国との関係をどうしたらよいか。実体制度調和は遠いと思うが、例えばデータベースに関して新興国はよくわからない面がある。また、新興国は先進国の情報を利用することが多いので、JPOがイニシアチブを取ってほしい。

<企業K>

- ・一つの発明が、他国の事情で色々異なるのをよしとしない。一つの特許で全部通用させたい。従って、国際段階で補正等を実施している。

<企業L>

- ・日本の出願人としては、JPOのISRが他国でより利用価値が高くなることが望ましい。そうならば、日本で特許になれば他国でも特許になり易いと予見性が高くなり望ましい。
- ・東南アジアはマーケットが大きくなり重要であるので、審査協力が進み日本のISRが利用されることを望む。

<特許事務所A>

- ・紙で届く書類を何とか電子データにしてほしい。
- ・受理官庁の対応は以前よりも丁寧になった。

<特許事務所B>

- ・最近ダイレクトPCTが増えてきている。国際調査報告をあてにしていることがあるように思うし、国内出願よりも外国出願をする方向が増えるのではないだろうか。アジアの国ではより国際調査報告をあてにしていると思う。かつてよりも使い勝手がよくなっているように思う。

<特許事務所E>

- ・平成23年特許法等一部改正により、国内移行手続に関する救済規定（特許法第184条の4第4項）が設けられたが、「正当な理由」に該当するか否かを客観的に判断するのが困難と思われ、その検討に際し特許庁の負担も増大するものと思われる。代理人としての経験上、期間徒過の多くは優先日から30月経過後1～2月における問合せが多い。それならば、PCT条約22条(3)に従って、国内移行期限を優先日から30ヶ月ではなく、31或いは32ヶ月に制定することが出願人並びに特許庁の双方の利益に資するものと思われる。なんとなれば、「正当な理由」の立証のための出願人の負担が軽減され、特許庁も「正当な理由」に該当するか否かを判断する負担が軽減される。31或いは32ヶ月過ぎてしまった場合に、権利回復規定を適用するようになれば、救済規定適用請求件数もかなり少なく

なると思われ、特許庁の負荷もそれほど増えないのではないか。さらに、国内移行期限を優先日から31ヶ月に定めている国や延長を認めている国が多い中、日本も国内移行期限を31或いは32ヶ月に緩和することにより、期限が緩和されている指定国への移行の際に日本への国内移行判断を再度見直す契機となり、現行の30ヶ月期限ゆえに日本への国内移行をあきらめた出願の復活が期待でき、出願件数の増加、ひいては研究開発投資、設備投資等による外資導入も期待できるものと思われる。

<特許事務所F>

- ・指定官庁で、Q&A集とかがあると便利。表記（名前等、中国の人）の仕方、枝番の表記の仕方等どこまで許されるのか等が分かるとありがたい。
- ・PCTの日本国内移行で出願番号通知が以前よりも遅くなった。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料 1

海外企業ヒアリング質問票



海外企業向け質問票の日本語版

(各企業へは、英語に翻訳した質問票を送付した)

1. PCTについて

(1) 貴社において、過去5年間の間にPCT制度を利用するか否かの判断基準について、何らかの変更はありましたか。当該判断基準の変更について具体的に教えてください。

2. 受理官庁及びPCT上の官庁への要望について

(1) 貴社が自国でPCT国際出願を行う場合、その出願方法として最も活用している方法(インターネット出願(PCT-SAFE、国内インターネット出願ソフト)、紙媒体(紙の他、PCT-EASY))を教えてください。またその方法を利用する理由を教えてください。

(2) 日本特許庁では、PCT国際出願に関する手続実務について、冊子の作成・配布、ホームページでの提供、セミナー等の開催を行っています。貴社が自国で手続実務等の情報収集手法について具体的に教えてください。

(3) PCT国際出願に関する手続については、①出願人等が各国際機関へ手続すべき期間や②各国際機関や各官庁が行うべき期間が規則等に定められています。①出願人等が各国際機関へ手続すべき期間のうち短いと感じる手続や必要以上に長いと感じる手続がありましたら、お聞かせください。また、②各国際機関や各官庁が行うべき期間を各官庁が遵守するための仕組作りの必要性についてのお考えがありましたらお聞かせください。

(4) その他、PCT国際出願手続を行うにあたり、手続面について要望等ありましたらお聞かせください。

3. 国際調査機関について

(1) PCT国際出願を行う際、国際調査機関を選択する基準及び今後の選択予定について教えてください。

(2) 日本特許庁が作成する国際調査報告を活用したことがある場合、日本特許庁が作成する国際調査報告について改善すべき点がありましたら、具体的に御指摘ください。

(3) その他、国際調査機関や国際予備審査機関に対して、具体的な要望がありましたら御指摘ください。

4. WIPO国際事務局への要望

(1) PCT国際出願に関する手続については、出願人等が国際事務局へ手続すべき期間が規則等に定められています。出願人等が国際事務局へ手続すべき期間のうち短いと感じる手続や必要以上に長いと感じる手続がありましたら、お聞かせください。

(2) 出願人の手引きを始め、国際事務局においては、各国受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び指定官庁に関する情報、PCT制度に関する情報の提供をホームページ等において行われていますが、現在提供されていない情報やわかりにくい情報、より詳細に求める情報等ありましたら具体的に御指摘ください。また、PCT国際出願の各国への国内移行に関する情報の入手が難しい状況と思われませんが、国際事務局が各指定官庁が当該情報を国際事務局へ提出する仕組作りの必要性等考え方がありましたら教えてください。

(3) 現在、国際事務局ではePCTを活用して各種手続の実施が可能となるなど当該システムの活用が推進されていますが、ePCTを活用して手続を実施した経験がありますか。また今後活用していく予定はありますでしょうか。

5. 指定官庁又は選択官庁への要望

(1) 国際段階における成果物（国際調査報告や国際調査機関の見解書等）について、具体的に望ましいと思われる指定官庁又は選択官庁での活用方法についてお考えがありましたら教えてください。

6. 補充国際調査・協働国際調査の必要性

(1) 補充調査機関の利用又は今後の協働国際調査の利用の予定はありますでしょうか。またどのような場合に補充調査機関又は協働国際調査の利用を検討されますか。活用しやすい制度とするためには、両制度をどのような制度設計とすべきがお考えがありましたら教えてください。

(2) 国際調査機関としての日本特許庁が補充国際調査や協働国際調査を実施することを希望しますか。予想される具体的な活用方法等ありましたら教えてください。

7. 非公式コメントの利用

(1) 非公式コメントについて、各官庁におけるどのような活用方法を望みますか。具体的な考えをお持ちでしたら教えてください。

8. 国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

(1) 現在、国際調査機関の見解書は30月経過後に公開されていますが、当該見解書を国際公開時に公開することについて、出願人及び第三者双方の立場を考慮した上でのお考えをお聞かせください。

(2) 国際調査機関の見解書を早期に公開することについて、その公開方法等適切な方法についてお考えがありましたら教えてください。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料 2

海外企業ヒアリング結果



海外企業ヒアリング結果

I. 期間及び対象

(1) ヒアリング期間：2012年10月～12月

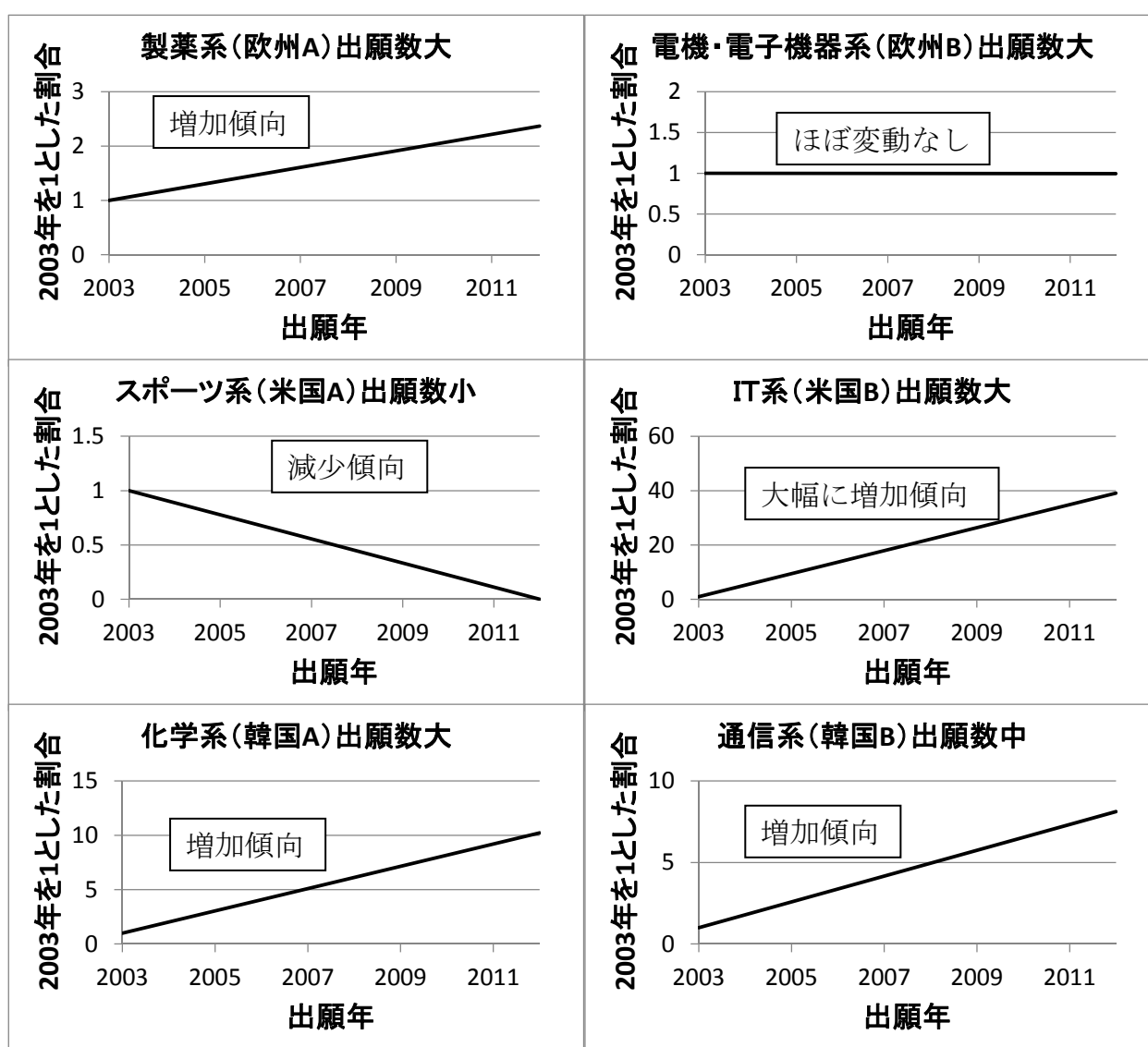
(2) ヒアリング対象企業

欧州：2社（電気・電子機器系：出願数大、製薬系：出願数大）現地ヒアリング

米国：2社（IT系：出願数大、スポーツ系：出願数小）現地ヒアリング

韓国：2社（化学系：出願数大、通信系：出願数中）

ヒアリングを実施した企業のPCT出願件数の過去10年の傾向（2003年を1とする）を大まかに以下に示す。



*図中の出願数の表記に関して：過去5年間の年間PCT国際出願件数で、それぞれ以下の件数。

大：100件以上、中：100～10件、小：10件以下

II. 結果概要

1. PCTの利用について

(1) 貴社において、過去5年間の間にPCT制度を選択するか否かの判断基準について、何らかの変更はありましたか。当該判断基準の変更について具体的に教えてください。

- ・ 欧州A：PCTルートを選択する判断基準に変更はない。従来から、世界的な活動展開が多いので、基本的にPCT国際出願を利用している。30ヶ月の時間的猶予と複数国へ移行可能なことがメリットである。
- ・ 欧州B：PCTルートを選択する判断基準は変わっておらず、戦略的に行う直接出願以外はほとんどがPCT国際出願を利用する。国際調査報告と期間的猶予が大きなメリットである。
- ・ 韓国A：PCTルートを選択する判断基準に変更はない。
- ・ 韓国B：PCTルートを選択する判断基準に変更はない。国内移行国数が多くない場合もあり、権利化までの期間を短期間にすることを目的として、PCTルートでなくパリルートの比重も増やす予定である。
- ・ 米国A：ここ数年予算の都合で国際出願数が減少している。複数国への出願、時間的猶予を得るためにPCTルートを利用する。日本は米国に次ぐ大きな市場なので、直接出願している。
- ・ 米国B：数年前から外国出願はPCTルートを選択しており、選択する判断基準の変更は特にない。特許出願件数自体を減少させているため、それに伴いPCT国際出願も減少している。PCTルートの選択理由はコスト削減のためである。30ヶ月後に移行国先を選択可能なので、コストの効率性が高い。

2. 受理官庁及びPCT上の官庁への要望について

(1) 貴社が自国でPCT国際出願を行う場合、その出願方法として最も活用している方法（インターネット出願（PCT-SAFE、国内インターネット出願ソフト）、紙媒体（紙の他、PCT-EASY））を教えてください。またその方法を利用する理由を教えてください。

- ・ 欧州A：基礎出願も含めて、EPOのオンラインソフトを利用している。このソフトに対する不満はない。
- ・ 欧州B：EPOへの出願も、WIPOへの出願も、EPOのオンラインソフトを利用している。
- ・ 韓国A：出願依頼先の事務所がPCT-SAFEを利用している。
- ・ 韓国B：出願依頼先の事務所が国内オンラインソフトを利用している。

- ・ 米国B：PCT-SAFEを利用している。
- ・ 中国：PCT-SAFEを利用している。

(2) 日本国特許庁では、PCT国際出願に関する手続実務について、冊子の作成・配布、ホームページでの提供、セミナー等の開催を行っています。貴社が自国で手続実務等の情報収集手法について具体的に教えてください。

- ・ 欧州A：法制度関係の情報入手のためWIPOのニュースレターを利用している。EPOのHPも利用する。
- ・ 欧州B：WIPOのニュースレターとアプリケーションガイドを利用する。特に問題は感じていない。
- ・ 韓国A：主に特許事務所を介して情報を収集している。それ以外はKIPOのHP内のPCT関連情報を活用する。
- ・ 韓国B：KIPO発行資料やKIPO開催のセミナーを利用している。事務所からも情報を得ている。
- ・ 中国：中国企業は、SIPOが配布しているガイドライン、HP以外に、WIPO及び各国/地域の官庁HPも利用している。また、代理人に相談もする。

3. 国際調査機関について

(1) PCT国際出願を行う際、国際調査機関（ISA）を選択する基準及び今後の選択予定について教えてください。

- ・ 欧州A：基本的に、ISAはEPOを選択している。
- ・ 欧州B：EPOで取り扱っていないビジネスメソッドでUSPTOを利用する以外は、EPOを利用している。
- ・ 韓国A：ISAの選択基準は、費用及び便宜性による。KIPOの場合、韓国語での国際出願及び国際調査報告の入手が可能であり、韓国語出願の場合、安価で調査結果の確保が可能なのでKIPOをISAに選定している。
- ・ 韓国B：受理官庁としてのKIPOへ出願するので、ISAもKIPOを選択する 경우가ほとんどである。KIPOを選択する理由は、翻訳費用がかからず、国際調査手数料も廉価であるためである。ISAを選択するとき、言語の問題と共に費用を考慮している。
- ・ 米国A：通常はコストが安いKIPOを選択し、現在はロシアも利用している。ロシアの品質は許容範囲である。技術分野については米国内で十分な調査を行っている。JPOが選択できるのならば、日本向けの革新的な商品の場合などは使ってみたい。

- ・ 米国B：KIPOは、アジアの先行技術の検索で良い仕事をするし、価格も安いので利用する。KIPOでも日本語の文献調査が可能である。EPOはアジア以外の文献では優れており、今後EPOを使う頻度は上がると思う。

(2) その他、国際調査機関や国際予備審査機関に対して、具体的な要望がありましたら御指摘ください。

- ・ 欧州B：全ての国際調査報告を期間内に作成して欲しい。
- ・ 韓国B：国内移行の可否を判断するとき、国際調査報告を参考にすることが多いが、国際調査報告はほとんどY又はAの資料が多く、権利化可能性を高く見る傾向がある。国際調査報告が国内段階での登録可否予測に十分な資料となり得るよう、よりの確に作成してほしい。
- ・ 米国A：特にはない。現在の国際調査報告は十分に特許性を検討しているので、国際予備審査をするまでもなく、国際調査報告に基づく修正をした上で各国に移行する。
- ・ 米国B：国際調査報告が出るタイミングが遅く、国内移行期間内に検討ができないことがある。
- ・ 中国：単一性違反の場合、追加調査費用の納付期限をもっと長くして欲しい。(例えば1ヶ月)

4. WIPO国際事務局への要望

(1) 出願人の手引きを始め、国際事務局においては、各国受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び指定官庁に関する情報、PCT制度に関する情報の提供をホームページ等において行われていますが、現在提供されていない情報やわかりにくい情報、より詳細に求める情報等ありましたら具体的に御指摘ください。

- ・ 欧州B：PCTニューズレターとPCTガイドラインを利用しており、満足している。
- ・ 韓国A：特になし。
- ・ 韓国B：国内移行までの期間、国内移行時に必要な書類等に関する情報が必要である。
- ・ 米国B：求める情報は見つかるが、国内移行情報はわかりにくい。

(2) PCT国際出願の各国への国内移行に関する情報の入手が難しい状況と思われませんが、各指定官庁が当該情報を国際事務局へ提出する仕組みの必要性等、ご意見がありました

ら教えてください。

- ・ 欧州B：国内移行情報をWIPOに通知していない国もあり、WIPOが全てを把握するのは現実的には困難ではないか。自社内のセルフメイドでシステムを構築して、各国の国内移行情報を簡単に見ることができている。
- ・ 韓国A：自社の出願については、各国の海外特許出願代理人を介して情報を確認している。
- ・ 米国A：国内移行情報は知りたいと思っている。
- ・ 米国B：日本の国内移行情報は日本の弁理士から入手している。WIPOで国内移行情報を一元管理して提供することは是非実施してもらいたい。

(3) 現在、国際事務局ではePCTを活用して各種手続の実施が可能となるなど当該システムの活用が推進されていますが、ePCTを活用して手続を実施した経験がありますか。また今後活用していく予定はありますでしょうか。

- ・ 欧州B：利用経験はない。
- ・ 韓国A：利用経験はない。
- ・ 韓国B：利用経験はない。費用等の側面でメリットがあれば、活用を検討する。
- ・ 米国B：利用経験はないが、利用を検討している。

5. 指定官庁又は選択官庁への要望

(1) 国際段階における成果物（国際調査報告や国際調査機関の見解書等）について、具体的に望ましいと思われる指定官庁又は選択官庁での活用方法についてお考えがありましたら教えてください。

- ・ 欧州B：日本国特許庁の国内審査判断は厳しいと感じる。より国際段階における成果物である国際調査報告や見解書等に記載された特許性の判断結果を尊重してほしい。
- ・ 韓国A：国際調査報告は参考として活用しており、実質的な補正などは国内段階で実施している。EPOのように実質的審査を行わない限り、国際調査報告や見解書は大きな意味がない。
- ・ 韓国B：国際調査報告を参酌して国内審査されることが望ましい。国際調査報告を参考として国内移行した後、新たな先行技術文献が追加されると、国内移行に関する判断を誤ったことになり得る。このため、国際調査報告の信頼性を高める必要がある。

- ・米国A：国際調査報告で特許性があるとの見解があったにもかかわらず、移行後に拒絶理由が出されたことがある。国際調査報告を元に補正等をして各国へ移行しているのだから、各国は国際調査報告の結果を尊重すべきである。
- ・米国B：国際調査報告の結果に必ずしも各国が従う必要はないと思うが、国際調査報告の結果を十分に考慮して欲しい。EPOはKIPOの国際調査報告を参照という形で用いている。言語の問題もあり難しい面もあるが、国際調査機関が相互に学びあい、信頼しあい、更に活用しあうことが重要だと思う。
- ・中国：現時点では、各国審査官の国際調査報告の参考の度合いに差が大きいように感じる。出願人の負荷を考慮すると、この差は小さくなることが望ましい。

6. 補充国際調査・協働国際調査の必要性

補充調査機関の利用又は今後の協働国際調査の利用の予定はありますでしょうか。またどのような場合に補充調査機関又は協働国際調査の利用を検討されますか。活用しやすい制度とするためには、両制度をどのような制度設計とすべきがお考えがありましたら教えてください。また、国際調査機関としての日本国特許庁が補充国際調査や協働国際調査を実施することを希望しますか。予想される具体的な活用方法等ありましたら教えてください。

(1) 補充国際調査について

- ・欧州B：利用しない。制度自体にメリットを感じていないので、日本国特許庁が補充国際調査機関になることに意義を感じない。
- ・韓国A：利用しない。国際調査報告が国内段階で効力が有しない限り、利便性は低い。
- ・韓国B：利用する計画はない。
- ・米国A：費用面から利用していない。
- ・米国B：利用経験はないが、今後利用したいと考えている。日本国特許庁にも是非補充国際調査機関になってもらいたい。

(2) 協働国際調査について

- ・欧州A：複数の言語で調査されるのであれば意味があるかもしれない。日本国特許庁が参加して、日本語文献を調査するならば意味があるかもしれない。コストに関しては注目点の一つである。
- ・欧州B：特にメリットを感じない。欧州中心に企業活動をしており、最近市場が増えている中国でもEPOの国際調査報告は受け入れているので問題ない。
- ・韓国A：利用しない。国際調査が国内段階で効力がない限り、利便性は低い。
- ・韓国B：利用する計画はない。
- ・米国A：国際調査報告の結果を各国が尊重するという条件があれば有意義であり、その

ような制度であれば費用面においてある程度の金額は納得できる。日本国特許庁は参加すべきであり、日本国特許庁が参加することで利用価値が高まる。

- ・ 米国B：利用したいと考える。日本国特許庁に参加してもらいたい。

7. 非公式コメントの利用

非公式コメントについて、各官庁におけるどのような活用方法を望みますか。具体的な考えをお持ちでしたら教えてください。

- ・ 欧州B：よく知らない。
- ・ 韓国A：現在は大きな意味がない。
- ・ 米国A：利用経験はないが、もし利用するとしたら、各国の特許庁に当該コメントに関してしっかり検討してほしい。
- ・ 米国B：利用経験はなく、国際予備審査請求もしない。国際調査報告は内部検討に用いている。かつては19条補正をやっていたが、最近は人的リソースがなくほとんどやっていない。

8. 国際調査機関の見解書の国際公開時における公開

- (1) 現在、国際調査機関の見解書は30月経過後に公開されていますが、当該見解書を国際公開時に公開することについて、出願人及び第三者双方の立場を考慮した上での考えをお聞かせください。
- (2) 国際調査機関の見解書を早期に公開することについて、その公開方法等、適切な方法についてお考えがありましたら教えてください。

- ・ 欧州A：早期に確認できたとしても何か実施可能というわけではなく、いずれ開示されるので早期に公開することに特に意義があるとは思わない。今のままで良い。
- ・ 欧州B：見解書を早期に公開したところで意義はない。
- ・ 韓国A：見解書は参考として活用しており、実質的な補正などは国内段階で実施している。EPOのような実質的審査を行わない限り、国際調査報告や見解書は大きい意味がない。
- ・ 韓国B：見解書が国際公開時に公開されても、出願人として悪影響はない。国内移行時の判断に国際調査機関の見解書を参考にする場合、早期に入手できれば大いに役立つものと思われる。国際公開時の公開は適切であると思う。
- ・ 米国A：メリットとデメリットを考えると、現状で特段の問題がないので現状維持でよい。早期に公開されるとしても公開方法は現状と同様で問題ない。

- ・ 米国B：早期に公開してほしいという要望はない。メリットとデメリットを考えると、人的リソースの関係上、他社の見解書を十分に検討する時間がなく、結果的に、他社に自社の情報を出すというデメリットの方が大きい。
- ・ 中国：早期公開では、出願人に対して不利な見解書の内容であると、他社に早めに自分の弱みを知られてしまう。逆に有利な内容であると、ある程度ライバルを牽制することに役立ちそうである。代理人としては、出願人の利益を守るために、早期公開は望んでいない。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料 3

海外知的財産庁ヒアリング質問票



*以下の質問票をベースに、各知的財産庁向けに一部質問内容を調整して、英語に翻訳して送付した。

PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究について 質 問 票

当研究所は、2012年、日本国特許庁から委託を受け、「PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究」を実施しております。

本調査研究においては、特に、PCT国際出願の手続きを中心とした利用実態と課題、各国での運用と課題について調査をしております。

その一環として、貴庁におかれましても、差し支えない範囲でPCT国際出願についてお聞きし、当方の調査研究の一助にしたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、以下の質問票にヒアリングまでにご回答を準備して頂ければ幸甚です。

<回答送付先> 本ファイルに記入して頂き、ファイルを電子メール添付で回答してください。

Shuichi Tamura (Mr.) senior researcher / e-mail: tamura-shuichi@iip.or.jp

INSTITUTE OF INTELLETUAL PROPERTY

5F Seiko Takebashi Kyodo Bldg, 3-11 Kanda-Nishikicho Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054
JAPAN

TEL: +81-3-5281-5672 FAX: +81-3-5281-5676

回答者情報を表にご記入ください。

氏名	
役職	
所属部署	
オフィス住所	
E-Mail	
電話番号	
ファクシミリ番号	
回答日	

質問の回答について

各設問の下に回答を記載してください。回答の量は自由ですので、適宜スペースを空けてください。

なお、本調査研究の一環として、後日貴庁にヒアリングを行いたいと考えています。

1. PCT業務の関連組織の状況

(1) 受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関におけるPCT国際出願の方式審査・手続業務を専門に担当する部署または職員は存在しますか。

(2) 上述のような方式審査・手続業務を担当する職員の人数を教えてください。

(3) PCT国際出願を受理してからの基本的な出願書類の流れを教えてください。

Ex. 日本特許庁の場合：

書類受理 (RO/JP) → 簡単な方式審査 (RO/JP) → データ作成 (ROシステムに格納) → 方式審査 (RO/JP) → 国際事務局・国際調査機関へ送付 (RO/JP)

(4) どのような者又は担当が引用補充や優先権回復、明白誤記訂正等を認める又は認めないといった判断を行いますか。

(5) 自国語以外の国際出願を受理した場合、どのような者又は担当が出願日の認定又は方式審査を行いますか。今後受理官庁として受理することが可能な言語を増やしていく予定がありましたら教えてください。

(6) 国際事務局との間における書類の授受や方式要件の見解等の相互連絡体制について教えてください。

(7) 国際事務局への国際出願手数料の送金方法及び銀行手数料負担割合、送金通貨について教えてください。

(8) 海外官庁への各種手数料の送金方法及び銀行手数料負担割合、送金通貨、書類の授受の方法について教えてください。

2. PCT国際出願受理方法とその割合

(1) 貴庁においては、PCT国際出願の方法として、紙、PCT-EASYフォーマット、PCT-SAFEがあるかと思いますが、貴庁で受け付けている電子出願システムでPCT出願も可能ですか。それぞれの方法で受理する割合を教えてください。また、それ以外にも方法ありましたら教えて下さい。

(2) 貴庁で受け付けるPCT関係の手数料の納付方法を教えてください。上述の出願方法の種別によって利用できる手数料納付方法に相違がありますか。また、それぞれの納付方法で受理する割合を教えてください。

3. PCT規則上の期間の遵守

昨今のPCT国際出願の件数増加にともない、現在のPCT制度における各種書類の授受における期間管理・期間遵守の観点から、新たな課題が生じる可能性について懸念され、現在のPCTの規則上遵守すべき期間等において改善すべき点があるかについて検討を進めているところ、以下の点についてお聞かせください。

(1) 他国受理官庁から国際調査機関としての貴庁へ送付される書類については、他国受理官庁が送付すべき期間が規則上に定められていますが、当該期間を遵守するのが難しいケースはありましたか。また、その数、原因や遅延期間について承知している範囲で教えてください。

(2) 受理官庁から各国際機関や国際事務局への書類の送付期間や、国際調査・予備審査報告の作成・送付期間は規則上に定められていますが、受理官庁・国際調査機関及び国際予備審査機関として、当該期間を遵守することが難しいケースはありますか。また、その数、原因や遅延期間について承知している範囲で教えてください。

(3) 規則に定められた各国際機関や各官庁が行うべき期間を各官庁が遵守するための新たな仕組作りの必要性についてのお考えがありましたらお聞かせください。

4. 第三者情報提供制度・非公式コメントの取扱いについて

(1) 第三者情報提供制度が2012年7月から開始されています。当該情報の国際事務局から指定官庁への送付はリクエストベースであると認識していますが、貴庁では全件について送付を要望しますか。又は国内移行された案件についてのみ送付を要望しますか。また、送付されてきた第三者情報提供に関する書類の貴庁内部での取扱い、実体審査における取扱いについて教えてください。

(2) 既に行われている出願人による非公式コメントについても、当該書類の貴庁内部での取扱い、実体審査における取扱いについて教えてください。

5. PCTへのカラー図面導入

(1) 現在、PCT国際出願について出願人からカラー図面・写真等を添付したい旨の要請があった場合の対応について教えてください。

(2) 現在、国内出願について、カラー図面・カラー写真等の取扱いの状況を教えてください。

(3) PCT作業部会において提案されているPCT制度へのカラー図面導入に関する貴庁の見解を教えてください。

6. ePCTに対する考え方

(1) 現在、国際事務局ではePCTの推進がされております。ePCTに対して積極的に推進すべき又は消極的に静観する等の貴庁の考え方を教えてください。

(2) 自国システムへの統合可能性・予定等ありましたら、教えてください。

7. ISA/IPEA管轄・相互指定についての考え方

(1) 受理官庁としての貴庁で受理したPCT国際出願について、管轄ISAを増やす予定がありましたら、当該ISAに管轄を依頼する理由を教えてください。

(2) 国際調査機関としての貴庁が管轄する受理官庁を増やす予定がありましたら、当該受理官庁に受理されたPCT国際出願を管轄する理由を教えてください。

(3) 貴国ユーザーについて、ISAを選択する基準に関する調査結果等ございましたら、教えてください。

(4) もしJPOが管轄ISAとなったとすると、貴国の出願人がJPOを選択する可能性はどのくらいあるとお考えになりますか。

8. 指定官庁及び選択官庁としての見解

(1) 国際調査機関又は国際予備審査機関としての貴庁が作成した国際段階の成果物について、指定官庁としての貴庁での活用方法について教えてください。例えば、原則再調査・再審査は実施しない、又は国際段階での成果物の判断には左右されない等。

(2) 国際調査機関又は国際予備審査機関としての他国官庁が作成した国際段階の成果物について、指定官庁としての貴庁での活用方法について教えてください。貴庁が自ら作成した国際段階の成果物と活用方法に相違がありますか。

(3) 指定官庁又は選択官庁として、国際段階の成果物をどのように活用することが望ましいか、御見解等ありましたら教えてください。

9. 補充国際調査・協働国際調査について

利用者が活用しやすい制度とするために、両制度をどのような制度設計とすべきがお考えがありましたら教えてください。また、将来的に参加する予定や可能性がありましたら教えてください。

10. 手続実務に関する情報

(1) 貴庁において、利用者へのPCT国際出願の手続実務に関する情報提供手段として、どのような方法を行っていますか。以下の項目から選択をお願いします。手続実務に関する情報提供を目的としたセミナー等を開催している場合、その頻度について教えてください。

- ①HP掲載
- ②手続概要の配布
- ③セミナーの開催

(2) 海外にいる利用者に対して貴国のPCT国際出願に関する実務・制度の情報提供を行

っていますか。その情報提供手段を以下の項目から選択をお願いします。

- ①自国語以外でのHP掲載：英語以外の言語に対応する予定はあるでしょうか？
- ②自国語以外の手続概要の配布
- ③貴国以外における貴国実務・制度に関するセミナーの開催

(3) 出願人の手引きを始め、国際事務局においては、各国受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び指定官庁に関する情報、PCT制度に関する情報の提供をホームページ等において行われていますが、現在提供されていない情報やわかりにくい情報、より詳細に求める情報等ありましたら具体的に御指摘ください。また、PCT国際出願の各国への国内移行に関する情報の入手が難しい状況と思われませんが、各指定官庁が当該情報を国際事務局へ提出する仕組作りの必要性等について見解がありましたら教えてください。

1 1. 貴国において、顧客満足度向上に向けた取組やそのフィードバックシステムがありましたら教えてください。

1 2. USPTO・UK提案 (PCT2020) について

PCT作業部会において提出されたUSPTO・UK提案に対するご見解等ございましたら教えてください。

以上で質問票は終了です。ご協力ありがとうございました。

<*ご回答の公表について>

以上、ご回答頂いた内容は、この調査研究の目的以外には一切使用いたしません。またいただいたご回答の一部は、当研究所が作成し、日本国特許庁に提出する2012年度特許庁産業財産権制度問題調査研究事業「PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究」(課題)に掲載させていただく可能性があります。そして、当該報告書は、日本国特許庁のホームページ等により、一般にも公表されることになっております。

従いまして、もし公表不可となる部分がありましたら、ご連絡ください。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料4

海外知的財産庁ヒアリング結果



海外知的財産庁ヒアリング結果

I. 調査先、期間及び方法

調査先*	EPO	KIPO	USPTO***	Rospatent	SIPO**	インド
期間	10/26	11/16	11/1	11月回答	12月回答	12月回答

*海外知財庁の回答は公式見解ではなく、ヒアリングもしくはアンケート記入時の担当者の意見であることに留意。

**ブラジルの知的財産庁は、回答を得られなかった。中国については、一旦ヒアリングがセットされたものの、直前にキャンセル。その後、一部質問票へ書面で回答。

***USPTOについては、非公表が条件であるので、本報告書への掲載を差し控えた。

II. 結果概要

1. PCT業務の関連組織の状況

(1) 受理官庁 (RO)、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備調査機関 (IPEA) におけるPCT国際出願の方式審査・手続業務を担当する職員の人数

- EPO : PCT業務の担当人数は年間113名。方式審査を担当する実際の職員数は、非常勤勤務などを考慮すると大幅に上回る。
- KIPO : PCTの実体的調査・審査に関わる者は約740名、国際段階での手続・方式審査業務を実施する者は国際出願課の事務官12名、指定官庁は事務官4名。
- Rospatent : 受理官庁に6名の方式審査官、国際調査及び予備審査を扱う部局に9名の方式審査官がいる。
- SIPO : 方式審査・手続業務を担当する職員は約30名。
- インド : 方式審査・手続業務専門の職員が2名、更に担当官が2名。

(2) PCT国際出願を受理してからの基本的な出願書類の流れについて

- EPO : 書類受理→方式審査→国際事務局への記録原本の送付→国際調査機関への調査用写しの送付
- KIPO : 書類受理→データ作成→方式審査→国際事務局・国際調査機関へ送付
- Rospatent : 書類受理→簡単な方式審査→データ作成→方式審査→国際事務局・国際調査機関へ送付
- SIPO : 書類受理 (RO/CN) →データ収集、ファイルスキャン→方式審査 (RO/CN) →国際事務局・国際調査機関へ送付 (RO/CN)

- ・インド：書類受理（RO/IN）→方式審査（RO/IN）→番号付け及びデータ作成（ROシステムに格納）→方式審査（RO/IN）→国際事務局・国際調査機関へ送付（RO/IN）

（３）引用補充、優先権の回復、明白な誤記の訂正等を認める又は認めないといった判断の担当者

	EPO	KIPO	Rospatent	SIPO
引用補充	方式審査官	方式審査官	ROの方式審査官が局長	方式審査官
優先権回復	方式審査官	方式審査官	と連携して行う	方式審査官
明白誤記訂正	通常は審査官	実体審査官	(願書の明白誤記訂正)	ISA, IPEAの審査官
			ISA, IPEAの審査官	

インド：引用補充、明白誤記訂正を特許及び意匠担当の部門長/副部門長が担当。

（４）受理言語以外の国際出願を受理した場合の取扱い、及び今後の受理言語を増やす計画について

①取扱い

- ・EPO、KIPO：方式審査は行わず国際事務局へ転送。

②受理言語を増やす計画

- ・EPO、KIPO、Rospatent：今後の計画なし。

2. PCT国際出願受理方法とその割合

（１）PCT国際出願の受領

- ・EPO：2011年 紙：21.3%、PCT-SAFE+epoline：78.7%
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>) 参照
- ・KIPO：2012年9月末現在 紙：1.6%、PCT-EASY：6.4%、KEAPS：92%
- ・USPTO：2011年 紙：2%、PCT-EASY：0.2%、PDF+EFS-Web：97.8%
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>) 参照
- ・Rospatent：2011年 紙：87%、PCT-EASY：13%
- ・SIPO：2011年 紙：11.0%、PCT-EASY：0.6%、PCT-SAFE：88.4%
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>) 参照
- ・インド：2011年 紙：67.3%、PCT-EASY：32.7%
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>) 参照

(2) PCT関係の手数料の納付方法、国際事務局及び外国官庁に対する手数料納付方法との相違

- EPO：銀行口座振込、EPO預金口座
全ての手数料で利用可能
- KIPO：クレジットカード支払(個人、中小企業のみ)、銀行口座振込、Giro、携帯電話、ARS
全ての手数料で利用可能
- Rospatent：銀行口座振込
- SIPO：銀行口座振込、銀行口座引落とし、特許局窓口での現金・小切手・POSカードによる引落とし
全ての手数料で利用可能

3. 第三者情報提供制度について

- EPO：第三者情報提供は、出願人にとってとても有意義である可能性がある。EPOでは、審査部門又は異議申立部門によって慎重に検討される。国内段階においては、IBから全ての情報提供を取得可能ではあるが、EPO管轄地域内への国内移行分だけ受領すればよい。
- KIPO：国内段階においては、IBから全ての情報提供を取得可能ではあるが、KIPOへ国内移行した案件についてのみ受領すればよい。
- Rospatent：事案に応じ、国際特許協力課又は当該出願を担当する実体審査官により検討される。

4. 非公式コメントについて

- EPO：非公式コメントでも、EPCのルールに則り、関連例があるかないかを判断して考慮される。
- KIPO：特段の処理は行っていない。必要であれば審査官は参照することができる。
- Rospatent：非公式コメントに関する規定を定めてはいないが、英語又はロシア語でパテントスコープに掲載されている場合は、審査官が目を通し、実体審査において利用する可能性はある。
- インド：非公式コメントに関する文書の内容を調べ、関連性があれば取り上げるし、関連性が無ければ検討しない。

5. PCTへのカラー図面導入に関して

- EPO：現在、EPOでカラー図面導入は実施していないが、カラー図面を受け付ける規則改正を5年以内に実施する。ただ、インフラの整備は費用が莫大にかかるのですぐにはできず、時間がかかる。カラー図面の導入はユーザーからの要望も高い。
- KIPO：PCTへのカラー図面導入に関しては賛成の立場であり、積極的に進めたい。国内ユーザーからの要求も高い。韓国国内出願ではカラー図面の対応は既に実施済み。
- Rospatent：PCTへのカラー図面の受理は重要と考えるが、現状のRospatentでは、カラー図面を導入することはできない。
- インド：国内出願ではカラー図面の受付はしていない。

6. ePCTに対する考え方

- EPO：EPOは現在、PCT国際出願を提出、処理する独自の利用者ツールの開発に着手している。EPOはこの件に関してWIPOと積極的に協力する。
- KIPO：KIPOも協力したいと考えてはいるが、対応については検討中。
- インド：ePCTは、推進されるべきものと考えている。

7. 管轄国際調査機関（ISA）/国際予備審査機関（IPEA）についての考え方

- EPO：受理官庁として管轄ISAを増やす計画はない。当庁がISRを作成していない出願について、国際予備審査を受け付ける提案があり、検討する価値があるかどうかを調査している。
- KIPO：現在、ISA追加の議論がある模様。
ユーザーのISAの選択基準についての調査はやったことがないが、セミナーや説明会での質問等の感覚として、言語による選択と各ISAの調査手数料の額を考慮していることが察せられる。言語に関しては、韓国語は韓国、日本語は日本、英語は韓国、オーストラリア、オーストリアと場合分けされる模様。
- Rospatent：受理官庁として管轄ISAの追加の予定はない。
- インド：受理官庁として管轄ISAの追加の予定はない。

8. 指定官庁及び選択官庁としての見解

国際段階の成果物について、指定官庁として活用方法について、成果物のあり方について

- EPO：EPOがISA又は補充国際調査機関としての権限で国際調査を実施する場合、欧州段階に移行した際に補充欧州調査を実施しない。外国官庁が国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）である国際出願については補充欧州調査が実施され、欧州調査意見が記載された補充欧州調査報告書が発行される。
国際段階での調査と国内段階の調査の質が同じであれば、国内移行後の国内審査の予見性が高く、出願者は費用を抑えられる利点がある。EPOは、一番メジャーで高品質な国際調査報告を目指している。
- KIPO：国際段階の成果物の取り扱いについては、国内規則には明記はされておらず、参考資料としての扱いである。どのように扱うかは審査官の裁量である。ISAが自国でも他国でも関係なく、審査官が判断して成果物を利用する。国内移行後に、再調査自体は無意味ではないと考える。
- Rospatent：審査官は、ISAが自国の場合も他国の場合も、国際出願の成果物を考慮して実体審査を行っている。

9. 補充国際調査・協働国際調査について

- EPO：補充国際調査機関となっている。
協働国際調査では、主となる国際調査機関（ISA）と手続言語が決められたら、その言語で手続きを行うことになる。例えば、手続言語がフランス語であれば、EPOでもフランス語で手続を実施する。協働国際調査に参加するISAが求められている様々な作業は、コストの上昇につながる。現状では、全ての特許出願に対して効果的であるとは言えないかもしれないが、非常に重要な特許出願には効果的だと思われる。
- KIPO：補充国際調査については、参加する意思はない。
協働国際調査に関しては第2次パイロットプロジェクトを実施中。具体的な議論結果は、来年の上半期に報告される予定であるが、このプロジェクトでは審査官の負荷が大きいことが問題となっており、今後はこの点の解決が必要となっている。費用及び時間の問題は、第2次パイロットプロジェクトでも重要視している。これらの抑制は審査官の負荷の軽減にもつながる。
- Rospatent：補充国際調査に関しては、出願人の観点から、公正な手数料の設定又は手数料の減額に関して合意することが重要であると考えている（現在、ほとんどの場合、補充国際調査手数料は本調査の手数料と同額である）。また、

補充国際調査機関の数が増加するだけでなく、特定の言語に関する書類を保有する補充国際調査機関の増加が、補充国際調査制度の魅力を高める可能性もある。

協働国際調査が調査の質を大幅に改善すると確信しており、最終的な結論を出すために五大特許庁が行っている検討作業を継続することが有用である。しかしながら、この検討作業は、調査の質に関する問題だけでなく、提案されている協働作業による金銭的影響についても行なわれるべきである。当庁が将来、協働国際調査制度に参加するか否かは、当該検討作業の結果を全体的に見て決定する。

10. 手続実務に関する情報

(1) ユーザーへの情報発信

①ウェブサイト掲載→EPO、KIPO、Rospatent、SIPO、インドのいずれもウェブサイトで情報を提供している。

EPO：EPOのウェブサイトにおいて、PCTの手続を詳しく掲載している。

<http://www.epo.org/applying/international.html>

また、法的な情報はEPOの官報の別冊として公表しており、オンラインで閲覧可能である。

KIPO：KIPOのウェブサイトにおいて各種資料及び制度変更に関する連絡事項を掲載している。

②手続概要の配布→EPO、KIPO、SIPO、インドで配布している。

EPO：2012年末、新版が印刷物として刊行される。セミナーで配布され、またEPOの窓口でも配布している。

KIPO：PCTの枠組み、内容、提出すべき資料、システムについて掲載している。

PCRMというメール型の案内システムも活用している。

③セミナーの開催→EPO、KIPO、Rospatent、SIPO、インドのいずれもセミナーを開催。

EPO：各種の会議やセミナーに、講師を派遣してPCTに関して説明をしている。

KIPO：年に2回開催している。

Rospatent：年に数回、国内の様々な地域で開催している。

インド：月3～5回の頻度で実施している。

(2) 管轄外にいるユーザーに対しての情報発信

各庁から、英語による情報発信はWIPOの方で様々出しているのですが、これ以上必要とは思わない旨の回答があった。

(3) WIPOの情報発信について

- EPO：WIPOのウェブサイトも必要なものは十分掲載されていると考える。全ての言語でWIPOが情報提供することは困難であろう。各国の国内段階での手続情報を詳細に提供するのは、むしろ該当する各国官庁の業務だと思う。
- KIPO：受理官庁への手続きに関する情報が分かるようになれば良いと思う。
WIPOのウェブサイトは、文章で長々と説明している印象を受けるため、項目別にわかり易くする必要があると思う。

(4) 各国移行情報について

- EPO：WIPOのウェブサイトに関連情報をハーモナイズさせるのは良いアイデアだと思うが、容易ではないと思う。
- KIPO：国内移行に関しては、USPTO、EPO、JPO、SIPOといった五大特許庁において情報の共有化が可能となれば、多くの情報がユーザーへ提供できるようになる。実際の国内移行情報はパテントスコープで発信されており、現在も146ヶ国中40ヶ国参加していることから主要国は確認可能かと思うが、更に参加率を高めれば利便性が向上すると思料する。その他、各国へのリンクを張って情報収集が可能とする程度は可能かと考える。

1 1. 顧客満足度向上に向けた取組やそのフィードバックシステムについて

- EPO：RO/ISA/IPEAヘルプデスク及び法務部門で受領するアンケートが質のフィードバックの基盤として役立っている。
- KIPO：ユーザーからの質問や要望は、一次的にコールセンターへ届き、当該コールセンターは40名で担当している。法律的問題やコールセンターで対応できない問題は、担当部署へ連絡が入り、担当者から回答がなされる。このシステムをHappy callと呼んでいる。このような過程で改善すべき点が発見された場合は勿論改善していく。
国際出願に関しては、専任の回答者が6名いる。PCTとマドリッド協定議定書を担当している。年2回の研修機会があり、イントラネットで6名と各部署の担当者の

間で随時意見交換を行っている。

- Rospatent：各関係者は、Rospatent宛へ紙又は電子的方法により、不服申立て、質問又は提案をする機会を有する。全ての申立てが検討され、検討結果は当該申立てを行なった者に通知される。
- SIPO：2007年には、SIPO顧客サービスセンターが無料相談窓口を立ち上げている。また、全国知的財産権保護センターが創設され、各地に71ヶ所の権利保護センターが開設されている。国際出願一処では、PCT国際段階事務の相談受付電話を設置し、リアルタイムに顧客の問題解決を図っている。顧客からのフィードバックについては、特許審査に関する意見やクレームの受付窓口を設け、特許審査に関する市民からの意見やクレームをSIPOの特許審査業務に繋げている。SIPOではそれらの意見・クレームを速やかに受理すると共に、定められた時間内に処理し、処理結果を意見やクレームの提起者にフィードバックしている。ユーザー登録を行えば、特許審査に対する意見・クレーム受付サイトにログインし、それらの受理状況や処理状況について調べることも可能になっている。
- インド：長官は時間の許す限り、出願人、代理人、弁理士、その他の利害関係者と公開で意見交換会を行っている。

1 2. USPTO・UK提案 (PCT2020) について

- EPO：EPOも前回PCT作業部会に提案を行ったが、その一部はUSPTO・UK提案と同じ方向性である。PCTのサービス向上に最善を尽くす方針なので、この方針と同じ方向性である提案は推進する。
- KIPO：それぞれの項目を検討中であり、いくつかは結論が出ている。来年の5月くらいに全体意見をまとめる予定。
- Rospatent：総じて、USPTOとUKによる共同提案は支持している。大半の提案が、PCT制度の今後の発展に向けた長期的プログラム又はPCT作業部会の今後の計画に組み込むのに値するものである。

禁 無 断 転 載

平成 24 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

PCT 国際出願制度における手続の課題に関する
調査研究報告書

平成 24 年 12 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

